

東海第二発電所

周辺監視区域，気象資料等の変更に伴う
東海第二発電所原子炉設置許可申請書の
変更について

周辺監視区域，気象資料等の変更に伴う
東海第二発電所原子炉設置許可申請書の変更について

周辺監視区域，気象資料等の変更に伴い，原子炉設置許可申請書の被ばく評価等に係る以下の記載箇所が変更となる。具体的な変更内容及び変更理由は添付資料1～添付資料4のとおりである。

- ・ 本文九号（気象資料変更に伴う平常運転時の公衆の被ばく評価結果の記載変更等）・・・【添付資料1】
- ・ 本文十号（気象資料変更に伴う設計基準事故時の公衆の被ばく評価の気象期間の記載変更等）・・・【添付資料1】
- ・ 添付書類六（気象資料の変更に伴う記載変更等）・・・【添付資料2】
- ・ 添付書類九（周辺監視区域，気象資料等の変更に伴う平常運転時の公衆の被ばく評価結果の記載変更等）・・・【添付資料3】
- ・ 添付書類十（気象資料等の変更に伴う設計基準事故時の公衆の被ばく評価結果の記載変更等）・・・【添付資料4】

また，以下については，参考資料1～参考資料3に示す。

- ・ 周辺監視区域変更及びコンクリート密度変更に伴う設置許可基準規則第二十九条（工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護）への影響について（参考資料1）
- ・ 被ばく評価に用いた気象資料の代表性（参考資料2）
- ・ 設計基準事故時等の周辺監視区域の変更に伴う線量評価への影響について（参考資料3）

東海第二発電所 新規制基準適合性確認比較表（本文九号）

【添付資料1】

既許可申請書	変更（案）	備考
<p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(1) 放射線防護に関する基本方針・具体的方法</p> <p>(v) 気体及び液体廃棄物の放出については、放出管理の目標値を定め、これを超えないように努める。</p> <p>なお、発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）は、通常運転時において原子炉施設からの直接ガンマ線（以下「直接線」という。）及びスカイシャインガンマ線（以下「スカイシャイン線」という。）による人の居住の可能性のある地域における空間放射線量率が十分に低減できるものとする。</p> <p>(2) 管理区域及び周辺監視区域の設定</p> <p>(i) 管理区域</p> <p>炉室、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の場所であって、その場所における外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」（以下「線量限度等を定める告示」という。）に定められた値を超えるか又はそのおそれのある区域はすべて管理区域とする。</p> <p>実際には部屋、建物その他の施設の配置及び管理上の便宜も考慮して、原子炉建屋、タービン建屋及びサービス建屋の一部、固体廃棄物貯蔵庫、廃棄物処理建屋、使用済燃料乾式貯蔵建屋、給水加熱器保管庫並びに固体廃棄物作業建屋等を管理区域とする。</p> <p>なお、新燃料搬入時、使用済燃料輸送時等、上記管理区域外において一時的に上記管理区域に係る値を超えるか又はそのおそれのある区域が生じた場合は、一時管理区域とする。</p>	<p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(1) 放射線防護に関する基本方針・具体的方法</p> <p>(v) 気体及び液体廃棄物の放出については、放出管理の目標値を定め、これを超えないように努める。</p> <p>なお、発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）は、通常運転時において原子炉施設からの直接γ線及びスカイシャインγ線による人の居住の可能性のある地域における空間放射線量率が十分に低減できるものとする。</p> <p>(2) 管理区域及び周辺監視区域の設定</p> <p>(i) 管理区域</p> <p>炉室、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の場所であって、その場所における外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」（以下「線量限度等を定める告示」という。）に定められた値を超えるか又はそのおそれのある区域はすべて管理区域とする。</p> <p>実際には部屋、建物その他の施設の配置及び管理上の便宜も考慮して、原子炉建屋、タービン建屋及びサービス建屋の一部、固体廃棄物貯蔵庫、廃棄物処理建屋、使用済燃料乾式貯蔵建屋、給水加熱器保管庫並びに固体廃棄物作業建屋等を管理区域とする。</p> <p>なお、新燃料搬入時、使用済燃料輸送時等、上記管理区域外において一時的に上記管理区域に係る値を超えるか又はそのおそれのある区域が生じた場合は、一時管理区域とする。</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 ・省略記載の削除 ・法令の改正に伴う記載の適正化

東海第二発電所 新規制基準適合性確認比較表（本文九号）

【添付資料1】

既許可申請書	変更（案）	備考
<p>ハ 周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果</p> <p>「線量目標値に関する指針」に基づき、気体廃棄物中の希ガスからのγ線、液体廃棄物中に含まれる放射性物質（よう素を除く。）並びに気体廃棄物中及び液体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量を、「線量目標値に対する評価指針」に従って評価する。</p> <p>(1) 線量の評価条件</p> <p>(i) 気体廃棄物中の放射性希ガスのγ線に起因する実効線量</p> <p>b. 気象条件</p> <p>気象条件は、現地における1981年4月から1982年3月までの観測による実測値を使用する。</p> <p>c. 計算地点</p> <p>実効線量の計算は、将来の集落の形成を考慮し、排気筒を中心として16方位に分割したうちの9方位、北側については周辺監視区域境界、西側については国道245号線、南側については独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究所の南側周辺監視区域境界のそれぞれの外側において行い、希ガスのγ線による実効線量が最大となる地点での線量を求める。</p> <p>(iii) 気体廃棄物中に含まれる放射性よう素に起因する実効線量</p> <p>c. 計算地点</p> <p>吸入摂取及び葉菜摂取については将来の集落の形成を考慮し、排気筒を中心として16方位に分割したうちの9方位、北側については周辺監視区域境界、西側については国道245号線、南側については独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究所の南側周辺監視区域境界のそれぞれの外側において、年平均地上空気中濃度が最大となる地点とする。また、牛乳摂取については実在する乳牛飼養地点のうち年平均地上空気中濃度が最大となる地点とする。</p> <p>(2) 線量の評価結果</p> <p>人の居住の可能性のある地点における気体廃棄物中の希ガスのγ線による実効線量、液体廃棄物中の放射性物質（よう素を除く。）による実効線量並びに気体廃棄物中及び液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量は、それぞれ年間約3.3μSv、年間約5.2μSv及び年間約0.4μSvとなり、合計は年間約9.0μSvである。</p> <p>この値は、「線量目標値に関する指針」に示される線量目標値の年間50μSvを下回る。</p> <p>なお、原子炉施設の設計及び管理によって、通常運転時において原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による空気カーマが、人の居住の可能性のある地域において年間50μGyを下回るようにする。</p>	<p>ハ 周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果</p> <p>「線量目標値に関する指針」に基づき、気体廃棄物中の希ガスからのγ線、液体廃棄物中に含まれる放射性物質（よう素を除く。）並びに気体廃棄物中及び液体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量を、「線量目標値に対する評価指針」に従って評価する。</p> <p>(1) 線量の評価条件</p> <p>(i) 気体廃棄物中の放射性希ガスのγ線に起因する実効線量</p> <p>b. 気象条件</p> <p>気象条件は、現地における2005年4月から2006年3月までの観測による実測値を使用する。</p> <p>c. 線量計算地点</p> <p>実効線量の計算は、将来の集落の形成を考慮し、排気筒を中心として16方位に分割したうちの11方位、北側については周辺監視区域境界、西側については国道245号線、南側については国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究所の南側周辺監視区域境界のそれぞれの外側において行い、希ガスのγ線による実効線量が最大となる地点での線量を求める。</p> <p>(iii) 気体廃棄物中に含まれる放射性よう素に起因する実効線量</p> <p>c. 線量計算地点</p> <p>実効線量の計算は、吸入摂取、葉菜摂取及び牛乳摂取の被ばく経路について将来の集落の形成を考慮し、排気筒を中心として16方位に分割したうちの11方位、北側については周辺監視区域境界、西側については国道245号線、南側については国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究所の南側周辺監視区域境界のそれぞれの外側において、年平均地上空気中濃度が最大となる地点で行う。</p> <p>(2) 線量の評価結果</p> <p>人の居住の可能性のある地点における気体廃棄物中の希ガスのγ線による実効線量、液体廃棄物中の放射性物質（よう素を除く。）による実効線量並びに気体廃棄物中及び液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量は、それぞれ年間約2.8μSv、年間約5.2μSv及び年間約0.4μSvとなり、合計は年間約8.4μSvである。</p> <p>この値は、「線量目標値に関する指針」に示される線量目標値の年間50μSvを下回る。</p> <p>なお、原子炉施設の設計及び管理によって、通常運転時において原子炉施設からの直接γ線及びスカイシャインγ線による空気カーマが、人の居住の可能性のある地域において年間50μGyを下回るようにする。</p>	<p>・①</p> <p>・②、③（周辺監視区域境界変更に伴う NNE 方位評価点の追加及び SSE 方位にある海を隔てた陸地（常陸那珂火力発電所）を評価点として追加）</p> <p>・乳牛の飼養地がなくなったため変更（葉菜摂取及び吸入摂取と同様の最大の濃度地点で代表）</p> <p>・④</p> <p>・①</p> <p>・③（周辺監視区域境界変更に伴う NNE 方位評価点の追加）</p> <p>・先行プラントの記載の反映</p> <p>・周辺監視区域の変更に伴う直接線及びスカイシャイン線の評価結果への影響はないことを確認している。（参考資料1参照）</p>

東海第二発電所 新規制基準適合性確認比較表（本文十号）

【添付資料1】

既許可申請書	変更（案）	備考
<p>十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>ロ 設計基準事故 事故に対処するために必要な設備並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(2) 解析条件</p> <p>(iii) 環境への放射性物質の異常な放出</p> <p>a. 放射性気体廃棄物処理施設の破損</p> <p>(f) 大気中に放出される希ガスは換気空調系の作動を考慮するので排気筒から放出されるものとする。放出された希ガスによるγ線空気カーマは、現地における1981年4月から1982年3月までの気象観測による実測値及び実効放出継続時間より求めた相対濃度に希ガスの全放出量を乗じて求める。</p> <p>b. 主蒸気管破断</p> <p>(v) 主蒸気隔離弁閉止後、主蒸気隔離弁を通して大気へ放出される核分裂生成物による非居住区域境界外で地表空气中濃度は、現地における1981年4月から1982年3月までの気象観測による実測値及び実効放出継続時間より求めた相対濃度に核分裂生成物の全放出量を乗じて求める。</p> <p>また、非居住区域境界外での希ガス及びハロゲン等によるγ線空気カーマは、現地における1981年4月から1982年3月までの気象観測による実測値及び実効放出継続時間より求めた相対濃度に希ガス及びハロゲン等の全放出量を乗じて求める。</p> <p>c. 燃料集合体の落下</p> <p>(l) 非居住区域境界外での地表空气中濃度は、現地における1981年4月から1982年3月までの気象観測による実測値及び実効放出継続時間より求めた相対濃度に核分裂生成物の全放出量を乗じて求める。</p> <p>(m) 非居住区域境界外での希ガスによるγ線空気カーマは、現地における1981年4月から1982年3月までの気象観測による実測値及び実効放出継続時間より求めた相対濃度に希ガスの全放出量を乗じて求める。</p> <p>d. 原子炉冷却材喪失</p> <p>(o) 非居住区域境界外での地表空气中濃度は、現地における1981年4月から1982年3月までの気象観測による実測値及び実効放出継続時間より求めた相対濃度に核分裂生成物の全放出量を乗じて求める。</p> <p>(p) 非居住区域境界外での希ガスによるγ線空気カーマは、現地における1981年4月から1982年3月までの気象観測による実測値及び実効放出継続時間より求めた相対濃度に希ガスの全放出量を乗じて求める。</p> <p>e. 制御棒落下</p> <p>(l) 非居住区域境界外での地表空气中濃度は、現地における1981年4月から1982年3月までの気象観測による実測値及び実効放出継続時間より求めた相対濃度に核分裂生成物の全放出量を乗じて求める。</p>	<p>十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>ロ 設計基準事故 事故に対処するために必要な設備並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(2) 解析条件</p> <p>(iii) 環境への放射性物質の異常な放出</p> <p>a. 放射性気体廃棄物処理施設の破損</p> <p>(f) 大気中に放出される希ガスは換気空調系の作動を考慮するので排気筒から放出されるものとする。放出された希ガスによるγ線空気カーマは、現地における2005年4月から2006年3月までの気象観測による実測値及び実効放出継続時間より求めた相対濃度に希ガスの全放出量を乗じて求める。</p> <p>b. 主蒸気管破断</p> <p>(v) 主蒸気隔離弁閉止後、主蒸気隔離弁を通して大気へ放出される核分裂生成物による非居住区域境界外で地表空气中濃度は、現地における2005年4月から2006年3月までの気象観測による実測値及び実効放出継続時間より求めた相対濃度に核分裂生成物の全放出量を乗じて求める。</p> <p>また、非居住区域境界外での希ガス及びハロゲン等によるγ線空気カーマは、現地における2005年4月から2006年3月までの気象観測による実測値及び実効放出継続時間より求めた相対濃度に希ガス及びハロゲン等の全放出量を乗じて求める。</p> <p>c. 燃料集合体の落下</p> <p>(l) 非居住区域境界外での地表空气中濃度は、現地における2005年4月から2006年3月までの気象観測による実測値及び実効放出継続時間より求めた相対濃度に核分裂生成物の全放出量を乗じて求める。</p> <p>(m) 非居住区域境界外での希ガスによるγ線空気カーマは、現地における2005年4月から2006年3月までの気象観測による実測値及び実効放出継続時間より求めた相対濃度に希ガスの全放出量を乗じて求める。</p> <p>d. 原子炉冷却材喪失</p> <p>(o) 非居住区域境界外での地表空气中濃度は、現地における2005年4月から2006年3月までの気象観測による実測値及び実効放出継続時間より求めた相対濃度に核分裂生成物の全放出量を乗じて求める。</p> <p>(p) 非居住区域境界外での希ガスによるγ線空気カーマは、現地における2005年4月から2006年3月までの気象観測による実測値及び実効放出継続時間より求めた相対濃度に希ガスの全放出量を乗じて求める。</p> <p>e. 制御棒落下</p> <p>(l) 非居住区域境界外での地表空气中濃度は、現地における2005年4月から2006年3月までの気象観測による実測値及び実効放出継続時間より求めた相対濃度に核分裂生成物の全放出量を乗じて求める。</p>	<p>・①</p>

添付1-3

東海第二発電所 新規制基準適合性確認比較表（本文十号）

【添付資料1】

既許可申請書	変更（案）	備考
<p>(m) 非居住区域境界外での希ガスによるγ線空気カーマは、現地における1981年4月から1982年3月までの気象観測による実測値及び実効放出継続時間より求めた相対濃度に希ガスの全放出量を乗じて求める。</p> <p>(3) 評価結果</p> <p>(v) 非居住区域境界外での実効線量については、主蒸気管破断の場合が最も大きく、約1.8×10^{-1} mSvであり、周辺の公衆に対し、著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。</p>	<p>(m) 非居住区域境界外での希ガスによるγ線空気カーマは、現地における2005年4月から2006年3月までの気象観測による実測値及び実効放出継続時間より求めた相対濃度に希ガスの全放出量を乗じて求める。</p> <p>(3) 評価結果</p> <p>(v) 非居住区域境界外での実効線量については、主蒸気管破断の場合が最も大きく、約1.8×10^{-1} mSvであり、周辺の公衆に対し、著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。</p>	<p>・①</p>

既許可申請書	変更（案）	備考
<p>5. 気象</p> <p>5.2 最寄りの気象官署の資料による一般的气象</p> <p>5.2.3 最寄りの気象官署における一般的气象⁽²⁾⁽³⁾</p> <p>(1) 一般的な気象</p> <p>水戸地方気象台、銚子地方気象台及び小名浜測候所における一般的気象に関する統計を第5.2-2表～第5.2-4表に示す。</p> <p>年平均気温、最高気温、最低気温、降水量、風速とも水戸地方気象台と小名浜測候所ではほぼ同様な値を示しているが、銚子地方気象台では冬期の最低気温がわずかに高くなっている。</p> <p>(2) 極値</p> <p>第5.2-2表～第5.2-4表に示した、最寄りの気象官署の気候表によると、この地域は必ずしも厳しい気象条件が現われる所ではなく、温和な気候を示している。</p> <p>これらの気象官署における観測開始から1980年までの極値を第5.2-5表～第5.2-31表に示す。これによれば各官署とも同程度の極値を示している。</p> <p>水戸地方気象台の観測記録によれば、日最高気温36.6℃（1967年8月11日）、日最低気温-12.7℃（1952年2月5日）、日最大降水量276.6mm（1938年6月29日）、最大積雪の深さ32cm（1945年2月26日）、最大瞬間風速44.2m/s（1939年8月5日）である。</p> <p>銚子地方気象台は、日最高気温35.3℃（1962年8月4日）、日最低気温-6.2℃（1970年1月17日）、日最大降水量311.4mm（1947年8月28日）、最大積雪の深さ17cm（1936年3月2日）、最大瞬間風速49.0m/s（1971年9月8日）である。</p> <p>（記載なし）</p>	<p>5. 気象</p> <p>5.2 最寄りの気象官署の資料による一般気象</p> <p>5.2.3 最寄りの気象官署における一般気象（5.2.4に係るものを除く。）⁽²⁾⁽³⁾</p> <p>(1) 一般的な気象</p> <p>水戸地方気象台、銚子地方気象台及び小名浜測候所における一般的気象に関する統計を第5.2-2表～第5.2-4表に示す。</p> <p>年平均気温、最高気温、最低気温、降水量、風速とも水戸地方気象台と小名浜測候所ではほぼ同様な値を示しているが、銚子地方気象台では冬期の最低気温がわずかに高くなっている。</p> <p>(2) 極値</p> <p>第5.2-2表～第5.2-4表に示した、最寄りの気象官署の気候表によると、この地域は必ずしも厳しい気象条件が現われる所ではなく、温和な気候を示している。</p> <p>これらの気象官署における観測開始から1980年までの極値を第5.2-5表～第5.2-31表に示す。これによれば各官署とも同程度の極値を示している。</p> <p>水戸地方気象台の観測記録によれば、日最高気温36.6℃（1967年8月11日）、日最低気温-12.7℃（1952年2月5日）、日最大降水量276.6mm（1938年6月29日）、最大積雪の深さ32cm（1945年2月26日）、最大瞬間風速44.2m/s（1939年8月5日）である。</p> <p>銚子地方気象台は、日最高気温35.3℃（1962年8月4日）、日最低気温-6.2℃（1970年1月17日）、日最大降水量311.4mm（1947年8月28日）、最大積雪の深さ17cm（1936年3月2日）、最大瞬間風速49.0m/s（1971年9月8日）である。</p> <p>5.2.4 発電用原子炉設置許可申請書（総室発第31号）に係る最寄りの気象官署における一般気象</p> <p>(1) 一般気象</p> <p>水戸地方気象台、銚子地方気象台及び小名浜特別地域気象観測所における一般気象に関する統計を第5.2-32表から第5.2-34表に示す。</p> <p>3官署のうち、年平均気温は水戸地方気象台と小名浜特別地域気象観測所の2官署はほぼ等しい値を示すが、銚子地方気象台は他の2官署よりも約2℃高く、年間降水量は250～300mm程度多い。また、年平均風速は水戸地方気象台と小名浜特別地域気象観測所はそれぞれ2.2m/s及び2.8m/sであるが、銚子地方気象台は5.7m/sと他の2官署の2倍以上の大きさとなっている。</p> <p>(2) 極値</p> <p>第5.2-35表から第5.2-52表に示す最寄りの気象官署の観測記録からみれば、この地域は比較的温暖であるがやや風が強い気象条件である。</p> <p>水戸地方気象台の観測記録によれば、最高気温38.4℃（1997年7月5日）、最低気温-12.7℃（1952年2月5日）、日最大降水量276.6mm（1938年6月29日）、積雪深さの月最</p>	<p>・③</p> <p>・①（新規制基準の適合性係る変更申請に関連する一般気象及び極値の追記（2012年までのデータに更新））</p>

①：気象期間の変更，②：気象設備の変更，③：記載の適正化

既許可申請書	変更（案）	備考
<p>(記載なし)</p>	<p>大値 32cm (1945 年 2 月 26 日) 及び最大瞬間風速 44.2m/s (1939 年 8 月 5 日) である。 銚子地方気象台の観測記録によれば、最高気温 35.3℃ (1962 年 8 月 4 日)、最低気温 -7.3℃ (1893 年 2 月 13 日)、日最大降水量 311.6mm (1947 年 8 月 28 日)、積雪深さの月最大値 17cm (1936 年 3 月 2 日) 及び最大瞬間風速 52.2m/s (2002 年 10 月 1 日) である。 小名浜特別地域気象観測所の観測記録によれば、最高気温 37.7℃ (1994 年 8 月 3 日)、最低気温 -10.7℃ (1952 年 2 月 5 日)、日最大降水量 227.2mm (1966 年 6 月 28 日)、積雪深さの月最大値 28cm (1945 年 2 月 26 日)、及び最大瞬間風速 48.1m/s (2002 年 10 月 1 日) である。</p> <p>5.2.5 その他の資料による一般気象</p> <p>5.2.5.1 竜巻</p> <p>気象庁「竜巻等の突風データベース」(1961～2012 年)によれば、「竜巻」及び「竜巻又はダウンバースト」の被害状況から推定した竜巻の規模は、茨城県において、最大で F3 である。</p> <p>5.2.5.2 森林火災</p> <p>森林火災検討に係る発電所の最寄りの気象観測所(水戸地方気象台)の気象データ(最高気温、最大風速、最大風速記録時の風向、最小湿度)(2007 年～2016 年)及び発電所の位置する茨城県の「消防防災年報」(茨城県 2006 年～2015 年)について、第 5.2-53 表に示す。また、森林火災発生件数の多い 12 月～5 月における最寄りの気象観測所(水戸地方気象台)及び発電所の気象データ(卓越風向)について、第 5.2-54 表に示す。</p>	<p>・①(新規制基準の適合性係る変更申請に関連する一般気象及び極値の追記(2012 年までのデータに更新))</p> <p>・新規制基準の適合性に係る竜巻及び森林火災における記載の反映</p>

既許可申請書	変更（案）	備考
<p>5.3 敷地での気象観測</p> <p>本発電所の安全解析に使用する気象条件を決める際の資料を得るため、本発電所敷地内に「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（以下「気象指針」という。）に基づき、気象設備を設置し、風向、風速、日射量、放射収支量、気温差等の観測を行っている。</p> <p>以上の観測に使用した気象測器の種類、設置位置及び観測期間を第5.3-1表に、観測点の配置を第5.3-1図及び第5.3-2図に示す。</p> <p>5.3.1 気象観測点の状況</p> <p>(1) 排気筒高さ付近を代表する風向風速の観測点</p> <p>東海第二発電所の排気筒高さ付近を代表する風向風速の資料を得るため、敷地内の平坦地（標高約8m）にある高さ約132m（標高約140m）の排気筒支持鉄塔を利用して、風向風速の観測を行った。</p> <p>なお、風向風速計は、排気筒の影響を考慮して、三方向に取付台を設け約8m排気筒から離れた位置に、それぞれ設置している。</p> <p>また、東海発電所の排気筒高さ付近を代表する風向風速の資料を得るため、東海発電所原子炉建屋屋上（標高約61m）に、高さ約10m（標高約71m）の支柱を設置し、風向風速の観測を行った。</p> <p>(2) 地上風を代表する観測点</p> <p>敷地を代表する地上風の資料を得るため、敷地内の平坦地（標高約8m）に高さ約10m（標高約18m）の鉄塔を設置し、風向風速の観測を行った。</p> <p>(3) 大気安定度を求めるための風速、日射量及び放射収支量の観測点（露場）</p> <p>大気安定度を求めるためには、平地での風速、日射量、放射収支量が必要である。風速については、地上風を代表する観測点で測定した風速を使用する。</p> <p>また、日射量及び放射収支量については、地上風を代表する観測点付近の平坦地（標高約8m）に設置した露場で観測を行った。なお、露場では降水量の観測も行った。</p> <p>(4) 気温差観測点</p> <p>高さ約132m（標高約140m）の排気筒支持鉄塔を利用して、気温、気温差の観測を行った。</p>	<p>5.3 敷地における気象観測</p> <p>発電所の安全解析に使用する気象条件を決める際の資料を得るため、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（以下「気象指針」という。）に基づき、発電所敷地内で風向、風速、日射量、放射収支量等の観測を行っている。</p> <p>以上の観測に使用した観測位置、気象測器の種類及び観測期間を第 5.3-1 表に、気象観測設備配置を第 5.3-1 図及び第 5.3-2 図に示す。</p> <p>5.3.1 気象観測点の状況</p> <p>(1) 排気筒高さ付近の風向風速を代表する観測点（A点、D点）</p> <p>排気筒高さ付近を代表する風向風速の資料を得るため、敷地内の平坦地（標高 8m）にドップラーソーダを設置し、東海発電所の排気筒高さに相当する標高 89m（地上高 81m）及び東海第二発電所の排気筒高さに相当する標高 148m（地上高 140m）の風向風速の観測を行った。この観測点は周囲の障害物の影響を受けることがなく、排気筒高さ付近の風向風速を代表している。</p> <p>(2) 地上風を代表する観測点（A点、D点）</p> <p>敷地を代表する地上風の資料を得るため、敷地内の平坦地（標高 8m）に高さ 10m の観測柱を設置し、標高 18m（地上高 10m）の風向風速の観測を行った。この観測点は周囲の障害物の影響を受けることがなく、平坦地であるので、敷地の地上風を代表している。</p> <p>(3) 大気安定度を求めるための風速、日射量及び放射収支量の観測点（A点、D点）</p> <p>大気安定度を求めるには、平地での風速、日射量及び放射収支量が必要である。風速については、地上風を代表する観測点（A点、D点）で観測した値を使用した。</p> <p>また、日射量及び放射収支量については、敷地内の平坦地に設置した露場の観測点（A点、D点）で観測した値を使用する。</p> <p>(削 除)</p>	<p>・③（先行プラント記載参考に反映）</p> <p>・②（気温差計の撤去（H6年に気象指針の観測項目から削除））</p> <p>・③（先行プラント記載参考に反映）</p> <p>・②（防潮堤設置に伴う気象観測設備の移設（A点⇒D点）しているため2地点を記載）</p> <p>・③（超音波風向風速計（排気筒風）からドップラーソーダへ変更）</p> <p>・②（気温差計の撤去（H6年に気象指針の観測項目から削除））</p>

既許可申請書	変更（案）	備考
<p>5.3.2 気象観測項目</p> <p>風 向 風 速：標高約140m（地上約132m）、標高約71m（地上約63m）及び標高約18m（地上約10m）</p> <p>気温及び気温差：標高約139m（地上約131m）、標高約110m（地上約102m）、標高約62m（地上約54m）、標高約17m（地上約9m）及び標高約10m（地上約1.5m）</p> <p>日 射 量：露 場</p> <p>放 射 収 支 量：露 場</p> <p>降 水 量：露 場</p> <p>（各観測、点の位置については、第5.3-1 図及び第5.3-2図を参照）</p> <p>5.3.3 気象測器</p> <p>観測に使用した気象測器は、「気象業務法」に基づく検定に合格したものである。</p> <p>なお、放射収支計及び温度差計は、気象庁の検定項目にないため、定期的に校正、検査を行っている。</p>	<p>5.3.2 気象観測項目</p> <p>風向、風速：A点、D点</p> <p>日 射 量：A点、D点</p> <p>放射収支量：A点、D点</p> <p>降 水 量：A点、D点</p> <p>気 温：A点、D点</p> <p>（各観測点の位置については第 5.3-1 図及び第 5.3-2 図参照）</p> <p>5.3.3 気象測器</p> <p>第 5.3-1 表に示す観測に使用した気象測器は、「気象業務法」に基づく気象庁検定に合格したものである。</p> <p>なお、放射収支計及びドップラーソーダについては、気象庁の検定項目にないため、放射収支計については年 1 回黒体炉による校正、ドップラーソーダについては年 1 回校正器による校正を行っている。</p>	<p>・②（防潮堤設置に伴う気象観測設備の移設（A点⇒D点）しているため2地点を記載）</p> <p>・③（先行プラント記載を参考に反映）</p> <p>・②（超音波風向風速計（排気筒風）からドップラーソーダへ変更）</p>

既許可申請書	変更（案）	既許可申請書
<p>5.4 敷地における気象観測結果 昭和56年4月から昭和57年3月までの1年間の敷地における観測結果を以下に示す。</p> <p>5.4.1 風向・風速 標高約140m、標高約71m及び標高約18mの高さにおける1年間の風向、風速の観測結果を以下に示す。</p> <p>(1) 風向 第5.4-1図～第5.4-9図に標高約140m、標高約71m及び標高約18mにおける年間及び月別の風配図を示す。 各点とも年間を通し北東よりの風が多いとともに、標高約140m、標高約71mでは北西、標高約18mでは西北西を中心とする風の出現が多くなっている。季節的にみると、4月～9月は北東、10月～3月は北西を中心とする風が多く、夏季には南よりの風も多い。 海から陸へ向かう海風はさほど発達しないが、陸から海へ向う陸風は比較的顕著である。</p> <p>(2) 風速 第5.4-10図～第5.4-18図に、標高約140m、標高約71m及び標高約18mにおける年間及び月別の風速階級別出現頻度と、年間の風速階級別累積出現頻度を示す。 各点の年平均風速は、標高約140mで約6.0m/s、標高約71mで約5.1m/s、標高約18mで約3.7m/sである。風速は2.5～5.4m/sの階級で出現が多く、高所ほど出現の中心が強風側に偏っている。</p>	<p>5.4 敷地における気象観測結果 2005年4月から2006年3月までの1年間の敷地における観測結果を以下に示す。なお、観測結果は観測点A点のものである。</p> <p>5.4.1 敷地を代表する風 敷地の地上風を代表する観測点（第5.3-2図、A点）の標高18m（地上高10m）における1年間の観測結果と、東海発電所の排気筒高さ付近の風を代表する観測点（第5.3-2図、A点）の標高89m（地上高81m）及び東海第二発電所の排気筒高さ付近の風を代表する観測点（第5.3-2図、A点）の標高148m（地上高140m）における1年間の観測結果を以下に示す。 なお、風向、風速の観測値を統計整理するに当たって、風速が0.5m/s未満のものは静穏として取り扱っている。</p> <p>(1) 風向 標高18m（地上高10m）、標高89m（地上高81m）及び標高148m（地上高140m）における年間及び月別の風配図を第5.4-1図から第5.4-5図に示す。 標高18m（地上高10m）における風向は、年間を通じておおむね北東及び西北西が多くなっている。 標高89m（地上高81m）及び標高148m（地上高140m）における風向は、年間を通じて北東及び北西が多くなっている。 標高18m（地上高10m）、標高89m（地上高81m）及び標高148m（地上高140m）における年間の低風速（0.5～2.0m/s）時の風配図を第5.4-6図に示す。 標高18m（地上高10m）における年間の低風速時の風向分布は、西北西が多くなっている。 標高89m（地上高81m）及び標高148m（地上高140m）における年間の低風速時の風向分布に、顕著な卓越風向はみられない。</p> <p>(2) 風速 標高18m（地上高10m）、標高89m（地上高81m）及び標高148m（地上高140m）における年間の風速別出現頻度及び風速別出現頻度累積を第5.4-7図に、月別の風速別出現頻度を第5.4-8図から第5.4-11図に示す。 標高18m（地上高10m）における年平均風速は3.1m/sで、1.5～2.4m/sの風速が最も多く、9.5m/s以上の風速は少ない。 標高89m（地上高81m）における年平均風速は5.1m/sで、3.5～4.4m/sの風速が最も多く、9.5m/s以上の風速は8.8%である。 標高148m（地上高140m）における年平均風速は5.4m/sで、2.5～3.4 m/sの風速が最も多いが、3.5～4.4m/sの風速も同程度多い。9.5m/s以上の風速は13.0%で、3高度中最も多い。 また、標高18m（地上高10m）、標高89m（地上高81m）及び標高148m（地上高140m）における静穏（風速0.5m/s未満）の年間出現頻度は、それぞれ1.7%、0.7%及び1.1%である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・① ・②（防潮堤設置に伴う気象観測設備の移設（A点⇒D点）しているため2地点を記載） ・③（先行プラント記載を参考に反映）

既許可申請書	変更（案）	既許可申請書
<p>(3) 静穏状態 風速0.5m/s未満の静穏状態の出現は、標高約140mで約0.7%、標高約71m及び標高約18mではともに約0.5%である。 同期間における静穏継続時間の出現頻度を第5.4-19図～第5.4-21図に示す。 これらの図から明らかなように、静穏状態の継続時間は、1時間が各標高でそれぞれ約92%、約93%及び約97%と多い。</p> <p>5.4.2 大気安定度 (1) 大気安定度の分類と出現頻度 日射量、放射収支量及び標高約18mの風速の観測資料をもとに、「気象指針」に従って大気安定度の分類を行った。第5.4-1表にこの分類表を示す。 なお、第5.4-1表中の「-」は、便宜上G型とし、A-B型はB型、B-C型はC型及びC-D型はD型として扱った。 年間及び月別の大気安定度出現頻度及び大気安定度別の標高約140m、標高約71m、標高約18mの風配図を第5.4-22図及び第5.4-23図～第5.4-25図に示す。 年間の出現頻度はA型～C型は約22%、D型が約56%、E型～G型は約22%となっている。 D型は年間を通じて出現が多く、A型～C型は春季と夏季に多い。また、E型～G型は年間を通じて20%前後の出現であるが、5月～7月にかけてやや出現が少ない。 A型～C型の時は陸側に吹く風が多く、E型～G型の時は海に吹く風が多くなっている。 D型の時は北東、北々東の風が多い。</p>	<p>(3) 同一風向継続時間 標高 18m（地上高 10m）、標高 89m（地上高 81m）及び標高 148m（地上高 140m）における年間の同一風向の継続時間別出現回数を第 5.4-1 表から第 5.4-3 表に示す。 標高 18m（地上高 10m）において同一風向が継続する時間は、2 時間以内が全体の約 81%、6 時間以内が全体の約 97% を占めている。長時間継続する傾向の強い風向は、北北東、北東及び西北西で、最長継続時間は北東の 18 時間である。 標高 89m（地上高 81m）において同一風向が継続する時間は、2 時間以内が全体の約 83%、6 時間以内が全体の約 98% を占めている。長時間継続する傾向の強い風向は、北東及び北西で、最長継続時間は北東の 30 時間である。 標高 148m（地上高 140m）において同一風向が継続する時間は、2 時間以内が全体の約 84%、6 時間以内が全体の約 98% を占めている。長時間継続する傾向の特に強い風向は北東で、最長継続時間は北東の 35 時間である。 また、標高 18m（地上高 10m）、標高 89m（地上高 81m）及び標高 148m（地上高 140m）における静穏状態の継続時間は、1 時間以内がそれぞれ約 82%、約 89%及び約 92%で、静穏状態からの継続時間はすべて 4 時間以内である。</p> <p>5.4.2 大気安定度 (1) 大気安定度の分類及び出現頻度 日射量、放射収支量及び標高 18m（地上高 10m）の風速の観測資料を基に「気象指針」に従って大気安定度の分類を行った。 年間及び月別の大気安定度出現頻度を第 5.4-12 図に、標高 18m（地上高 10m）、標高 89m（地上高 81m）及び標高 148m（地上高 140m）における年間の大気安定度別風配図を第 5.4-13 図から第 5.4-15 図に示す。 D型は年間を通じて出現頻度が多く、特に10月が60.3%で最も多く、7月及び9月も50%を超えている。A型からC型は5月、6月及び8月に、E型からG型は11月から1月にかけて多くなっている。 標高 18m（地上高 10m）における安定度別の風向の出現頻度は、不安定のA・B・C型は北東、南東から南南東及び西北西が 10%を超えている。中立のD型は北北東及び北東が多く、北東は 20%を超えている。安定のE・F・G型は西北西が多い。 標高 89m（地上高 81m）における安定度別の風向の出現頻度は、A・B・C型は北東から東、南南東から南及び西北西から北西が 10%前後で、D型は北東が特に多く、E・F・G型は北西が特に多い。 標高 148m（地上高 140m）における安定度別の風向の出現頻度は、A・B・C型は東及び南が 10%を超えている程度で特に多い風向はない。D型は北東が特に多くなっている。E・F・G型は西北西から北北西が 10%を超えているが、目立って多い風向はない。 大気安定度の継続時間別出現回数を第 5.4-4 表に示す。 不安定なA・B・C型が 10 時間以上継続する頻度は 9.5%、中立のD型が 10 時間以上継続する頻度は 10.3%、安定なE・F・G型が 10 時間以上継続する頻度は 32.0%である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・① ・②（防潮堤設置に伴う気象観測設備の移設（A点⇒D点）しているため2地点を記載） ・③（先行プラント記載を参考に反映）

既許可申請書	変更（案）	既許可申請書
<p>(2) 気温差</p> <p>地表から排気筒出口付近までの気温差出現頻度を第5.4-26図～第5.4-28図に示す。気温差の観測点は標高約139m－標高約110m、標高約110m－標高約62m及び標高約62m－標高約17mである。</p> <p>これによると、標高約139m－標高約110mでは$-0.5^{\circ}\text{C}/100\text{m}$程度の気温減率の出現が多く、標高約110m以下の層では$-1.0^{\circ}\text{C}/100\text{m}$程度の出現が多い。</p> <p>また、標高約110mに対して標高約139mがてい増側（逆転）にある頻度は約44%、標高約62mに対して標高約110mがてい増側にある頻度は約37%及び標高約17mに対して標高約62mがてい増側にある頻度は約36%である。</p> <p>5.4.3 観測結果からみた敷地の気象特性</p> <p>敷地における気象観測資料を解析した結果によると、敷地の気象特性として次のような点が挙げられる。</p> <p>(1) 敷地付近は北東及び西～北西よりの風の出現が多い。</p> <p>(2) 静穏が発生しても、それが継続することは少ない。</p> <p>(3) 低風速（$2\text{m}/\text{s}$以下）の出現は少なく、風は比較的強い。</p> <p>(4) 海風はさほど発達しないが、陸風は比較的顕著である。</p> <p>(5) 大気安定度はD型の出現が多く、比較的拡散幅の小さいE型、F型、G型の時は、海に向って吹く風が多い。また、拡散幅の大きいA型、B型、C型の時には、陸に向って吹く風が比較的多い。</p>	<p>(削 除)</p> <p>5.4.3 観測結果からみた敷地の気象特性</p> <p>敷地における気象観測資料を解析した結果によると、敷地の気象特性として次のような点があげられる。</p> <p>(1) 風向分布は、地上付近は西北西及び北東が、排気筒高さ付近は北西及び北東が多い。</p> <p>(2) 風速は、地上付近、排気筒高さ付近とも、北東が強い。</p> <p>(3) 地上付近、排気筒高さ付近とも静穏の出現頻度は少なく、また継続時間は短い。</p> <p>(4) 大気安定度は、D型の出現頻度が多い。また大気安定度ごとの風向は、地上付近ではA・B・C型は西北西及び南東が、D型は北東が多く、E・F・G型は西北西が多い。排気筒高さ付近ではA・B・C型は特に卓越した風向はなく、D型は北東が多い。E・F・G型は標高89m（地上高81m）では北西が多いが、標高148m（地上高140m）では特に多い風向はない。</p>	<p>既許可申請書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②（気温差計の撤去（H6年に気象指針の観測項目から削除）） ・③ ・①

既許可申請書	変更（案）	既許可申請書
<p>5.5 安全解析に使用する気象条件 安全解析に使用する気象条件は「5.3 敷地での気象観測」に述べた気象資料を使用し、「気象指針」により求める。</p> <p>5.5.1 観測期間の気象資料の代表性の検討 敷地において観測した昭和56年4月～昭和57年3月の1年間の気象資料により安全解析を行うに当たり、観測を行った1年間が、長期間の気象状態を代表しているかどうかの検討を行った。 代表性の検討は本発電所の近傍の気象官署の観測結果から、上記観測期間の1年間と過去10年間(昭和46年4月～昭和56年3月)の資料により検定を行った。検定法は、不良標本の棄却検定に関するF分布検定の手順に従った。 なお、気象官署は水戸地方気象台、銚子地方気象台、小名浜測候所を選び、検定項目は、風向出現頻度と風速階級出現頻度とした。 その結果を第5.5-1表～第5.5-4表に示すが、有意水準5%で棄却されたものは4個であり、2ヶ所以上の気象官署で同時に棄却されたものはなかった。これにより、安全解析に使用した気象資料はほぼ長期間の気象状態を代表している。</p> <p>5.5.2 放出源の有効高さ 平常運転時及び想定事故時に排気筒から放出される放射性物質の敷地周辺に及ぼす影響を評価するに当たって、大気拡散の計算に使用する放出源の有効高さは、建屋及び敷地周辺の地形の影響を考慮するため、以下のような風洞実験により求める。 風洞実験においては、縮尺1/2,000の建屋及び発電所周辺の地形模型を用い、平常運転時には、排気筒の地上高さに吹上げ高さを加えた高さから、また、想定事故時には、排気筒の地上高さからガスを排出し、風下地点における地表濃度を測定する。 その模型実験で得られた地表濃度の値が、線量等量評価地点以遠において平地実験による地表濃度の値を上回らない平地実験の排気筒高さを、放出源の有効高さとする。 排気筒の地上高さは設計では約140mであるが、以上の風洞実験により線量等量評価に用いる放出源の有効高さは、第5.5-5表のとおりとする</p> <p>5.5.3 平常運転時の被ばく評価に使用する気象条件 発電所の平常運転時に放出される放射性気体廃棄物の敷地周辺に及ぼす影響を評価するに当たっては、敷地内における昭和56年4月から昭和57年3月までの1年間の風向、風速及び大気安定度の観測資料から以下に示すパラメータを求めこれを用いる。</p>	<p>5.5 安全解析に使用する気象条件 安全解析に使用する気象条件は、「5.3 敷地における気象観測」に述べた気象資料を使用し、「気象指針」に従って統計整理し求めた。</p> <p>5.5.1 観測期間の気象条件の代表性の検討 敷地において観測した2005年4月から2006年3月までの1年間の気象資料により安全解析を行うに当たり、観測を行った1年間の気象状態が、長期間の気象状態と比較して特に異常でないかどうかの検討を行った。 風向出現頻度及び風速出現頻度について、敷地内A点の標高89m（地上高81m）及び標高148m（地上高140m）における10年間（欠測率の高い1999年4月～2000年3月の1年間を除く1994年4月～2005年3月）の資料により検定を行った。検定法は、不良標本の棄却検定に関するF分布検定の手順に従った。 その結果を第5.5-1表から第5.5-4表に示すが、有意水準5%で棄却されたものは標高89m（地上高81m）ではなし、標高148m（地上高140m）では27項目中2項目であった。これは安全解析に使用した観測期間の気象状態が長期間の気象状態と比較して特に異常でないことを示しており、この期間の気象資料を用いて平常運転時及び設計基準事故時の線量等の計算を行うことは妥当であることを示している。</p> <p>5.5.2 大気拡散の計算に使用する放出源の有効高さ (4) (5) 排気筒から放出される放射性物質が敷地周辺に及ぼす影響を評価するに当たって、大気拡散の計算に使用する放出源の有効高さは、建屋及び敷地周辺の地形の影響を考慮するため、以下のような風洞実験により求める。 風洞実験においては、縮尺1/2,000の建屋及び敷地周辺の地形模型を用い、排気筒高さに吹上げ高さを加えた高さからガスを排出し、風下地点における地表濃度を測定する。 その地形模型実験で得られた地表濃度の値が、平地実験による地表濃度の値に相当する排気筒高さを放出源の有効高さとする。 排気筒高さは、東海発電所排気筒は標高89m(地上高81m)、東海第二発電所排気筒は標高148m（地上高140m）であるが、上記の風洞実験により平常運転時の線量評価に用いる放出源の有効高さは第5.5-5表のとおりとする。 設計基準事故時において、原子炉冷却材喪失、放射性気体廃棄物処理施設の破損、燃料集合体の落下及び制御棒落下では、排気筒又は非常用ガス処理系排気筒からの吹上げを考慮せずに上記と同様の風洞実験を行い、放出源の有効高さを第5.5-5表のとおりとし、また、主蒸気管破断では地上放散とし放出源の有効高さを0mとする。</p> <p>5.5.3 大気拡散の計算に使用する気象条件 (1) 平常運転時 発電所の平常運転時に放出される放射性気体廃棄物の敷地周辺に及ぼす影響を評価するに当たっては、敷地内における2005年4月から2006年3月までの1年間の風向、風速及び大気安定度の観測資料から以下に示すパラメータを求め、これを用いる。</p>	<p>・① ・③（先行プラント記載を参考に反映）</p> <p>・風洞実験に係る参考資料を追加 ・③（先行プラント記載を参考に反映）</p>

既許可申請書	変更（案）	既許可申請書
<p>なお、風向、風速については、排気筒放出であるので、排気筒付近の風を代表する標高約140m（東海第二発電所）、標高約71m（東海発電所）の風向、風速とする。</p> <p>a. 風向別大気安定度別風速逆数の総和及び平均 風向別大気安定度別風速逆数の総和及び平均は次式により計算する。</p> $S_{ds} = \sum_{i=1}^N \frac{\delta_i}{U_i} \dots\dots\dots (5.5-1)$ $\bar{S}_{ds} = \frac{1}{N_{ds}} \cdot S_{ds} \dots\dots\dots (5.5-2)$ <p>S_{ds} : 風向別大気安定度別風速逆数の総和 (s/m) \bar{S}_{ds} : 風向別大気安定度別風速逆数の平均 (s/m) N : 年間の観測回数 (回) U_i : 毎回観測の風速 (m/s) δ_i : 風向 d, 大気安定度 s の場合 $\delta_i = 1$ その他の場合 $\delta_i = 0$ N_{ds} : 風向 d, 大気安定度 s の観測回数 (回)</p> <p>b. 風向出現頻度 風向出現頻度は (5.5-3) 式及び (5.5-4) 式によりそれぞれ計算する。</p> $f_d = \sum_{i=1}^N \frac{\delta_i}{N} \times 100 \dots\dots\dots (5.5-3)$ $f_{dr} = f_d + f_{d'} + f_{d''} \dots\dots\dots (5.5-4)$ <p>f_d : 風向 d の出現頻度 (%) N : 年間の観測回数 (回) δ_i : 風向が d の場合 $\delta_i = 1$, その他の場合 $\delta_i = 0$ $f_{d'}, f_{d''}$: 風向が d に隣接する風向 d', d'' の出現頻度 (%) f_{dr} : 風向 d, d', d'' の出現頻度の和 (%)</p> <p>静穏時については、風速は0.5m/sとし、風向別大気安定度別出現回数は、静穏時の大気安定度別出現回数を風速0.5~2.0m/sの風向出現頻度に応じて比例配分して求める。 また、欠測については、欠測を除いた期間について得られた統計が、欠測時間についても成立つものとする。</p>	<p>なお、風向、風速については東海第二発電所の排気筒高さ付近の風を代表する標高148m（地上高140m）及び東海発電所の排気筒高さ付近の風を代表する標高89m（地上高81m）の風向、風速とする。</p> <p>a. 風向別大気安定度別風速逆数の総和及び平均 風向別大気安定度別風速逆数の総和及び平均は、(5.5-1) 式、(5.5-2) 式によりそれぞれ計算する。</p> $S_{d,s} = \sum_{i=1}^N \frac{a_s \delta_i}{U_i} \dots\dots\dots (5.5-1)$ $\bar{S}_{d,s} = \frac{1}{N_{d,s}} \cdot S_{d,s} \dots\dots\dots (5.5-2)$ <p>ここで、 $S_{d,s}$: 風向別大気安定度別風速逆数の総和 (s/m) $\bar{S}_{d,s}$: 風向別大気安定度別風速逆数の平均 (s/m) N : 実観測回数 (回) U_i : 時刻 i における風速 (m/s) $a_s \delta_i$: 時刻 i において風向 d, 大気安定度 s の場合 $a_s \delta_i = 1$ その他の場合 $a_s \delta_i = 0$ $N_{d,s}$: 風向 d, 大気安定度 s の総出現回数 (回)</p> <p>b. 風向出現頻度 風向出現頻度は (5.5-3) 式及び (5.5-4) 式によりそれぞれ計算する。</p> $f_d = \sum_{i=1}^N \frac{a \delta_i}{N} \times 100 \dots\dots\dots (5.5-3)$ $f_{dr} = f_d + f_{d'} + f_{d''} \dots\dots\dots (5.5-4)$ <p>ここで、 f_d : 風向 d の出現頻度 (%) N : 実観測回数 (回) $a \delta_i$: 時刻 i において風向が d の場合 $a \delta_i = 1$ その他の場合 $a \delta_i = 0$ $f_{d'}, f_{d''}$: 風向 d に隣接する風向 d', d'' の出現頻度 (%) f_{dr} : 風向 d, d', d'' の出現頻度の和 (%)</p> <p>静穏時については、風速は 0.5m/s とし、風向別大気安定度別出現回数は、静穏時の大気安定度別出現回数を風速 0.5~2.0m/s の風向出現頻度に応じて比例配分して求める。 また、欠測については、欠測を除いた期間について得られた統計が、欠測期間についても成り立つものとする。</p>	<p>・③（先行プラント記載を参考に反映）</p>

添付2-9

既許可申請書	変更（案）	既許可申請書
<p>以上の計算から求めた標高約140m及び標高約71mの風向別大気安定度別風速逆数の総和を第5.5-6表に、風向別大気安定度別風速逆数の平均及び風向別風速逆数の平均を第5.5-7表に、風向出現頻度を第5.5-8表に示す。なお、第5.5-8表に風速0.5～2.0m/sの風向出現頻度も示す。</p> <p>5.5.4 想定事故時の線量当量評価に使用する気象条件</p> <p>発電所の想定する事故時に放出される放射性物質が、発電所周辺の公衆に及ぼす影響を評価するに当たって、放射性物質の拡散状態を推定するために必要な気象条件については、現地における出現頻度からみて、これより悪い条件がめつたに現れないと言えるものを選ばなければならない。</p> <p>そこで評価に用いる放射性物質の相対濃度（χ/Q）を、敷地における昭和56年4月から昭和57年3月までの1年間の観測データ（排気筒からの放出に対しては標高約140m、地上放出に対しては標高約18m）を使用して求めた。すなわち、次式に示すように風向、風速、大気安定度及び実効放出継続時間を考慮したχ/Qを求め、方位別にその値の小さい方から大きい方へ累積頻度を求め、年間データ数に対する出現頻度（%）で表わすことにする。横軸にχ/Qを、縦軸に累積出現頻度をと、着目方位ごとにχ/Qの累積出現頻度分布を書き、この分布から、累積出現頻度が97%に相当するχ/Qを方位別に求め、そのうち最大のものを安全解析に使用する相対濃度とする。</p> <p>ただし、χ/Qの計算の着目地点は、各方位とも非居住区域（周辺監視区域及び日本原子力研究所等の周辺監視区域）境界までの距離とし、着目地点以遠でχ/Qが最大になる場合は、そのχ/Qを着目地点の当該時刻のχ/Qとする。</p> $\chi/Q = \frac{1}{T} \sum_{i=1}^T (\chi/Q)_i \cdot \delta_i$ <p>χ/Q : 実効放出継続時間中の相対濃度（s/m³） T : 実効放出継続時間（h） $(\chi/Q)_i$: 時刻 i における相対濃度（s/m³） δ_i : 時刻 i において風向が当該方位にあるとき $\delta_i = 1$ 時刻 i において風向が他の方位にあるとき $\delta_i = 0$</p> <p>ここで、原子炉冷却材喪失及び制御棒落下での$(\chi/Q)_i$の計算に当たっては、次により行う。</p>	<p>以上の計算から求めた風向別大気安定度別風速逆数の総和を第5.5-6表及び第5.5-9表に、風向別大気安定度別風速逆数の平均及び風向別風速逆数の平均を第5.5-7表及び第5.5-10表に、風向出現頻度及び風速0.5～2.0m/sの風向出現頻度を第5.5-8表及び第5.5-11表に示す。</p> <p>(2) 設計基準事故時</p> <p>設計基準事故時に放出される放射性物質が、敷地周辺の公衆に及ぼす影響を評価するに当たって、放射性物質の拡散状態を推定するために必要な気象条件については、現地における出現頻度からみて、これより悪い条件がめつたに現れないと言えるものを選ばなければならない。</p> <p>そこで、線量等の評価に用いる放射性物質の相対濃度（以下「χ/Q」という。）を、標高18m（地上高10m）及び標高148m（地上高140m）における2005年4月から2006年3月までの1年間の観測データを使用して求めた。すなわち、(5.5-5)式に示すように、風向、風速、大気安定度及び実効放出継続時間を考慮したχ/Qを陸側方位について求め、方位別にその値の小さい方から累積頻度を年間のデータ数に対する出現頻度（%）として表わすことにする。横軸にχ/Qを、縦軸に累積出現頻度をと、着目方位ごとにχ/Qの累積出現頻度分布を描き、この分布から、累積出現頻度が97%に当たるχ/Qを方位別に求める。</p> <p>ただし、χ/Qの計算の着目地点は、各方位とも非居住区域（周辺監視区域及び原子力科学研究所等の周辺監視区域）境界までの距離とし、着目地点以遠でχ/Qが最大になる場合は、そのχ/Qを着目地点における当該時刻のχ/Qとする。</p> $\chi/Q = \frac{1}{T} \sum_{i=1}^T (\chi/Q)_i \cdot \delta_i \quad \dots\dots\dots (5.5-5)$ <p>ここで、 χ/Q : 実効放出継続時間中の相対濃度（s/m³） T : 実効放出継続時間（h） $(\chi/Q)_i$: 時刻 i における相対濃度（s/m³） δ_i : 時刻 i において風向が当該方位にあるとき $\delta_i = 1$ 時刻 i において風向が他の方位にあるとき $\delta_i = 0$</p> <p>$(\chi/Q)_i$の計算に当たっては、原子炉冷却材喪失及び制御棒落下の場合、当該方位における放射性物質の全量が一方位内のみに一様分布すると仮定して(5.5-6)式で計算し、放射性気体廃棄物処理施設の破損及び燃料集合体の落下の場合、方位内で風向軸が一定と仮定して(5.5-7)式で計算する。</p>	<p>既許可申請書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・③（先行プラント記載を参考に反映） ・① ・③（先行プラント記載を参考に反映） ・組織名称の変更 ・③（先行プラント記載を参考に反映）

添付2-10

既許可申請書	変更（案）	既許可申請書
<p> $(\chi/Q)_i = \frac{2.032}{\sigma_{y_i} \cdot U_i \cdot X} \exp\left(-\frac{H^2}{2\sigma_{z_i}^2}\right)$ </p> <p> σ_{y_i} : 時刻 i における濃度分布の z 方向の拡がりのパラメータ (m)</p> <p> U_i : 時刻 i における風速 (m/s)</p> <p> X : 放出点から着目地点までの距離 (m)</p> <p> H : 放出源の有効高さ (m)</p> <p> また、放射性気体廃棄物処理施設の破損及び燃料集合体の落下での $(\chi/Q)_i$ の計算に当たっては、次により行う。 </p> <p> $(\chi/Q)_i = \frac{1}{\pi \cdot \sigma_{y_i} \cdot \sigma_{z_i} \cdot U_i} \cdot \exp\left(-\frac{H^2}{2\sigma_{z_i}^2}\right)$ </p> <p> σ_{z_i} : 時刻 i における濃度分布の y 方向の拡がりのパラメータ (m)</p> <p> 更に、主蒸気管破断（主蒸気隔離弁閉止後）での $(\chi/Q)_i$ の計算に当たっては、建屋等の影響を考慮して次により行う。 </p> <p> $(\chi/Q)_i = \frac{2.032}{\Sigma_{z_i} \cdot U_i \cdot X} \cdot \exp\left(-\frac{H^2}{2\Sigma_{z_i}^2}\right)$ </p> <p> $\Sigma_{z_i} = (\sigma_{z_i}^2 + C \cdot A / \pi)^{1/2}$ </p> <p> C : 形状係数</p> <p> A : 建屋等の風向方向の投影面積 (m²)</p> <p> 方位別 χ/Q の累積出現頻度の求める時、静穏の場合には風速を 0.5m/s として計算し、その風向は静穏出現前の風向を使用する。 </p> <p> 実効放出継続時間は、事故期間中の放射性物質の全放出量を 1 時間当たりの最大放出量で除することにより求められる。ここでは、想定する事故の種類によって出現率に変化があるので、放出モードを考慮して次の値を用いた。 </p>	<p> 変更（案） </p> <p> $(\chi/Q)_i = \frac{2.032}{\sigma_{y_i} \cdot U_i \cdot x} \exp\left(-\frac{H^2}{2\sigma_{z_i}^2}\right) \dots\dots\dots (5.5-6)$ </p> <p> $(\chi/Q)_i = \frac{1}{\pi \cdot \sigma_{y_i} \cdot \sigma_{z_i} \cdot U_i} \exp\left(-\frac{H^2}{2\sigma_{z_i}^2}\right) \dots\dots\dots (5.5-7)$ </p> <p> ここで、 </p> <p> σ_{y_i} : 時刻 i における濃度分布の水平方向の拡がりのパラメータ (m)</p> <p> σ_{z_i} : 時刻 i における濃度分布の垂直方向の拡がりのパラメータ (m)</p> <p> U_i : 時刻 i における風速 (m/s)</p> <p> H : 放出源の有効高さ (m)</p> <p> x : 放出地点から着目地点までの距離 (m)</p> <p> さらに、主蒸気管破断（主蒸気隔離弁閉止後）の場合、建屋等の影響を考慮して (5.5-8) 式で計算する。 </p> <p> $(\chi/Q)_i = \frac{2.032}{\Sigma_{z_i} \cdot U_i \cdot x} \exp\left(-\frac{H^2}{2\Sigma_{z_i}^2}\right) \dots\dots\dots (5.5-8)$ </p> <p> ここで、 </p> <p> $\Sigma_{z_i} = (\sigma_{z_i}^2 + C \cdot A / \pi)^{1/2}$ </p> <p> C : 形状係数 (-)</p> <p> A : 建屋等の風向方向の投影面積 (m²)</p> <p> 方位別 χ/Q の累積出現頻度を求めるとき、静穏の場合には風速を 0.5m/s として計算し、その風向は静穏出現前の風向を使用する。 </p> <p> 実効放出継続時間としては、放射性よう素の事故期間中の全放出量を 1 時間当たりの最大放出量で除して求めた値を用いる。計算に使用する風向、風速は、排気筒又は非常用ガス処理系排気筒からの放出の場合は、排気筒高さ付近の風を代表する標高 148m（地上高 140m）の風向、風速とする。放出源の有効高さは、吹上げ高さを考慮せずに陸側各方位について風洞実験により求めた第 5.5-5 表の値を使用する。また、タービン建屋から直接放出される場合は、地表付近の風を代表する標高 18m（地上高 10m）の風向、風速とする。 </p>	<p> 既許可申請書 </p> <p> ・③（先行プラント記載を参考に反映） </p>

添付2-11

既許可申請書	変更（案）	既許可申請書																		
<table border="1" data-bbox="300 185 875 411"> <thead> <tr> <th>事故名</th> <th>よう素</th> <th>希ガス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材喪失</td> <td>24 h</td> <td>24 h</td> </tr> <tr> <td>放射性気体廃棄物処理施設の破損</td> <td>—</td> <td>1 h</td> </tr> <tr> <td>主蒸気管破断（主蒸気隔離弁閉止後）</td> <td>20 h</td> <td>1 h</td> </tr> <tr> <td>燃料集合体の落下</td> <td>5 h</td> <td>15 h</td> </tr> <tr> <td>制御棒落下</td> <td>24 h</td> <td>12 h</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="210 459 987 520">また、建屋等の風向方向の投影面積としては、計算の便宜上最小投影面積4,500m²を使用し、形状係数としては0.5を用いる。</p> <p data-bbox="210 528 987 624">なお、想定する事故時の放射性雲からのγ線による線量については、χ/Qの代わりに空間濃度分布とγ線による線量当量計算モデルを組み合わせたD/Q（相対線量、γ線エネルギー0.5MeV）を用いて同様に求める。</p> <p data-bbox="210 735 987 796">以上の方法により陸側方向について求めた方位別χ/Q及びD/Qの累積出現頻度を第5.5-1図（1）～（8）に示す。</p> <p data-bbox="210 804 987 865">また、想定する事故時の線量当量評価に使用するχ/Q及びD/Qは、累積出現頻度が97%に相当する方位別の値のうち最も大きい値とし、第5.5-9表に示す。</p> <p data-bbox="159 943 293 965">5.6 参考文献</p> <ol data-bbox="159 975 987 1134" style="list-style-type: none"> 「日本の気候」（昭和33年9月，和護持夫監修） 「日本気候表 その2 地点別月別平均値（1951-1980）」（昭和57年2月，気象庁編集） 「日本気候表 その3 おもな気象要素についての極値と順位（観測開始から1980年まで）」（昭和57年1月，気象庁編集） 	事故名	よう素	希ガス	原子炉冷却材喪失	24 h	24 h	放射性気体廃棄物処理施設の破損	—	1 h	主蒸気管破断（主蒸気隔離弁閉止後）	20 h	1 h	燃料集合体の落下	5 h	15 h	制御棒落下	24 h	12 h	<p data-bbox="1016 185 1211 207">（第5.5-12表に記載）</p> <p data-bbox="1043 459 1821 520">建屋等の風向方向の投影面積としては、計算の便宜上、最小投影面積である4,500m²を使用し、形状係数としては0.5を用いる。</p> <p data-bbox="1043 528 1821 719">また、放射性雲からのγ線による空気カーマについては、χ/Qの代わりに空間濃度分布とγ線による空気カーマ計算モデルを組み合わせた相対線量（以下「D/Q」という。）をχ/Qと同様な方法で求めて使用する。この場合の実効放出継続時間としては、放射性希ガスの事故期間中の全放出量を1時間当たりの最大放出量で除して求めた値を用いる。ただし、実効放出継続時間が8時間を超える場合でも方位内で風向軸が一定と仮定して計算する。γ線による空気カーマ計算には、添付書類九の（5.1-1）式を使用する。</p> <p data-bbox="1043 727 1821 788">以上の方法により、陸側方向について求めた方位別χ/Q及びD/Qの累積出現頻度を第5.5-1図から第5.5-8図に示す。</p> <p data-bbox="1043 804 1821 865">このうち、設計基準事故時の線量の評価に用いるχ/Q及びD/Qは、線量が最大となる方位の値を使用する。安全評価に使用するχ/Q及びD/Qを第5.5-12表に示す。</p> <p data-bbox="1003 943 1137 965">5.6 参考文献</p> <ol data-bbox="1003 975 1821 1294" style="list-style-type: none"> 「日本の気候」（昭和33年9月，和達清夫監修） 「日本気候表 その2 地点別月別平均値（1951-1980）」（昭和57年2月，気象庁編集） 「日本気候表 その3 おもな気象要素についての極値と順位（観測開始から1980年まで）」（昭和57年1月，気象庁編集） 「（社）日本原子力学会標準 発電用原子炉施設の安全解析における放出源の有効高さを求めるための風洞実験実施基準」（2003年6月，社団法人 日本原子力学会） 「東海第二発電所大気拡散風洞実験報告書」（平成25年12月，三菱重工株式会社） 	<p data-bbox="1854 217 2087 277">・③（先行プラント記載を参考に反映）</p> <p data-bbox="1854 1174 2087 1197">・風洞実験実施基準を追記</p> <p data-bbox="1854 1278 2087 1300">・風洞実験報告書の追記</p>
事故名	よう素	希ガス																		
原子炉冷却材喪失	24 h	24 h																		
放射性気体廃棄物処理施設の破損	—	1 h																		
主蒸気管破断（主蒸気隔離弁閉止後）	20 h	1 h																		
燃料集合体の落下	5 h	15 h																		
制御棒落下	24 h	12 h																		

添付2-12

既許可申請書

変更 (案)

備考

(記載なし)

第5.2-32表 気候表「概要」(水戸地方気象台)

気象庁資料による

要素	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年	統計期間
平均気温(°C)		3.0	3.6	6.7	12.0	16.4	19.7	23.5	25.2	21.7	16.0	10.4	5.4	13.6	1981~2010年
最高気温の平均(°C)		9.0	9.4	12.2	17.5	21.3	23.8	27.6	29.6	25.8	20.8	16.0	11.4	18.7	1981~2010年
最低気温の平均(°C)		-2.2	-1.5	1.6	6.7	12.0	16.3	20.3	21.9	18.3	11.8	5.4	2.0	9.2	1981~2010年
相対湿度(%)		64	64	67	71	75	81	83	81	81	79	75	69	74	1981~2010年
日照時間(Hr)		4.2	5.1	6.2	6.6	7.4	8.4	8.2	7.2	7.7	6.6	5.5	4.1	6.4	1981~2010年
全天日射量 (MJ/m ²)		186.3	167.8	173.9	176.6	176.4	129.4	140.9	175.6	127.9	141.5	148.4	177.2	1921.7	1981~2010年
風速(m/s)	平均	2.0	2.3	2.5	2.6	2.4	2.3	2.2	2.3	2.2	2.0	1.8	1.9	2.2	1981~2010年
	日最大	20.8	21.7	19.6	20.7	20.0	19.0	19.3	28.1	25.5	28.3	27.3	18.5	28.3	1897~2012年
最多風向	NW	NW	NW	N	N	E	E	E	ENE	ENE	NNE	NW	NW	NW	1981~2010年
降雪量(mm)		51.0	59.4	107.6	115.5	133.3	143.2	134.0	131.8	181.3	157.5	79.1	46.1	1358.8	1981~2010年
降雪の深さの合計(cm)		5	7	2	0	—	—	—	—	—	—	—	1	16	1981~2010年
大雪現象	不照	3.1	3.8	5.6	5.2	5.2	7.4	6.3	3.4	5.8	5.8	4.6	3.2	50.4	1981~2010年
	雪	3.6	4.2	2.6	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	1.3	12.0	1981~2010年
	霧	1.3	1.4	2.4	3.4	3.6	4.4	5.1	3.4	2.7	3.2	3.5	2.0	36.4	1981~2010年
	霜	0.1	0.2	0.5	1.5	2.3	1.9	3.4	3.5	2.0	0.8	0.2	0.3	16.7	1981~2010年

注) 露降の高さ 29.3 m
風速計の地上高 14.0 m

・① (新規制基準の適合性に係る変更申請に関連する一般気象及び極値の追記 (2012 年までのデータに更新))

既許可申請書		変更 (案)												備考																																																																																																																																																																																																																																																																														
(記載なし)		<p style="text-align: center;">気象庁資料による</p> <p style="text-align: center;">第5.2-33表 気候表[概要] (鈍子地方気象台)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>年</th> <th>統計期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均気温(°C)</td> <td>6.4</td> <td>6.6</td> <td>9.1</td> <td>13.3</td> <td>15.9</td> <td>19.5</td> <td>22.9</td> <td>25.2</td> <td>23.0</td> <td>18.7</td> <td>14.0</td> <td>9.2</td> <td>15.4</td> <td>1981~2010年</td> </tr> <tr> <td>最高気温の平均(°C)</td> <td>9.9</td> <td>9.8</td> <td>12.2</td> <td>16.4</td> <td>19.9</td> <td>22.3</td> <td>25.9</td> <td>28.1</td> <td>25.4</td> <td>21.1</td> <td>16.9</td> <td>12.5</td> <td>18.4</td> <td>1981~2010年</td> </tr> <tr> <td>最低気温の平均(°C)</td> <td>2.7</td> <td>3.0</td> <td>5.9</td> <td>10.3</td> <td>14.2</td> <td>17.2</td> <td>20.7</td> <td>23.0</td> <td>21.0</td> <td>16.3</td> <td>10.7</td> <td>5.4</td> <td>12.5</td> <td>1981~2010年</td> </tr> <tr> <td>相対湿度(%)</td> <td>62</td> <td>63</td> <td>68</td> <td>75</td> <td>81</td> <td>88</td> <td>90</td> <td>87</td> <td>84</td> <td>75</td> <td>71</td> <td>65</td> <td>76</td> <td>1981~2010年</td> </tr> <tr> <td>雲量</td> <td>5.0</td> <td>5.7</td> <td>0.7</td> <td>6.7</td> <td>7.5</td> <td>8.4</td> <td>8.0</td> <td>6.5</td> <td>7.4</td> <td>6.9</td> <td>6.1</td> <td>4.9</td> <td>6.6</td> <td>1981~2010年</td> </tr> <tr> <td>日照時間(hr)</td> <td>173.5</td> <td>154.4</td> <td>161.2</td> <td>176.9</td> <td>173.6</td> <td>135.8</td> <td>165.0</td> <td>220.6</td> <td>150.3</td> <td>140.5</td> <td>138.3</td> <td>165.0</td> <td>1959.9</td> <td>1981~2010年</td> </tr> <tr> <td>全天日射量 MJ/m²</td> <td>8.9</td> <td>10.9</td> <td>13.0</td> <td>16.4</td> <td>17.9</td> <td>16.3</td> <td>17.7</td> <td>19.1</td> <td>13.8</td> <td>10.6</td> <td>8.5</td> <td>7.9</td> <td>13.4</td> <td>1981~2010年</td> </tr> <tr> <td>風速(m/s)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平均</td> <td>5.7</td> <td>6.0</td> <td>6.4</td> <td>6.0</td> <td>5.6</td> <td>5.0</td> <td>5.2</td> <td>5.1</td> <td>5.9</td> <td>6.1</td> <td>5.5</td> <td>5.4</td> <td>5.7</td> <td>1996~2010年</td> </tr> <tr> <td>最大</td> <td>28.3</td> <td>34.8</td> <td>34.2</td> <td>24.4</td> <td>25.1</td> <td>26.0</td> <td>31.9</td> <td>30.0</td> <td>48.0</td> <td>43.3</td> <td>31.5</td> <td>28.5</td> <td>48.0</td> <td>1837~2012年</td> </tr> <tr> <td>最多風向</td> <td>WNW</td> <td>WNW</td> <td>NNE</td> <td>SSW</td> <td>SSW</td> <td>SSW</td> <td>SSW</td> <td>SSW</td> <td>NNE</td> <td>NNE</td> <td>NNE</td> <td>WNW</td> <td>NNE</td> <td>1986~2010年</td> </tr> <tr> <td>降水量(mm)</td> <td>91.6</td> <td>88.9</td> <td>158.0</td> <td>126.7</td> <td>132.8</td> <td>168.7</td> <td>118.9</td> <td>100.6</td> <td>220.7</td> <td>234.6</td> <td>129.6</td> <td>78.9</td> <td>1659.8</td> <td>1981~2010年</td> </tr> <tr> <td>降雪の深さの合計(cm)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1981~2010年</td> </tr> <tr> <td>不凍</td> <td>4.4</td> <td>5.0</td> <td>0.1</td> <td>5.2</td> <td>5.2</td> <td>7.1</td> <td>5.5</td> <td>2.5</td> <td>5.6</td> <td>6.1</td> <td>5.3</td> <td>3.9</td> <td>62.0</td> <td>1981~2010年</td> </tr> <tr> <td>雪</td> <td>2.3</td> <td>2.6</td> <td>1.1</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.1</td> <td>6.1</td> <td>1981~2010年</td> </tr> <tr> <td>霧</td> <td>0.4</td> <td>0.5</td> <td>1.3</td> <td>2.8</td> <td>5.2</td> <td>9.8</td> <td>11.8</td> <td>6.8</td> <td>2.3</td> <td>0.9</td> <td>1.1</td> <td>0.6</td> <td>43.7</td> <td>1981~2010年</td> </tr> <tr> <td>霈</td> <td>0.9</td> <td>0.7</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> <td>1.1</td> <td>1.2</td> <td>1.8</td> <td>1.4</td> <td>1.0</td> <td>1.1</td> <td>0.9</td> <td>13.8</td> <td>1981~2010年</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">注) 露降の層高 20.1 m 風速計の地上高 28.2 m</p>												要素	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年	統計期間	平均気温(°C)	6.4	6.6	9.1	13.3	15.9	19.5	22.9	25.2	23.0	18.7	14.0	9.2	15.4	1981~2010年	最高気温の平均(°C)	9.9	9.8	12.2	16.4	19.9	22.3	25.9	28.1	25.4	21.1	16.9	12.5	18.4	1981~2010年	最低気温の平均(°C)	2.7	3.0	5.9	10.3	14.2	17.2	20.7	23.0	21.0	16.3	10.7	5.4	12.5	1981~2010年	相対湿度(%)	62	63	68	75	81	88	90	87	84	75	71	65	76	1981~2010年	雲量	5.0	5.7	0.7	6.7	7.5	8.4	8.0	6.5	7.4	6.9	6.1	4.9	6.6	1981~2010年	日照時間(hr)	173.5	154.4	161.2	176.9	173.6	135.8	165.0	220.6	150.3	140.5	138.3	165.0	1959.9	1981~2010年	全天日射量 MJ/m ²	8.9	10.9	13.0	16.4	17.9	16.3	17.7	19.1	13.8	10.6	8.5	7.9	13.4	1981~2010年	風速(m/s)															平均	5.7	6.0	6.4	6.0	5.6	5.0	5.2	5.1	5.9	6.1	5.5	5.4	5.7	1996~2010年	最大	28.3	34.8	34.2	24.4	25.1	26.0	31.9	30.0	48.0	43.3	31.5	28.5	48.0	1837~2012年	最多風向	WNW	WNW	NNE	SSW	SSW	SSW	SSW	SSW	NNE	NNE	NNE	WNW	NNE	1986~2010年	降水量(mm)	91.6	88.9	158.0	126.7	132.8	168.7	118.9	100.6	220.7	234.6	129.6	78.9	1659.8	1981~2010年	降雪の深さの合計(cm)	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	0	0	1	1981~2010年	不凍	4.4	5.0	0.1	5.2	5.2	7.1	5.5	2.5	5.6	6.1	5.3	3.9	62.0	1981~2010年	雪	2.3	2.6	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	6.1	1981~2010年	霧	0.4	0.5	1.3	2.8	5.2	9.8	11.8	6.8	2.3	0.9	1.1	0.6	43.7	1981~2010年	霈	0.9	0.7	1.2	1.2	1.2	1.1	1.2	1.8	1.4	1.0	1.1	0.9	13.8	1981~2010年	<p>・① (新規制基準の適合性係る変更申請に関連する一般気象及び極値の追記 (2012 年までのデータに更新))</p>
要素	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年	統計期間																																																																																																																																																																																																																																																																														
平均気温(°C)	6.4	6.6	9.1	13.3	15.9	19.5	22.9	25.2	23.0	18.7	14.0	9.2	15.4	1981~2010年																																																																																																																																																																																																																																																																														
最高気温の平均(°C)	9.9	9.8	12.2	16.4	19.9	22.3	25.9	28.1	25.4	21.1	16.9	12.5	18.4	1981~2010年																																																																																																																																																																																																																																																																														
最低気温の平均(°C)	2.7	3.0	5.9	10.3	14.2	17.2	20.7	23.0	21.0	16.3	10.7	5.4	12.5	1981~2010年																																																																																																																																																																																																																																																																														
相対湿度(%)	62	63	68	75	81	88	90	87	84	75	71	65	76	1981~2010年																																																																																																																																																																																																																																																																														
雲量	5.0	5.7	0.7	6.7	7.5	8.4	8.0	6.5	7.4	6.9	6.1	4.9	6.6	1981~2010年																																																																																																																																																																																																																																																																														
日照時間(hr)	173.5	154.4	161.2	176.9	173.6	135.8	165.0	220.6	150.3	140.5	138.3	165.0	1959.9	1981~2010年																																																																																																																																																																																																																																																																														
全天日射量 MJ/m ²	8.9	10.9	13.0	16.4	17.9	16.3	17.7	19.1	13.8	10.6	8.5	7.9	13.4	1981~2010年																																																																																																																																																																																																																																																																														
風速(m/s)																																																																																																																																																																																																																																																																																												
平均	5.7	6.0	6.4	6.0	5.6	5.0	5.2	5.1	5.9	6.1	5.5	5.4	5.7	1996~2010年																																																																																																																																																																																																																																																																														
最大	28.3	34.8	34.2	24.4	25.1	26.0	31.9	30.0	48.0	43.3	31.5	28.5	48.0	1837~2012年																																																																																																																																																																																																																																																																														
最多風向	WNW	WNW	NNE	SSW	SSW	SSW	SSW	SSW	NNE	NNE	NNE	WNW	NNE	1986~2010年																																																																																																																																																																																																																																																																														
降水量(mm)	91.6	88.9	158.0	126.7	132.8	168.7	118.9	100.6	220.7	234.6	129.6	78.9	1659.8	1981~2010年																																																																																																																																																																																																																																																																														
降雪の深さの合計(cm)	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	0	0	1	1981~2010年																																																																																																																																																																																																																																																																														
不凍	4.4	5.0	0.1	5.2	5.2	7.1	5.5	2.5	5.6	6.1	5.3	3.9	62.0	1981~2010年																																																																																																																																																																																																																																																																														
雪	2.3	2.6	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	6.1	1981~2010年																																																																																																																																																																																																																																																																														
霧	0.4	0.5	1.3	2.8	5.2	9.8	11.8	6.8	2.3	0.9	1.1	0.6	43.7	1981~2010年																																																																																																																																																																																																																																																																														
霈	0.9	0.7	1.2	1.2	1.2	1.1	1.2	1.8	1.4	1.0	1.1	0.9	13.8	1981~2010年																																																																																																																																																																																																																																																																														

① : 気象期間の変更, ② : 気象設備の変更及び追加, ③ : 記載の適正化, ④ 周辺監視区域境界の変更

既許可申請書

変更 (案)

備考

(記載なし)

第5.2-34表 気候表〔概要〕 (小名浜特別地域気象観測所)

気象庁資料による

要素	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年	統計期間
平均気温(°C)	3.8	4.0	6.6	11.3	15.2	18.4	22.0	24.2	21.5	16.4	11.1	6.4	13.4	1981~2010年
最高気温の平均(°C)	8.4	8.5	10.9	15.5	18.9	21.8	25.2	27.5	25.0	20.5	15.7	11.1	17.4	1981~2010年
最低気温の平均(°C)	-0.5	-0.2	2.3	7.1	11.7	15.7	19.6	21.7	18.6	12.5	6.6	1.9	9.8	1981~2010年
相対湿度(%)	58	59	63	69	77	83	86	84	80	74	68	62	72	1981~2010年
雲量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日照時間(hr)	189.8	177.9	185.5	188.8	188.6	142.1	147.9	185.7	139.5	152.7	160.5	183.6	2042.5	1981~2010年
全天日射量 (MJ/m ²)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平均	3.1	3.2	3.2	3.0	2.7	2.3	2.2	2.4	2.6	2.6	2.7	2.9	2.8	1981~2010年
日最大	18.5	20.6	22.6	20.3	17.7	23.9	24.7	20.8	24.4	28.3	21.2	21.8	28.8	1910~2010年
風速(m/s)	NW	NW	NW	N	S	S	S	S	N	N	NW	NW	N	1981~2010年
最多風向	NW	NW	NW	N	S	S	S	S	N	N	NW	NW	N	1981~2010年
降水量(mm)	52.8	58.0	107.5	125.3	142.0	148.7	150.4	135.5	188.2	173.8	82.4	44.4	1408.9	1981~2010年
降雪の深さの合計(cm)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 照	2.8	3.2	4.7	4.7	5.0	7.0	6.0	3.2	5.2	5.1	3.6	2.8	53.6	1981~2010年
雪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大気現象	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2008~2010年
霧	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2008~2010年

注) 露点の標高 3.3 m
 風速計の地上高 14.9 m
 小名浜測候所は2008年(平成20年)10月1日に無人化され、小名浜特別地域気象観測所となった。

・① (新規制基準の適合性係る変更申請に関連する一般気象及び極値の追記 (2012 年までのデータに更新))

既許可申請書

変更（案）

備考

（記載なし）

第5.2-35表 日最高・最低気温の順位（水戸地方気象台）

（気象庁資料による）
統計期間：1897年～2012年
（℃）

順位	月	順位												年
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
最高気温	極値	23.8	24.3	25.2	31.0	32.1	34.5	38.4	38.4	36.8	33.1	26.2	25.0	38.4
	起年	1969	2009	2007	1922	1993	1987	1997	1997	2000	1979	1977	2004	1987
	日	27	14	29	28	13	6	5	5	2	1	1	5	7月5日
最低気温	極値	-11.4	-22.9	-25.0	-28.8	-32.1	-34.3	-36.4	-37.0	-36.1	-31.9	-26.2	-24.0	-38.4
	起年	1916	1893	1998	2005	1940	1983	2011	2007	2010	1984	1990	1990	1998
	日	23	7	30	29	22	29	18	16	3	3	6	1	8月16日
1	極値	19.7	22.8	24.6	28.8	32.0	33.5	36.3	36.6	35.9	31.4	25.2	22.3	37.0
	起年	1929	1987	1972	1930	1958	2011	2012	2007	1984	1915	1946	1929	2007
	日	15	12	31	19	31	30	17	15	2	9	1	18	8月16日
2	極値	-12.0	-12.7	-9.0	-3.5	-0.1	7.3	10.2	12.7	7.9	-0.5	-4.7	-8.2	-12.7
	起年	1927	1952	1926	1965	1953	1996	1976	1939	1904	1904	1921	1923	1962
	日	30	5	27	6	3	1	2	18	30	31	27	30	2月5日
3	極値	-11.7	-11.2	-8.5	-3.4	1.0	7.4	10.3	12.7	8.3	0.7	-4.5	-8.1	-12.0
	起年	1909	1862	1934	1936	1931	1921	1976	1810	2001	1984	1908	1947	1927
	日	11	20	30	1	3	3	3	19	23	31	24	21	1月30日
3	極値	-11.5	-10.3	-8.3	-3.3	1.4	7.5	11.3	13.4	8.4	0.7	-4.4	-7.8	-11.7
	起年	1909	1945	1928	1911	1945	1945	1976	1880	1962	1946	1912	1973	1909
	日	12	24	6	2	7	3	1	10	28	29	30	25	1月11日

・①（新規制基準の適合性に係る変更申請に関連する一般気象及び極値の追記（2012年までのデータに更新））

既許可申請書

変更（案）

備考

（記載なし）

(気象庁資料による)
統計期間：1887年～2012年
(°C)

第5.2-36表 日最高・最低気温の順位 (鎌子地方気象台)

順位	月	年												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
最高気温	極値	23.6	24.0	22.2	25.9	29.5	30.9	34.8	35.3	33.7	29.3	24.8	23.4	35.3
	起年	1969	2009	1968	1956	1863	1966	2005	1962	2000	1938	1977	2004	1962
	日	27	14	5	20	25	29	27	4	3	3	1	5	8月4日
最低気温	極値	19.9	21.1	21.6	24.4	27.5	30.8	34.5	35.2	33.6	29.2	24.6	22.3	35.2
	起年	2000	1990	1891	1892	2004	2011	2004	2004	1879	1998	1990	2010	2004
	日	7	18	29	9	30	30	20	20	5	2	5	3	8月20日
1	極値	19.3	21.0	21.2	24.0	27.1	30.7	33.9	35.0	33.5	28.6	24.5	21.8	35.0
	起年	1968	1930	1941	1968	1888	1990	1940	1978	1912	1890	1923	1880	1878
	日	13	24	21	23	19	22	25	24	2	2	1	8	8月24日
2	極値	-6.2	-7.3	-4.3	-0.2	4.3	10.2	13.0	15.9	11.2	4.5	-1.3	-4.6	-7.3
	起年	1970	1893	1893	1897	1894	1913	1946	1891	1896	1904	1912	1893	1893
	日	17	13	9	1	3	9	25	25	22	31	30	30	2月13日
3	極値	-5.7	-6.1	-3.6	0.1	5.2	10.3	13.8	16.9	11.3	5.9	-0.9	-4.3	-6.2
	起年	1906	1945	1977	1897	1893	1926	1966	1897	1893	1984	1892	1892	1979
	日	21	4	6	8	1	15	3	1	14	31	27	22	1月17日
極値	極値	-5.3	-5.7	-3.2	0.3	5.4	10.4	14.1	17.0	12.4	6.0	-0.5	-4.2	-6.1
	起年	1893	1893	1913	1896	1906	1888	1981	1970	1892	1904	1895	1892	1945
	日	3	12	8	5	2	5	1	13	28	30	15	26	2月4日

・①（新規制基準の適合性係る変更申請に関連する一般気象及び極値の追記（2012年までのデータに更新））

既許可申請書

変更（案）

備考

(記載なし)

第5.2-37表 日最高・最低気温の順位（小名浜特別地域気象観測所）

（気象庁資料による）
統計期間：1910年～2012年

順位	月	年												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
最高気温	極値	20.8	24.8	23.4	27.4	28.7	33.6	34.9	37.7	34.4	31.5	25.0	25.4	37.7
	起年	1969	1962	2007	2005	1988	1991	1932	1994	2010	1979	1946	2004	1994
	日	27	11	29	29	19	27	30	3	4	1	1	5	8月3日
最低気温	極値	18.5	21.1	21.8	26.5	23.5	23.2	34.7	36.9	34.3	31.3	24.8	21.5	36.9
	起年	1929	2009	1912	2004	1946	2003	1944	2007	1992	1998	2033	2010	2007
	日	15	14	31	17	29	21	18	16	3	2	21	3	8月16日
1	極値	18.2	19.6	20.9	26.1	23.0	31.8	34.4	36.8	34.3	29.8	24.7	20.8	36.8
	起年	1967	1977	1986	2002	2011	2011	2002	1996	1958	1917	1990	1829	1996
	日	27	26	31	2	10	24	11	15	7	1	5	17	8月13日
2	極値	-9.3	-10.7	-8.5	-3.8	-0.5	4.8	9.6	11.6	7.2	0.8	-3.3	-7.1	-10.7
	起年	1940	1952	1934	1916	1953	1921	1976	1910	1913	1918	1921	1821	1952
	日	11	5	6	7	3	4	2	19	24	26	27	26	2月5日
3	極値	-9.3	-8.8	-6.9	-3.7	-0.4	5.0	11.1	11.7	7.5	1.1	-3.2	-6.7	-9.3
	起年	1927	1962	1934	1911	1945	1917	1926	1917	1916	1915	1988	1867	1940
	日	24	20	30	2	6	7	9	27	30	30	27	31	1月11日
備考	極値	-9.2	-8.8	-6.9	-3.3	0.3	6.0	11.3	12.7	7.8	1.4	-3.2	-6.5	-9.3
	起年	1967	1933	1934	1916	1957	1915	1946	1917	1962	1936	1921	1882	1927
	日	17	26	7	6	4	3	26	29	28	24	28	26	1月24日

注) 小名浜観測所に2008年（平成20年）10月1日に無人化され、小名浜特別地域気象観測所となった。

・①（新規制基準の適合性に係る変更申請に関連する一般気象及び極値の追記（2012年までのデータに更新））

既許可申請書	変更 (案)	備考																																																																																																																																	
(記載なし)	<p style="text-align: center;">(気象庁資料による) 統計期間：1950年～2012年 (%)</p> <p style="text-align: center;">第5.2-38表 日最小相対湿度の順位 (水戸地方気象台)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">順位</th> <th rowspan="2">月</th> <th colspan="12">順位</th> <th rowspan="2">年</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td>極値</td> <td>14</td><td>13</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>21</td><td>32</td><td>27</td><td>26</td><td>22</td><td>18</td><td>17</td><td>11</td> </tr> <tr> <td>起年</td> <td>2004</td><td>1968</td><td>2004</td><td>1997</td><td>2011</td><td>2004</td><td>2001</td><td>2004</td><td>1965</td><td>1982</td><td>2010</td><td>2005</td><td>2004</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td>極値</td> <td>22</td><td>21</td><td>7</td><td>12</td><td>15</td><td>15</td><td>16</td><td>20</td><td>30</td><td>25</td><td>9</td><td>18</td><td>3月7日</td> </tr> <tr> <td>起年</td> <td>1969</td><td>2012</td><td>1999</td><td>2000</td><td>2008</td><td>2004</td><td>1997</td><td>1990</td><td>2000</td><td>1997</td><td>2006</td><td>1999</td><td>1999</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td>極値</td> <td>18</td><td>2</td><td>6</td><td>1</td><td>6</td><td>4</td><td>5</td><td>14</td><td>3</td><td>27</td><td>7</td><td>20</td><td>3月6日</td> </tr> <tr> <td>起年</td> <td>2003</td><td>2006</td><td>2005</td><td>2011</td><td>2005</td><td>2002</td><td>1992</td><td>2002</td><td>1992</td><td>1997</td><td>2008</td><td>1973</td><td>1997</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日</td> <td>29</td><td>14</td><td>13</td><td>13</td><td>3</td><td>9</td><td>10</td><td>21</td><td>27</td><td>26</td><td>19</td><td>22</td><td>4月12日</td> </tr> </tbody> </table>	順位	月	順位												年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	極値	14	13	11	12	13	21	32	27	26	22	18	17	11	起年	2004	1968	2004	1997	2011	2004	2001	2004	1965	1982	2010	2005	2004	2	極値	22	21	7	12	15	15	16	20	30	25	9	18	3月7日	起年	1969	2012	1999	2000	2008	2004	1997	1990	2000	1997	2006	1999	1999	3	極値	18	2	6	1	6	4	5	14	3	27	7	20	3月6日	起年	2003	2006	2005	2011	2005	2002	1992	2002	1992	1997	2008	1973	1997		日	29	14	13	13	3	9	10	21	27	26	19	22	4月12日	<p>・① (新規制基準の適合性係る変更申請に関連する一般気象及び極値の追記 (2012年までのデータに更新))</p>
順位	月			順位													年																																																																																																																		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																																																																																																																						
1	極値	14	13	11	12	13	21	32	27	26	22	18	17	11																																																																																																																					
	起年	2004	1968	2004	1997	2011	2004	2001	2004	1965	1982	2010	2005	2004																																																																																																																					
2	極値	22	21	7	12	15	15	16	20	30	25	9	18	3月7日																																																																																																																					
	起年	1969	2012	1999	2000	2008	2004	1997	1990	2000	1997	2006	1999	1999																																																																																																																					
3	極値	18	2	6	1	6	4	5	14	3	27	7	20	3月6日																																																																																																																					
	起年	2003	2006	2005	2011	2005	2002	1992	2002	1992	1997	2008	1973	1997																																																																																																																					
	日	29	14	13	13	3	9	10	21	27	26	19	22	4月12日																																																																																																																					

①：気象期間の変更，②：気象設備の変更及び追加，③：記載の適正化，④：周辺監視区域境界の変更

既許可申請書	変更 (案)	備 考																																																																																																																																												
(記載なし)	<div style="text-align: center;"> <p>第5.2-39表 日最小相対湿度の順位 (銚子地方気象台)</p> <p>(気象庁資料による)</p> <p>統計期間：1950年～2012年</p> <p>(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>22</td> <td>35</td> <td>33</td> <td>28</td> <td>26</td> <td>19</td> <td>16</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>起</td> <td>1998</td> <td>1991</td> <td>2007</td> <td>2000</td> <td>2002</td> <td>1978</td> <td>1992</td> <td>1978</td> <td>2000</td> <td>1982</td> <td>1983</td> <td>1973</td> <td>2007</td> </tr> <tr> <td>日</td> <td>20</td> <td>22</td> <td>14</td> <td>2</td> <td>25</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>24</td> <td>3</td> <td>25</td> <td>19</td> <td>22</td> <td>3月14日</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>20</td> <td>26</td> <td>35</td> <td>36</td> <td>31</td> <td>27</td> <td>21</td> <td>17</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>起</td> <td>1963</td> <td>2012</td> <td>2006</td> <td>1972</td> <td>1977</td> <td>2004</td> <td>1959</td> <td>2002</td> <td>1978</td> <td>1979</td> <td>2008</td> <td>1999</td> <td>1998</td> </tr> <tr> <td>日</td> <td>25</td> <td>2</td> <td>20</td> <td>1</td> <td>20</td> <td>4</td> <td>27</td> <td>21</td> <td>17</td> <td>20</td> <td>19</td> <td>21</td> <td>1月20日</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>26</td> <td>39</td> <td>39</td> <td>33</td> <td>27</td> <td>23</td> <td>19</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>起</td> <td>1963</td> <td>1966</td> <td>1970</td> <td>1996</td> <td>1979</td> <td>2002</td> <td>2000</td> <td>2004</td> <td>1957</td> <td>1969</td> <td>1979</td> <td>2010</td> <td>1991</td> </tr> <tr> <td>日</td> <td>24</td> <td>6</td> <td>19</td> <td>3</td> <td>13</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>20</td> <td>19</td> <td>28</td> <td>14</td> <td>27</td> <td>2月22日</td> </tr> </tbody> </table> </div>	順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年	1	16	16	16	18	19	22	35	33	28	26	19	16	16	起	1998	1991	2007	2000	2002	1978	1992	1978	2000	1982	1983	1973	2007	日	20	22	14	2	25	1	10	24	3	25	19	22	3月14日	2	17	17	18	18	20	26	35	36	31	27	21	17	16	起	1963	2012	2006	1972	1977	2004	1959	2002	1978	1979	2008	1999	1998	日	25	2	20	1	20	4	27	21	17	20	19	21	1月20日	3	17	17	18	20	21	26	39	39	33	27	23	19	16	起	1963	1966	1970	1996	1979	2002	2000	2004	1957	1969	1979	2010	1991	日	24	6	19	3	13	10	9	20	19	28	14	27	2月22日	<p>・① (新規制基準の適合性係る変更申請に関連する一般気象及び極値の追記 (2012 年までのデータに更新))</p>
順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年																																																																																																																																	
1	16	16	16	18	19	22	35	33	28	26	19	16	16																																																																																																																																	
起	1998	1991	2007	2000	2002	1978	1992	1978	2000	1982	1983	1973	2007																																																																																																																																	
日	20	22	14	2	25	1	10	24	3	25	19	22	3月14日																																																																																																																																	
2	17	17	18	18	20	26	35	36	31	27	21	17	16																																																																																																																																	
起	1963	2012	2006	1972	1977	2004	1959	2002	1978	1979	2008	1999	1998																																																																																																																																	
日	25	2	20	1	20	4	27	21	17	20	19	21	1月20日																																																																																																																																	
3	17	17	18	20	21	26	39	39	33	27	23	19	16																																																																																																																																	
起	1963	1966	1970	1996	1979	2002	2000	2004	1957	1969	1979	2010	1991																																																																																																																																	
日	24	6	19	3	13	10	9	20	19	28	14	27	2月22日																																																																																																																																	

① : 気象期間の変更, ② : 気象設備の変更及び追加, ③ : 記載の適正化, ④ 周辺監視区域境界の変更

既許可申請書

変更（案）

備考

(記載なし)

(気象庁資料による)
統計期間：1950年～2012年
(%)

第5.2-40表 日最小相対湿度の順位 (小名浜特別地域気象観測所)

順位	月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
	極値	起年	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
1	17	2003	29	13	12	8	15	20	32	27	26	22	20	16	8
				2004	2004	2008	1980	2007	2005	2002	1979	1988	2010	2005	2008
				13	7	22	11	16	19	21	19	23	29	18	4月22日
2	17	2002	17	15	13	12	16	21	32	30	27	23	20	17	12
				2002	2002	2002	2006	2001	1992	2004	2003	1980	1995	1999	2004
				24	18	2	12	1	10	20	14	31	18	20	3月7日
3	17	1963	17	16	13	12	17	21	36	32	28	24	21	18	12
				2012	2002	1970	2008	1972	1982	2002	2001	2011	2008	2010	2002
				2	11	8	6	10	14	20	22	8	21	27	4月2日

注) 小名浜観測所は2008年(平成20年)10月1日に無人化され、小名浜特別地域気象観測所となった。

・①(新規制基準の適合性係る変更申請に関連する一般気象及び極値の追記(2012年までのデータに更新))

既許可申請書

変更 (案)

備考

(記載なし)

(気象庁資料による)
統計期間：1897年～2012年
(mm)

第5.2-41表 日降水量の順位 (水戸地方気象台)

順位	月													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年	
1	極値	83.0	120.2	92.6	115.5	136.9	276.6	144.6	244.0	202.0	176.6	168.5	141.0	276.6
	起年	2005	1922	1907	1971	1929	1938	1899	1986	1996	1952	1970	2006	1938
2	極値	74.5	90.2	81.0	79.0	122.0	225.5	132.9	167.0	200.0	163.9	103.0	83.0	244.0
	起年	2002	1919	1969	1999	1977	1966	1941	1971	1991	1922	2009	1968	1986
3	極値	58.0	72.5	76.5	74.3	110.0	188.8	126.9	159.5	196.5	158.5	102.1	76.7	225.5
	起年	1972	1985	1988	1920	2012	1961	1951	1994	1977	1981	1930	1901	1966
	日	12	9	22	14	29	27	2	21	19	22	20	26	6月28日

・① (新規制基準の適合性に係る変更申請に関連する一般気象及び極値の追記 (2012年までのデータに更新))

既許可申請書

変更（案）

備考

(記載なし)

第5.2-42表 日降水量の順位 (跳子地方気象台)

(気象庁資料による)
統計期間：1887年～2012年
(mm)

順位	月	年												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
1	極値	205.0	113.7	117.8	107.5	138.7	211.4	151.7	311.6	228.0	238.8	134.7	215.5	311.6
	起年	2005	1937	1891	2008	1893	1938	1936	1947	1995	1922	1954	1972	1947
2	極値	103.8	101.3	113.0	85.0	102.3	178.0	140.0	240.0	206.0	208.0	105.6	127.5	240.0
	起年	1898	1898	1994	2009	1962	1958	1935	1921	1996	1992	1932	2002	1921
3	極値	25	22	23	25	23	18	7	3	22	20	14	4	8月3日
	起年	1943	1994	1977	1999	1921	1948	2007	1960	1925	1903	1959	2006	1922
	日	23	21	30	24	7	20	14	20	30	2	7	26	10月18日

・①(新規制基準の適合性に係る変更申請に関連する一般気象及び極値の追記(2012年までのデータに更新))

既許可申請書

変更（案）

備考

(記載なし)

第5.2-43表 日降水量の順位（小笠原特別地域気象観測所）

(気象庁資料による)
統計期間：1910年～2012年

月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
順位	極値	88.0	107.1	89.5	178.5	225.7	227.2	158.0	225.0	209.5	196.7	192.5	95.0	227.2
	起年	2002	1937	1969	2010	1929	1966	2011	1971	1977	1929	1970	1980	1966
	日	21	2	30	28	23	28	19	31	19	26	20	24	6月28日
2	極値	71.5	89.0	83.7	125.5	151.5	185.6	150.0	194.5	189.0	195.8	95.0	86.5	225.7
	起年	2006	1985	1937	2008	1979	1938	2007	1986	1996	1919	1975	1925	1929
	日	14	9	4	18	15	29	15	4	22	7	15	21	5月23日
3	極値	68.3	78.9	83.1	118.0	149.0	161.3	141.9	156.0	157.5	186.0	92.5	80.0	225.0
	起年	1913	1922	1966	1971	1977	1938	1941	1999	1991	2006	2009	2004	1971
	日	22	17	16	29	15	30	22	14	19	6	11	5	8月31日

注) 小笠原観測所は2008年(平成20年)10月1日に無人化され、小笠原特別地域気象観測所となった。

・①(新規制基準の適合性に係る変更申請に関連する一般気象及び極値の追記(2012年までのデータに更新))

既許可申請書

変更（案）

備考

(記載なし)

(気象庁資料による)
統計期間：1906年～2012年
(mm)

第5.2-44表 1時間降水量の順位（水戸地方気象台）

順位	月		順位																	
	極値	起日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年					
1	23.0	2002	41.0	1922	32.7	1907	29.0	2009	56.0	2012	60.0	1961	77.8	1959	81.7	1947	81.7	28.5	1959	1947
			21	16	23	15	29	27	7	21	15	8	10	3	9月15日					
2	14.5	1972	18.2	1919	19.5	1980	26.5	2000	45.5	1997	51.0	1961	58.6	1930	54.5	1986	57.0	24.0	2006	77.8
			12	22	30	24	25	28	25	4	24	27	20	26	7月7日					
3	14.0	2002	14.9	1937	17.5	2004	26.0	1971	45.1	1927	50.5	1943	56.0	1913	53.4	1949	50.5	21.5	2006	63.5
			27	2	31	29	15	18	24	5	10	22	4	27	8月21日					

・①（新規制基準の適合性係る変更申請に関連する一般気象及び極値の追記(2012年までのデータに更新)）

既許可申請書

変更（案）

備考

(記載なし)

第5.2-45表 1時間降水量の順位（銚子地方気象台）
 (気象庁資料による)
 統計期間：1937年～2012年
 (mm)

順位	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
1	極値	59.5	20.0	41.0	35.5	42.0	53.0	64.8	140.0	61.0	111.6	51.5	84.0	140.0
	起日	2005	1998	1975	2011	1969	1912	1935	1947	1971	1957	1977	1972	1947
2	極値	47.5	19.0	37.5	29.5	41.0	49.0	64.5	123.3	56.5	62.5	50.0	73.0	123.3
	起日	1943	1998	1986	1985	1951	2002	2007	1921	2006	1892	1991	2002	1921
3	極値	36.5	19.0	30.5	28.0	39.0	47.2	55.5	52.0	56.0	58.5	44.0	33.5	111.6
	起日	1974	1990	1989	1968	1997	1958	1998	2009	2000	1946	1990	2009	1957
		22	19	7	30	24	17	23	10	24	23	9	5	10月6日

・①（新規制基準の適合性係る変更申請に関連する一般気象及び極値の追記（2012年までのデータに更新））

既許可申請書

変更（案）

備考

(記載なし)

(気象庁資料による)
統計期間：1940年～2012年
(mm)

第5.2-46表 1時間降水量の順位 (小名浜特別地域気象観測所)

順位	月	年												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
1	極値	37.5	31.6	28.5	50.5	44.0	44.0	49.2	69.5	47.5	48.5	34.5	21.9	69.5
	起日	2002	1937	1951	1971	1950	1973	1962	2007	1982	1999	1974	1959	2007
2	極値	18.0	26.0	26.0	50.5	37.8	38.6	47.2	61.8	45.0	38.2	32.4	20.5	61.8
	起日	1982	2011	1951	1971	1955	1952	1958	1963	1994	1956	1959	2004	1963
3	極値	15.5	23.5	25.5	27.5	34.5	32.2	46.5	58.0	43.0	38.0	31.9	20.0	58.0
	起日	2006	1979	2003	1976	2010	1943	2008	1969	1971	1986	1962	1996	1969
		14	6	1	7	24	18	25	23	26	11	3	5	8月23日

注) 小名浜観測所は2008年(平成20年)10月1日に無人化され、小名浜特別地域気象観測所となった。

・①（新規制基準の適合性係る変更申請に関連する一般気象及び極値の追記（2012年までのデータに更新））

既許可申請書	変更（案）	備考																																																																																																																																																																												
<p>(記載なし)</p>	<div data-bbox="1057 229 1774 708" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第5.2-47表 積雪深さの月最大値の順位（水戸地方気象台）</p> <p style="text-align: right;">(気象庁資料による) 統計期間：1897年～2012年 (cm)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">順位 \ 月</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>年</th> </tr> <tr> <th>極値</th> <th>23</th> <th>32</th> <th>27</th> <th>11</th> <th>—</th> <th>14</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td>起年</td> <td>1909</td> <td>1945</td> <td>1933</td> <td>1914</td> <td></td> <td>2002</td> <td>1945</td> </tr> <tr> <td>日</td> <td>10</td> <td>26</td> <td>11</td> <td>5</td> <td></td> <td>9</td> <td>2月26日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td>極値</td> <td>21</td> <td>27</td> <td>21</td> <td>8</td> <td>—</td> <td>10</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>起年</td> <td>1897</td> <td>1990</td> <td>1915</td> <td>1925</td> <td></td> <td>1912</td> <td>1990</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日</td> <td>14</td> <td>1</td> <td>13</td> <td>5</td> <td></td> <td>29</td> <td>2月1日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td>極値</td> <td>17</td> <td>26</td> <td>19</td> <td>7</td> <td>—</td> <td>8</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>起年</td> <td>2006</td> <td>1963</td> <td>1934</td> <td>1935</td> <td></td> <td>1986</td> <td>1933</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日</td> <td>21</td> <td>3</td> <td>29</td> <td>1</td> <td></td> <td>28</td> <td>3月11日</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="1057 767 1774 1262" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>第5.2-48表 積雪深さの月最大値の順位（銚子地方気象台）</p> <p style="text-align: right;">(気象庁資料による) 統計期間：1887年～2012年 (cm)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">順位 \ 月</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>年</th> </tr> <tr> <th>極値</th> <th>12</th> <th>17</th> <th>17</th> <th>—</th> <th>—</th> <th>8</th> <th>17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td>起年</td> <td>1945</td> <td>1893</td> <td>1936</td> <td></td> <td></td> <td>1966</td> <td>1936</td> </tr> <tr> <td>日</td> <td>24</td> <td>12</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>27</td> <td>3月2日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td>極値</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>6</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>起年</td> <td>1922</td> <td>1945</td> <td>1910</td> <td></td> <td></td> <td>1931</td> <td>1893</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日</td> <td>15</td> <td>26</td> <td>12</td> <td></td> <td></td> <td>13</td> <td>2月12日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td>極値</td> <td>5</td> <td>14</td> <td>5</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>起年</td> <td>1970</td> <td>1913</td> <td>1898</td> <td></td> <td></td> <td>1985</td> <td>1945</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日</td> <td>17</td> <td>11</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td>16</td> <td>2月26日</td> </tr> </tbody> </table> </div>	順位 \ 月		1	2	3	4	11	12	年	極値	23	32	27	11	—	14	32	1	起年	1909	1945	1933	1914		2002	1945	日	10	26	11	5		9	2月26日	2	極値	21	27	21	8	—	10	27	起年	1897	1990	1915	1925		1912	1990		日	14	1	13	5		29	2月1日	3	極値	17	26	19	7	—	8	27	起年	2006	1963	1934	1935		1986	1933		日	21	3	29	1		28	3月11日	順位 \ 月		1	2	3	4	11	12	年	極値	12	17	17	—	—	8	17	1	起年	1945	1893	1936			1966	1936	日	24	12	2			27	3月2日	2	極値	10	15	6	—	—	1	17	起年	1922	1945	1910			1931	1893		日	15	26	12			13	2月12日	3	極値	5	14	5	—	—	0	15	起年	1970	1913	1898			1985	1945		日	17	11	6			16	2月26日	<p>・①（新規制基準の適合性係る変更申請に関連する一般気象及び極値の追記（2012年までのデータに更新））</p>
順位 \ 月				1	2	3	4	11	12	年																																																																																																																																																																				
		極値	23	32	27	11	—	14	32																																																																																																																																																																					
1	起年	1909	1945	1933	1914		2002	1945																																																																																																																																																																						
	日	10	26	11	5		9	2月26日																																																																																																																																																																						
2	極値	21	27	21	8	—	10	27																																																																																																																																																																						
	起年	1897	1990	1915	1925		1912	1990																																																																																																																																																																						
	日	14	1	13	5		29	2月1日																																																																																																																																																																						
3	極値	17	26	19	7	—	8	27																																																																																																																																																																						
	起年	2006	1963	1934	1935		1986	1933																																																																																																																																																																						
	日	21	3	29	1		28	3月11日																																																																																																																																																																						
順位 \ 月		1	2	3	4	11	12	年																																																																																																																																																																						
		極値	12	17	17	—	—	8	17																																																																																																																																																																					
1	起年	1945	1893	1936			1966	1936																																																																																																																																																																						
	日	24	12	2			27	3月2日																																																																																																																																																																						
2	極値	10	15	6	—	—	1	17																																																																																																																																																																						
	起年	1922	1945	1910			1931	1893																																																																																																																																																																						
	日	15	26	12			13	2月12日																																																																																																																																																																						
3	極値	5	14	5	—	—	0	15																																																																																																																																																																						
	起年	1970	1913	1898			1985	1945																																																																																																																																																																						
	日	17	11	6			16	2月26日																																																																																																																																																																						

既許可申請書	変更（案）	備考																																																																			
<p>(記載なし)</p>	<p>第5.2-49表 積雪深さの月最大値の順位 (小名浜特別地域気象観測所)</p> <p>(気象庁資料による) 統計期間：1916年～2012年 (cm)</p> <table border="1" data-bbox="1099 379 1767 687"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">順位</th> <th colspan="7">月</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td>極値</td> <td>17</td> <td>28</td> <td>24</td> <td>10</td> <td>—</td> <td>15</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>起年 日</td> <td>1998 9</td> <td>1945 26</td> <td>1935 22</td> <td>1940 6</td> <td></td> <td>2002 9</td> <td>1945 2月26日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td>極値</td> <td>15</td> <td>27</td> <td>23</td> <td>6</td> <td>—</td> <td>8</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>起年 日</td> <td>1961 10</td> <td>1942 25</td> <td>1933 11</td> <td>1923 6</td> <td></td> <td>1936 22</td> <td>1942 2月25日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td>極値</td> <td>13</td> <td>21</td> <td>17</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>6</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>起年 日</td> <td>1994 29</td> <td>1994 12</td> <td>1952 8</td> <td>1978 3</td> <td></td> <td>1928 19</td> <td>1935 3月22日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 小名浜観候所は2008年(平成20年)10月1日に無人化され、小名浜特別地域気象観測所となった。</p>	順位		月							1	2	3	4	11	12	年	1	極値	17	28	24	10	—	15	28	起年 日	1998 9	1945 26	1935 22	1940 6		2002 9	1945 2月26日	2	極値	15	27	23	6	—	8	27	起年 日	1961 10	1942 25	1933 11	1923 6		1936 22	1942 2月25日	3	極値	13	21	17	3	—	6	24	起年 日	1994 29	1994 12	1952 8	1978 3		1928 19	1935 3月22日	<p>・①(新規制基準の適合性係る変更申請に関連する一般気象及び極値の追記(2012年までのデータに更新))</p>
順位				月																																																																	
		1	2	3	4	11	12	年																																																													
1	極値	17	28	24	10	—	15	28																																																													
	起年 日	1998 9	1945 26	1935 22	1940 6		2002 9	1945 2月26日																																																													
2	極値	15	27	23	6	—	8	27																																																													
	起年 日	1961 10	1942 25	1933 11	1923 6		1936 22	1942 2月25日																																																													
3	極値	13	21	17	3	—	6	24																																																													
	起年 日	1994 29	1994 12	1952 8	1978 3		1928 19	1935 3月22日																																																													

既許可申請書

変更（案）

備考

(記載なし)

(気象庁資料による)
統計期間：1937年～2012年
(m/s)

第5.2-50表 最大瞬間風速の順位 (水戸地方気象台)

月 順位	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		年	
	極 値	風 向	極 値	風 向	極 値	風 向	極 値	風 向	極 値	風 向	極 値	風 向	極 値	風 向	極 値	風 向	極 値	風 向	極 値	風 向	極 値	風 向	極 値	風 向	年	
1	27.6	NE	27.1	W	29.5	NE	28.3	SSW	30.6	NE	27.5	NE	29.5	E	44.2	NNE	36.6	NE	39.6	NNE	25.2	NE	29.1	SSW	44.2	NNE
	2002		1997		1986		1946		1965		1966		1944		1939		1958		1938		1938		1948		2004	1939
2	23.3	SSE	26.1	S	27.7	S	27.1	SSW	27.7	S	25.5	NE	28.0	S	31.6	NE	36.3	NNE	36.6	N	23.2	SE	26.7	N	39.6	NNE
	1970		1951		2002		1969		1999		1989		1941		1989		1996		1961		1990		1990		1980	1938
3	23.2	S	26.0	SW	27.0	SSW	27.0	SSW	25.6	SW	25.0	NE	25.5	S	27.6	ESE	35.8	SSW	32.8	S	23.1	S	26.3	N	36.6	N
	1950		1955		1955		1967		1961		1959		1958		1940		1964		1979		1941		1990		1961	1951
	31		20		18		4		29		11		23		25		25		19		28		12		10月10日	

・①（新規制基準の適合性係る変更申請に関連する一般気象及び極値の追記(2012年までのデータに更新)）

既許可申請書

変更（案）

備考

（記載なし）

第5.2-52表 最大瞬間風速の順位（小名浜特別地域気象観測所）
 （気象庁資料による）
 統計期間：1940年～2012年
 (m/s)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
極値	29.3	33.5	31.1	27.8	26.5	26.4	27.5	31.0	35.4	48.1	26.6	30.6	48.1
風向	N	RNW	NW	NW	WNW	N	SSE	S	ESE	SE	S	N	SE
起年	2009	1994	2003	1994	2007	1966	1968	1981	2007	2002	1990	1980	2002
日	31	22	7	3	11	10	23	23	7	1	10	24	10月1日
極値	28.8	30.9	31.1	26.8	26.1	24.3	27.0	30.4	33.0	37.2	25.8	29.7	37.2
風向	NW	WNW	NNW	S	NW	SE	SSE	SE	N	S	WNW	NW	S
起年	2002	1999	1988	2012	1954	2012	1941	1989	1996	1979	2002	2005	1979
日	27	27	16	3	10	20	23	27	22	19	18	22	10月19日
極値	28.2	29.6	31.1	26.8	25.9	22.5	26.6	27.1	32.4	32.7	25.3	28.5	35.4
風向	ESE	NW	NNW	NW	N	S	SE	SSE	SE	NNE	NW	NW	ESE
起年	1966	1985	1988	2005	2011	1969	1985	1985	1998	2006	1963	2005	2007
日	4	15	15	8	30	26	1	31	16	6	9	18	9月7日

注）小名浜潮差所は2008年（平成20年）10月1日に無人化され、小名浜特別地域気象観測所となった。

・①（新規制基準の適合性に係る変更申請に関連する一般気象及び極値の追記（2012年までのデータに更新））

既許可申請書	変更（案）	備 考																																																																																																	
(記載なし)	<p style="text-align: center;">第 5.2-53 表 気象データ（気温、風速及び湿度）及び森林火災件数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">観測所</th> <th colspan="4">水戸地方気象台 気象観測データ^{注1)}</th> <th rowspan="3">最低湿度 (%)</th> <th rowspan="3">茨城県内の月別 森林火災件数^{注2)}</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">最高気温 (℃)</th> <th rowspan="2">最大風速 (m/s)</th> <th colspan="2">最大風速記録時の風向</th> </tr> <tr> <th>第 1 位</th> <th>第 2 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>16.9</td><td>17.5</td><td>北東</td><td>北東</td><td>17</td><td>79</td></tr> <tr><td>2</td><td>24.3</td><td>17.5</td><td>北北東</td><td>北東</td><td>13</td><td>86</td></tr> <tr><td>3</td><td>25.9</td><td>14.3</td><td>北東</td><td>北北東, 南西</td><td>11</td><td>131</td></tr> <tr><td>4</td><td>29.3</td><td>15.1</td><td>北北東</td><td>北東</td><td>13</td><td>126</td></tr> <tr><td>5</td><td>30.8</td><td>13.5</td><td>北東</td><td>北北東</td><td>13</td><td>54</td></tr> <tr><td>6</td><td>33.5</td><td>14.2</td><td>北北東</td><td>北北東</td><td>21</td><td>10</td></tr> <tr><td>7</td><td>36.4</td><td>11.8</td><td>北北東</td><td>北北東</td><td>35</td><td>13</td></tr> <tr><td>8</td><td>37.0</td><td>12.9</td><td>北東</td><td>北北東</td><td>35</td><td>24</td></tr> <tr><td>9</td><td>36.1</td><td>13.9</td><td>北北東</td><td>南南西</td><td>29</td><td>23</td></tr> <tr><td>10</td><td>31.4</td><td>17.4</td><td>北北東</td><td>北北東</td><td>22</td><td>11</td></tr> <tr><td>11</td><td>24.5</td><td>11.8</td><td>北北東</td><td>北北東</td><td>18</td><td>4</td></tr> <tr><td>12</td><td>23.8</td><td>10.6</td><td>北東</td><td>西</td><td>17</td><td>33</td></tr> </tbody> </table> <p>注 1) 水戸地方気象台 観測記録 (2007 年～2016 年) より 注 2) 「消防防災年報」(茨城県 2006 年～2015 年) より</p>	観測所	水戸地方気象台 気象観測データ ^{注1)}				最低湿度 (%)	茨城県内の月別 森林火災件数 ^{注2)}	最高気温 (℃)	最大風速 (m/s)	最大風速記録時の風向		第 1 位	第 2 位	1	16.9	17.5	北東	北東	17	79	2	24.3	17.5	北北東	北東	13	86	3	25.9	14.3	北東	北北東, 南西	11	131	4	29.3	15.1	北北東	北東	13	126	5	30.8	13.5	北東	北北東	13	54	6	33.5	14.2	北北東	北北東	21	10	7	36.4	11.8	北北東	北北東	35	13	8	37.0	12.9	北東	北北東	35	24	9	36.1	13.9	北北東	南南西	29	23	10	31.4	17.4	北北東	北北東	22	11	11	24.5	11.8	北北東	北北東	18	4	12	23.8	10.6	北東	西	17	33	・新規制基準の適合性に係る森林火災における記載の反映
	観測所		水戸地方気象台 気象観測データ ^{注1)}								最低湿度 (%)	茨城県内の月別 森林火災件数 ^{注2)}																																																																																							
			最高気温 (℃)	最大風速 (m/s)	最大風速記録時の風向																																																																																														
		第 1 位			第 2 位																																																																																														
	1	16.9	17.5	北東	北東	17	79																																																																																												
	2	24.3	17.5	北北東	北東	13	86																																																																																												
	3	25.9	14.3	北東	北北東, 南西	11	131																																																																																												
	4	29.3	15.1	北北東	北東	13	126																																																																																												
	5	30.8	13.5	北東	北北東	13	54																																																																																												
	6	33.5	14.2	北北東	北北東	21	10																																																																																												
	7	36.4	11.8	北北東	北北東	35	13																																																																																												
	8	37.0	12.9	北東	北北東	35	24																																																																																												
	9	36.1	13.9	北北東	南南西	29	23																																																																																												
	10	31.4	17.4	北北東	北北東	22	11																																																																																												
	11	24.5	11.8	北北東	北北東	18	4																																																																																												
12	23.8	10.6	北東	西	17	33																																																																																													

既許可申請書	変更（案）	備 考																																																					
<p>(記載なし)</p>	<p style="text-align: center;">第 5.2-54 表 気象データ（卓越風向）</p> <table border="1" data-bbox="1093 247 1776 834"> <thead> <tr> <th rowspan="2">風 向</th> <th colspan="2">最多風向（時間単位）の出現率割合（%）^{注）}</th> </tr> <tr> <th>水戸地方気象台 気象観測データ</th> <th>発電所 気象観測データ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北</td><td>15</td><td>3</td></tr> <tr><td>北北西</td><td>17</td><td>3</td></tr> <tr><td>北西</td><td>5</td><td>9</td></tr> <tr><td>西北西</td><td>2</td><td>23</td></tr> <tr><td>西</td><td>3</td><td>7</td></tr> <tr><td>西南西</td><td>3</td><td>2</td></tr> <tr><td>南西</td><td>4</td><td>1</td></tr> <tr><td>南南西</td><td>6</td><td>3</td></tr> <tr><td>南</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>南南東</td><td>1</td><td>5</td></tr> <tr><td>南東</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>東南東</td><td>4</td><td>3</td></tr> <tr><td>東</td><td>9</td><td>3</td></tr> <tr><td>東北東</td><td>9</td><td>6</td></tr> <tr><td>北東</td><td>7</td><td>14</td></tr> <tr><td>北北東</td><td>7</td><td>9</td></tr> </tbody> </table> <p>注）観測記録（2007年～2016年）より</p>	風 向	最多風向（時間単位）の出現率割合（%） ^{注）}		水戸地方気象台 気象観測データ	発電所 気象観測データ	北	15	3	北北西	17	3	北西	5	9	西北西	2	23	西	3	7	西南西	3	2	南西	4	1	南南西	6	3	南	3	4	南南東	1	5	南東	3	4	東南東	4	3	東	9	3	東北東	9	6	北東	7	14	北北東	7	9	<p>・・新規制基準の適合性に 係る森林火災における 記載の反映</p>
			風 向	最多風向（時間単位）の出現率割合（%） ^{注）}																																																			
		水戸地方気象台 気象観測データ		発電所 気象観測データ																																																			
		北	15	3																																																			
		北北西	17	3																																																			
		北西	5	9																																																			
		西北西	2	23																																																			
		西	3	7																																																			
		西南西	3	2																																																			
		南西	4	1																																																			
		南南西	6	3																																																			
		南	3	4																																																			
		南南東	1	5																																																			
		南東	3	4																																																			
		東南東	4	3																																																			
東	9	3																																																					
東北東	9	6																																																					
北東	7	14																																																					
北北東	7	9																																																					

第5.3-1表 観測事項一覧表

観測項目	観測位置		気象測器	観測期間	備 考
	場所	地上高 (m)			
風向, 風速	A 点	10	超音波風向風速計	昭和52年 2月～継続	敷地を代表する地上風 東海第二発電所の排気筒高さ付近を代表する風向 風速 東海第二発電所の排気筒高さ付近を代表する 風向風速
風向, 風速	B 点	63	超音波風向風速計	昭和52年12月～継続	
風向, 風速	C 点	132	超音波風向風速計	昭和52年 2月～継続	
日射量	A 点	1.8	電気式日射計	昭和52年 1月～継続	
放射収支量	A 点	1.7	風防型放射収支計	昭和52年 1月～継続	
気温差	C 点	54	白金抵抗温度差計	昭和52年 5月～継続	
気温差	C 点	102	白金抵抗温度差計	昭和52年 5月～継続	
気温差	C 点	131	白金抵抗温度差計	昭和52年 5月～継続	
気温	C 点	9	白金抵抗温度計	昭和52年 5月～継続	
気温	C 点	1.5	白金抵抗温度計	昭和52年 5月～継続	
降水量	A 点	1	転倒まき型雨量計	昭和52年 7月～継続	

(注) 観測場所のA～C点については、第5.3.1図および第5.3.2図を参照

既許可申請書

変更 (案)

備 考

第5.3-1表 観測項目一覧表

観測項目	観測位置		気象測器 又は観測方法	観測期間
	場所	地上高 (m)		
風向, 風速	敷地内D点	10	超音波風向風速計	2016年11月～継続
風向, 風速	敷地内D点	81	ドップラソナーダ	2016年11月～継続
		140		
風向, 風速	敷地内A点	10	超音波風向風速計	1977年2月～2016年10月
風向, 風速	敷地内A点	81	ドップラソナーダ	1996年10月～2016年10月
		140		
風向, 風速	敷地内B点	63	超音波風向風速計	1977年12月～1996年9月
風向, 風速	敷地内C点	132	超音波風向風速計	1977年2月～1996年9月
風向, 風速	敷地内E点	10	超音波風向風速計	移設予定地点
日射量	敷地内D点	1.8	電気式日射計	2016年11月～継続
放射収支量	敷地内D点	1.7	風防型放射収支計	2016年11月～継続
気温	敷地内D点	1.5	白金抵抗温度計	2016年11月～継続
日射量	敷地内A点	1.8	電気式日射計	1977年1月～2016年10月
放射収支量	敷地内A点	1.7	風防型放射収支計	1977年1月～2016年10月
気温	敷地内A点	1.5	白金抵抗温度計	1995年2月～2016年10月
気温	敷地内C点	1.5	白金抵抗温度計	1977年5月～1995年1月
降水量	敷地内D点	1.0	転倒まき型雨量計	2016年11月～継続
降水量	敷地内A点	1.0	転倒まき型雨量計	1977年7月～2016年10月

(注) 観測場所については、第5.3-1図を参照。

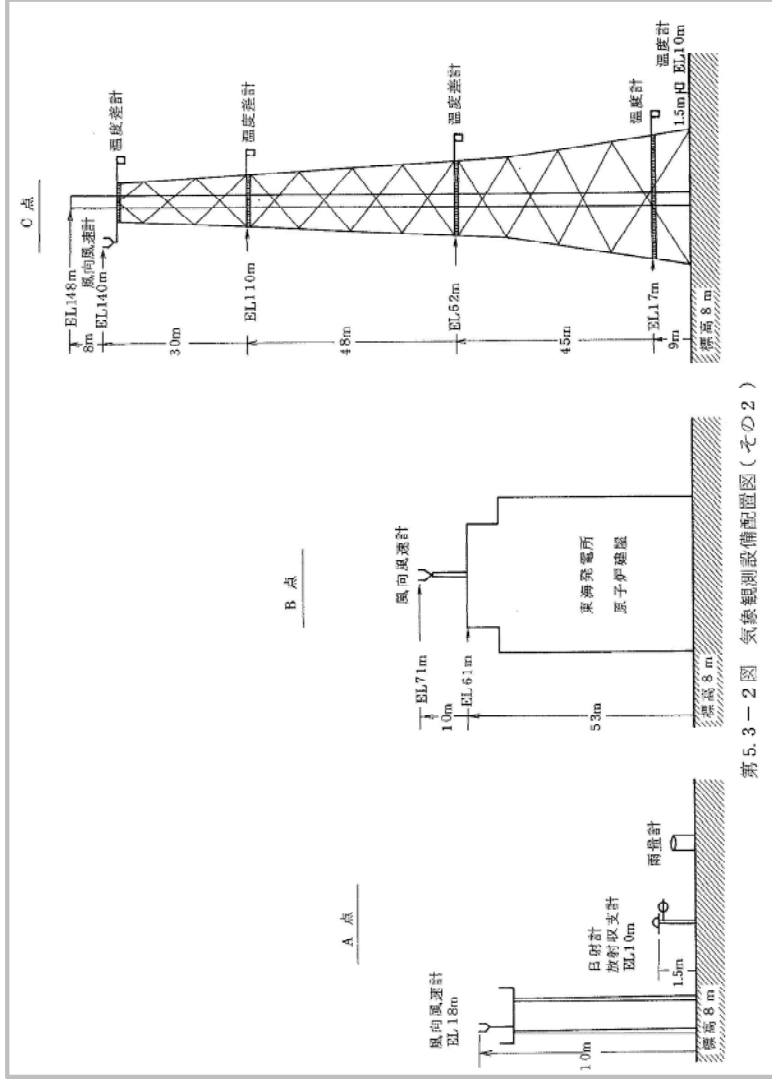
- ② (気温差計の撤去 (H6年に気象指針の観測項目から削除及び防潮堤設置に伴う気象観測設備の移設 (A点⇒D点) しているため2地点を記載)
- ③ (超音波風向風速計 (排気筒風) からドップラソナーダへ変更)

既許可申請書	変更（案）	備 考
		<ul style="list-style-type: none"> ・②（気温差計の撤去（H6年に気象指針の観測項目から削除及び防潮堤設置に伴う気象観測設備の移設（A点⇒D点）しているため2地点を記載） ・防潮堤の反映

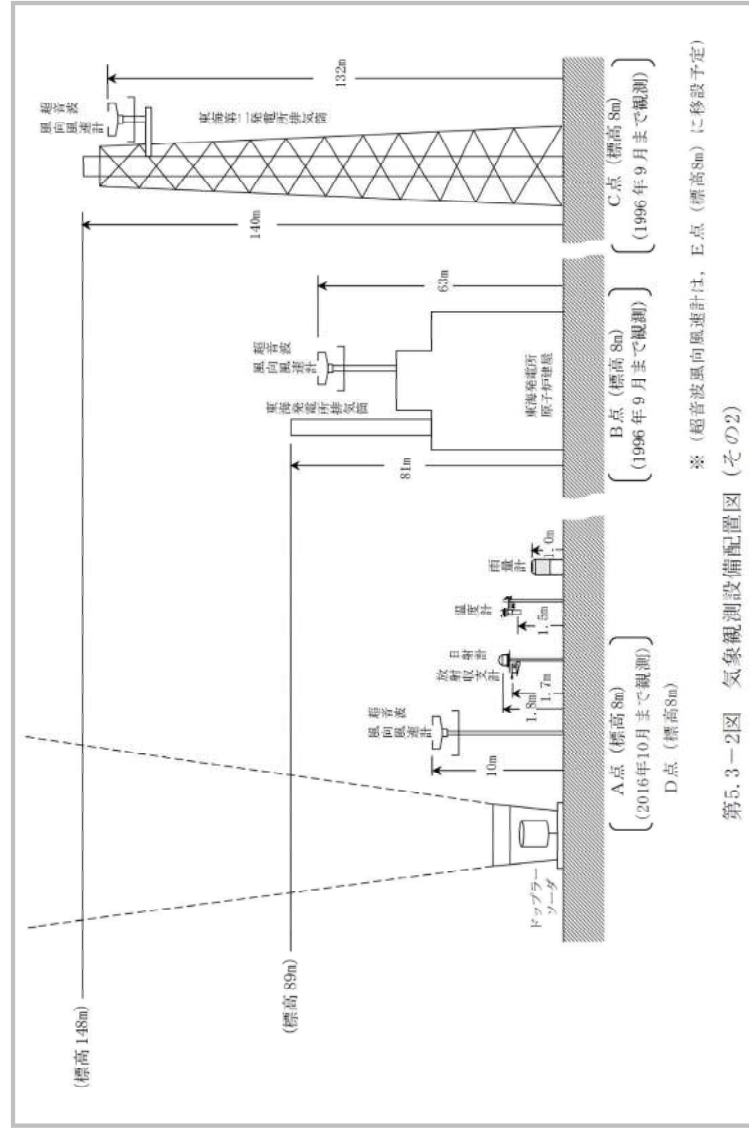
既許可申請書

変更 (案)

備考



第5.3-2図 気象観測設備配置図 (その2)



第5.3-2図 気象観測設備配置図 (その2)

※ (超音波風向風速計は, E点 (標高8m) に移設予定)

- ② (気温差計の撤去 (H6年に気象指針の観測項目から削除及び防潮堤設置に伴う気象観測設備の移設 (A点⇒D点) しているため2地点を記載)
- ③ (超音波風向風速計 (排気筒風) からドップラソナーへ変更)

既許可申請書

変更 (案)

備考

第 5.4 - 1 表(1) 大気安定度分類表

風速 (U) m/s	日 射 量 (T) cal/cm ² ・h				放射収支量 (Q) cal/cm ² ・h		
	T ≥ 50	50 > T ≥ 25	25 > T ≥ 12.5	12.5 > T	Q > -1.8	$-\frac{1.8 \geq Q}{-3.6}$	-3.6 ≥ Q
U < 2	A	A - B	B	D	D	-	-
2 ≤ U < 3	A - B	B	C	D	D	E	F
3 ≤ U < 4	B	B - C	C	D	D	D	E
4 ≤ U < 6	C	C - D	D	D	D	D	D
6 ≤ U	C	D	D	D	D	D	D

(注) 昭和 56 年 10 月までは、(1)表を用いる。

第 5.4 - 1 表(2) 大気安定度分類表

風速 (U) m/s	日 射 量 (T) kW/m ²				放射収支量 (Q) kW/m ²		
	T ≥ 0.60	$0.60 > T \geq 0.30$	$0.30 > T \geq 0.15$	0.15 > T	$Q \geq -0.020$	$-\frac{0.020 > Q}{\geq -0.040}$	$-\frac{0.040 > Q}{> Q}$
U < 2	A	A - B	B	D	D	-	-
2 ≤ U < 3	A - B	B	C	D	D	E	F
3 ≤ U < 4	B	B - C	C	D	D	D	E
4 ≤ U < 6	C	C - D	D	D	D	D	D
6 ≤ U	C	D	D	D	D	D	D

(注) 昭和 56 年 11 月以降は、(2)表を用いる。

(削 除)

・③ (先行プラントの記載に反映)

既許可申請書

変更（案）

備考

(記載なし)

第5.4-1表 同一風向の継続時間別出現回数（標高18m，地上高10m）

風向	観測場所：敷地内A点（標高18m，地上高10m）(回)										備考	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10h以上		
N	124	19	5	1	0	0	1	0	0	0	0	
NNE	213	64	47	15	10	9	4	4	4	10	10×2 11×4 13 15×2 17	(6.0)
NE	216	85	62	30	20	15	13	3	8	20	10×4 11×3 12×4 13×2 14×2 15×2 16 17 18	(6.6)
ENE	195	46	16	4	2	4	0	0	0	1	10	(4.4)
E	116	24	9	5	2	1	0	0	0	0	0	
ESE	150	42	12	5	3	0	0	0	0	0	0	
SE	132	64	22	23	5	5	4	0	0	0	0	
SSE	120	38	19	14	4	6	4	1	0	0	0	
S	92	29	7	4	3	0	0	0	0	0	0	
SSW	81	16	3	5	3	1	0	0	2	2	2 12 13	(3.1)
SW	82	8	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
WSW	111	27	8	3	0	1	0	0	0	0	0	
W	351	117	47	17	4	7	2	2	0	0	0	
WNW	377	165	92	44	30	33	12	7	10	15	10×5 11×3 12×2 13×3 16 17	(2.3)
NW	305	70	24	14	5	3	2	1	0	1	11	(3.9)
NNW	149	22	7	2	2	0	0	0	0	0	0	
CALM	98	17	4	1	0	0	0	0	0	0	0	

注) () は10時間以上継続したときの平均風速(m/s)

次測率：0.3%

・①，③（先行プラントの記載を反映）

既許可申請書

変更（案）

備考

(記載なし)

第5.4-2表 同一風向の継続時間別出現回数（標高89m，地上高81m）

観測場所：敷地内A点（標高89m，地上高81m）(回)

風向	継続時間										10h以上	備考
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
N	195	44	10	2	2	0	0	0	0	0	0	
NNE	220	76	19	10	10	4	1	3	0	0		
NE	244	113	53	35	16	17	12	8	6	26	10×3 11×3 12×5 13×2 15×3 16 17 (9.9)	
ENE	235	88	40	15	17	2	3	2	2	3	11 12 15 (6.6)	
E	163	43	15	7	1	3	1	2	1	0		
ESE	131	34	10	2	1	0	0	0	0	0		
SE	109	38	6	5	2	1	0	0	0	0		
SSE	118	35	18	14	7	2	1	0	1	0		
S	118	34	20	11	6	6	4	3	2	0		
SSW	110	21	13	1	2	1	0	0	0	0		
SW	107	25	11	3	3	1	1	0	0	0		
WSW	145	30	12	2	2	0	1	0	0	0		
W	208	42	16	8	1	1	2	0	0	0		
WNW	307	119	36	18	9	3	0	1	0	0		
NW	320	118	54	34	26	16	5	6	6	10	10×3 11×4 13 14 18 (5.6)	
NNW	290	70	21	7	1	0	0	0	0	0		
CALM	48	6	0	0	0	0	0	0	0	0		

注) () は10時間以上継続したときの平均風速(m/s) 欠測率：0.5%

・①, ③ (先行プラントの記載を反映)

既許可申請書

変更（案）

備考

(記載なし)

第5.4-3表 同一風向の継続時間別出現回数（標高148m, 地上高140m）

観測場所：敷地内A点（標高148m, 地上高140m）(回)

風向	継続時間										備考	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10h以上		
N	177	35	10	3	1	2	0	0	0	0		
NNE	245	68	21	11	4	5	1	3	1	0		
NE	272	112	57	35	21	16	9	4	7	26	10×2 11×5 12 13×2 14×3 15×3 16 17 20 21×2 23 26 27 29 35	(11.3)
ENE	296	86	46	13	11	10	4	1	0	4	10×3 13	(8.9)
E	182	44	29	15	4	1	3	1	0	1	11	(5.1)
ESE	160	40	12	5	2	2	0	0	0	0		
SE	127	29	11	6	4	1	0	0	0	0		
SSE	130	37	13	3	5	0	1	0	0	0		
S	127	40	24	5	9	3	4	3	0	2	10×2	(8.6)
SSW	138	34	13	5	0	1	0	0	0	0		
SW	124	30	21	2	3	4	1	1	0	1	10	(4.7)
WSW	167	50	13	1	5	2	2	1	0	0		
W	218	64	16	4	5	1	0	0	0	0		
WNW	252	87	32	16	9	1	1	0	1	1	10	(6.5)
NW	267	82	47	17	12	4	5	2	2	3	10 13 14	(9.9)
NNW	227	63	33	9	5	3	3	2	0	0		
CALM	78	4	2	1	0	0	0	0	0	0		

注) () は10時間以上継続したときの平均風速(m/s)

欠測率: 0.9%

・①, ③ (先行プラントの記載を反映)

既許可申請書

変更（案）

備考

(記載なし)

第5.4—4表 大気安定度の継続時間別出現回数（標高18m，地上高10m）

観測場所：敷地内A点（標高18m，地上高10m）(回)

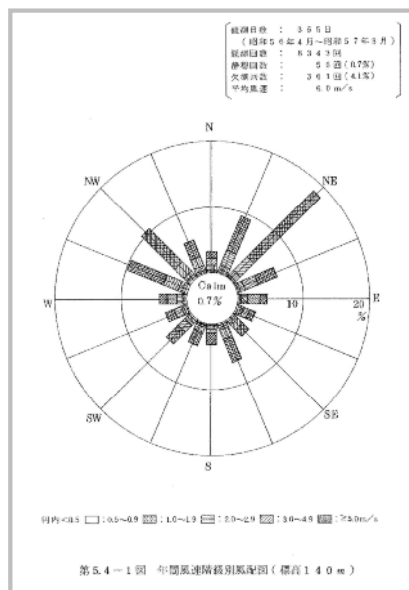
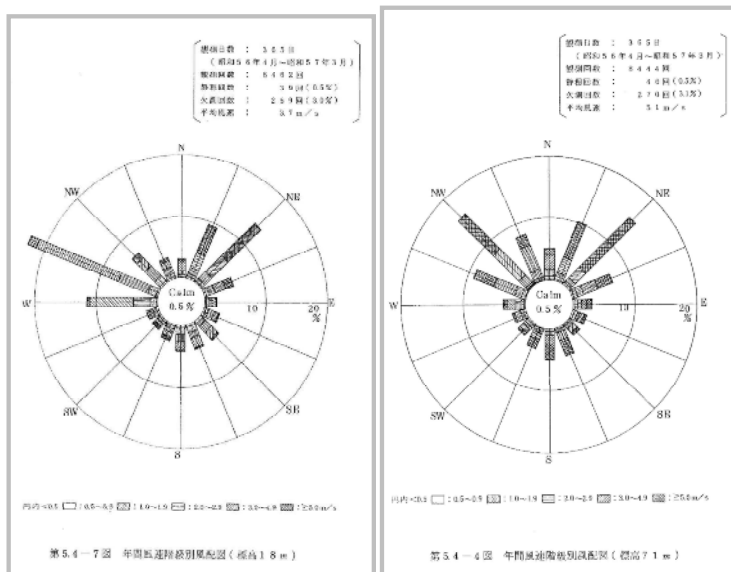
継続時間 大気安定度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10h以上	合計
A	74 (71.8)	18 (17.5)	7 (6.8)	3 (2.9)	1 (1.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	103 (100.0)
B	161 (33.8)	114 (23.9)	79 (16.6)	49 (10.3)	30 (6.3)	23 (4.8)	12 (2.5)	2 (0.4)	3 (0.6)	3 (0.6)	476 (100.0)
C	314 (69.2)	78 (17.2)	35 (7.7)	12 (2.6)	12 (2.6)	2 (0.4)	0 (0.0)	1 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	454 (100.0)
D	341 (38.8)	219 (24.9)	73 (8.3)	50 (5.7)	34 (3.9)	30 (3.4)	16 (1.8)	15 (1.7)	10 (1.1)	90 (10.3)	878 (100.0)
E	268 (72.2)	70 (18.9)	18 (4.9)	9 (2.4)	2 (0.5)	3 (0.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.3)	0 (0.0)	371 (100.0)
F	254 (51.9)	94 (19.2)	60 (12.3)	28 (5.7)	17 (3.5)	14 (2.9)	12 (2.5)	3 (0.6)	1 (0.2)	6 (1.2)	489 (100.0)
G	248 (47.7)	111 (21.3)	63 (12.1)	31 (6.0)	20 (3.8)	14 (2.7)	15 (2.9)	5 (1.0)	4 (0.8)	9 (1.7)	520 (100.0)
合計	1660 (50.4)	704 (21.4)	335 (10.2)	182 (5.5)	116 (3.5)	86 (2.6)	55 (1.7)	26 (0.8)	19 (0.6)	108 (3.3)	3291 (100.0)
A・B・C	109 (25.2)	44 (10.2)	30 (6.9)	28 (6.5)	25 (5.8)	36 (8.3)	36 (8.3)	49 (11.3)	34 (7.9)	41 (9.5)	432 (100.0)
E・F・G	89 (19.9)	59 (13.2)	35 (7.8)	22 (4.9)	25 (5.6)	15 (3.4)	15 (3.4)	18 (4.0)	26 (5.8)	143 (32.0)	447 (100.0)

注) () 内の数値は出現頻度(%)

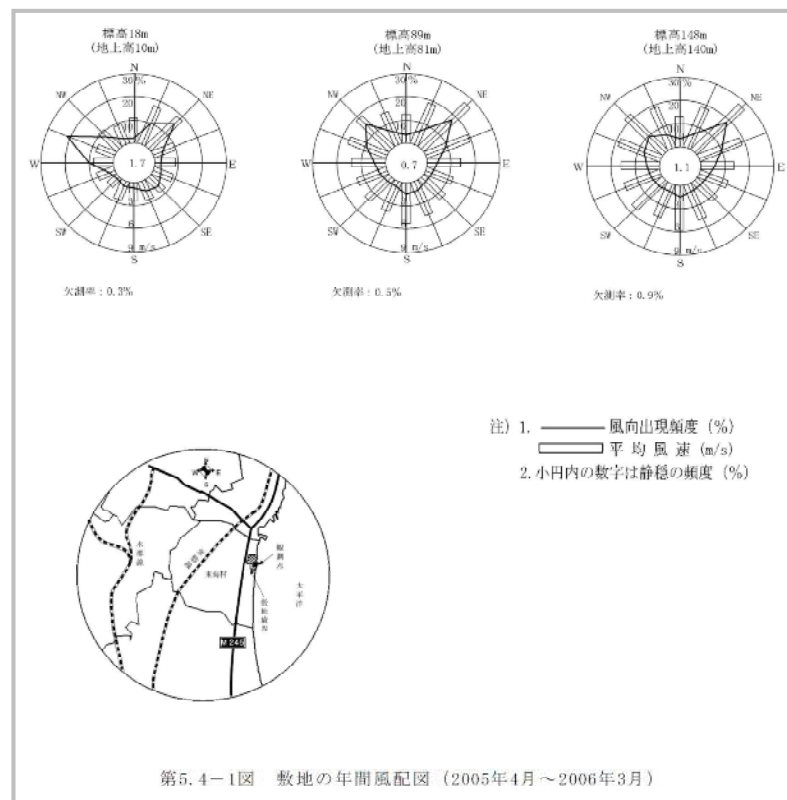
大潤率：0.3%

・①、③（先行プラントの記載を反映）

既許可申請書



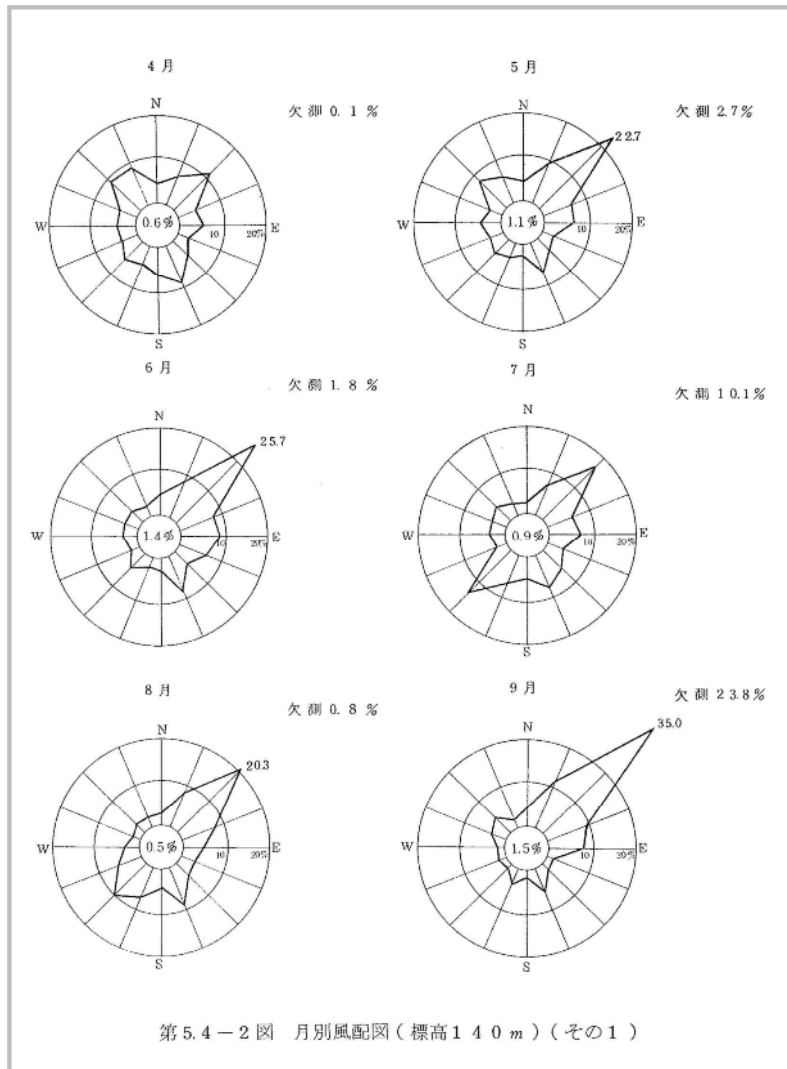
変更(案)



備考

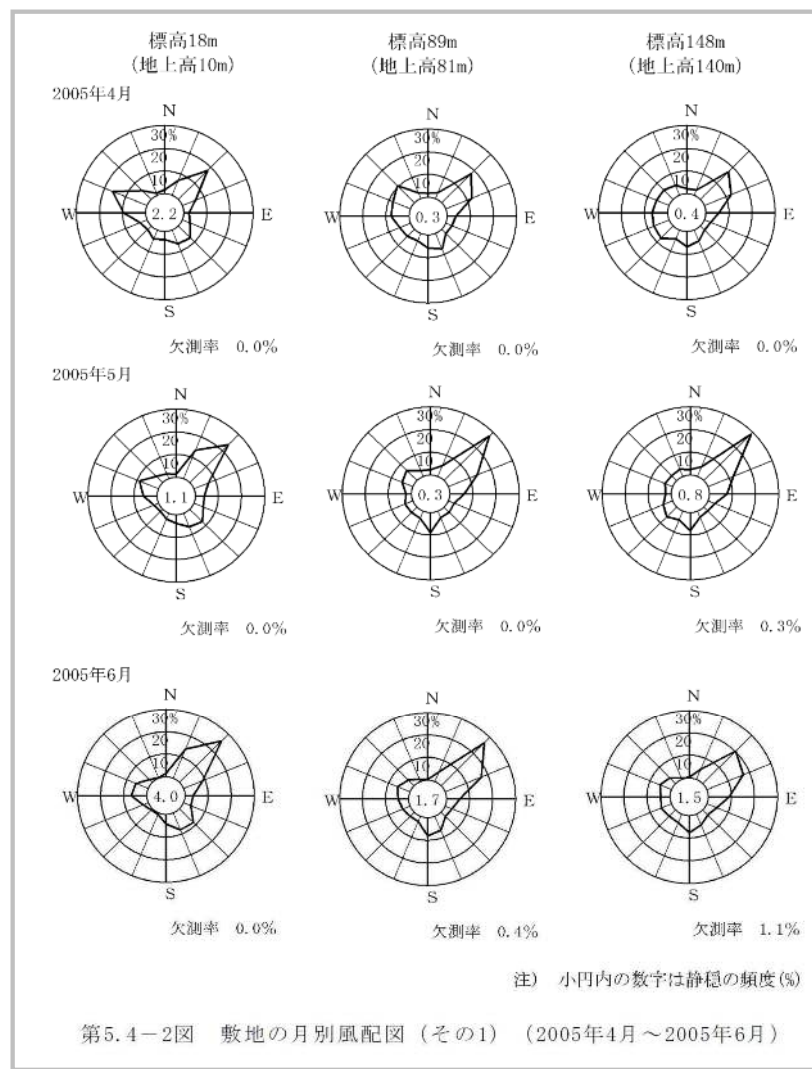
- ①
- ③ (先行プラントの記載を反映及び超音波風向風速計(排気筒風)からドップラーソーダへ変更)

既許可申請書



第 5.4-2 図 月別風配図 (標高 140 m) (その 1)

変更 (案)

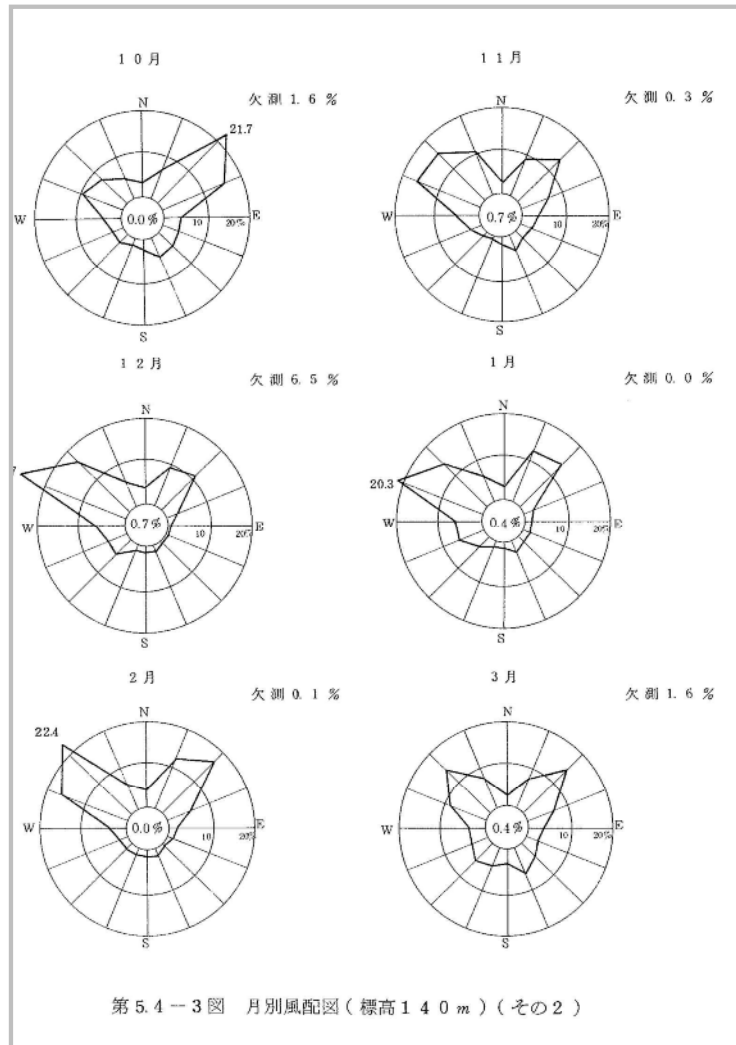


第 5.4-2 図 敷地の月別風配図 (その 1) (2005年4月～2005年6月)

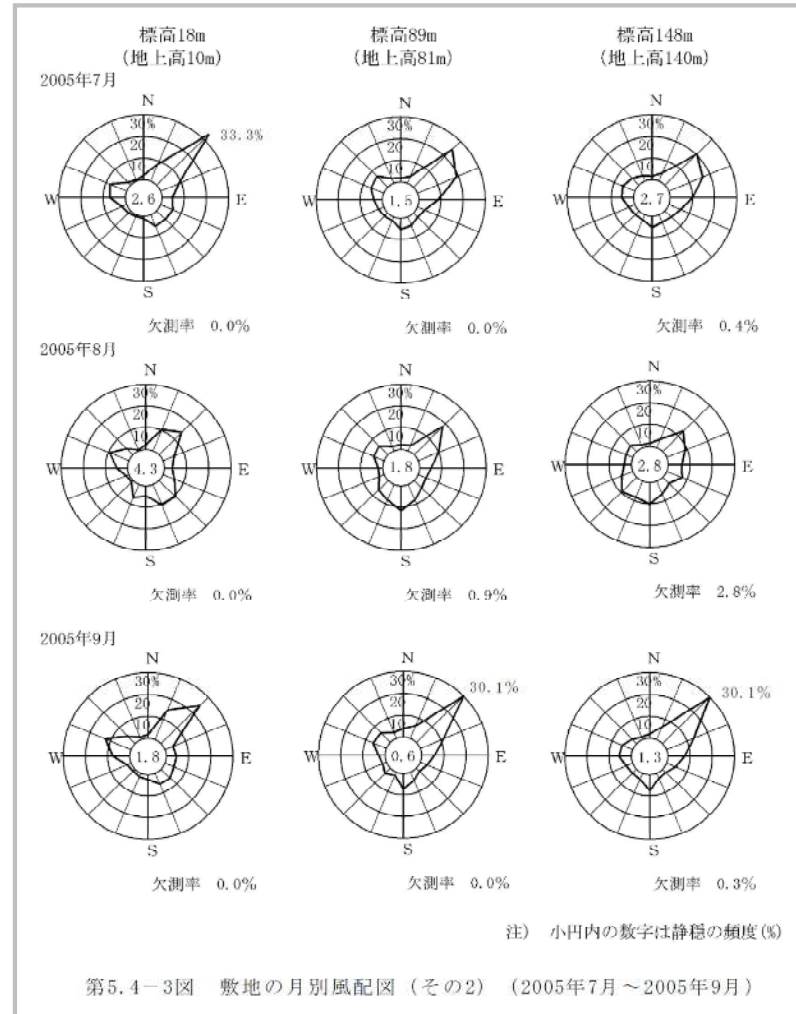
備考

- ①
- ③ (先行プラントの記載を反映及び超音波風向風速計 (排気筒風) からドップラーソーダへ変更)

既許可申請書



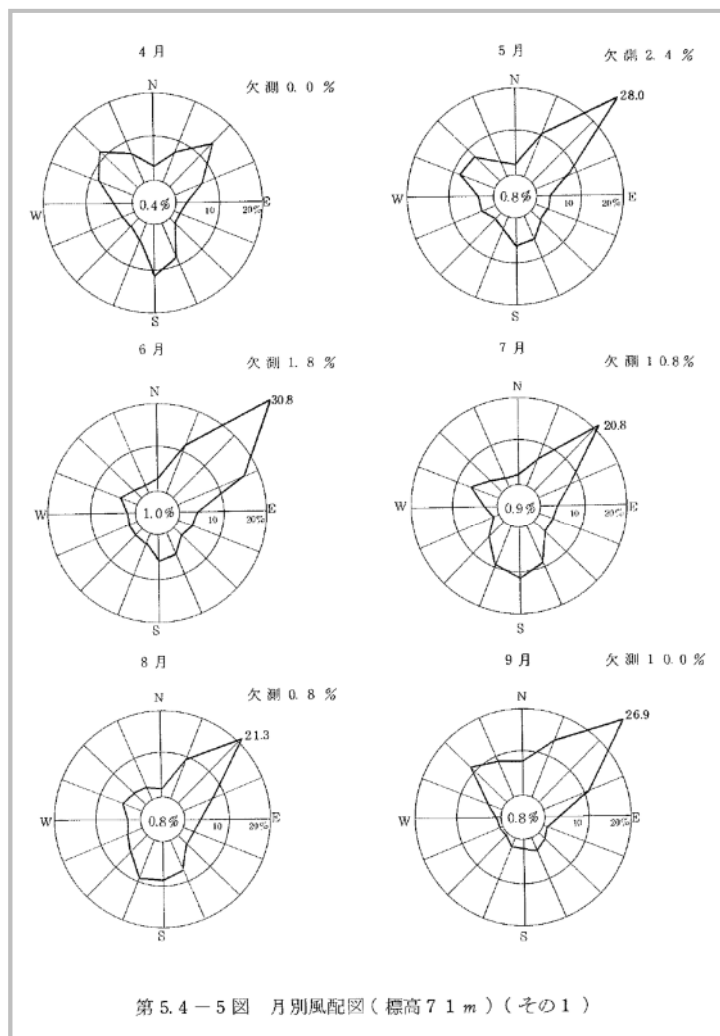
変更 (案)



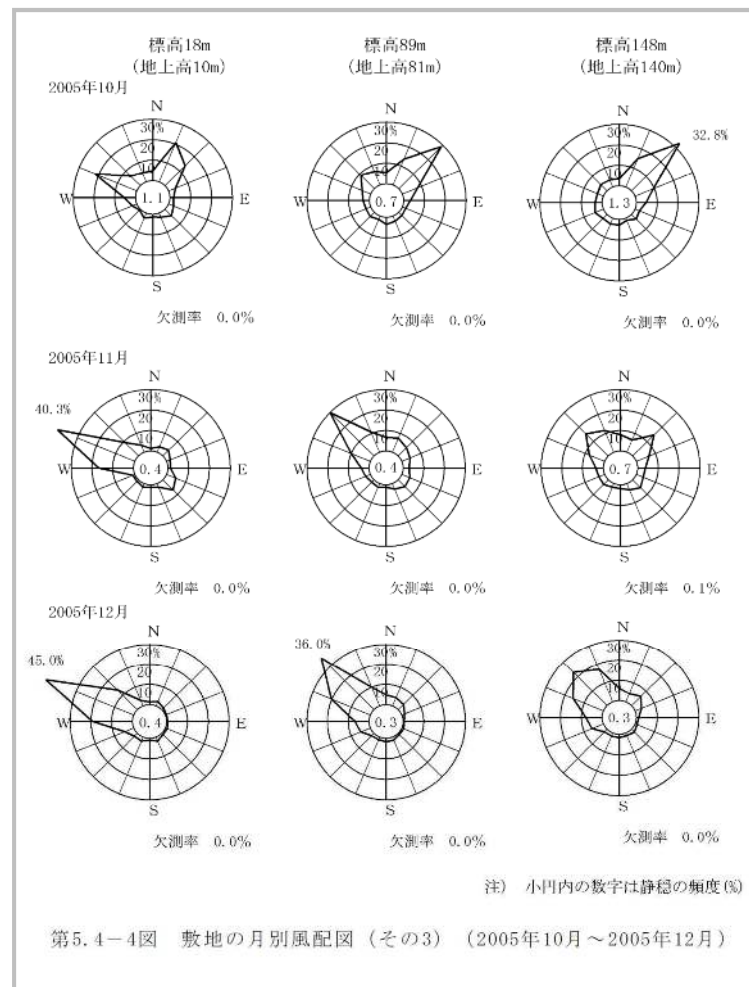
備考

- ①
- ③ (先行プラントの記載を反映及び超音波風向風速計 (排気筒風) からドップラーソーダへ変更)

既許可申請書



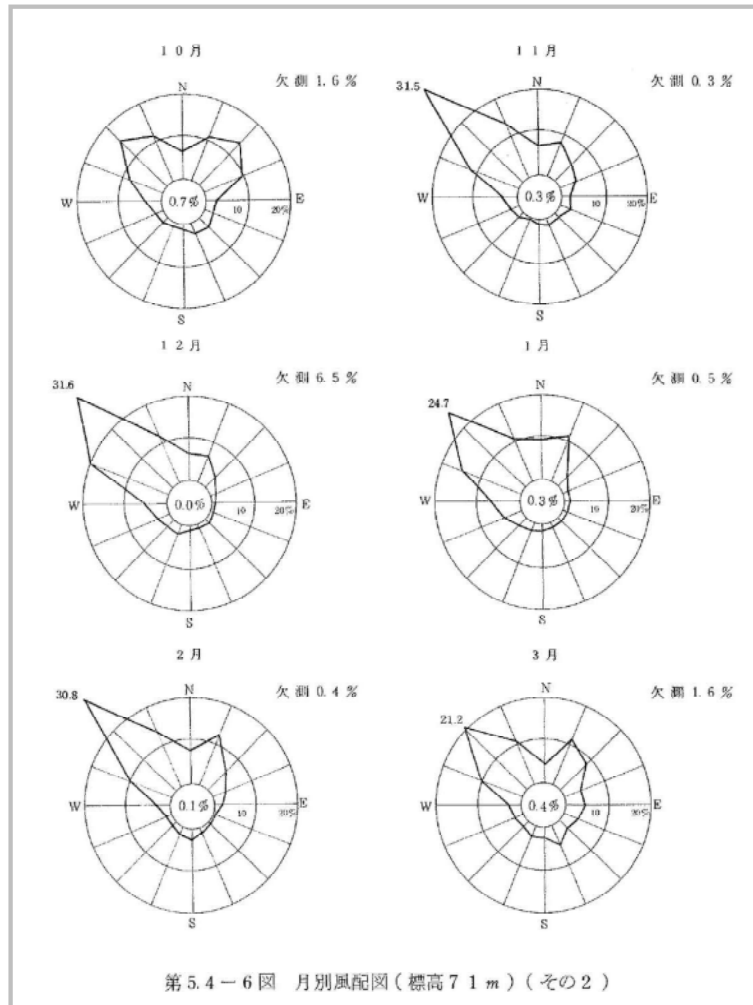
変更(案)



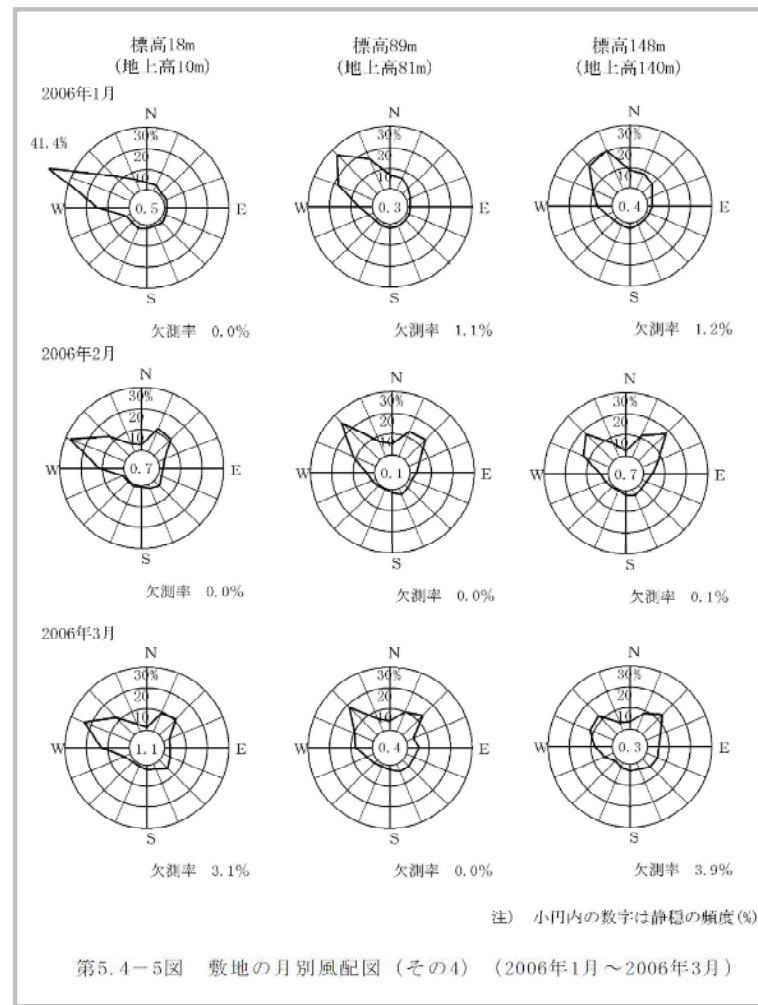
備考

- ・①
- ・③(先行プラントの記載を反映及び超音波風向風速計(排気筒風)からドップラーソーダへ変更)

既許可申請書



変更(案)



- ・①
- ・③ (先行プラントの記載を反映及び超音波風向風速計(排気筒風)からドップラーソーダへ変更)

既許可申請書	変更 (案)	備考
<div data-bbox="197 228 952 1268" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>4月 欠測 0.0% (中心: 0.7%, 最大: 23.6)</p> <p>5月 欠測 2.4% (中心: 0.4%, 最大: 23.6)</p> <p>6月 欠測 1.8% (中心: 0.7%, 最大: 29.6)</p> <p>7月 欠測 9.9% (中心: 1.2%, 最大: 29.6)</p> <p>8月 欠測 0.8% (中心: 0.3%, 最大: 21.8)</p> <p>9月 欠測 10.0% (中心: 0.5%, 最大: 29.0)</p> <p>第5.4-8図 月別風配図(標高18m)(その1)</p> </div>	<p>(第5.4-2図～第5.4-5図に記載)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・① ・③ (先行プラントの記載を反映及び超音波風向風速計(排気筒風)からドップラーソーダへ変更)

既許可申請書	変更 (案)	備考
<div style="text-align: center;"> <p>10月 欠翻 1.6% 0.7%</p> <p>11月 欠翻 0.3% 0.3%</p> <p>12月 欠翻 5.5% 0.0%</p> <p>1月 欠翻 0.5% 0.3%</p> <p>2月 欠翻 0.4% 0.1%</p> <p>3月 欠翻 1.6% 0.4%</p> </div> <p>第 5.4-6 図 月別風配図 (標高 71 m) (その 2)</p>	<p>(第 5.4-2 図～第 5.4-5 図に記載)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・① ・③ (先行プラントの記載を反映及び超音波風向風速計 (排気筒風) からドップラーソーダへ変更)

添付2-49

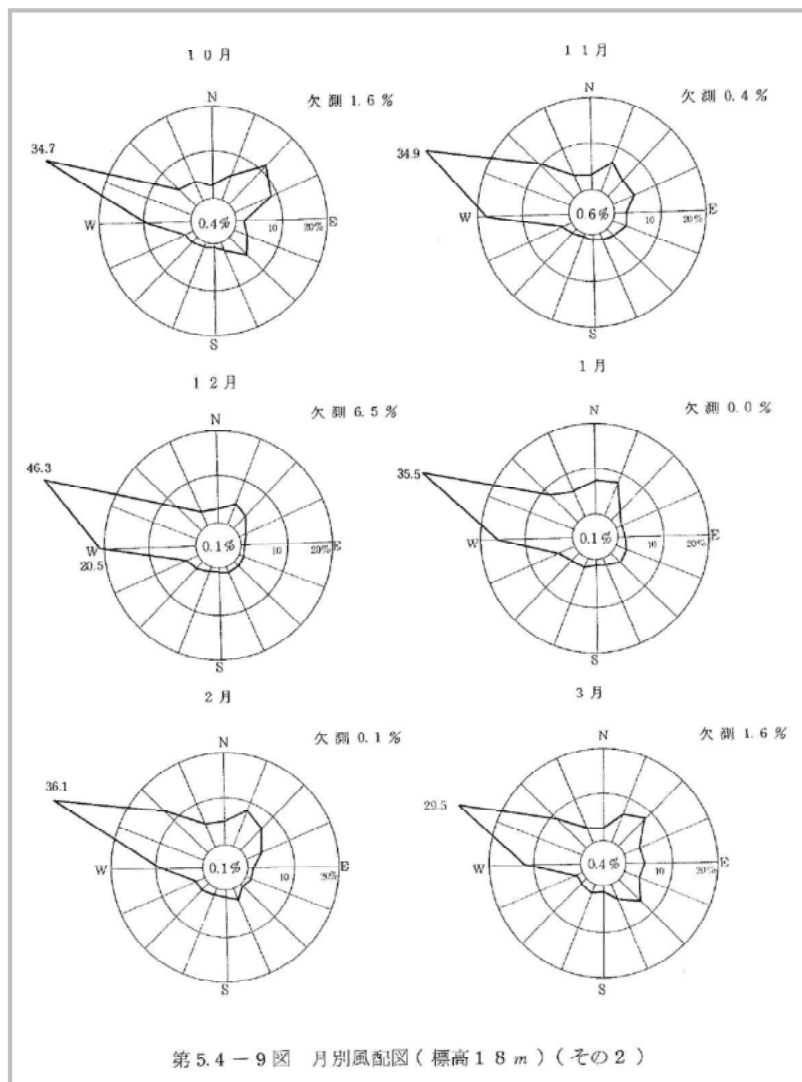
既許可申請書	変更 (案)	備考
<div data-bbox="165 226 965 1302" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 5.4-8 図 月別風配図 (標高 18 m) (その 1)</p> </div>	<p>(第 5.4-2 図～第 5.4-5 図に記載)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・① ・③ (先行プラントの記載を反映及び超音波風向風速計 (排気筒風) からドップラーソーダへ変更)

添付 2-50

既許可申請書

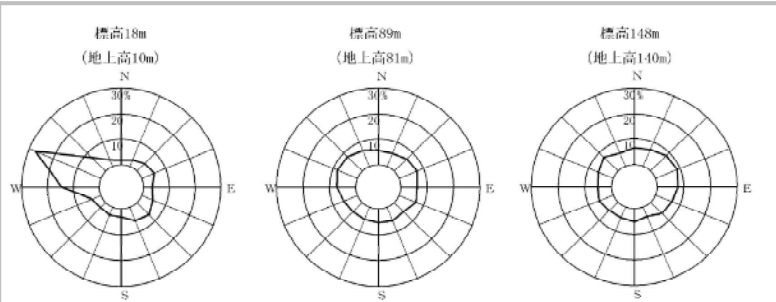
変更 (案)

備考



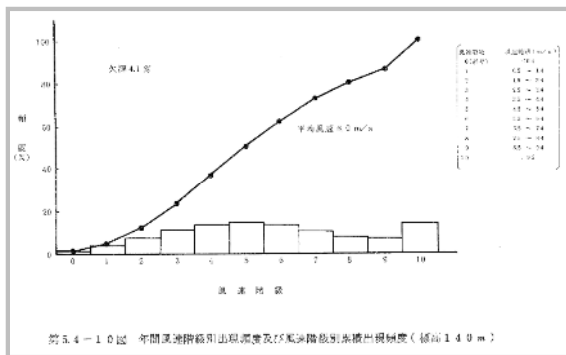
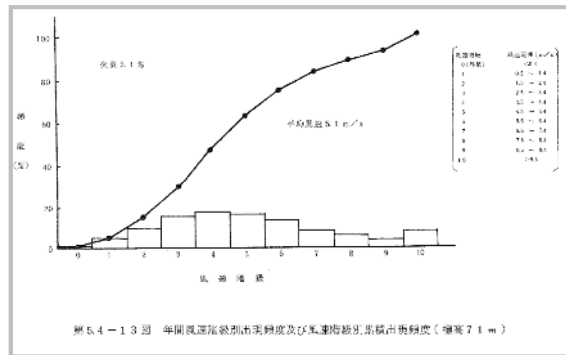
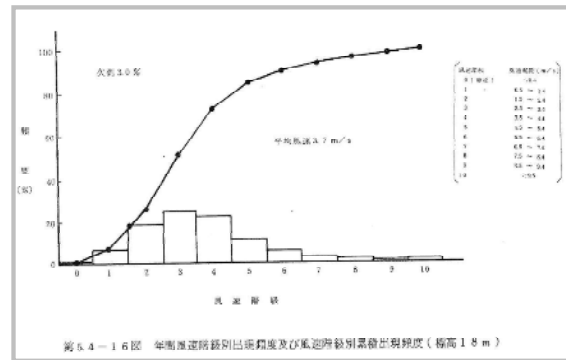
(第 5.4-2 図～第 5.4-5 図に記載)

- ・①
- ・③ (先行プラントの記載を反映及び超音波風向風速計 (排気筒風) からドップラーソーダへ変更)

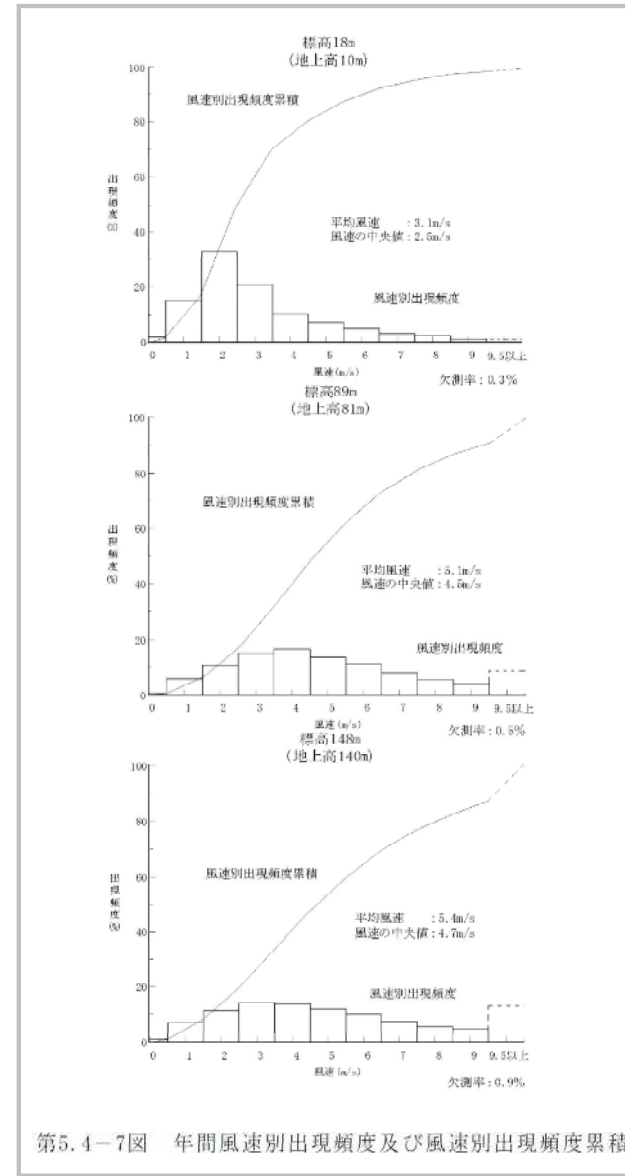
既許可申請書	変更 (案)	備考								
<p>(記載なし)</p>	<div style="text-align: center;">  <p>標高18m (地上高10m) 欠測率: 0.3%</p> <p>標高89m (地上高81m) 欠測率: 0.5%</p> <p>標高148m (地上高140m) 欠測率: 0.9%</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>低風速 (0.5~2.0m/s) の出現頻度</p> <table border="1" data-bbox="1512 734 1803 845"> <thead> <tr> <th>観測点</th> <th>出現頻度 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標高 18m</td> <td>33.1</td> </tr> <tr> <td>標高 89m</td> <td>11.5</td> </tr> <tr> <td>標高 148m</td> <td>13.6</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>第5.4-6図 低風速(0.5~2.0m/s)時の年間風配図</p> </div>	観測点	出現頻度 (%)	標高 18m	33.1	標高 89m	11.5	標高 148m	13.6	<p>・①, ③ (先行プラントの記載に反映)</p>
観測点	出現頻度 (%)									
標高 18m	33.1									
標高 89m	11.5									
標高 148m	13.6									

添付2-52

既許可申請書



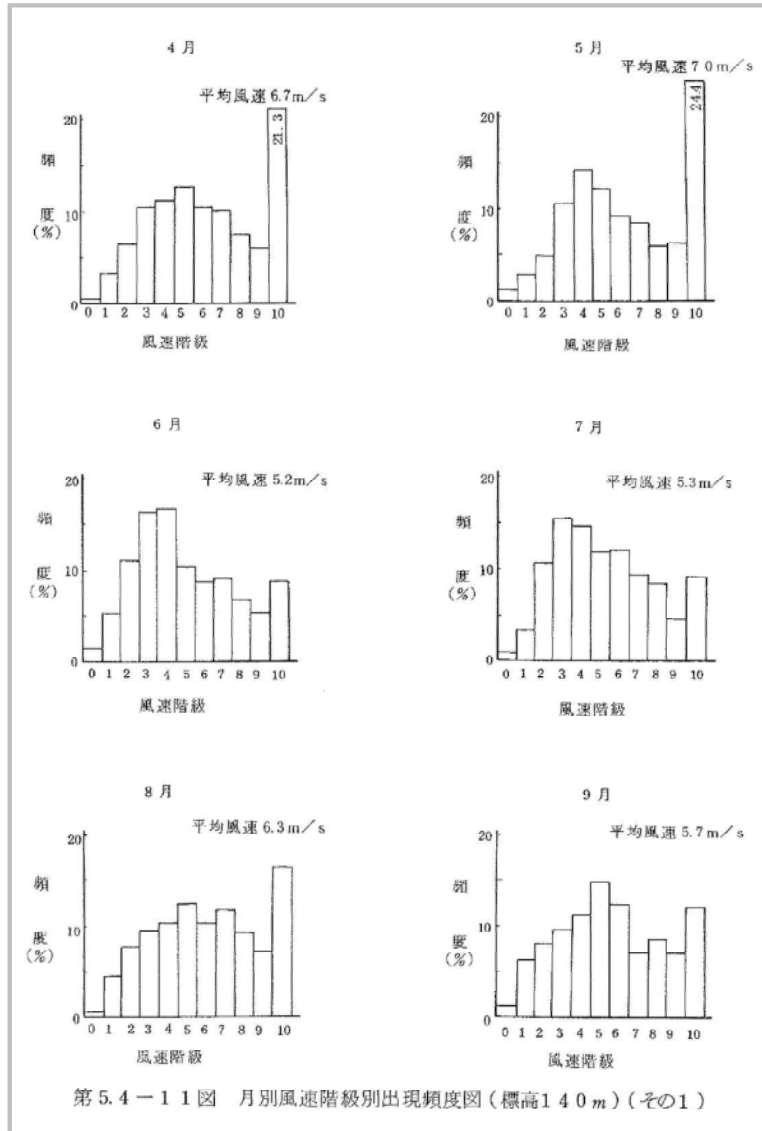
変更 (案)



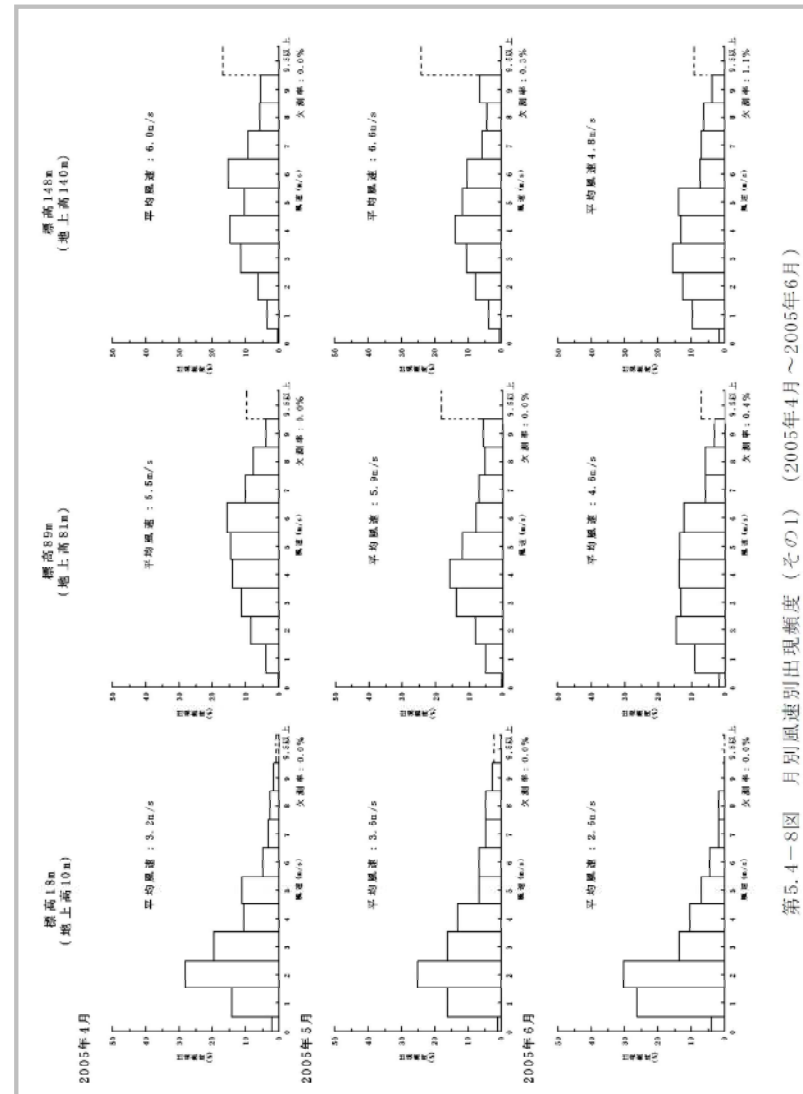
備考

- ・①
- ・③ (先行プラントの記載を反映及び超音波風向風速計 (排気筒風) からドップラーソーダへ変更)

既許可申請書



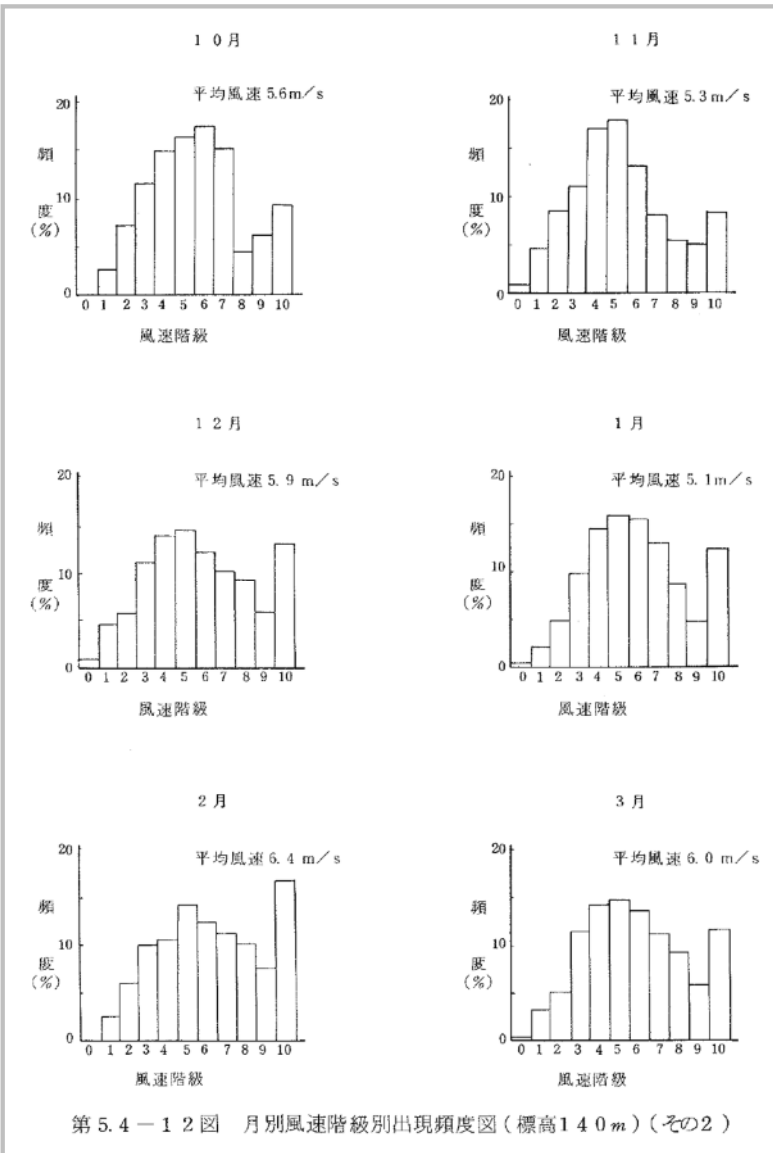
変更（案）



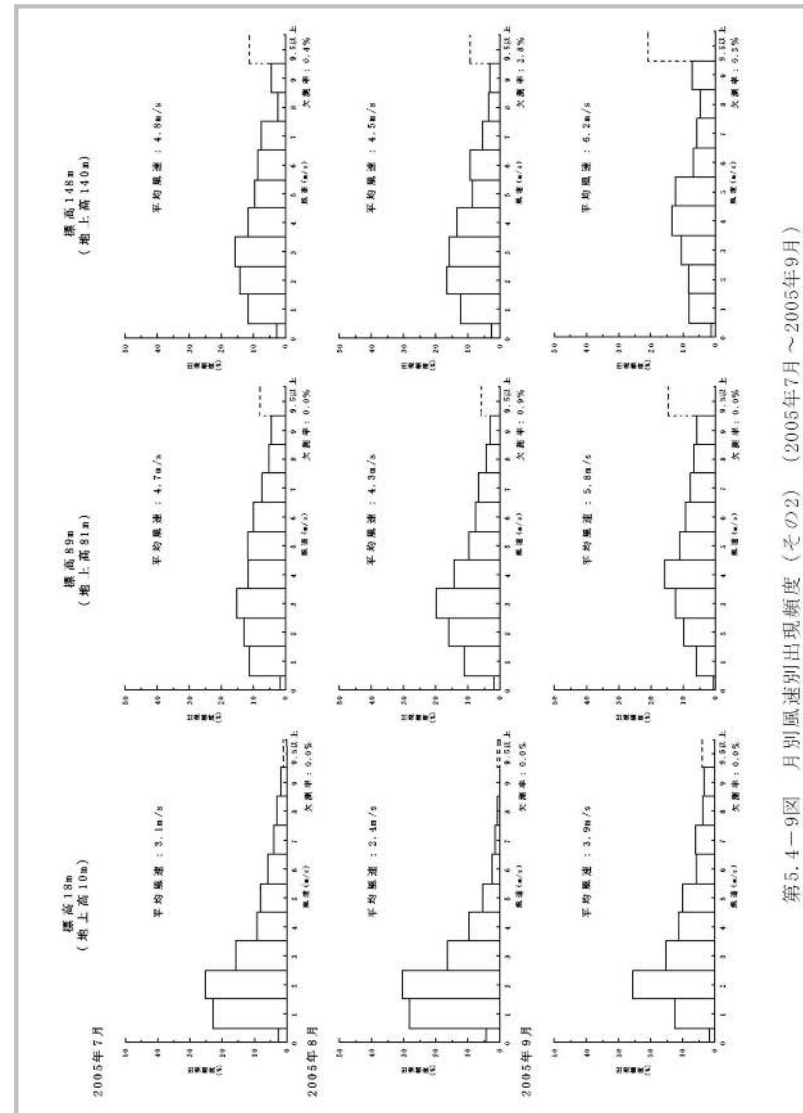
備考

- ・①
- ・③（先行プラントの記載を反映及び超音波風向風速計（排気筒風）からドップラーソーダへ変更）

既許可申請書



変更（案）



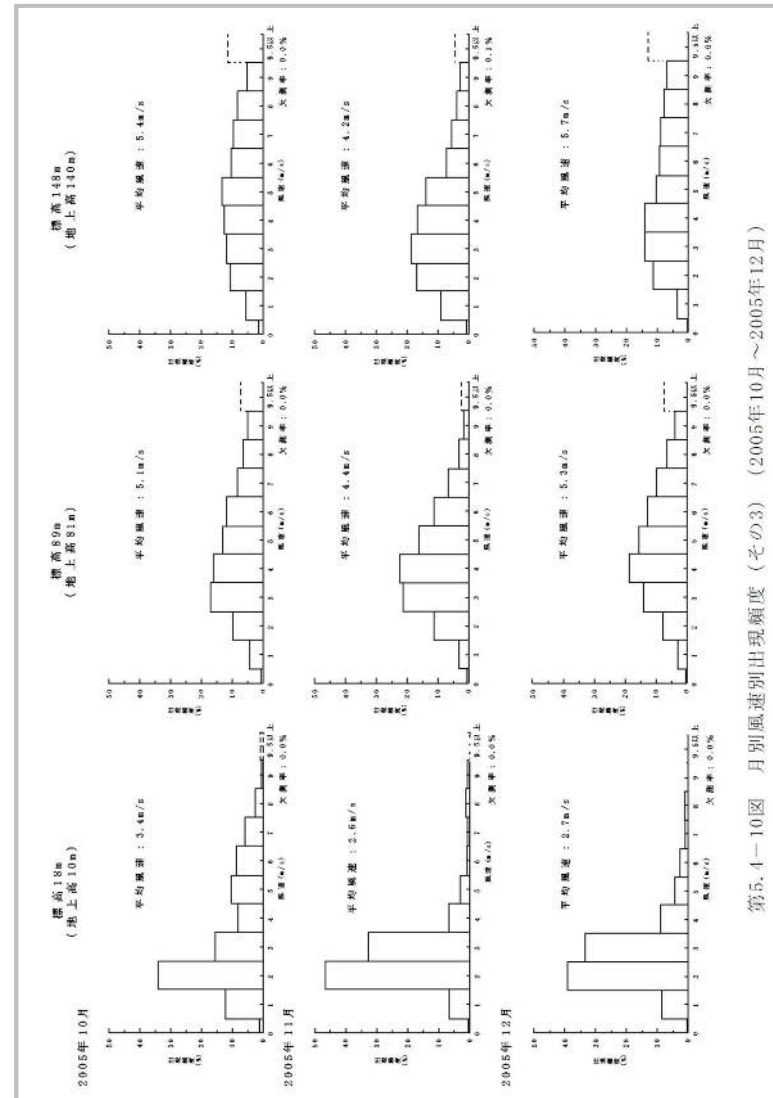
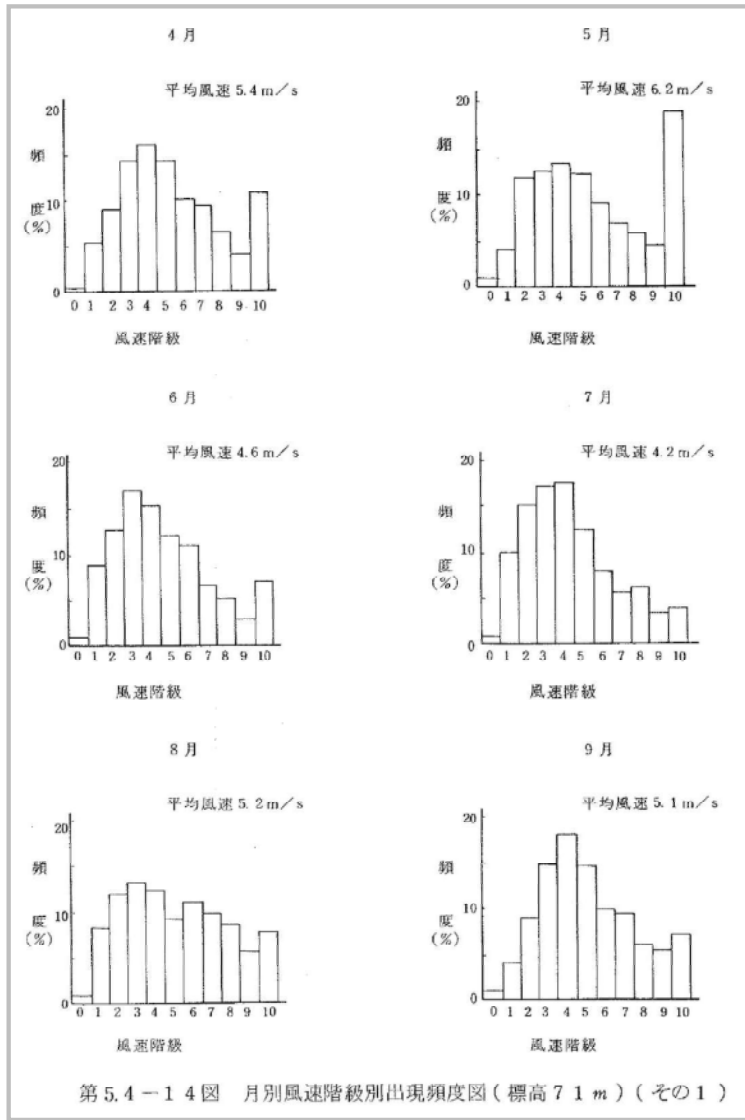
備考

- ・①
- ・③（先行プラントの記載を反映及び超音波風向風速計（排気筒風）からドップラーソーダへ変更）

既許可申請書

変更(案)

備考

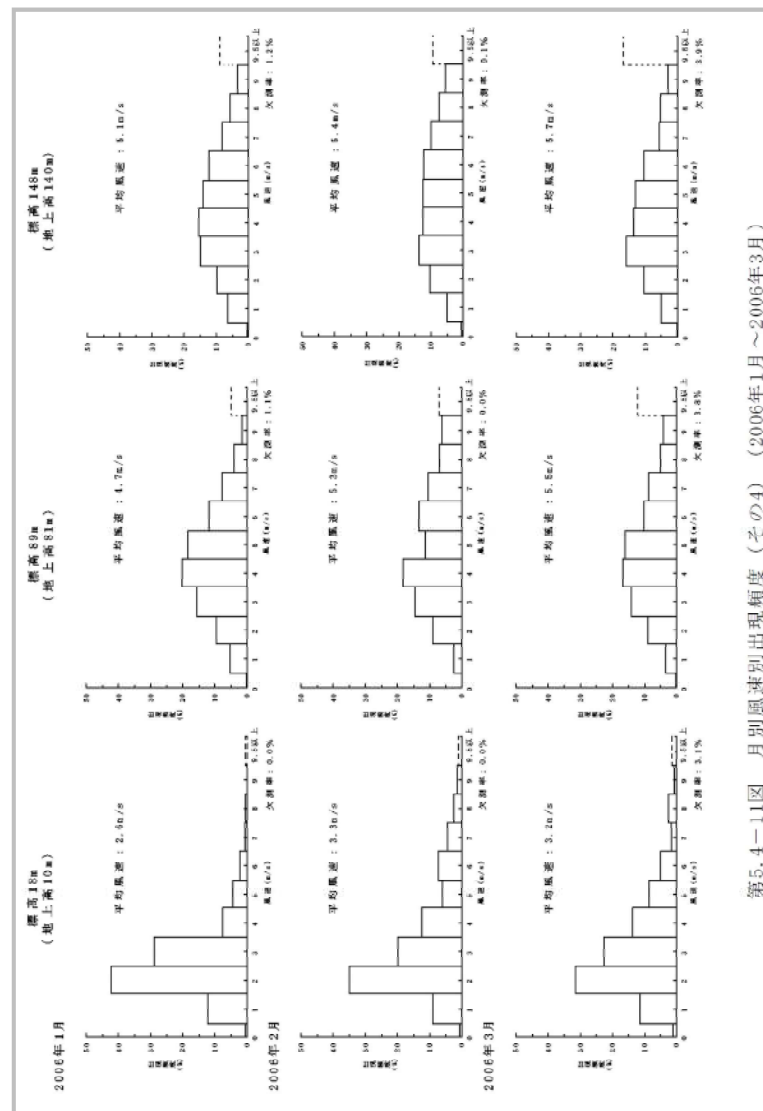
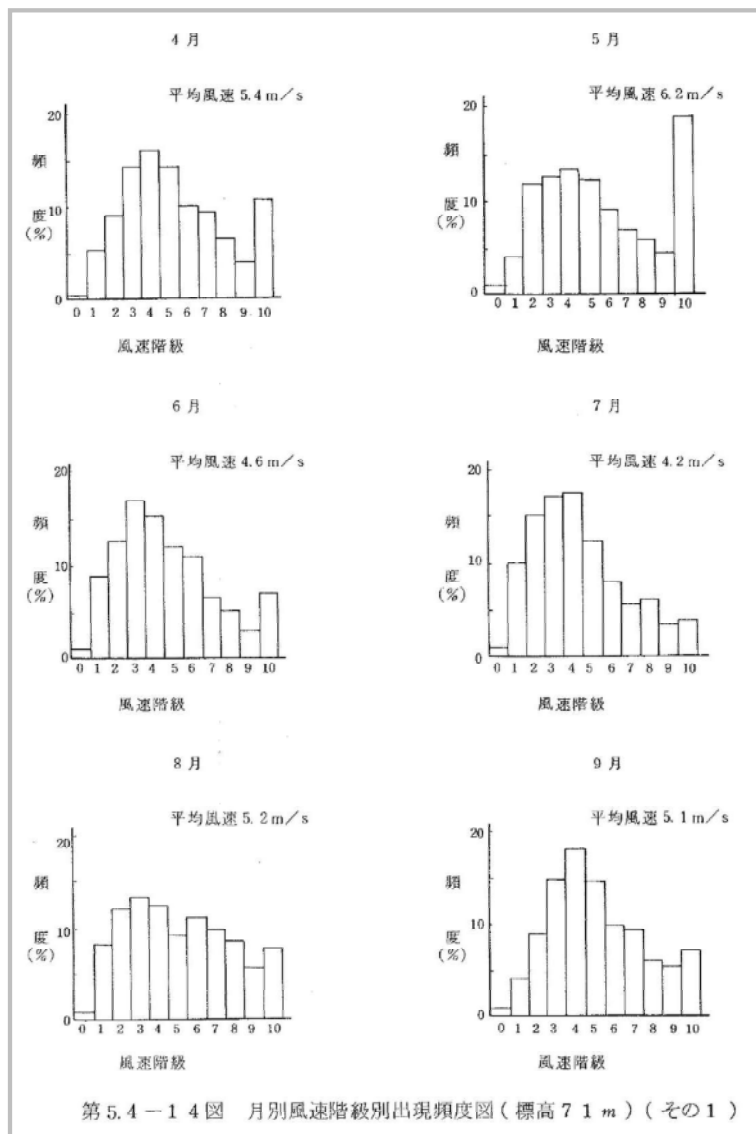


- ・①
- ・③(先行プラントの記載を反映及び超音波風向風速計(排気筒風)からドップラーソーダへ変更)

既許可申請書

変更（案）

備考



- ・①
- ・③（先行プラントの記載を反映及び超音波風向風速計（排気筒風）からドップラーソーダへ変更）

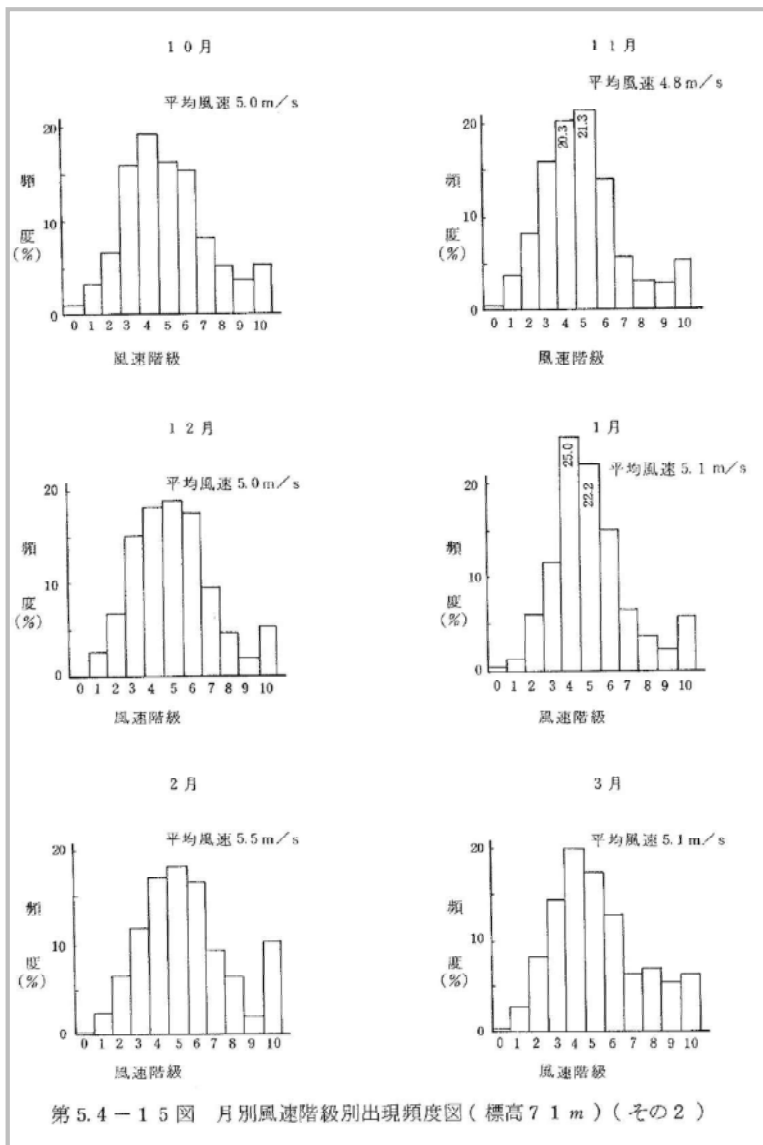
添付 2-57

①：気象期間の変更，②：気象設備の変更及び追加，③：記載の適正化，④：周辺監視区域境界の変更

既許可申請書

変更（案）

備考



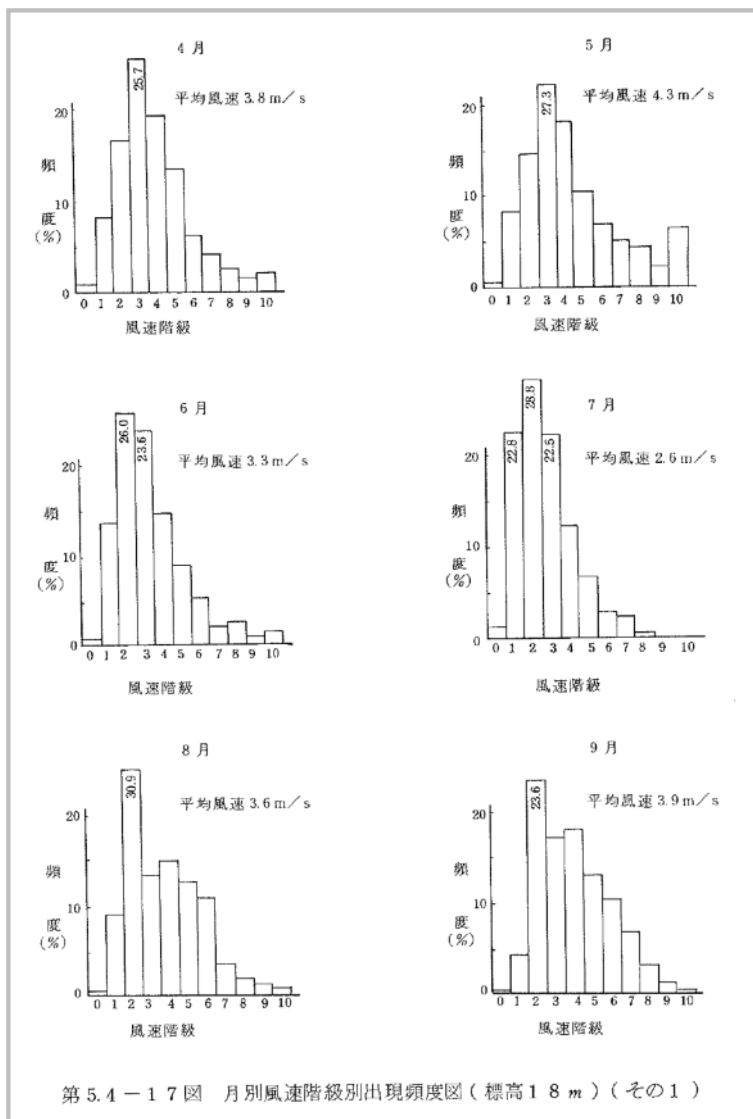
（第 5.4-8 図～第 5.4-11 図に記載）

- ・①
- ・③（先行プラントの記載を反映及び超音波風向風速計（排気筒風）からドップラーソーダへ変更）

既許可申請書

変更 (案)

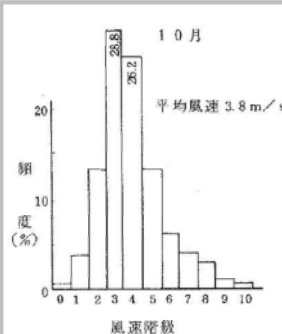
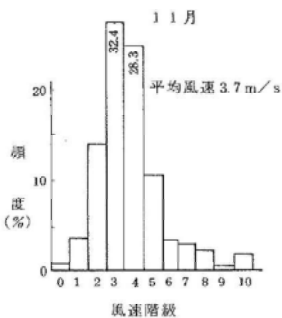
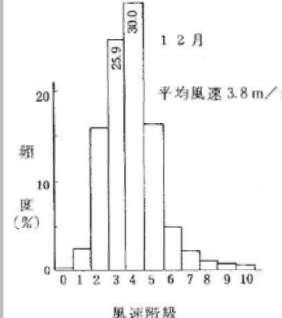
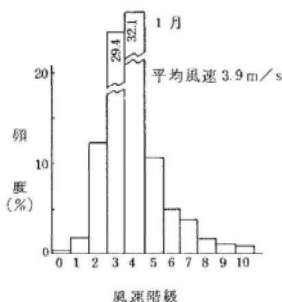
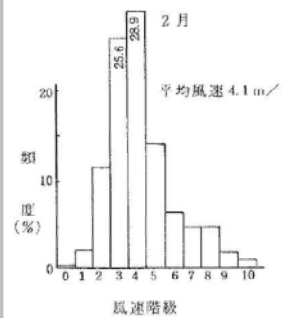
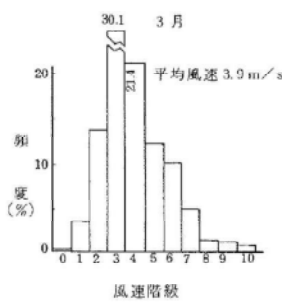
備考



(第 5.4-8 図～第 5.4-11 図に記載)

- ・①
- ・③ (先行プラントの記載を反映及び超音波風向風速計 (排気筒風) からドップラーソーダへ変更)

添付2-59

既許可申請書	変更 (案)	備考
<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;">  </div> <div style="width: 50%;">  </div> <div style="width: 50%;">  </div> <div style="width: 50%;">  </div> <div style="width: 50%;">  </div> <div style="width: 50%;">  </div> </div> <p style="text-align: center;">第 5.4-18 図 月別風速階級別出現頻度図 (標高 18 m) (その 2)</p>	<p>(第 5.4-8 図～第 5.4-11 図に記載)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・① ・③ (先行プラントの記載を反映及び超音波風向風速計 (排気筒風) からドップラーソーダへ変更)

添付 2-60

既許可申請書	変更（案）	備考
<div data-bbox="293 220 857 762"> <p>第 5.4 - 1 9 図 年間静穏継続時間出現頻度（標高 140 m）</p> </div> <div data-bbox="293 775 857 1302"> <p>第 5.4 - 2 0 図 年間静穏継続時間出現頻度（標高 71 m）</p> </div>	<p>(削 除)</p>	<p>・③（先行プラントの記載を反映）</p>

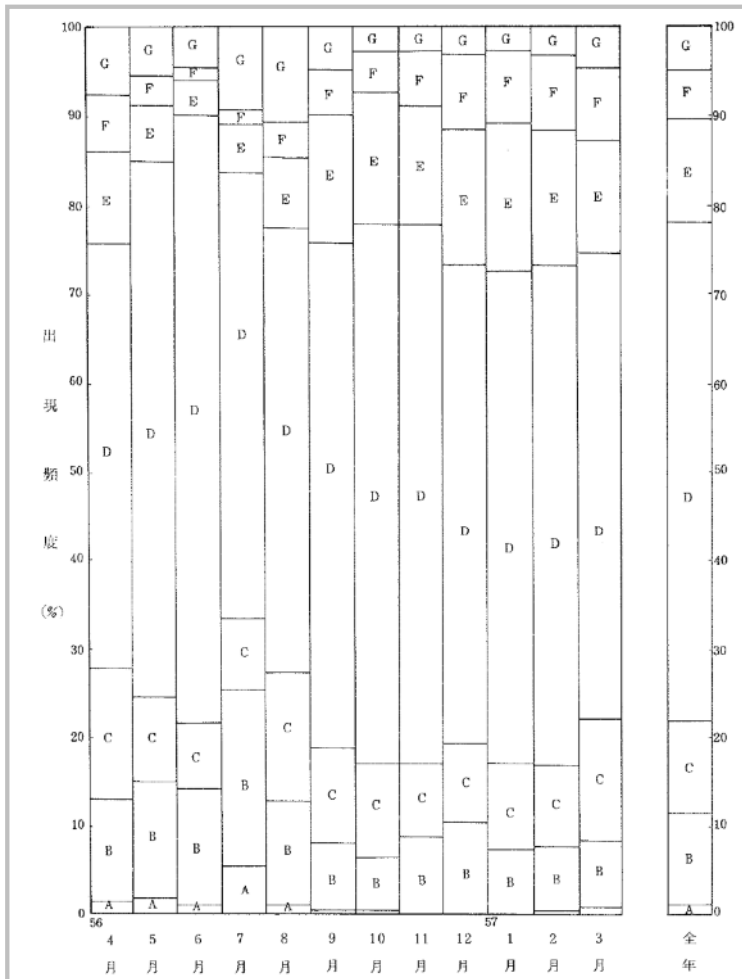
添付2-61

既許可申請書	変更（案）	備考																						
<div data-bbox="271 220 882 863" data-label="Figure"> <p>第 5.4-21 図 年間静穏継続時間出現頻度（標高 1.8 m）</p> <table border="1"> <caption>年間静穏継続時間出現頻度（標高 1.8 m）</caption> <thead> <tr> <th>継続時間 (h)</th> <th>出現頻度 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> </div>	継続時間 (h)	出現頻度 (%)	1	95	2	5	3	0	4	0	5	0	6	0	7	0	8	0	9	0	10	0	<p>(削 除)</p>	<p>・③（先行プラントの記載を反映）</p>
継続時間 (h)	出現頻度 (%)																							
1	95																							
2	5																							
3	0																							
4	0																							
5	0																							
6	0																							
7	0																							
8	0																							
9	0																							
10	0																							

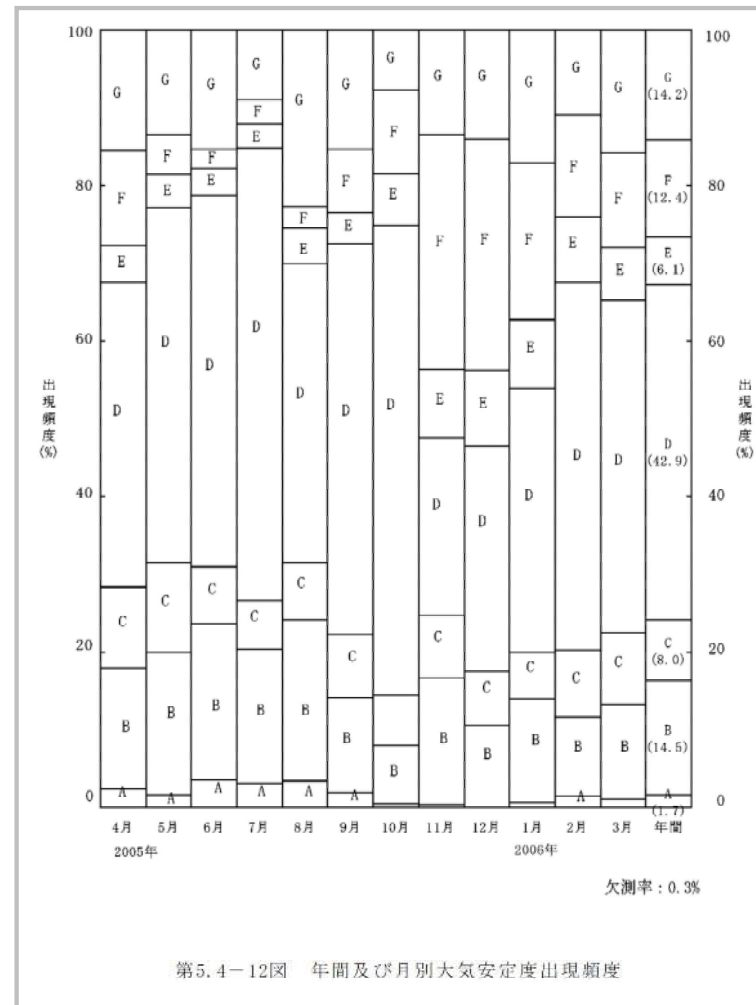
既許可申請書

変更(案)

備考



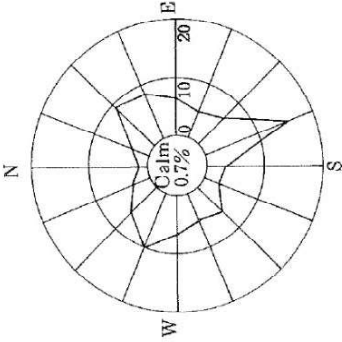
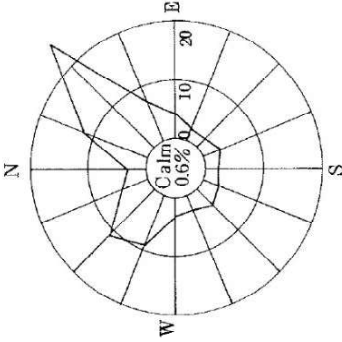
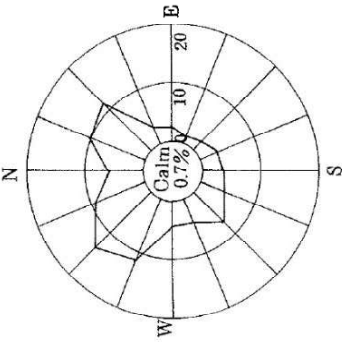
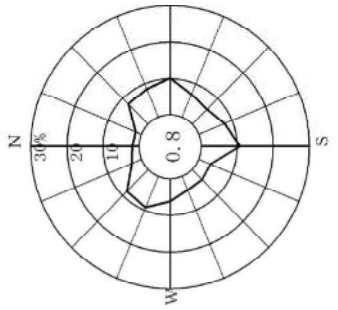
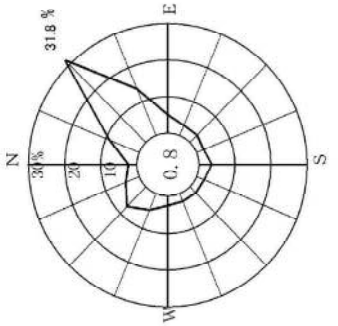
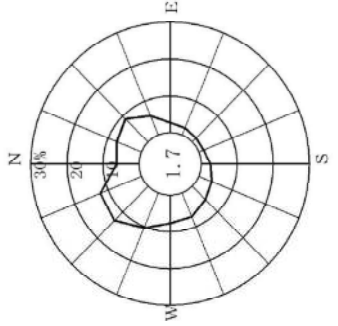
第5.4-22図 年間及び月別大気安定度出現頻度



第5.4-12図 年間及び月別大気安定度出現頻度

欠測率: 0.3%

・①

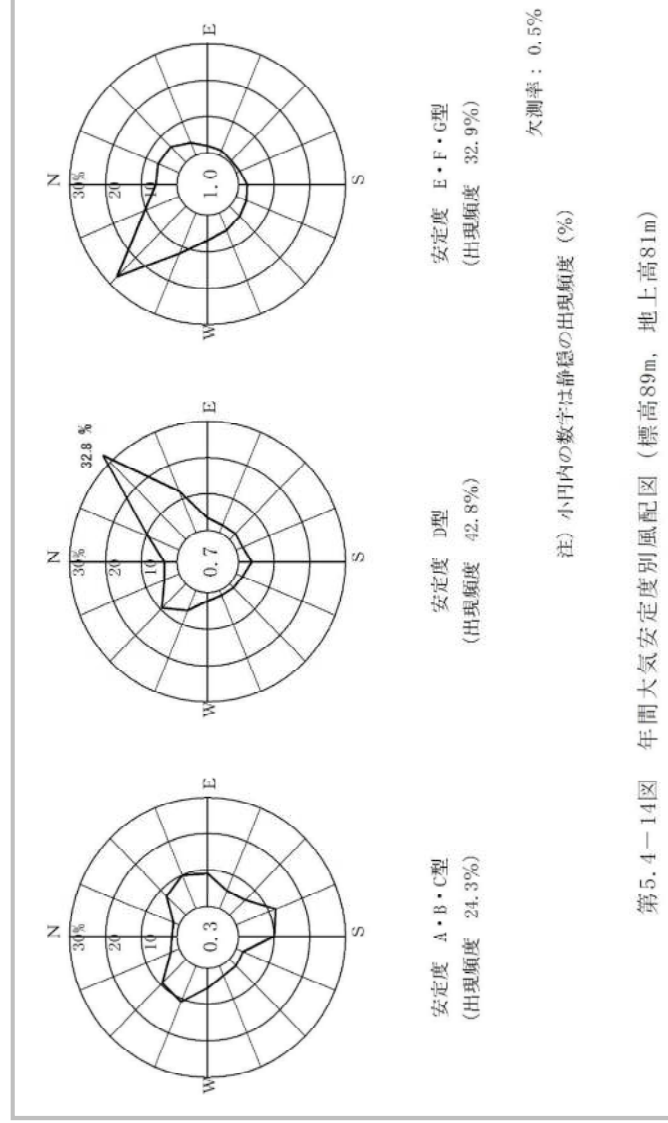
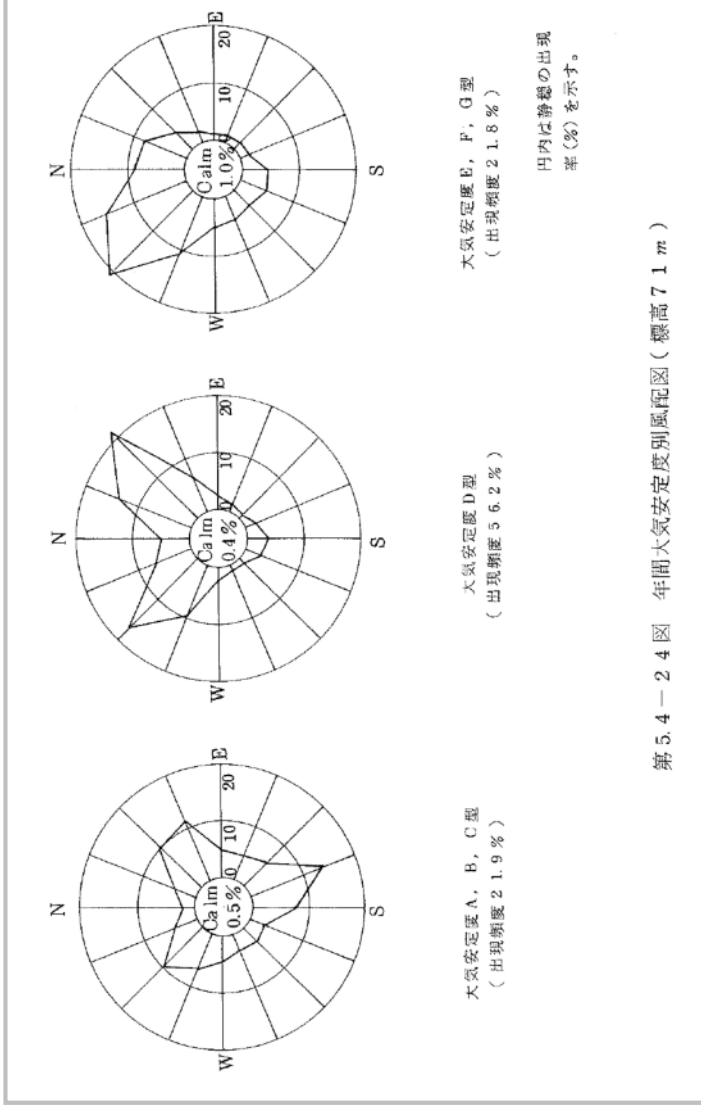
既許可申請書	変更 (案)	備考
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>大気安定度 A, B, C型 (出現頻度 21.8%)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>大気安定度 D型 (出現頻度 56.6%)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>大気安定度 E, F, G型 (出現頻度 21.6%)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">円内は静穏の出現率(%)を示す。</p> <p style="text-align: center;">第 5.4-23 図 年間大気安定度別風配図 (標高 140 m)</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>安定度 A・B・C型 (出現頻度 24.2%)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>安定度 D型 (出現頻度 42.8%)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>安定度 E・F・G型 (出現頻度 33.0%)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">欠測率: 0.9%</p> <p style="text-align: center;">注) 小円内の数字は静穏の出現頻度 (%)</p> <p style="text-align: center;">第 5.4-15 図 年間大気安定度別風配図 (標高 148m, 地上高 140m)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・① ・③ (先行プラントの記載を反映及び超音波風向風速計 (排気筒風) からドップラーソーダへ変更)

①: 気象期間の変更, ②: 気象設備の変更及び追加, ③: 記載の適正化, ④: 周辺監視区域境界の変更

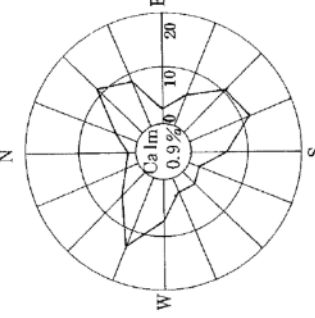
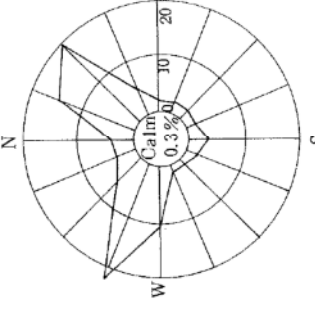
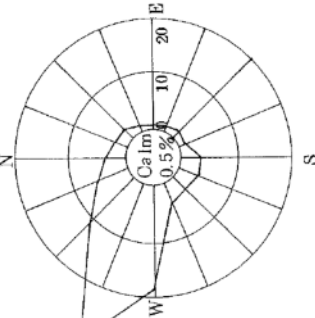
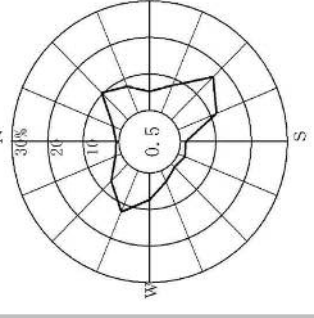
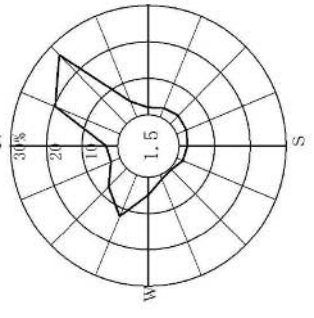
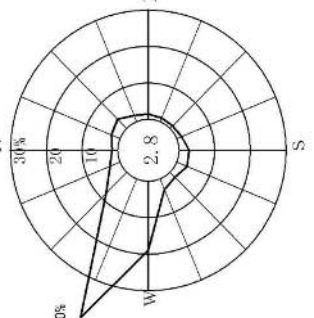
既許可申請書

変更 (案)

備考



- ・①
- ・③ (先行プラントの記載を反映及び超音波風向風速計 (排気筒風) からドップラーソーダへ変更)

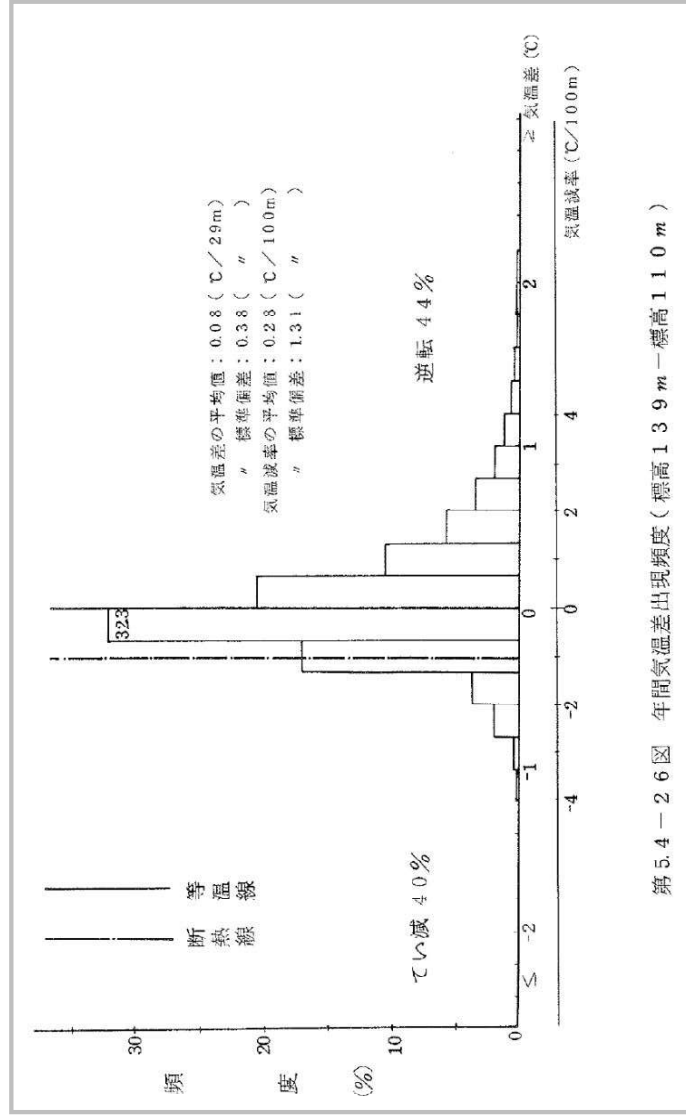
既許可申請書	変更(案)	備考
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>大気安定度 A, B, C 型 (出現頻度 21.9%)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>大気安定度 D 型 (出現頻度 56.3%)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>大気安定度 E, F, G 型 (出現頻度 21.8%)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">第 5.4-25 図 年間大気安定度別風配図 (標高 18 m)</p> <p style="text-align: right;">円内は静穏の出現率 (%) を示す。</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>安定度 A・B・C 型 (出現頻度 24.3%)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>安定度 D 型 (出現頻度 42.9%)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>安定度 E・F・G 型 (出現頻度 32.8%)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">第 5.4-13 図 年間大気安定度別風配図 (標高 18m, 地上高 10m)</p> <p style="text-align: right;">注) 小円内の数字は静穏の出現頻度 (%) 欠測率: 0.3%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・① ・③ (先行プラントの記載を反映及び超音波風向風速計 (排気筒風) からドップラーソーダへ変更)

①: 気象期間の変更, ②: 気象設備の変更及び追加, ③: 記載の適正化, ④: 周辺監視区域境界の変更

既許可申請書

変更(案)

備考



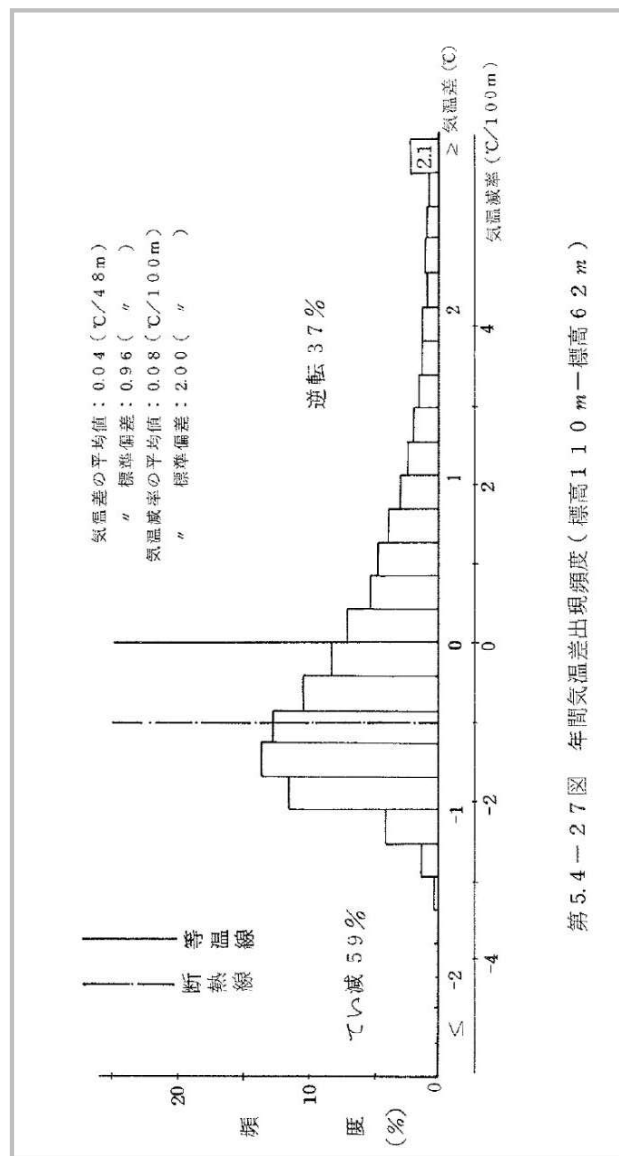
(削除)

・②(気温差計の撤去(H6年に気象指針の観測項目から削除)

既許可申請書

変更 (案)

備考



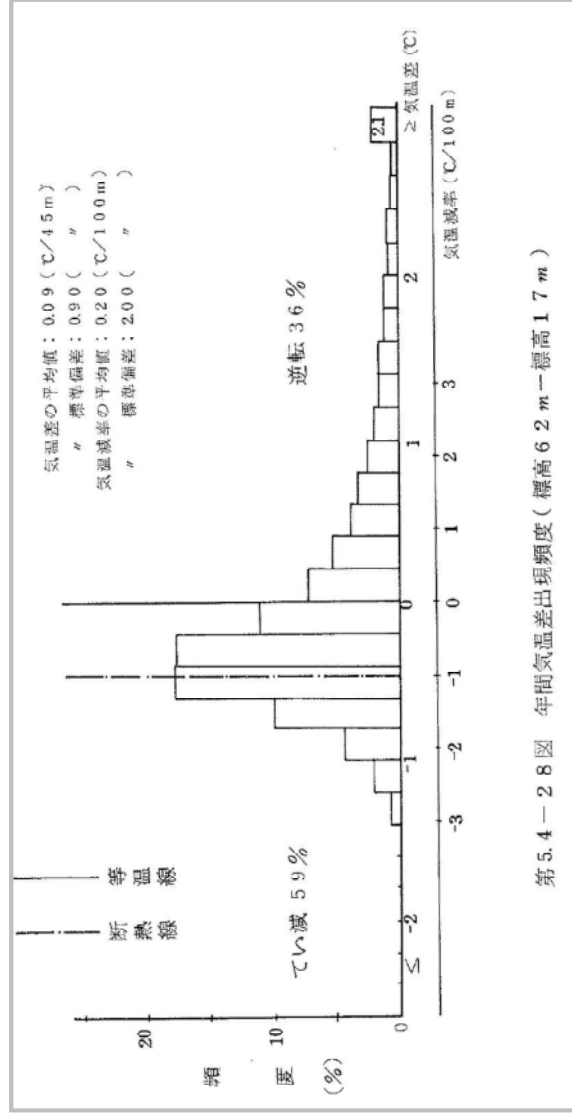
(削 除)

・② (気温差計の撤去 (H6 年に気象指針の観測項目から削除

既許可申請書

変更(案)

備考



(削 除)

・②(気温差計の撤去 (H6 年に気象指針の観測項目から削除

既許可申請書	変更（案）	備 考																																																																																																																								
<div style="text-align: center;"> <p>第 5.5 - 1 表 異常年の棄却検定結果</p> <p>統計年：昭和 46 年 4 月～昭和 56 年 3 月 検定年：昭和 56 年 4 月～昭和 57 年 3 月</p> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>「風向出現回数」</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>風向 地点</th> <th>NNE</th> <th>NE</th> <th>ENE</th> <th>E</th> <th>ESE</th> <th>SE</th> <th>SSE</th> <th>S</th> <th>SSW</th> <th>SW</th> <th>WSW</th> <th>W</th> <th>WNNW</th> <th>NW</th> <th>NNW</th> <th>N</th> <th>CALM</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水戸</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>銚子</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>小名浜</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>「風速階級出現回数」</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>風速 地点</th> <th>0.0~0.4</th> <th>0.5~1.4</th> <th>1.5~2.4</th> <th>2.5~3.4</th> <th>3.5~4.4</th> <th>4.5~5.4</th> <th>5.5~6.4</th> <th>6.5~7.4</th> <th>7.5~8.4</th> <th>8.5~9.4</th> <th>9.5m/s~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水戸</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>銚子</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>小名浜</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">判定 ○ 採 択 × 棄 却</p> </div>	風向 地点	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNNW	NW	NNW	N	CALM	水戸	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	銚子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	小名浜	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	風速 地点	0.0~0.4	0.5~1.4	1.5~2.4	2.5~3.4	3.5~4.4	4.5~5.4	5.5~6.4	6.5~7.4	7.5~8.4	8.5~9.4	9.5m/s~	水戸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	銚子	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	小名浜	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<p>（削 除）</p>	<p>・③（先行プラントの記載を反映）</p>
風向 地点	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNNW	NW	NNW	N	CALM																																																																																																									
水戸	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																									
銚子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																									
小名浜	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×																																																																																																									
風速 地点	0.0~0.4	0.5~1.4	1.5~2.4	2.5~3.4	3.5~4.4	4.5~5.4	5.5~6.4	6.5~7.4	7.5~8.4	8.5~9.4	9.5m/s~																																																																																																															
水戸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																															
銚子	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○																																																																																																															
小名浜	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																															

①：気象期間の変更，②：気象設備の変更及び追加，③：記載の適正化，④：周辺監視区域境界の変更

17-乙102

第 5.5-2 表 異常年の棄却検定表

「風向出現回数」

観測場所：敷地内 A 点 (標高 89m, 地上高 81m)

観測年：昭和 46 年 4 月～昭和 57 年 3 月
 統計年：昭和 46 年 4 月～昭和 57 年 3 月
 (危険率 5%) 検定年：昭和 46 年 4 月～昭和 57 年 3 月

観測所：水戸地方気象台

区分	統計年										検定年					棄却限界
	X46	X47	X48	X49	X50	X51	X52	X53	X54	X55	X56	X57	F0			
NNE	172	158	182	156	162	161	150	112	134	141	109	154	450	±481		
NE	193	184	181	193	218	200	213	188	178	273	184	202	038	±572.0		
ENE	258	229	241	260	230	248	253	205	192	281	313	235	726	±562		
E	201	186	209	268	225	196	215	187	201	199	260	208	415	±569		
ESE	84	73	84	89	94	58	66	68	47	69	81	732	025	±347		
SE	55	54	61	70	70	64	70	36	74	45	71	599	073	±293		
SSE	62	61	46	43	80	55	50	46	53	35	38	532	138	±293		
S	101	110	116	94	110	117	105	157	128	152	92	1170	172	±431		
SSW	186	230	173	139	181	184	164	197	178	162	135	1794	299	±568		
SW	123	132	160	114	132	113	103	128	121	77	97	1212	118	±505		
WSW	86	84	82	90	61	81	67	61	83	73	75	780	005	±272		
W	60	80	99	54	59	87	72	66	66	86	87	769	045	±340		
WNW	73	75	74	79	45	78	69	57	85	67	77	703	029	±280		
NW	106	166	148	148	91	99	167	178	205	153	189	1462	121	±879		
NNW	562	628	465	444	433	509	522	628	620	496	542	5307	002	±1787		
N	572	412	511	534	568	503	431	388	377	406	384	4674	100	±1891		
CALM	32	48	78	105	169	160	199	248	184	219	183	1442	025	±1761		

既許可申請書

「風速階級出現回数」

区分	統計年										検定年					棄却限界
	X46	X47	X48	X49	X50	X51	X52	X53	X54	X55	X56	X57	F0			
0.0~0.4m/s	59	80	123	165	286	291	345	424	324	389	277	2485	004	±3122		
0.5~1.4	637	631	652	737	931	833	947	1064	991	984	925	8409	024	±3910		
1.5~2.4	901	906	868	918	744	843	737	628	735	674	853	7954	028	±2482		
2.5~3.4	590	567	531	486	461	454	432	433	452	407	444	4803	031	±1481		
3.5~4.4	349	330	353	304	267	280	260	212	237	259	250	2881	049	±1130		
4.5~5.4	171	178	200	172	143	127	111	97	108	112	99	1419	129	±855		
5.5~6.4	102	112	111	71	43	61	65	37	36	65	45	708	074	±477		
6.5~7.4	57	63	50	45	22	21	22	13	22	21	19	344	061	±448		
7.5~8.4	27	24	20	15	15	3	9	6	10	5	4	136	126	±194		
8.5~9.4	20	11	7	4	5	2	2	4	7	0	2	63	051	±137		
9.5~	15	13	5	2	5	0	0	2	5	3	1	51	058	±122		

変更 (案)

第 5.5-1 表 棄却検定表 (風向) (標高 89m, 地上高 81m)

観測場所：敷地内 A 点 (標高 89m, 地上高 81m)

風向	統計年	観測年										検定年	F0	判定 ○採択 ×棄却	
		1994	1995	1996	1997	1998	2000	2001	2002	2003	2004				2005
N	4.96	3.52	4.46	3.65	3.88	4.59	4.09	4.59	3.42	3.25	4.04	3.79	5.43	2.65	○
NNE	9.49	6.08	7.55	6.88	6.56	8.00	8.41	7.81	7.03	6.03	7.39	6.60	9.97	4.80	○
NE	14.38	13.14	15.36	16.64	18.08	15.04	17.97	21.91	21.50	17.51	17.15	17.88	24.00	10.31	○
ENE	6.25	6.72	7.37	11.07	10.86	8.86	7.76	8.22	9.86	7.84	8.46	8.95	13.38	4.54	○
E	3.16	3.92	3.56	4.29	4.36	4.59	3.34	3.80	4.30	4.02	3.93	4.32	5.05	2.82	○
ESE	2.77	2.72	2.63	3.02	2.93	2.62	2.40	2.79	2.47	2.75	2.71	2.77	3.16	2.26	○
SE	2.63	2.65	2.02	3.28	3.79	2.49	2.74	2.86	2.96	2.80	2.71	2.75	3.50	1.93	○
SSE	4.87	4.69	3.71	4.56	3.46	3.68	3.78	3.48	3.96	3.77	4.00	4.16	5.23	2.77	○
S	5.96	5.62	5.08	4.11	3.72	5.38	4.77	3.66	4.43	6.82	4.95	4.88	7.37	2.64	○
SSW	3.05	2.93	2.52	2.31	2.62	3.33	2.86	2.55	3.20	3.86	2.92	2.43	4.01	1.83	○
SW	2.07	2.43	2.17	2.88	3.08	3.19	3.26	3.62	3.42	3.63	2.98	2.64	4.34	1.62	○
WSW	2.19	2.85	2.74	3.12	2.61	3.01	3.32	3.33	3.11	3.09	2.94	3.08	3.76	2.11	○
W	2.65	4.18	4.33	4.95	4.19	4.45	4.53	4.08	4.57	4.17	4.21	4.58	5.65	2.78	○
WNW	7.76	8.57	10.96	11.06	10.26	7.67	8.29	7.52	8.02	9.03	8.91	9.14	12.15	5.88	○
NW	19.41	20.35	18.79	13.13	15.01	15.17	15.13	13.32	12.41	15.17	15.79	15.31	22.38	9.20	○
NNW	8.08	9.14	6.40	4.59	4.94	7.68	6.67	5.88	4.76	5.67	6.38	6.03	10.00	2.76	○
CALM	0.41	0.48	0.35	0.47	0.63	0.45	0.65	0.58	0.59	0.61	0.52	0.69	0.77	0.28	○

注) 1 統計年は当年4月から翌年3月までの期間
 2 1999年は欠測率が高かったため除外し、1994年を追加
 3 1996年9月までは超音波風向風速計の観測値

備考

- ①
- ③ (先行プラントの記載を反映及び超音波風向風速計 (排気筒風) からドップラーソーダへ変更)
- 観測地点を最寄りの気象官署から敷地内 (A 点) に変更

①：気象期間の変更, ②：気象設備の変更及び追加, ③：記載の適正化, ④周辺監視区域境界の変更

第5.5-3表 異常年の棄却検定表

地点：鏡子池地方気象台
 統計年：昭和46年4月～昭和56年3月
 検定年：昭和56年4月～昭和57年3月
 (危険率5%) 検定年：昭和56年4月～昭和57年3月

「風向出現回数」

統計年	X48	X47	X46	X49	X50	X51	X52	X53	X54	X55	X56	F0	棄却 × 棄却	棄却 × 棄却
区分	X48	X47	X46	X49	X50	X51	X52	X53	X54	X55	X56	F0	棄却 × 棄却	棄却 × 棄却
NNE	343	377	484	336	405	339	501	422	320	451	427	1008	0.17	○
N	463	342	237	453	439	440	373	233	320	343	415	3560	0.40	○
NNE	219	183	96	156	131	138	110	109	118	96	115	1316	0.8	○
E	99	83	75	57	71	63	53	64	74	76	94	725	2.69	○
ESE	36	10	63	74	71	56	62	72	93	58	92	750	0.83	○
S	102	80	91	99	128	88	89	65	101	64	89	907	0.01	○
SSE	95	95	100	102	144	88	97	100	99	73	91	993	0.20	○
S	191	230	221	162	191	196	196	220	179	167	175	1952	0.46	○
SSW	291	377	375	275	255	279	261	420	378	304	279	3255	0.63	○
SW	186	152	144	186	187	209	116	146	177	149	114	1562	2.94	○
WSW	96	49	86	80	99	93	73	72	77	72	56	745	2.05	○
W	53	55	52	31	35	31	35	73	54	63	41	544	1.25	○
WNW	144	247	288	128	98	175	184	159	179	195	171	1798	0.02	○
NW	236	241	284	315	246	324	293	306	293	278	247	2818	1.12	○
NNW	124	102	117	133	128	145	118	141	143	157	153	1308	1.69	○
N	192	331	205	243	214	247	279	286	244	313	312	2461	2.56	○
CALM	8	6	3	10	46	18	38	64	74	55	45	322	0.21	○

「風速超過出現回数」

統計年	X46	X47	X48	X49	X50	X51	X52	X53	X54	X55	X56	F0	棄却 × 棄却	棄却 × 棄却
区分	X46	X47	X48	X49	X50	X51	X52	X53	X54	X55	X56	F0 <td>棄却 × 棄却</td> <td>棄却 × 棄却</td>	棄却 × 棄却	棄却 × 棄却
0.0~0.4m/s	13	11	8	20	68	41	54	96	118	79	70	508	0.22	○
0.5~1.4	172	117	135	158	211	183	173	248	275	251	229	1933	0.40	○
1.5~2.4	382	347	392	383	411	377	372	397	365	431	470	3822	1.40	○
2.5~3.4	458	438	452	521	513	524	512	497	530	489	544	4834	2.13	○
3.5~4.4	482	540	480	459	465	507	553	463	480	466	508	4885	0.31	○
4.5~5.4	421	421	423	457	381	418	426	406	395	349	416	4105	0.03	○
5.5~6.4	339	319	356	358	309	320	324	275	286	275	283	3141	1.13	○
6.5~7.4	239	236	253	252	193	220	189	200	199	199	156	2152	6.60	○
7.5~8.4	170	193	174	149	130	113	130	156	132	157	115	1544	3.09	○
8.5~9.4	86	114	122	98	112	84	92	89	99	90	56	966	4.05	○
9.5~	168	184	150	135	133	82	95	83	89	124	53	1234	2.62	○

変更(案)

第5.5-2表 棄却検定表(風速分布) (標高89m, 地上高81m)

統計年 風速 分布 (m/s)	観測場所：観測内A点(標高89m, 地上高81m)											判定 ○検出 ×棄却				
	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004		2005	検定年 平均値	棄却限界 (5%) 上限	棄却 × 棄却
0.0~0.4	0.41	0.48	0.35	0.47	0.63	0.45	0.65	0.58	0.58	0.59	0.61	0.52	0.69	0.77	0.28	○
0.5~1.4	4.32	5.25	4.24	4.85	5.53	5.33	4.92	4.95	5.23	5.23	5.62	5.03	5.79	6.13	3.92	○
1.5~2.4	10.02	11.42	9.23	9.25	11.26	10.40	10.06	10.15	10.09	11.31	10.32	10.58	12.20	8.44	8.44	○
2.5~3.4	16.08	16.41	14.31	14.26	13.73	13.70	13.91	14.28	14.41	14.52	14.56	15.24	16.77	12.35	12.35	○
3.5~4.4	16.69	18.07	16.86	15.99	15.54	16.13	15.55	14.93	14.78	16.34	16.09	15.48	18.41	13.77	13.77	○
4.5~5.4	14.82	15.42	14.67	13.77	13.96	15.39	13.97	12.98	12.76	13.85	14.16	13.66	16.32	11.99	11.99	○
5.5~6.4	11.63	11.14	11.96	12.17	11.36	11.59	11.36	10.40	11.85	10.73	11.42	11.14	12.72	10.12	10.12	○
6.5~7.4	9.08	7.59	9.02	9.37	9.14	8.64	8.16	8.38	8.75	7.90	8.60	8.04	9.99	7.27	7.27	○
7.5~8.4	5.16	4.64	6.24	6.05	6.84	6.32	6.41	6.50	6.98	5.41	6.06	5.61	7.84	4.22	4.22	○
8.5~9.4	3.69	2.95	4.52	4.52	4.40	3.71	4.97	5.31	4.65	4.10	4.28	4.02	5.92	2.65	2.65	○
9.5以上	8.10	6.63	8.59	9.31	7.62	8.34	10.04	11.52	9.92	9.58	8.96	8.74	12.28	5.65	5.65	○

注) 1 統計年は当年4月から翌年3月までの期間
 2 1999年は欠測率が高かったため除外し、1994年を追加
 3 1996年9月までは超音波風向風速計の観測値

備考

- ①
- ③ (先行プラントの記載を反映及び超音波風向風速計(排気筒風)からドップラーソーダへ変更)
- 観測地点を最寄りの気象官署から敷地内(A点)に変更

第5.5-4表 異常年の棄却検定表

地点：小笠原発電所
 統計年：昭和46年4月～昭和56年3月
 検定年：昭和56年4月～昭和57年3月
 (危険率5%)

「風向出現回数」

統計年	X ₁₆	X ₁₇	X ₁₈	X ₁₉	X ₂₀	X ₂₁	X ₂₂	X ₂₃	X ₂₄	X ₂₅	X ₂₆	X ₂₇	X ₂₈	X ₂₉	X ₃₀	X ₃₁	X ₃₂	X ₃₃	X ₃₄	X ₃₅	X ₃₆	X ₃₇	X ₃₈	X ₃₉	X ₄₀	X ₄₁	X ₄₂	X ₄₃	X ₄₄	X ₄₅	X ₄₆	X ₄₇	X ₄₈	X ₄₉	X ₅₀	X ₅₁	X ₅₂	X ₅₃	X ₅₄	X ₅₅	X ₅₆	検定年	棄却 × 棄却 ○	検定年	棄却 × 棄却 ○
区分	250	230	303	331	307	300	321	250	258	341	263	291.6	0.51	± 9.06																															
NNE	150	115	167	172	138	132	153	134	123	165	174	143.9	20.2	± 4.83																															
NE	38	31	55	61	51	49	54	58	52	51	62	54.0	37.9	± 3.93																															
E	44	91	30	65	55	44	62	52	53	53	78	56.9	21.5	± 3.25																															
ESE	67	62	33	37	29	32	41	45	45	40	56	45.1	0.83	± 2.70																															
SE	51	62	69	86	81	68	68	60	50	54	68	64.9	0.06	± 2.86																															
SSE	111	172	156	155	153	227	134	117	105	95	136	132.9	0.01	± 6.07																															
S	251	283	250	266	305	231	135	283	238	270	262	263.2	0.00	± 7.83																															
SSW	203	205	189	173	209	210	130	223	173	162	207	193.9	0.41	± 4.61																															
SW	124	80	90	43	94	112	65	96	79	60	61	84.8	0.94	± 5.56																															
WSW	30	22	28	22	27	21	16	18	29	20	22	23.3	0.06	± 1.16																															
W	33	29	33	40	17	38	37	20	49	49	32	33.5	0.05	± 2.53																															
WNW	74	93	92	94	67	99	92	74	102	113	109	90.0	1.82	± 3.38																															
NW	237	303	261	237	200	230	258	223	263	262	290	239.4	1.96	± 4.56																															
NNW	477	511	435	474	422	519	506	508	523	472	518	484.7	0.82	± 8.32																															
N	766	370	649	567	597	545	601	597	609	552	470	603.3	7.77	± 10.82																															
CALM	52	51	35	83	164	143	127	152	106	120	112	105.0	0.02	± 10.22																															

「風速超過出現回数」

統計年	X ₁₆	X ₁₇	X ₁₈	X ₁₉	X ₂₀	X ₂₁	X ₂₂	X ₂₃	X ₂₄	X ₂₅	X ₂₆	X ₂₇	X ₂₈	X ₂₉	X ₃₀	X ₃₁	X ₃₂	X ₃₃	X ₃₄	X ₃₅	X ₃₆	X ₃₇	X ₃₈	X ₃₉	X ₄₀	X ₄₁	X ₄₂	X ₄₃	X ₄₄	X ₄₅	X ₄₆	X ₄₇	X ₄₈	X ₄₉	X ₅₀	X ₅₁	X ₅₂	X ₅₃	X ₅₄	X ₅₅	X ₅₆	検定年	棄却 × 棄却 ○	検定年	棄却 × 棄却 ○
区分	87	79	94	138	254	240	206	225	174	207	170	170.4	0.00	± 157.5																															
0.0~0.4 m/s	492	463	524	634	739	658	605	667	682	734	704	621.0	0.65	± 233.4																															
0.5~1.4	893	895	827	823	795	779	825	836	779	650	884	81.32	1.19	± 116.8																															
1.5~2.4	555	504	549	494	466	503	532	518	486	534	483	51.31	0.98	± 6.4																															
2.5~3.4	333	368	384	354	316	333	321	292	320	359	288	337.9	3.00	± 8.51																															
3.5~4.4	240	263	230	225	164	208	227	198	237	222	169	221.4	3.48	± 8.85																															
4.5~5.4	146	187	169	125	101	123	116	91	113	138	114	125.9	0.18	± 6.82																															
5.5~6.4	81	89	83	69	59	50	47	50	78	54	47	68.8	1.31	± 3.52																															
6.5~7.4	40	34	30	21	19	30	24	27	23	44	26.8	2.11	± 2.7																																
7.5~8.4	19	23	16	7	5	14	8	14	9	11	13.2	0.13	± 1.38																																
8.5~9.4	22	17	10	11	7	2	7.7	1.1	1.8	10	5	11.5	1.09	± 1.41																															

第5.5-3表 棄却検定表 (風向) (標高148m, 地上高140m)

観測場所：観測内A点 (標高148m, 地上高140m) (%)

統計年	風向	検定年																	平均値	棄却限界 (5%)		判定 ○ 棄却 ×
		1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010		上界	下界	
N	4.72	3.55	3.40	3.27	3.35	4.74	3.96	5.85	3.78	3.40	4.00	3.52	6.01	2.00	○							
NNE	9.16	5.98	7.32	5.93	6.74	8.75	8.89	8.15	6.91	6.22	7.41	6.67	10.36	4.45	○							
NE	18.82	17.44	20.91	18.86	20.29	17.45	19.71	24.49	23.29	18.45	19.97	18.41	25.57	14.37	○							
ENE	5.92	5.65	7.08	12.77	10.84	8.05	8.31	8.38	10.04	8.97	8.60	9.80	13.80	3.40	○							
E	2.78	4.05	3.76	5.32	4.90	5.41	4.39	3.76	1.56	4.42	4.34	5.55	6.23	2.44	○							
ESE	2.94	2.47	3.02	3.24	2.95	2.79	2.79	2.86	2.93	2.99	2.91	3.66	3.38	2.45	×							
SE	4.04	3.95	2.63	3.10	3.10	2.64	2.90	2.61	2.95	2.86	3.06	3.09	4.31	1.81	○							
SSE	6.43	6.00	3.41	3.93	2.99	3.48	3.95	3.84	3.74	3.64	4.02	3.92	6.84	1.20	○							
S	6.58	5.81	5.74	4.43	4.01	5.27	5.00	4.13	5.02	6.63	5.26	4.99	7.47	3.05	○							
SSW	2.26	2.77	2.64	3.24	3.35	4.30	3.79	3.66	4.35	5.02	3.53	3.13	5.57	1.49	○							
SW	4.00	3.87	3.70	3.93	4.28	4.20	4.32	4.90	4.93	5.16	4.33	3.67	5.52	3.14	○							
WSW	4.08	5.15	4.83	4.44	3.83	4.05	4.38	4.09	3.53	4.31	4.27	4.25	5.38	3.16	○							
W	4.73	8.42	6.32	5.51	5.32	4.47	5.44	4.16	4.23	4.65	5.33	5.13	8.36	2.29	○							
WNW	9.01	12.46	9.31	8.36	8.66	5.27	5.95	5.05	6.19	6.71	7.70	7.65	13.15	2.24	○							
NW	10.51	8.06	10.82	8.58	9.96	8.69	7.95	7.42	7.60	9.12	8.87	9.54	11.73	5.01	○							
NNW	3.51	3.44	4.85	4.60	4.86	9.07	7.63	6.60	5.19	6.97	5.67	6.53	10.02	1.32	○							
CALM	0.59	0.92	0.28	0.50	0.59	1.15	1.24	0.65	0.75	0.76	0.73	1.10	1.45	0.02	○							

注) 1 統計年は当年4月から翌年3月までの期間
 2 1999年は欠測率が高かったため除外し、1994年を追加
 3 1998年9月までは超音波風向風速計の観測値

- 備考
- ①
 - ③ (先行プラントの記載を反映及び超音波風向風速計 (排気筒風) からドップラーソーダへ変更)
 - ・観測地点を最寄りの気象官署から敷地内 (A点) に変更

既許可申請書

変更（案）

備考

第5.5-4表 棄却検定表（風速分布）（標高148m, 地上高140m）

観測場所：敷地内A点（標高148m, 地上高140m） (%)

風速 分布 m/s	統計年	観測年													棄却限界 (5%)		判定 ○採択 ×棄却
		1994	1995	1996	1997	1998	2000	2001	2002	2003	2004	平均値	検定年 2005	上限	下限		
0.0~0.4	0.50	0.92	0.28	0.50	0.59	1.16	1.24	0.65	0.75	0.76	0.73	1.10	1.45	0.02	○		
0.5~1.4	4.05	5.66	4.04	4.42	5.53	7.40	6.70	5.19	5.56	6.43	5.50	6.99	8.18	2.82	○		
1.5~2.4	8.34	9.43	7.83	7.85	8.73	11.19	10.58	8.92	9.61	11.42	9.39	11.28	12.49	6.29	○		
2.5~3.4	11.95	13.17	12.10	11.41	11.73	12.07	12.17	11.15	12.55	13.72	12.20	14.10	14.04	10.36	×		
3.5~4.4	12.58	13.80	13.44	13.93	12.62	13.02	12.57	12.25	12.80	13.58	13.06	13.85	14.45	11.66	○		
4.5~5.4	12.85	13.67	13.66	13.12	12.10	12.10	11.54	10.97	11.30	12.07	12.34	12.03	14.60	10.08	○		
5.5~6.4	11.48	10.99	11.22	10.99	11.36	11.19	10.66	9.62	10.10	9.68	10.73	9.92	12.37	9.09	○		
6.5~7.4	9.59	8.16	9.61	9.45	8.60	8.16	7.67	8.18	8.82	7.95	8.62	7.40	10.32	6.92	○		
7.5~8.4	7.20	6.85	7.04	7.77	7.84	6.65	6.17	7.68	7.35	5.34	6.96	5.51	8.85	5.13	○		
8.5~9.4	6.04	4.76	5.39	5.51	6.12	4.57	5.14	6.84	6.01	5.03	5.55	4.82	7.19	3.91	○		
9.5以上	15.41	12.58	15.38	15.05	14.80	12.39	15.56	18.54	15.15	14.02	14.89	13.00	18.98	10.80	○		

注) 1 統計年は当年4月から翌年3月までの期間
 2 1999年は欠測率が高かったため除外し, 1994年を追加
 3 1996年9月までは超音波風向風速計の観測値

- ・①
- ・③（先行プラントの記載を反映及び超音波風向風速計（排気筒風）からドップラーソーダへ変更）
- ・観測地点を最寄りの気象官署から敷地内（A点）に変更

既許可申請書

変更（案）

備考

第 5.5 - 5 表 平常運転時用及び想定事故時用の放出源の有効高さ

単位：m

風下方位	平常運転時		想定事故時
	東海第二発電所	東海発電所	
NNE	145	75	95
S	160	95	100
SSW	130	70	85
SW	120	65	85
WSW	140	80	80
W	165	95	80
WNW	180	105	90
NW	155	85	95
NNW	155	75	110
N	160	75	105

（注1）主蒸気管破断事故（主蒸気隔離弁閉鎖後）の放出源の有効高さは、0 mとする。

（注2）平常運転時の場合、表中の方位以外（海側）の有効高さについては、上表の平常運転時の有効高さのうち最も低い値を使用する。

第5.5-5表 放出源の有効高さ

(m)

方位	通常運転時		設計基準事故時
	東海第二発電所	東海発電所	東海第二発電所
N	190	75	105
NNE	200	75	95
NE	195	—	—
ENE	—	—	—
E	—	—	—
ESE	—	—	—
SE	170	—	—
SSE	185	—	115
S	210	95	105
SSW	180	70	100
SW	150	65	110
WSW	195	80	110
W	205	95	115
WNW	205	105	105
NW	220	85	105
NNW	200	75	105

注）通常運転時の海側方位（—で示す方位）の有効高さについては、東海第二発電所は風洞実験を実施した陸側方向の13方位（海を隔てて比較的近距离に陸地が存在するSSE方位、陸側方向の方位に隣接するNE方位、SE方位を含む。）のうち、最低のものを有効高さとする。また、東海発電所は風洞実験を実施した陸側方向の10方位のうち、最低のものを有効高さとする。

なお、平常運転時の東海発電所の有効高さを求めるための風洞実験に当たっては、吹上げ高さの計算には、1981年4月から1982年3月までの風向別風速逆数の平均を使用している。

- ・①
- ・気象変更の伴う風洞実験結果を反映

既許可申請書

第 5.5 - 6 表(1) 風向別大気安定度別風速逆数の総和
 大気安定度観測地点：標高18m
 風向、風速観測地点：標高140m
 単 位： s/m

大気安定度 風向	A	B	C	D	E	F (注)
NNE	0.37	13.28	8.33	115.54	29.76	21.72
NE	0.94	16.22	25.11	195.58	31.00	25.71
ENE	4.23	27.14	20.82	80.21	12.42	11.73
E	5.77	25.67	16.54	67.55	11.01	14.08
ESE	4.81	31.82	8.15	42.70	5.13	11.50
SE	2.91	20.71	9.97	32.26	5.27	10.33
SSE	6.29	34.98	21.83	40.32	11.90	12.23
S	0.70	9.83	6.30	30.44	6.64	16.79
SSW	2.55	8.79	4.35	38.55	7.77	13.44
SW	3.78	23.42	7.56	54.33	17.47	21.70
WSW	4.04	20.28	8.38	40.98	12.69	19.32
W	1.80	38.13	12.26	53.72	14.67	13.98
WNW	1.65	28.72	22.38	91.44	29.91	19.15
NW	2.77	17.57	13.90	102.39	33.90	24.93
NNW	1.27	10.80	6.88	64.54	24.75	23.18
N	1.81	6.10	6.70	50.38	22.55	21.57

(注) 大気安定度 F は G を含む。

第 5.5 - 6 表(2) 風向別大気安定度別風速逆数の総和
 大気安定度観測地点：標高18m
 風向、風速観測地点：標高71m
 単 位： s/m

大気安定度 風向	A	B	C	D	E	F (注)
NNE	1.44	15.42	11.41	129.97	20.58	29.63
NE	2.42	25.18	28.17	177.43	9.81	19.99
ENE	7.64	40.74	26.05	86.86	6.22	18.95
E	6.61	30.89	7.72	35.54	3.58	10.79
ESE	6.86	33.03	5.14	30.75	0.92	23.27
SE	5.00	26.84	6.98	17.90	1.53	14.58
SSE	5.75	34.08	16.49	31.04	2.58	16.61
S	1.87	21.79	15.26	49.32	10.19	23.15
SSW	3.16	12.31	5.75	37.76	6.33	23.67
SW	2.43	18.62	7.04	29.51	7.55	29.60
WSW	1.03	22.12	7.25	18.87	11.89	19.95
W	0.80	32.88	10.58	38.62	15.62	25.47
WNW	0.98	23.00	23.28	118.45	31.36	49.00
NW	0.96	30.96	29.26	176.43	70.43	44.67
NNW	0.98	11.93	11.71	94.52	58.42	41.50
N	0.72	11.72	4.49	73.91	26.52	35.04

(注) 大気安定度 F は G を含む。

変更(案)

第5.5-9表 風向別大気安定度別風速逆数の総和(標高148m, 地上高140m)
 観測場所：敷地内A点(標高148m, 地上高140m) (s/m)

大気安定度 風向	A	B	C	D	E	F
N	0.87	16.25	4.55	37.61	9.89	63.80
NNE	2.24	13.49	4.38	83.07	16.23	68.03
NE	6.03	18.32	21.78	185.23	22.49	82.60
ENE	6.89	32.36	19.96	120.26	13.65	69.80
E	9.87	54.23	17.38	65.00	9.12	40.76
ESE	13.27	38.83	7.53	46.44	8.42	39.56
SE	8.02	35.03	9.96	48.24	5.29	29.15
SSE	4.56	36.70	10.48	28.84	1.30	25.12
S	8.98	41.78	11.59	38.41	5.18	30.20
SSW	5.17	24.93	3.75	29.47	6.74	41.18
SW	1.93	28.05	2.98	31.49	3.90	45.45
WSW	5.73	21.46	3.37	35.03	6.34	65.97
W	2.08	34.83	5.36	31.55	4.29	69.43
WNW	6.30	44.31	9.85	44.87	11.69	84.81
NW	1.46	37.02	11.28	68.80	10.15	98.42
NNW	1.30	17.25	5.37	45.79	15.30	84.99

第5.5-6表 風向別大気安定度別風速逆数の総和(標高89m, 地上高81m)
 観測場所：敷地内A点(標高89m, 地上高81m) (s/m)

大気安定度 風向	A	B	C	D	E	F
N	1.53	11.97	2.54	50.08	12.16	52.48
NNE	0.11	10.86	4.01	80.37	17.76	42.01
NE	2.95	16.81	20.68	196.13	13.80	48.66
ENE	4.83	38.99	18.34	103.76	9.52	41.79
E	10.94	39.37	12.05	46.39	2.69	32.06
ESE	8.38	39.13	6.72	34.12	3.88	21.09
SE	15.54	35.25	7.35	34.72	2.01	10.92
SSE	14.25	52.10	12.74	29.15	1.44	20.83
S	3.78	42.74	9.29	42.29	3.46	31.38
SSW	1.28	15.55	2.39	30.53	1.36	35.81
SW	0.50	23.26	1.74	20.18	5.10	46.26
WSW	4.45	16.83	2.36	27.47	2.56	58.11
W	1.14	33.59	5.35	34.56	5.88	67.43
WNW	3.73	62.40	10.90	63.30	10.61	94.99
NW	1.85	32.29	18.33	85.02	23.82	176.06
NNW	0.74	17.35	6.47	55.97	13.52	82.51

- ・①
- ・③(超音波風向風速計(排気筒風)からドップラーソーダへ変更)

既許可申請書

第5.5-7表(1) 風向別大気安定度別風速逆数の平均及び風向別風速逆数の平均
大気安定度観測地点：標高18m
風向、風速観測地点：標高140m
単位：s/m

大気安定度 風向	A	B	C	D	E	F (注)	全安定度
NNE	2.00	0.52	0.25	0.20	0.25	0.30	0.23
NE	0.41	0.30	0.20	0.16	0.26	0.27	0.18
ENE	0.78	0.42	0.22	0.22	0.39	0.41	0.27
E	0.45	0.39	0.32	0.32	0.19	0.57	0.36
ESE	0.45	0.50	0.32	0.38	0.58	0.59	0.43
SE	0.31	0.28	0.24	0.30	0.62	0.30	0.30
SE E	0.32	0.22	0.18	0.23	0.47	0.28	0.23
S	0.61	0.35	0.18	0.25	0.23	0.35	0.27
SSW	0.59	0.36	0.18	0.24	0.27	0.21	0.25
SW	0.44	0.37	0.18	0.28	0.29	0.26	0.28
WSW	0.74	0.38	0.24	0.33	0.35	0.36	0.34
W	0.53	0.47	0.29	0.34	0.30	0.36	0.36
WNW	0.19	0.38	0.20	0.20	0.24	0.21	0.22
NW	0.63	0.37	0.20	0.19	0.23	0.24	0.21
NNW	1.02	0.48	0.20	0.26	0.24	0.32	0.27
N	1.40	0.78	0.42	0.32	0.35	0.50	0.38

(注) 大気安定度FはGを含む。

第5.5-7表(2) 風向別大気安定度別風速逆数の平均及び風向別風速逆数の平均
大気安定度観測地点：標高18m
風向、風速観測地点：標高71m
単位：s/m

大気安定度 風向	A	B	C	D	E	F (注)	全安定度
NNE	1.30	0.47	0.28	0.19	0.26	0.40	0.23
NE	1.14	0.43	0.20	0.17	0.29	0.41	0.20
ENE	0.57	0.44	0.23	0.26	0.39	0.55	0.31
E	0.53	0.51	0.28	0.30	0.55	0.66	0.39
ESE	0.73	0.52	0.26	0.40	0.66	0.51	0.51
SE	0.40	0.38	0.23	0.35	0.35	0.60	0.38
SE E	0.29	0.23	0.18	0.27	0.41	0.66	0.26
S	0.38	0.32	0.18	0.25	0.28	0.44	0.27
SSW	1.01	0.41	0.19	0.24	0.22	0.34	0.28
SW	0.58	0.54	0.24	0.45	0.40	0.52	0.45
WSW	0.45	0.57	0.37	0.33	0.36	0.36	0.39
W	0.72	0.59	0.33	0.33	0.31	0.49	0.41
WNW	0.87	0.50	0.29	0.25	0.27	0.42	0.29
NW	0.86	0.44	0.26	0.21	0.23	0.40	0.25
NNW	0.46	0.49	0.24	0.28	0.30	0.41	0.31
N	0.65	0.64	0.31	0.30	0.31	0.44	0.34

(注) 大気安定度FはGを含む。

変更(案)

第5.5-10表 風向別大気安定度別風速逆数の平均及び風向別風速逆数の平均(標高148m, 地上高140m)

観測場所：敷地内A点(標高148m, 地上高140m) (s/m)

大気安定度 風向	A	B	C	D	E	F	全安定度
N	0.69	0.60	0.38	0.41	0.29	0.43	0.42
NNE	1.74	0.64	0.31	0.25	0.27	0.43	0.32
NE	0.82	0.45	0.18	0.15	0.28	0.46	0.21
ENE	0.51	0.40	0.23	0.23	0.29	0.39	0.30
E	0.60	0.42	0.24	0.34	0.36	0.68	0.40
ESE	0.54	0.41	0.25	0.40	0.39	0.93	0.47
SE	0.65	0.46	0.29	0.45	0.47	0.82	0.49
SSE	0.49	0.33	0.24	0.34	0.42	0.62	0.36
S	0.52	0.28	0.18	0.28	0.46	0.45	0.31
SSW	0.60	0.47	0.27	0.33	0.42	0.42	0.40
SW	0.46	0.44	0.17	0.36	0.23	0.33	0.35
WSW	0.43	0.37	0.24	0.40	0.30	0.36	0.36
W	0.49	0.35	0.19	0.33	0.20	0.35	0.33
WNW	0.61	0.34	0.18	0.25	0.25	0.33	0.30
NW	0.63	0.36	0.16	0.25	0.19	0.30	0.27
NNW	0.58	0.49	0.22	0.30	0.22	0.29	0.29

第5.5-7表 風向別大気安定度別風速逆数の平均及び風向別風速逆数の平均(標高89m, 地上高81m)

観測場所：敷地内A点(標高89m, 地上高81m) (s/m)

大気安定度 風向	A	B	C	D	E	F	全安定度
N	0.50	0.69	0.25	0.38	0.28	0.41	0.39
NNE	2.00	0.51	0.25	0.22	0.26	0.36	0.27
NE	0.58	0.49	0.16	0.16	0.23	0.42	0.19
ENE	0.46	0.36	0.20	0.22	0.26	0.55	0.28
E	0.43	0.35	0.22	0.35	0.24	0.68	0.37
ESE	0.52	0.50	0.28	0.40	0.30	0.68	0.46
SE	0.70	0.43	0.24	0.40	0.28	0.70	0.43
SSE	0.52	0.31	0.21	0.38	0.28	0.68	0.36
S	0.42	0.29	0.16	0.30	0.31	0.49	0.31
SSW	0.42	0.51	0.20	0.40	0.19	0.41	0.40
SW	0.48	0.52	0.16	0.34	0.39	0.44	0.41
WSW	0.40	0.39	0.29	0.48	0.25	0.41	0.41
W	0.37	0.37	0.20	0.40	0.27	0.39	0.37
WNW	0.46	0.38	0.19	0.28	0.21	0.32	0.31
NW	0.88	0.31	0.19	0.24	0.20	0.26	0.25
NNW	0.35	0.57	0.25	0.33	0.23	0.34	0.33

- ・①
- ・③(超音波風向風速計(排気筒風)からドップラーソーダへ変更)

添付2-77

既許可申請書

変更（案）

備考

第 5.5 - 8 表 (1) 風向出現頻度及び風速 0.5~2.0m/s の風向出現頻度

風向, 風速観測地点: 標高 140 m

風 向	風向出現頻度 (%)	風速 0.5~2.0m/s の風向出現頻度(%)
NNE	9.5	5.8
NE	18.7	6.5
ENE	6.7	5.8
E	4.4	8.4
ESE	2.8	8.4
SE	3.1	3.5
SSE	6.2	4.7
S	3.0	3.3
SSW	3.5	3.6
SW	5.2	5.8
WSW	3.5	6.6
W	4.3	9.1
WNW	9.8	6.6
NW	10.5	7.3
NNW	5.5	6.5
N	3.2	8.0

第5.5-11表 風向出現頻度及び風速0.5~2.0m/sの風向出現頻度 (標高148m, 地上高140m)

観測場所: 敷地内A点 (標高148m, 地上高140m) (%)

風 向	風向出現頻度	風速0.5~2.0m/s の風向出現頻度
N	3.6	6.5
NNE	6.7	6.9
NE	18.5	8.4
ENE	9.9	8.8
E	5.6	7.8
ESE	3.7	6.7
SE	3.2	6.3
SSE	3.3	4.0
S	5.1	5.2
SSW	3.2	4.6
SW	3.7	4.7
WSW	4.3	5.7
W	5.1	5.1
WNW	7.7	6.0
NW	9.6	7.7
NNW	6.6	5.6

- ・①
- ・③ (超音波風向風速計 (排気筒風) からドップラーソーダへ変更)

既許可申請書

変更（案）

備考

第 5.5 - 8 表(2) 風向出現頻度及び風速 0.5~2.0m/s の風向出現頻度

風向, 風速観測地点: 標高 71 m

風 向	風 向 出 現 頻 度 (%)	風 速 0.5~2.0m/s の 風 向 出 現 頻 度 (%)
NNE	10.3	7.1
NE	15.2	6.2
ENE	6.8	8.5
E	2.8	5.9
ESE	2.2	6.8
SE	2.2	3.6
SSE	4.7	3.2
S	5.1	5.3
SSW	3.6	3.2
SW	2.4	7.0
WSW	2.4	4.2
W	3.5	7.3
WNW	9.3	9.0
NW	16.4	8.3
NNW	8.1	7.3
N	5.1	7.1

第5.5-8表 風向出現頻度及び風速0.5~2.0m/sの風向出現頻度
(標高89m, 地上高81m)

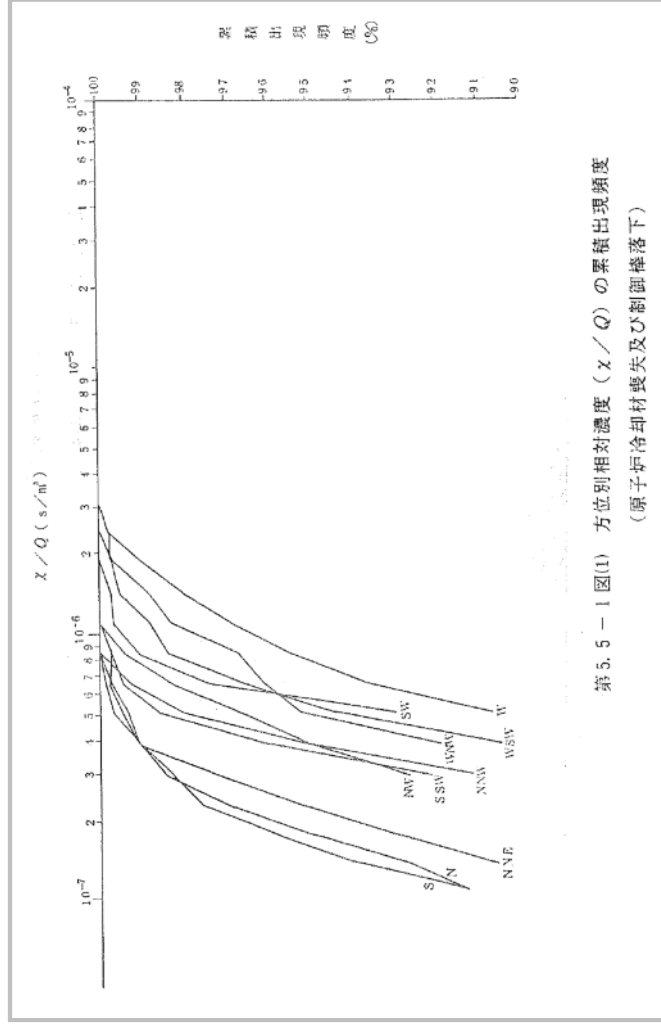
観測場所: 敷地内A点(標高89m, 地上高81m) (%)

風 向	風 向 出 現 頻 度	風 速 0.5~2.0m/s の 風 向 出 現 頻 度
N	3.8	5.6
NNE	6.6	5.5
NE	18.0	6.8
ENE	9.0	7.3
E	4.4	6.1
ESE	2.8	6.9
SE	2.8	5.1
SSE	4.2	5.6
S	4.9	5.3
SSW	2.5	5.0
SW	2.7	5.1
WSW	3.1	5.6
W	4.6	7.1
WNW	9.2	8.2
NW	15.4	8.0
NNW	6.1	6.7

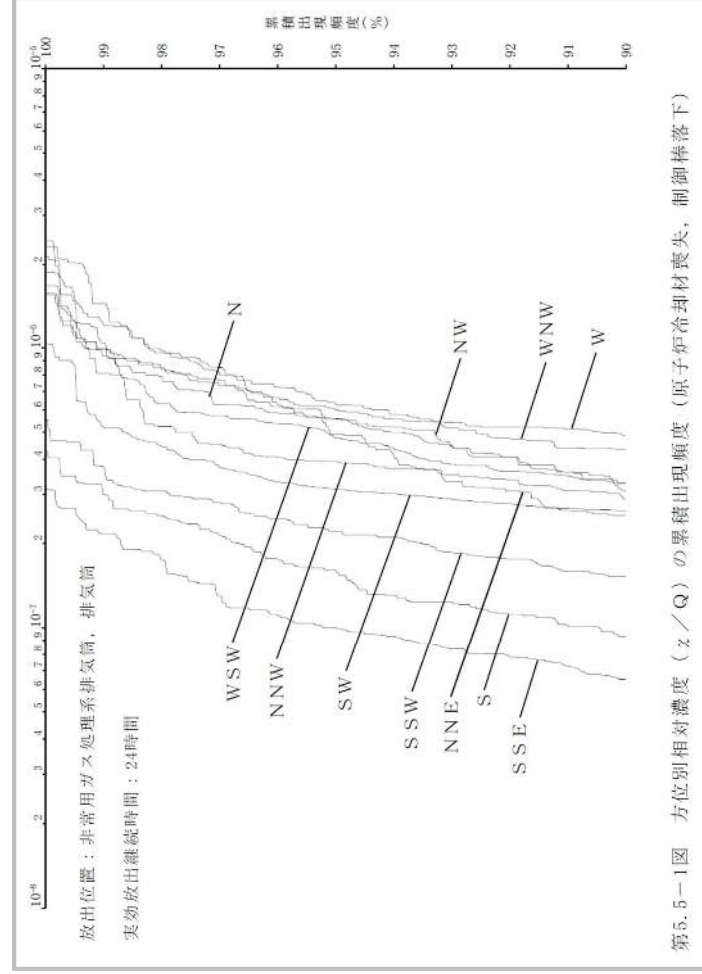
- ・①
- ・③ (超音波風向風速計 (排気筒風) からドップラーソーダへ変更)

既許可申請書	変更 (案)	備考																																																								
<p style="text-align: center;">第 5.5-9 表 想定事故時の線量当量評価に使用する相対濃度及び相対線量</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>相対濃度 (s/m^3)</th> <th>相対線量 (Gy/Bq)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.1×10^{-6}</td> <td>4.9×10^{-20}</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>1.1×10^{-19}</td> </tr> <tr> <td>1.2×10^{-5}</td> <td>3.8×10^{-19}</td> </tr> <tr> <td>2.6×10^{-6}</td> <td>5.9×10^{-20}</td> </tr> <tr> <td>1.1×10^{-6}</td> <td>6.3×10^{-20}</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">原子炉冷却材喪失 放射性気体廃棄物処理施設の破損 主蒸気管破断 (主蒸気隔離弁閉止後) 燃料集合体の落下 制御棒落下</p>	相対濃度 (s/m^3)	相対線量 (Gy/Bq)	1.1×10^{-6}	4.9×10^{-20}	—	1.1×10^{-19}	1.2×10^{-5}	3.8×10^{-19}	2.6×10^{-6}	5.9×10^{-20}	1.1×10^{-6}	6.3×10^{-20}	<p style="text-align: center;">第 5.5-12 表 安全評価に使用する相対濃度 (x/Q) 及び相対線量 (D/Q)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事故の種類</th> <th rowspan="2">放出位置</th> <th rowspan="2">実効放出継続時間 (h)</th> <th colspan="2">評価に使用する x/Q (s/m^3) 又は D/Q (Gy/Bq)</th> </tr> <tr> <th>x/Q</th> <th>D/Q</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉冷却材喪失</td> <td rowspan="2">非常用ガス処理系 排気筒</td> <td>24</td> <td>x/Q</td> <td>8.0×10^{-7}</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>D/Q</td> <td>4.5×10^{-20}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物 処理施設の破損</td> <td rowspan="2">排気筒</td> <td>1</td> <td>D/Q</td> <td>8.5×10^{-20}</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>x/Q</td> <td>2.0×10^{-6}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料集合体の落下</td> <td rowspan="2">非常用ガス処理系 排気筒</td> <td>15</td> <td>D/Q</td> <td>5.1×10^{-20}</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>x/Q</td> <td>8.5×10^{-7}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御棒落下</td> <td rowspan="2">排気筒</td> <td>12</td> <td>D/Q</td> <td>5.1×10^{-20}</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>x/Q</td> <td>1.4×10^{-5}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主蒸気管破断</td> <td rowspan="2">タービン建屋</td> <td>1</td> <td>D/Q</td> <td>4.4×10^{-19}</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1 排気筒又は非常用ガス処理系排気筒の有効高さは、吹上げ高さを考慮しない高さにおける風洞実験結果の値を使用する。 2 タービン建屋からの放出の場合は、放出源の有効高さを0mとする。</p>	事故の種類	放出位置	実効放出継続時間 (h)	評価に使用する x/Q (s/m^3) 又は D/Q (Gy/Bq)		x/Q	D/Q	原子炉冷却材喪失	非常用ガス処理系 排気筒	24	x/Q	8.0×10^{-7}	24	D/Q	4.5×10^{-20}	放射性気体廃棄物 処理施設の破損	排気筒	1	D/Q	8.5×10^{-20}	5	x/Q	2.0×10^{-6}	燃料集合体の落下	非常用ガス処理系 排気筒	15	D/Q	5.1×10^{-20}	24	x/Q	8.5×10^{-7}	制御棒落下	排気筒	12	D/Q	5.1×10^{-20}	20	x/Q	1.4×10^{-5}	主蒸気管破断	タービン建屋	1	D/Q	4.4×10^{-19}	<p>備考</p> <p>①</p>
相対濃度 (s/m^3)	相対線量 (Gy/Bq)																																																									
1.1×10^{-6}	4.9×10^{-20}																																																									
—	1.1×10^{-19}																																																									
1.2×10^{-5}	3.8×10^{-19}																																																									
2.6×10^{-6}	5.9×10^{-20}																																																									
1.1×10^{-6}	6.3×10^{-20}																																																									
事故の種類	放出位置	実効放出継続時間 (h)	評価に使用する x/Q (s/m^3) 又は D/Q (Gy/Bq)																																																							
			x/Q	D/Q																																																						
原子炉冷却材喪失	非常用ガス処理系 排気筒	24	x/Q	8.0×10^{-7}																																																						
		24	D/Q	4.5×10^{-20}																																																						
放射性気体廃棄物 処理施設の破損	排気筒	1	D/Q	8.5×10^{-20}																																																						
		5	x/Q	2.0×10^{-6}																																																						
燃料集合体の落下	非常用ガス処理系 排気筒	15	D/Q	5.1×10^{-20}																																																						
		24	x/Q	8.5×10^{-7}																																																						
制御棒落下	排気筒	12	D/Q	5.1×10^{-20}																																																						
		20	x/Q	1.4×10^{-5}																																																						
主蒸気管破断	タービン建屋	1	D/Q	4.4×10^{-19}																																																						

既許可申請書



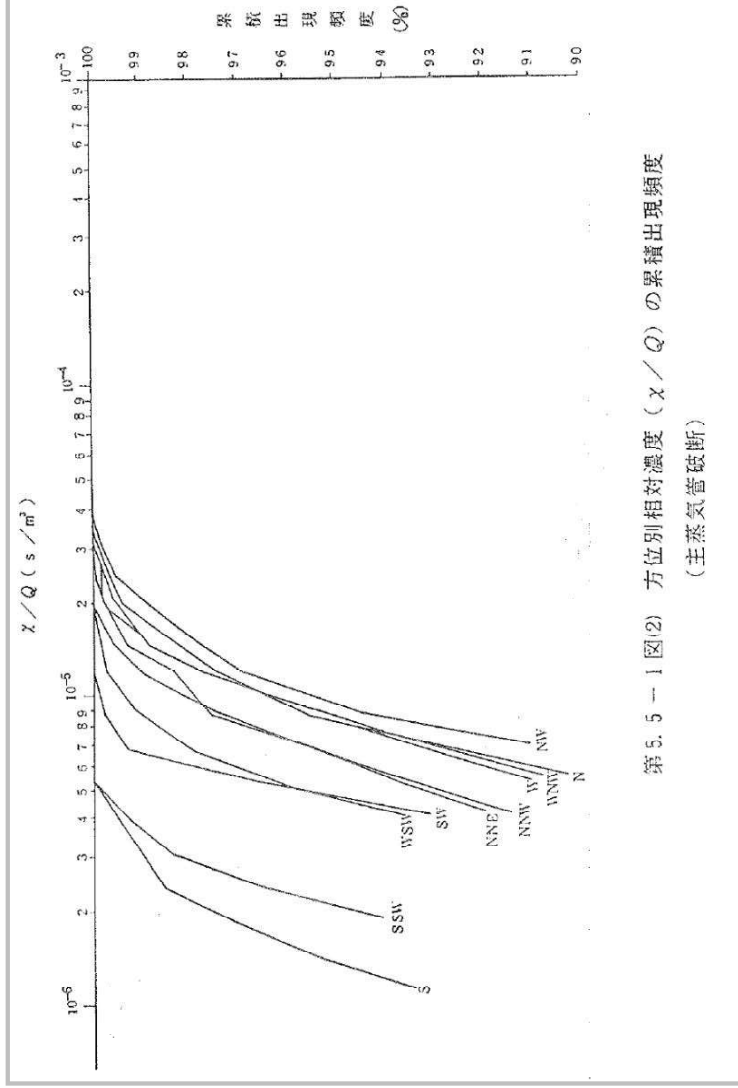
変更 (案)



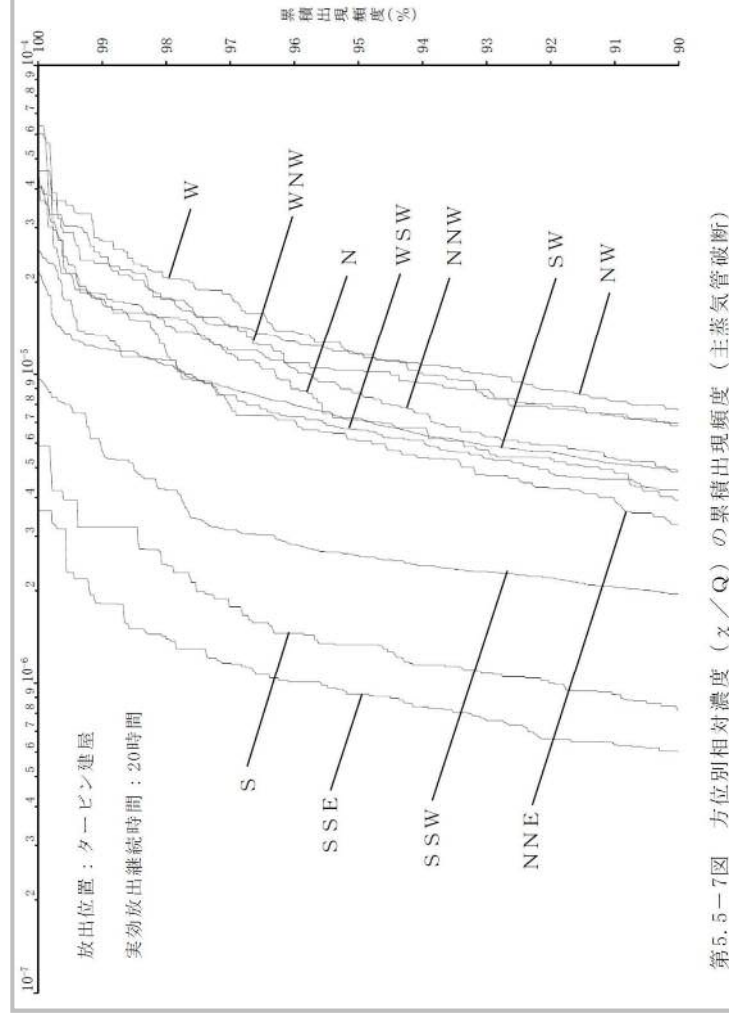
備考

- ・①
- ・④ (SW方位の周辺監視区域境界変更 (評価距離の変更) を反映)

既許可申請書



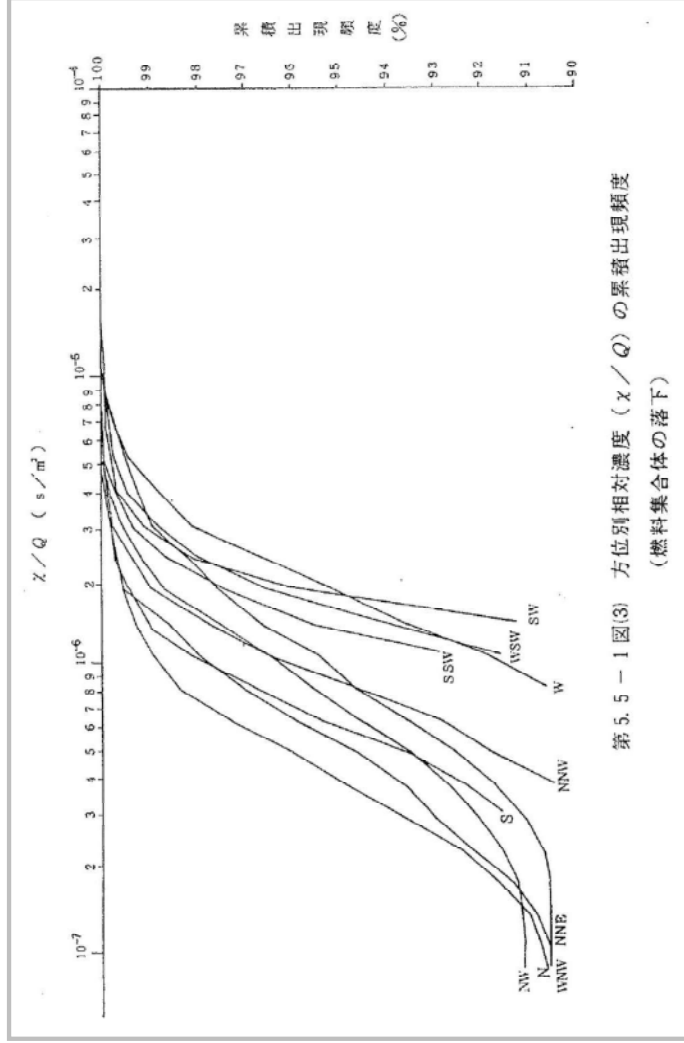
変更 (案)



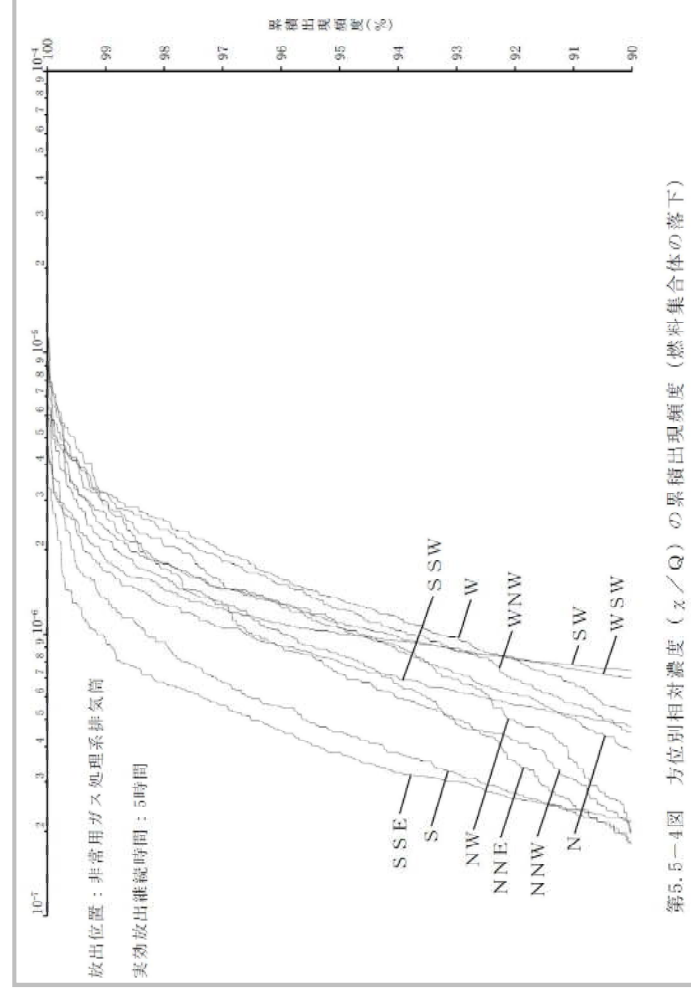
備考

- ・①
- ・④ (SW方位の周辺監視区域境界変更 (評価距離の変更) を反映)

既許可申請書



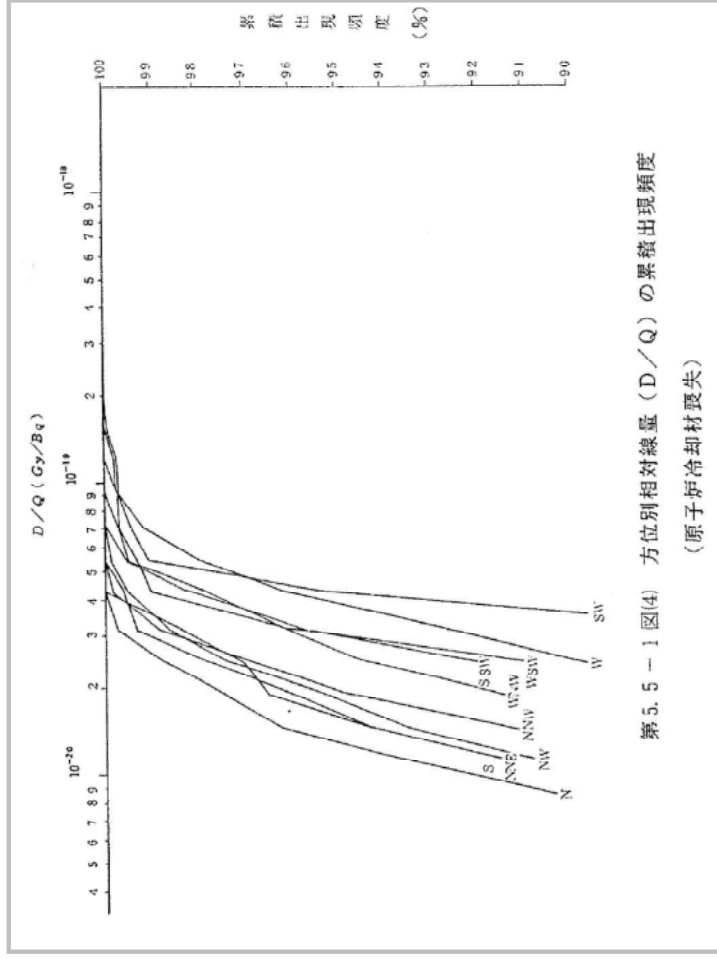
変更 (案)



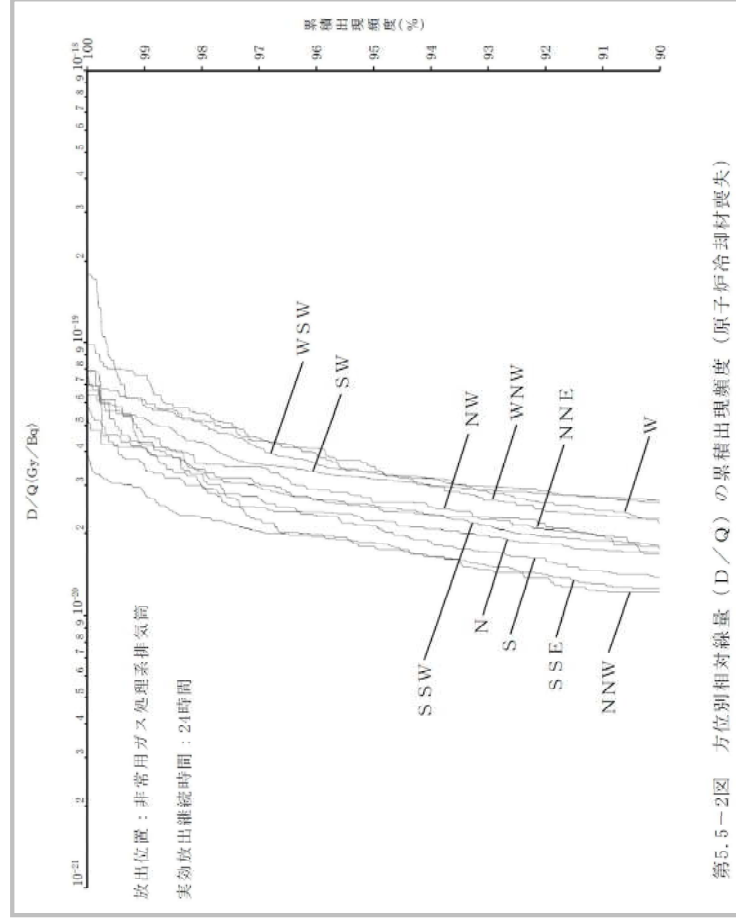
備考

- ・①
- ・④ (SW方位の周辺監視区域境界変更 (評価距離の変更) を反映)

既許可申請書



変更 (案)



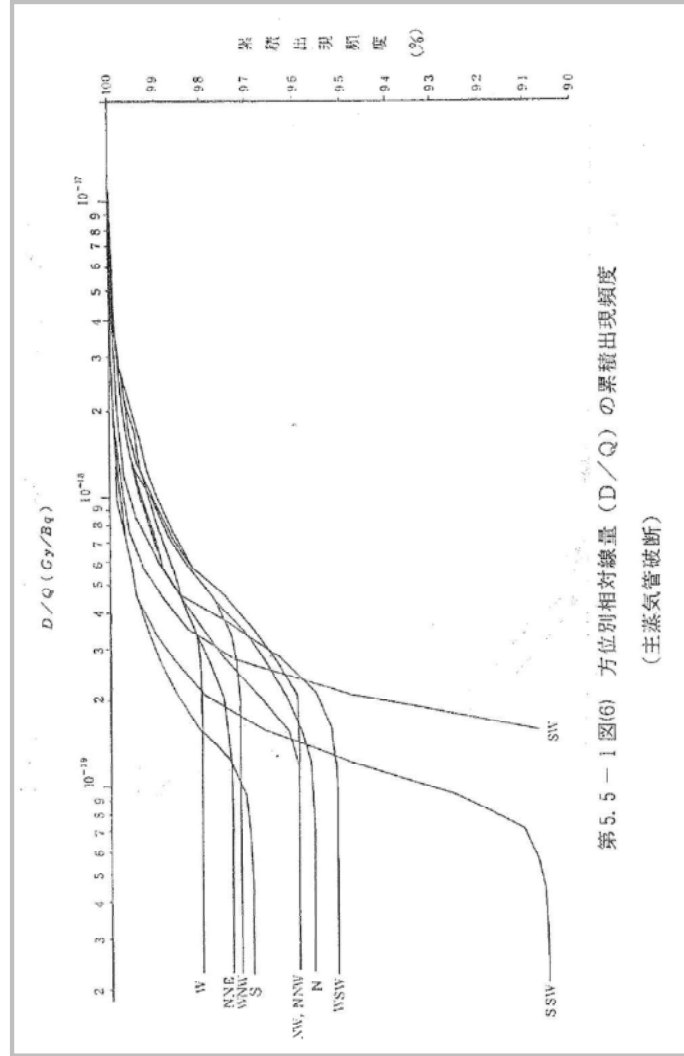
備考

- ・①
- ・④ (SW方位の周辺監視区域境界変更 (評価距離の変更) を反映)

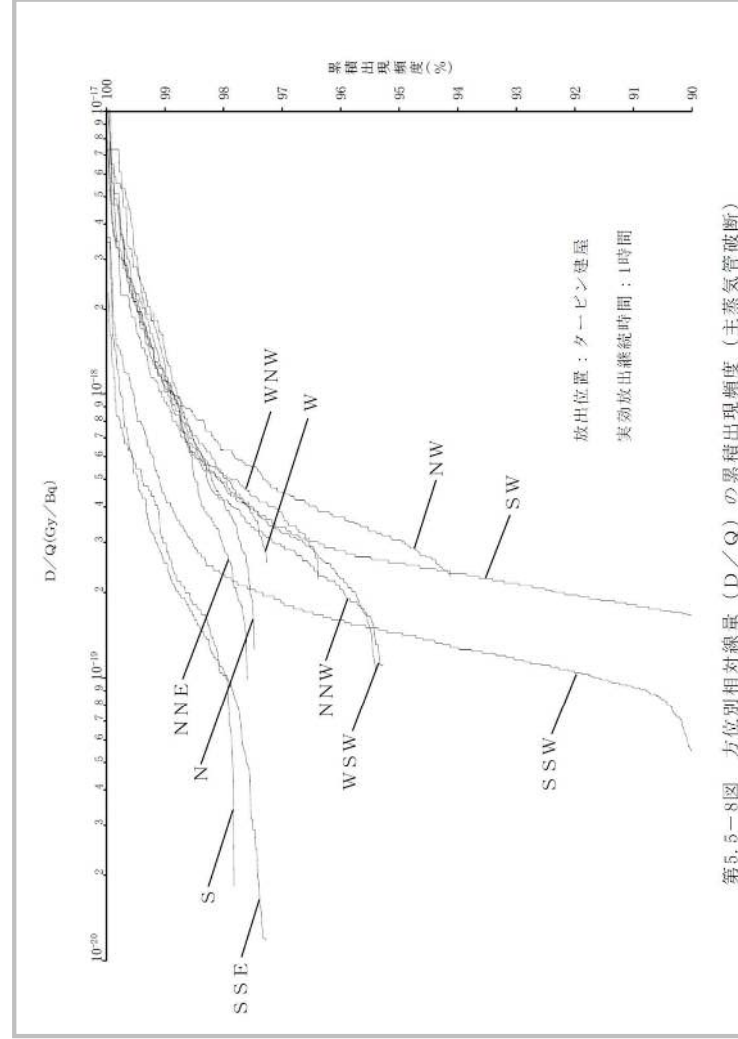
既許可申請書	変更(案)	備考
<p>第5.5-1 図(5) 方位別相対線量 (D/Q) の累積出現頻度 (放射性気体廃棄物処理施設の破損)</p>	<p>第5.5-3 図 方位別相対線量 (D/Q) の累積出現頻度 (放射性気体廃棄物処理施設の破損)</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ④ (SW方位の周辺監視区域境界変更 (評価距離の変更) を反映)

①: 気象期間の変更, ②: 気象設備の変更及び追加, ③: 記載の適正化, ④: 周辺監視区域境界の変更

既許可申請書

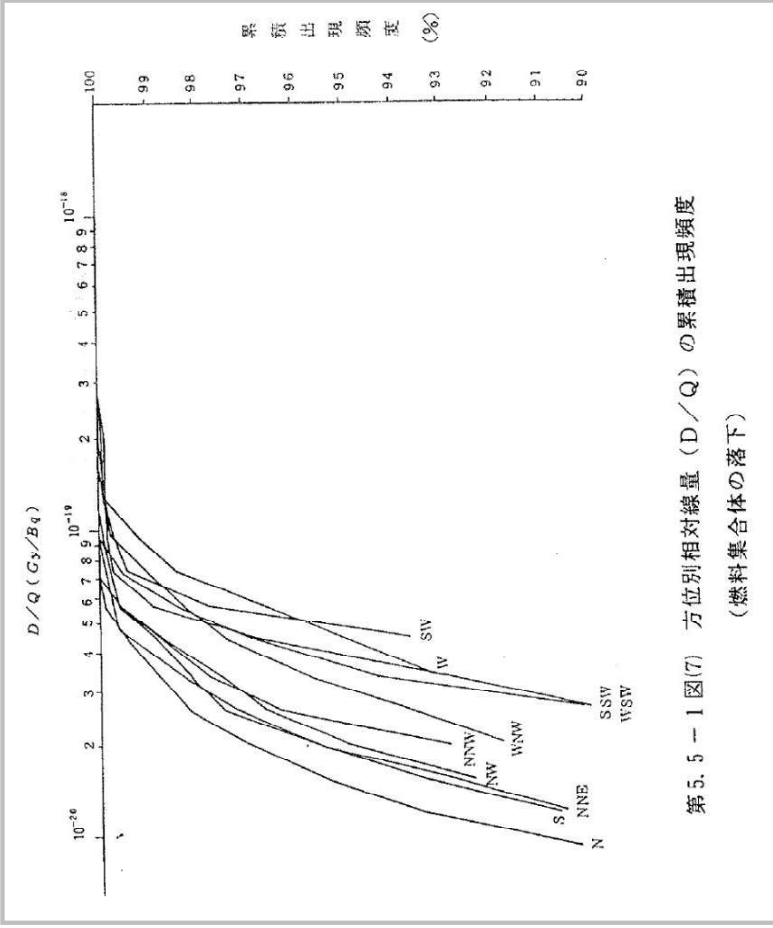
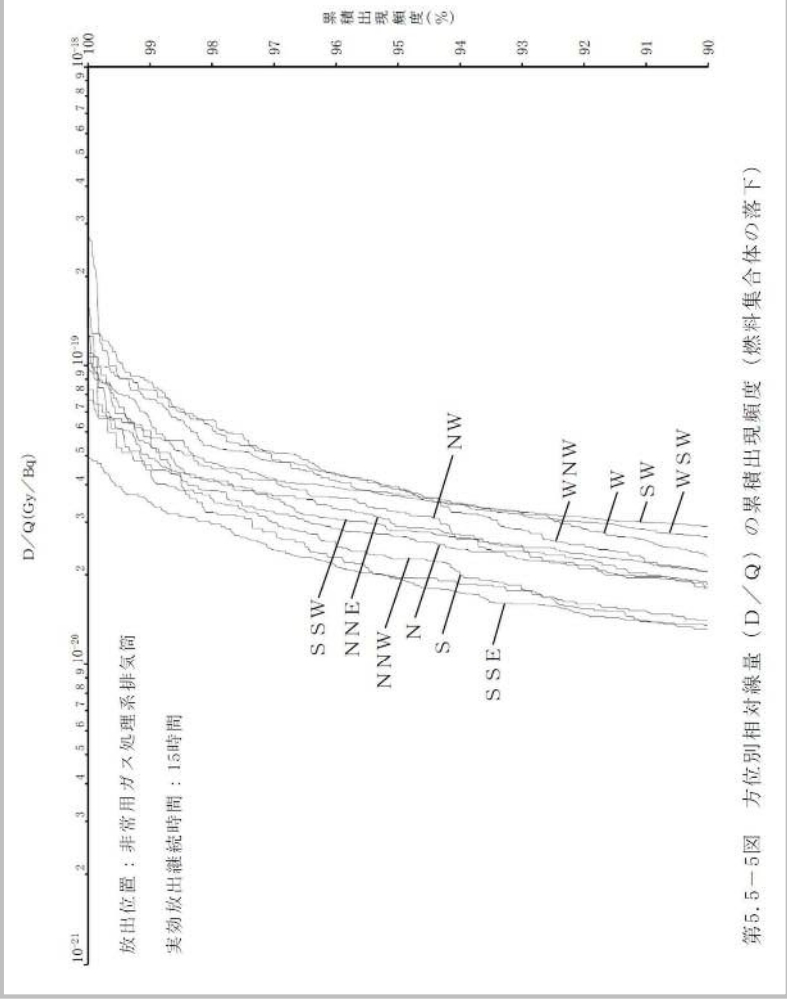


変更(案)



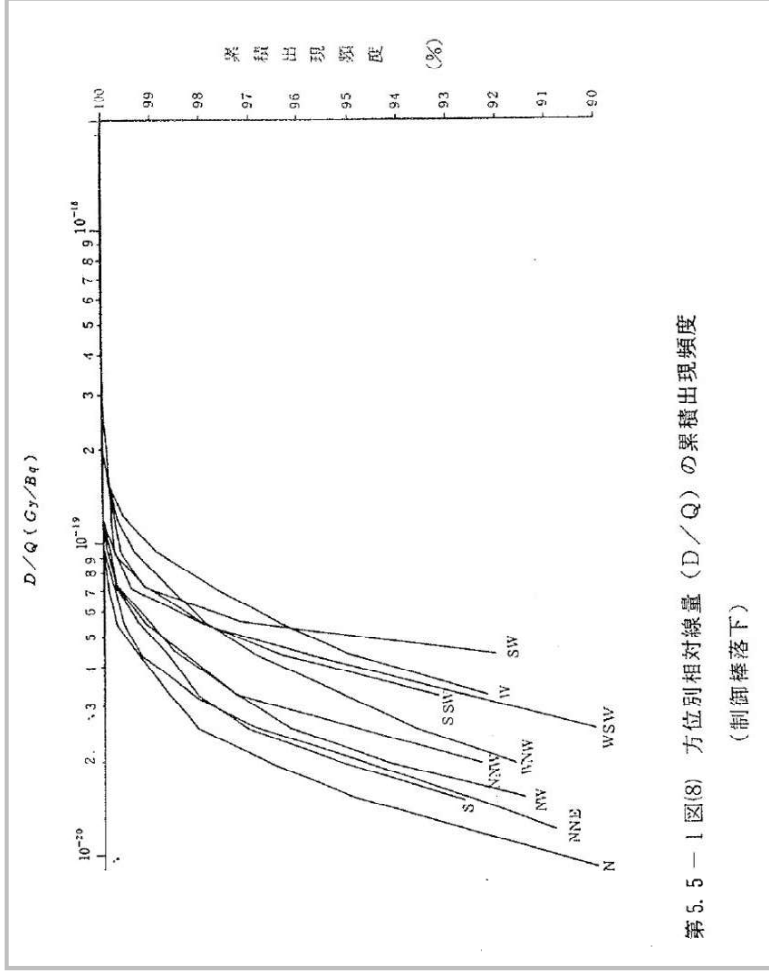
備考

- ・①
- ・④ (SW方位の周辺監視区域境界変更(評価距離の変更)を反映)

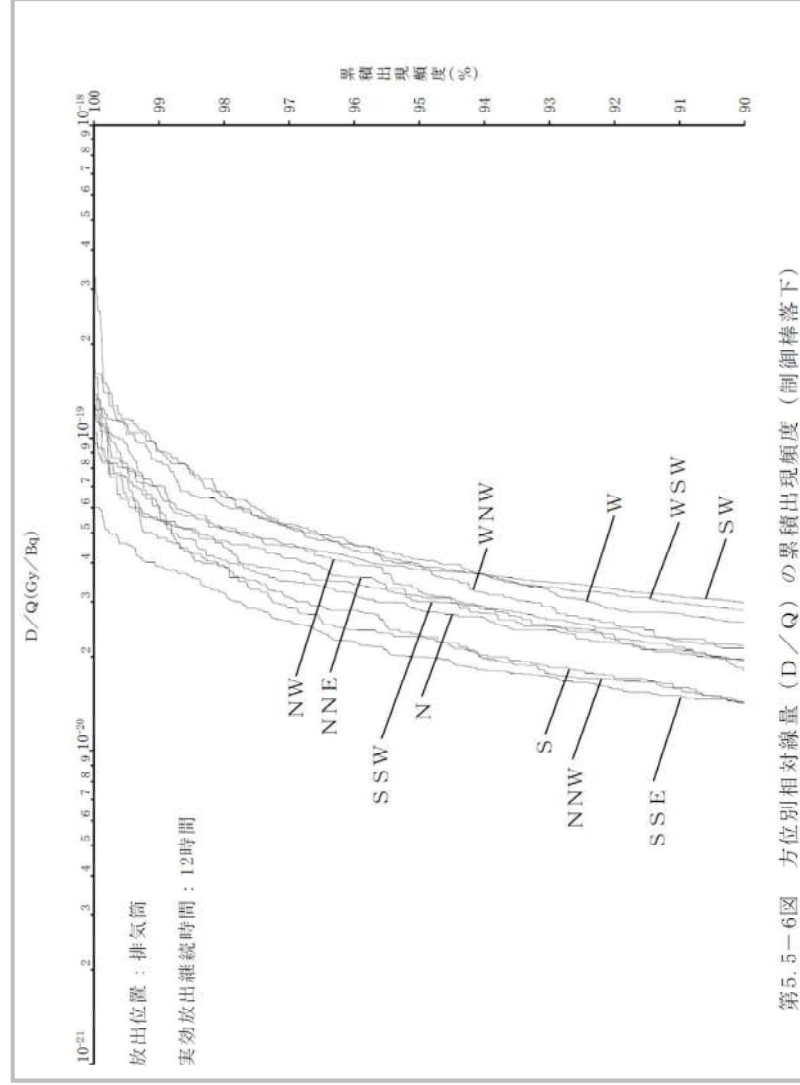
既許可申請書	変更 (案)	備考
 <p>第5.5-1図(7) 方位別相対線量 (D/Q) の累積出現頻度 (燃料集合体の落下)</p>	 <p>第5.5-5図 方位別相対線量 (D/Q) の累積出現頻度 (燃料集合体の落下)</p> <p>放出位置：非常用ガス処理系排気筒 実効放出継続時間：15時間</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ④ (SW方位の周辺監視区域境界変更 (評価距離の変更) を反映)

①：気象期間の変更，②：気象設備の変更及び追加，③：記載の適正化，④周辺監視区域境界の変更

既許可申請書



変更 (案)



備考

- ①
- ④ (SW方位の周辺監視区域境界変更 (評価距離の変更) を反映)

東海第二発電所 新規制基準適合性確認比較表（添付書類九）

【添付資料 3】

既許可申請書	変更（案）	備 考
<p>1. 放射線防護に関する基本方針</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、放射線業務従事者及び周辺監視区域外の公衆が、本発電所に起因する放射線被ばくから十分安全に防護されるように放射線防護対策を講じる。</p> <p>さらに、発電所周辺の一般公衆の受ける線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>また、放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄の運用については、「原子炉等規制法」に基づき、保安規定にこれを定める。</p>	<p>1. 放射線防護に関する基本方針</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、放射線業務従事者及び周辺監視区域外の公衆が、本発電所に起因する放射線被ばくから十分安全に防護されるように放射線防護対策を講じる。</p> <p>さらに、発電所周辺の一般公衆の受ける線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>なお、放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄の運用については、「原子炉等規制法」に基づき、保安規定にこれを定める。</p>	<p>・記載の適正化（先行プラントの記載を反映）</p>

既許可申請書	変更（案）	備考
<p>2. 遮蔽及び換気</p> <p>2.1 遮蔽</p> <p>2.1.1 遮蔽設計の基準</p> <p>遮蔽は、平常運転時、定期検査時等において、発電所敷地周辺の一般公衆及び放射線業務従事者等が受ける線量が経済産業省告示「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」（以下「線量限度等を定める告示」という。）に定める限度を十分下回るように設計する。</p> <p>また、原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による人の居住の可能性のある地域における空気カーマが年間50μGy以下となるように設計する。</p> <p>2.1.2 遮蔽設計に際してとられる区域の区分</p> <p>建屋内の遮蔽は、放射線業務従事者の関係各場所への立入頻度、滞在時間等を考慮した上で、外部放射線に係る線量率が第2.1-1表の基準を満足する設計とする。</p> <p>なお、固体廃棄物作業建屋については、第2.1-2表の基準を満足する設計とする。遮蔽設計上の区域区分を第2.1-1図～第2.1-8図に示す。</p> <p>立入りに対する制限は、線量当量率、作業時間、個人の線量等を考慮して定める。また、中央制御室については、想定される事故時においても、中央制御室内にとどまり各種の操作を行う運転員が、過度な被ばくを受けないように遮蔽を行う設計とする。</p> <p>2.2 換気</p> <p>放射線業務従事者を空気中の放射性物質による内部被ばくから防護するため、換気空調設備は以下の条件を満足するように管理する。</p> <p>(1) 換気は系統ごとに行い、空気中の放射性物質による汚染の拡大を防止していること。</p> <p>(2) 各換気系統について空気の供給は清浄区域から行い、空気中の放射性物質による内部被ばくの可能性がある区域に向かって流れていること。</p> <p>(3) フィルタは、所定の性能を維持していること。</p> <p>(4) 各換気系統の容量は、各区域等の換気、除熱を行うのに十分であること。</p> <p>(5) 人が常時立ち入る場所は、空気中の放射性物質の濃度が濃度限度よりも十分低くなっていること。</p>	<p>2. 遮蔽及び換気</p> <p>2.1 遮蔽</p> <p>遮蔽は、通常運転時、施設定期検査時等において、発電所敷地周辺の一般公衆及び放射線業務従事者等が受ける線量が「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（以下「線量限度等を定める告示」という。）に定められた限度を十分下回るように設計する。</p> <p>放射線業務従事者を外部被ばくから防護するため、遮蔽は関係各区域への立ち入りの頻度、滞在時間等を考慮して第2.1-1表のように管理区域を区分し、これらの基準に適合するよう遮蔽設計を行う。なお、遮蔽の具体的な説明は、添付書類八の「8.3 遮蔽設備」に示す。</p> <p>なお、固体廃棄物作業建屋については、第2.1-2表の基準を満足する設計とする。</p> <p>立入りに対する制限は、線量当量率、作業時間、個人の線量等を考慮して定める。</p> <p>2.2 換気</p> <p>放射線業務従事者を空気中の放射性物質による内部被ばくから防護するため、換気空調設備は次の条件を満足するように管理する。</p> <p>(1) 換気は系統ごとに行い、空気中の放射性物質による汚染の拡大を防止していること。</p> <p>(2) 各換気系統について空気の供給は清浄区域から行い、空気中の放射性物質による内部被ばくの可能性がある区域に向かって流れていること。</p> <p>(3) フィルタは、所定の性能を維持していること。</p> <p>(4) 各換気系統の容量は、各区域等の換気、除熱を行うのに十分であること。</p> <p>(5) 人が常時立ち入る場所は、空気中の放射性物質の濃度が濃度限度よりも十分低くなっていること。</p> <p>換気設備の具体的な説明は、添付書類八の「8.2 換気空調設備」に示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 遮蔽区分図（第2.1-1図～第2.1-8図）の記載を添付書類八へ移動したことによる記載の適正化（先行プラントの記載内容の反映） 法令の改正に伴う記載の適正化 記載の適正化（先行プラントの記載を反映） 中央制御室の遮蔽の記載は添付書類八へ移動（先行プラントの記載の反映） 記載の適正化（先行プラントの記載を反映） 記載の適正化（先行プラントの記載を反映）

東海第二発電所 新規制基準適合性確認比較表（添付書類九）

【添付資料 3】

既許可申請書	変更（案）	備 考
<div data-bbox="181 197 949 1203" style="border: 1px solid black; height: 630px; width: 343px;"></div>	<div data-bbox="994 191 1778 1279" style="border: 1px solid black; height: 682px; width: 350px;"></div>	<p>・⑤及び管理区域の一部変更（緊急用海水ポンプピット設置に伴うドラム搬出口建屋の解体）</p>

添付3-3

既許可申請書	変更（案）	備 考
<div style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<div style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<ul style="list-style-type: none"> ・②（海岸沿いのフェンス（周辺監視区域境界）の位置を波の影響を受けない位置へ変更，南側の周辺監視区域境界は日本原子力研究開発機構との用地調整に伴う変更） ・⑤ <p><具体的な変更点></p> <ul style="list-style-type: none"> a: 波の影響を受けないように海岸沿いのフェンス（周辺監視区域境界）の位置を後退。 b: 波の影響を受けないように放水口付近のフェンス（周辺監視区域境界）の位置を変更。 c: 波の影響を受けないように取水口付近のフェンス（周辺監視区域境界）の位置を変更。 d: 高台部分（JAEAの土地）を東二敷地に変更することによる敷地境界の変更に伴う周辺監視区域境界の変更 e: 国道 245 号線拡幅工事に伴う発電所進入道路の変更による周辺監視区域境界の変更

東海第二発電所 新規制基準適合性確認比較表（添付書類九）

【添付資料 3】

既許可申請書	変更（案）	備考
<p>3. 発電所内の区域区分</p> <p>3.2 管理区域内の管理</p> <p>管理区域については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。）（第78条）に従って、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、鍵の管理等の措置を講ずる。</p> <p>(2) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止する。</p> <p>(3) 床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が、経済産業省告示「線量限度等を定める告示」（第5条）に定める表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>(4) 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が(3)の表面密度限度の10分の1を超えないようにする。</p> <p>また、管理区域内は、場所により外部放射線に係る線量当量率、放射線業務従事者等の立入頻度等に差異があるので、これらのことを考慮して適切な管理を行う。</p> <p>3.4 周辺監視区域内の管理</p> <p>「実用炉規則」（第78条）の規定に基づき、周辺監視区域は人の居住を禁止し、境界に柵又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の立入りを制限する。</p> <p>周辺監視区域の外部放射線に係る線量、空气中又は水中の放射性物質の濃度及び表面の放射性物質の密度は、経済産業省告示「線量限度等を定める告示」（第2条）に定める値以下に保つ。</p> <p>具体的には、外部放射線に係る線量については、管理区域の外側において3月間について1.3mSvを超えないよう管理する。空气中及び水中の放射性物質の濃度については、管理区域との境界を壁等によって区画するとともに、管理区域内の放射性物質の濃度の高い空気や水が容易に流出することのないよう換気系統及び排水系統を管理する。</p> <p>また、表面の放射性物質の密度については、「3.2 管理区域内の管理」に述べたように人及び物品の出入管理を十分に行う。</p> <p>これらの基準を満足していることを確認するために、管理区域外において、定期的に外部放射線に係る線量当量率及び外部放射線による線量当量の測定を行うとともに、必要に応じて、随時放射線サーベイを行う。</p> <p>なお、周辺監視区域外においては、経済産業省告示「線量限度等を定める告示」（第3条及び第9条）に定める線量限度及び濃度限度以下に管理するが、その方法については、</p>	<p>3. 発電所内の区域区分</p> <p>3.2 管理区域内の管理</p> <p>管理区域については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。）（第78条）に従って、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、鍵の管理等の措置を講ずる。</p> <p>(2) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止する。</p> <p>(3) 床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が、「線量限度等を定める告示」（第4条）に定める表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>(4) 管理区域のうち汚染又は汚染のおそれのある区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が(3)の表面密度限度の10分の1を超えないようにする。</p> <p>また、管理区域内は、場所により外部放射線に係る線量当量率、放射線業務従事者等の立入頻度等に差異があるので、これらのことを考慮して適切な管理を行う。</p> <p>3.4 周辺監視区域内の管理</p> <p>「実用炉規則」（第78条）の規定に基づき、周辺監視区域は人の居住を禁止し、境界に柵又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の立入りを制限する。</p> <p>周辺監視区域の外部放射線に係る線量、空气中又は水中の放射性物質の濃度及び表面の放射性物質の密度は、「線量限度等を定める告示」（第1条）に定める値以下に保つ。</p> <p>具体的には、外部放射線に係る線量については、管理区域の外側において3月間について1.3mSvを超えないよう管理する。空气中及び水中の放射性物質の濃度については、管理区域との境界を壁等によって区画するとともに、管理区域内の放射性物質の濃度の高い空気や水が容易に流出することのないよう換気系統及び排水系統を管理する。</p> <p>また、表面の放射性物質の密度については、「3.2 管理区域内の管理」に述べたように人及び物品の出入管理を十分に行う。</p> <p>これらの基準を満足していることを確認するために、管理区域外において、定期的に外部放射線に係る線量当量率及び外部放射線による線量当量の測定を行うとともに、必要に応じて、随時放射線サーベイを行う。</p> <p>なお、周辺監視区域外においては、「線量限度等を定める告示」（第2条及び第8条）に定める線量限度及び濃度限度以下に管理するが、その方法については、放射性気体廃棄物</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令の改正に伴う記載の適正化 ・記載の適正化（先行プラントの記載を反映） ・法令の改正に伴う記載の適正化 ・法令の改正に伴う記載の適正化

添付3-5

東海第二発電所 新規制基準適合性確認比較表（添付書類九）

【添付資料 3】

既許可申請書	変更（案）	備 考
<p>放射性気体廃棄物は「4.2.3 放出管理」、放射性液体廃棄物は「4.3.3 放出管理」で述べる。</p> <p>また、その監視については、「6.4 発電所外に関する放射線監視」で述べる。</p>	<p>は「4.2.3 放出管理」、放射性液体廃棄物は「4.3.3 放出管理」で述べる。</p> <p>また、その監視については、「6.4 発電所外に関する放射線監視」で述べる。</p>	

既許可申請書	変更（案）	備考
<p>4. 放射性廃棄物処理</p> <p>4.1 放射性廃棄物処理の基本的考え方</p> <p>放射性廃棄物処理施設の設計及び管理に際しては、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」を遵守するとともに、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」の考え方に基づくものとする。</p> <p>(1) 気体廃棄物については、その主要なものである蒸気式空気抽出器排ガスを30分減衰配管及び活性炭式希ガスホールドアップ装置に通し、排ガス中の放射能を十分減衰させ、監視しつつ排気筒から大気に放出する。</p> <p>また、他の排気については、下記の対策を講じることにより、排気中の放射性物質の低減を図った後、監視しつつ排気筒から大気に放出する。</p> <p>a. タービン軸封蒸気には復水貯蔵タンク水を加熱し蒸発させた放射性物質の濃度が十分低い蒸気を用いることにより、軸封部の戻り蒸気が流入するタービングランド蒸気復水器からの排ガス中の放射性物質を無視できる程度とする。</p> <p>b. 真空ポンプは原子炉の起動時、原子炉で発生した蒸気が復水器に流入するまで使用することとし、真空ポンプからの排ガス中の放射性物質濃度を十分低いものとする。</p> <p>c. 換気系の排気については、フィルタで処理することにより、排気中に含まれる粒子状放射性物質を無視できる程度とする。</p> <p>なお、雑固体廃棄物焼却設備及び雑固体減容処理設備からの排ガスは、フィルタで処理することにより、排気中に含まれる粒子状放射性物質を無視できる程度とする。</p> <p>(2) 液体廃棄物については、液体廃棄物処理系において濃縮等の処理を行い、原則として放射性物質の濃度がごく低い廃液を除いては環境放出を行わず、補給水として再使用する。</p> <p>(3) 固体廃棄物は、その種類に応じてタンク等に貯蔵するか、又はドラム缶等に詰めて固体廃棄物貯蔵庫又は固体廃棄物作業建屋の廃棄体搬出作業エリアに貯蔵保管する。また、必要に応じて、固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄する。ただし、廃棄体搬出作業エリアには、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管したドラム缶を含めて、固体廃棄物を詰めたドラム缶を、廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄するための検査及び搬出までの間に限り、貯蔵保管する。原子炉冷却材浄化系及び燃料プール冷却浄化系フィルタ脱塩装置から発生する使用済粉末樹脂は、使用済粉末樹脂貯蔵タンクに貯蔵するか、又は貯蔵し放射能を減衰させた後、固化装置（セメント固化式）で固化材（セメント）と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管する。復水脱塩装置及び液体廃棄物処理系脱塩装置から発生する使用済樹脂、液体廃棄物処理系助材型ろ過装置から発生する廃スラッジは貯蔵タンクに貯蔵するか、又は貯蔵し放射能を減衰させた後、雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰は不燃性雑固体廃棄物として処理するか、固化装置（セメント固化式）で固化材（セメント）と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管する。濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵</p>	<p>4. 放射性廃棄物処理</p> <p>4.1 放射性廃棄物処理の基本的考え方</p> <p>放射性廃棄物処理施設の設計及び管理に際しては、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」を遵守するとともに、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」の考え方に基づくものとする。</p> <p>(1) 気体廃棄物については、その主要なものである蒸気式空気抽出器排ガスを30分減衰配管及び活性炭式希ガスホールドアップ装置に通し、排ガス中の放射能を十分減衰させ、監視しつつ排気筒から大気に放出する。</p> <p>また、他の排気については、下記の対策を講じることにより、排気中の放射性物質の低減を図った後、監視しつつ排気筒から大気に放出する。</p> <p>a. タービン軸封蒸気には復水貯蔵タンク水を加熱し蒸発させた放射性物質の濃度が十分低い蒸気を用いることにより、軸封部の戻り蒸気が流入するタービングランド蒸気復水器からの排ガス中の放射性物質を無視できる程度とする。</p> <p>b. 真空ポンプは原子炉の起動時、原子炉で発生した蒸気が復水器に流入するまで使用することとし、真空ポンプからの排ガス中の放射性物質濃度を十分低いものとする。</p> <p>c. 換気系の排気については、フィルタで処理することにより、排気中に含まれる粒子状放射性物質を無視できる程度とする。</p> <p>なお、雑固体廃棄物焼却設備及び雑固体減容処理設備からの排ガスは、フィルタで処理することにより、排気中に含まれる粒子状放射性物質を無視できる程度とする。</p> <p>(2) 液体廃棄物については、液体廃棄物処理系において濃縮等の処理を行い、原則として放射性物質の濃度がごく低い廃液を除いては環境放出を行わず、補給水として再使用する。</p> <p>(3) 固体廃棄物は、その種類に応じてタンク等に貯蔵するか、又はドラム缶等に詰めて固体廃棄物貯蔵庫又は固体廃棄物作業建屋の廃棄体搬出作業エリアに貯蔵保管する。また、必要に応じて、固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄する。ただし、廃棄体搬出作業エリアには、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管したドラム缶を含めて、固体廃棄物を詰めたドラム缶を、廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄するための検査及び搬出までの間に限り、貯蔵保管する。原子炉冷却材浄化系及び燃料プール冷却浄化系フィルタ脱塩装置から発生する使用済粉末樹脂は、使用済粉末樹脂貯蔵タンクに、また、非助材型ろ過装置から発生する廃スラッジはクラッドスラリタンクに貯蔵する。復水脱塩装置及び液体廃棄物処理系脱塩装置から発生する使用済樹脂及び液体廃棄物処理系助材型ろ過装置から発生する廃スラッジは貯蔵タンクに貯蔵するか又は貯蔵し放射能を減衰させた後、雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰は不燃性雑固体廃棄物として処理する。濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクで放射能を減衰させた後、減容固化設備で乾燥・造粒固化後、容器に詰めて減容固化体貯蔵室に貯蔵するか又は貯蔵した後、セメント混練固化装置でドラム</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化（工認記載との適合）</p> <p>・固化装置（セメント固化式）を撤去するため</p>

添付3-7

既許可申請書	変更（案）	備考
<p>タンクで放射能を減衰させた後、固化装置（セメント固化式）で固化材（セメント）と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管する。あるいは、放射能を減衰させた後、減容固化設備で乾燥・造粒固化後、容器に詰めて減容固化体貯蔵室に貯蔵するか、貯蔵した後、セメント混練固化装置でドラム缶内に固化材（セメント）と混練して固化し貯蔵保管する。可燃性雑固体廃棄物は、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか、又は雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰は不燃性雑固体廃棄物として処理する。また、不燃性雑固体廃棄物は、仕分けし、圧縮可能なものは圧縮減容し、必要に応じて雑固体減容処理設備で溶融・焼却した後、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか、固型化材（モルタル）を充填してドラム缶内に固型化し貯蔵保管する。なお、使用済制御棒等の放射化された機器は、使用済燃料プールに貯蔵した後、サイトバンカプールに貯蔵保管する。</p> <p>第6給水加熱器の取替えに伴い取り外した第6給水加熱器3基等は、給水加熱器保管庫に貯蔵保管した後に仕分け、切断し、不燃性雑固体廃棄物として処理する。</p> <p>4.3 液体廃棄物処理</p> <p>4.3.1 液体廃棄物の発生源</p> <p>液体廃棄物の主なものは、各建屋の機器からのドレン、各建屋の床ドレン、再生廃液等の化学廃液及び洗濯廃液である。これらの主要な廃液のほかには雑固体減容処理設備の排ガス洗浄廃液がある。液体廃棄物処理系の放射性物質濃度等説明図を第4.3-1図に示す。</p> <p>a. 機器ドレン廃液</p> <p>機器ドレン廃液は、ポンプ、弁等各機器からの漏えい水、サンプルラインの排出液等からなり、化学的純度は高く脱塩水に近いが放射能レベルは通常高い（約$3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$）。</p> <p>これらは、液体廃棄物処理系の機器ドレン処理系で処理する。</p> <p>ろ過装置及び脱塩装置で処理した処理水（約$3.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$）は復水貯蔵タンクに回収し、再使用する。</p> <p>b. 床ドレン廃液</p> <p>床ドレン廃液は、原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋等で発生する。化学的純度は低く、放射能レベルは一定ではないが比較的低い（約$3.7 \times 10^2 \text{Bq/cm}^3$）。</p> <p>これらは、通常は液体廃棄物処理系の再生廃液処理系に送り濃縮処理する。濃縮装置で処理した処理水は原則として機器ドレン処理系に送り回収、再使用するが、脱塩装置で処理した後、環境に放出する場合もある。</p> <p>なお、放射能レベルの低い場合には、床ドレン処理系のろ過装置で処理した後、環境に放出することもある。</p> <p>c. 化学廃液</p> <p>化学廃液は、脱塩装置樹脂の再生廃液及び分析室ドレン等からなる。化学的純度は低く、酸性又はアルカリ性であることが多く、放射能レベルは一般的に高い（約$3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$）。</p>	<p>缶内に固化材（セメント）と混練して固化し貯蔵保管する。可燃性雑固体廃棄物は、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか又は雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰は不燃性雑固体廃棄物として処理する。また、不燃性雑固体廃棄物は、仕分けし、圧縮可能なものは圧縮減容し、必要に応じて雑固体減容処理設備で溶融・焼却した後、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか又は固型化材（モルタル）を充填してドラム缶内に固型化し貯蔵保管する。なお、使用済制御棒等の放射化された機器は、使用済燃料プールに貯蔵した後、サイトバンカプールに貯蔵保管する。</p> <p>第6給水加熱器の取替えに伴い取り外した第6給水加熱器3基等は、給水加熱器保管庫に貯蔵保管した後に仕分け、切断し、不燃性雑固体廃棄物として処理する。</p> <p>4.3 液体廃棄物処理</p> <p>4.3.1 液体廃棄物の発生源</p> <p>液体廃棄物の主なものは、各建屋の機器からのドレン、各建屋の床ドレン、再生廃液等の化学廃液及び洗濯廃液である。これらの主要な廃液のほかには雑固体減容処理設備の排ガス洗浄廃液がある。液体廃棄物処理系の放射性物質濃度等説明図を第4.3-1図に示す。</p> <p>a. 機器ドレン廃液</p> <p>機器ドレン廃液は、ポンプ、弁等各機器からの漏えい水、サンプルラインの排出液等からなり、化学的純度は高く脱塩水に近いが放射能レベルは通常高い（約$3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$）。</p> <p>これらは、液体廃棄物処理系の機器ドレン処理系で処理する。</p> <p>ろ過装置及び脱塩装置で処理した処理水（約$3.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$）は復水貯蔵タンクに回収し、再使用する。</p> <p>b. 床ドレン廃液</p> <p>床ドレン廃液は、原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋等で発生する。化学的純度は低く、放射能レベルは一定ではないが比較的低い（約$3.7 \times 10^2 \text{Bq/cm}^3$）。</p> <p>これらは、液体廃棄物処理系の再生廃液処理系に送り濃縮処理する。濃縮装置で処理した処理水は原則として機器ドレン処理系に送り回収、再使用するが、脱塩装置で処理した後、環境に放出する場合もある。</p> <p>c. 化学廃液</p> <p>化学廃液は、脱塩装置樹脂の再生廃液及び分析室ドレン等からなる。化学的純度は低く、酸性又はアルカリ性であることが多く、放射能レベルは一般的に高い（約$3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$）。</p>	<p>・固化装置（セメント固化式）を撤去するため</p> <p>・助材型ろ過装置を撤去するため</p>

既許可申請書	変更（案）	備 考
<p>これらは、液体廃棄物処理系の再生廃液処理系で処理する。</p> <p>濃縮装置で処理した処理水は、原則として機器ドレン処理系に送り回収、再使用するが、脱塩装置で処理した後、環境に放出する場合もある。</p> <p>d. 洗濯廃液</p> <p>洗濯廃液は、防護衣類等を水洗いする際に生ずる廃液、手洗・シャワ廃液であり、化学的純度は低く、放射能レベルも低い（約$3.7 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$）。</p> <p>これらは、液体廃棄物処理系の洗濯廃液処理系で処理する。</p> <p>ろ過装置で処理した処理水は放射能濃度が低いことを確認した<u>うえ</u>で復水器冷却水と混合、希釈して環境へ放出する。</p> <p>なお、汚染の程度の比較的高い上着類については、原則として水洗いを行わない。</p> <p>e. 排ガス洗浄廃液</p> <p>排ガス洗浄廃液は、雑固体減容処理設備の排ガス処理装置の運転時に生ずる廃液であり、化学的純度は低く、放射能レベルも低い（$\sim 0 \text{Bq/cm}^3$）。排ガス洗浄廃液は、排ガス洗浄廃液サンプルタンクに移し、放射能濃度が低いことを確認した<u>うえ</u>で復水器冷却水と混合、希釈して環境へ放出する。</p>	<p>これらは、液体廃棄物処理系の再生廃液処理系で処理する。</p> <p>濃縮装置で処理した処理水は、原則として機器ドレン処理系に送り回収、再使用するが、脱塩装置で処理した後、環境に放出する場合もある。</p> <p>d. 洗濯廃液</p> <p>洗濯廃液は、防護衣類等を水洗いする際に生ずる廃液、手洗・シャワ廃液であり、化学的純度は低く、放射能レベルも低い（約$3.7 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$）。</p> <p>これらは、液体廃棄物処理系の洗濯廃液処理系で処理する。</p> <p>ろ過装置で処理した処理水は放射能濃度が低いことを確認した<u>上</u>で復水器冷却水と混合、希釈して環境へ放出する。</p> <p>なお、汚染の程度の比較的高い上着類については、原則として水洗いを行わない。</p> <p>e. 排ガス洗浄廃液</p> <p>排ガス洗浄廃液は、雑固体減容処理設備の排ガス処理装置の運転時に生ずる廃液であり、化学的純度は低く、放射能レベルも低い（$\sim 0 \text{Bq/cm}^3$）。排ガス洗浄廃液は、排ガス洗浄廃液サンプルタンクに移し、放射能濃度が低いことを確認した<u>上</u>で復水器冷却水と混合、希釈して環境へ放出する。</p>	<p>・記載の適正化</p>

東海第二発電所 新規制基準適合性確認比較表（添付書類九）

【添付資料 3】

既許可申請書					変更（案）					備考
第 4. 4-1 表 固体廃棄物推定発生量					第 4. 4-1 表 固体廃棄物推定発生量					・記載の適正化 ・記載の適正化（工認記載との適合） ・助材型ろ過装置を撤去するため
種類	年間推定発生量				種類	年間推定発生量				
	個数	体積 (m ³)	200L ドラム缶相当 (本)			個数	体積 (m ³)	200L ドラム缶相当 (本)		
使用済樹脂	原子炉冷却材浄化系フィルタ脱塩装置	—	約 7	—	使用済樹脂	原子炉冷却材浄化系フィルタ脱塩器	—	約 7	—	・記載の適正化 ・記載の適正化（工認記載との適合）
	燃料プール冷却浄化系フィルタ脱塩装置	—	約 2	—		燃料プール冷却浄化系フィルタ脱塩器	—	約 2	—	
	復水脱塩装置	—	約 12	—		復水脱塩装置	—	約 12	—	
	液体廃棄物処理系脱塩装置	—	約 3	—		液体廃棄物処理系脱塩装置	—	約 3	—	
廃スラッジ	液体廃棄物処理系助材型ろ過装置	—	(約 1) *1	—	廃スラッジ	液体廃棄物処理系非助材型ろ過装置	—	約 16	—	・助材型ろ過装置を撤去するため
	液体廃棄物処理系非助材型ろ過装置	—	約 16	—		濃縮廃液	液体廃棄物処理系濃縮装置	—	約 200	
濃縮廃液	液体廃棄物処理系濃縮装置	—	約 200	(約 30m ³) *2	雑固体廃棄物	可燃性雑固体廃棄物焼却灰	—	約 8	約 40 *2 *3	
雑固体廃棄物	可燃性雑固体廃棄物焼却灰	—	約 8	約 40 *3 *4		不燃性雑固体廃棄物	—	約 300	約 1,500 *3	
	不燃性雑固体廃棄物	—	約 300	約 1,500 *4	使用済制御棒等	制御棒	約 19 本	—	—	
使用済制御棒等	制御棒	約 19 本	—	—		チャンネルボックス	約 200 個	—	—	
	チャンネルボックス	約 200 個	—	—		その他	発生量不定 *4	—	—	
その他	発生量不定 *5	—	—	—						

*1 通常における機器ドレン廃液の処理は非助材型ろ過装置で行うので、助材型ろ過装置からの廃スラッジの発生はないが、ここでは年間の機器ドレン廃液推定発生量の1%程度を助材型ろ過装置で処理する場合を想定して発生量を推定した。

*2 減容固化体としての発生量である。セメント混練固化した場合は約 180 本/年となる。

*3 使用済樹脂（復水脱塩装置及び液体廃棄物処理系脱塩装置）と廃スラッジ（液体廃棄物処理系助材型ろ過装置）を含む。

*4 雑固体廃棄物を雑固体減容処理設備で処理した場合は約 390 本/年となる。

*5 放射化された消耗部品等であり、定期的に発生するものではない。

*1 減容固化体としての発生量である。セメント混練固化した場合は約 180 本/年となる。

*2 使用済樹脂（復水脱塩装置及び液体廃棄物処理系脱塩装置）を含む。

*3 雑固体廃棄物を雑固体減容処理設備で処理した場合は約 390 本/年となる。

*4 放射化された消耗部品等であり、定期的に発生するものではない。

・記載の適正化

既許可申請書	変更（案）	備 考												
<p>5. 平常運転時における一般公衆の受ける線量評価</p> <p>5.1 東海第二発電所の放射性廃棄物により一般公衆の受ける線量評価</p> <p>5.1.1 線量の計算</p> <p>5.1.1.1 気体廃棄物中の希ガスのγ線に起因する実効線量</p> <p>5.1.1.1.1 連続放出の場合</p> <p>(1) 計算のための前提条件</p> <p>b. 放出源の有効高さ</p> <p>下表に、排気筒の地上高、出口直径及び吹出し速度を示す。</p> <table border="1" data-bbox="201 443 696 549"> <thead> <tr> <th>地上高 (m)</th> <th>出口直径 (m)</th> <th>吹出し速度 (m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約140</td> <td>約4.5</td> <td>約14</td> </tr> </tbody> </table> <p>放出源の有効高さは、排気筒の地上高に吹上げ高さを加算したものを風洞実験により補正した値（第5.1-1表に示す。）とする。</p> <p>なお、吹上げ高さは、下記の式により計算する。</p> $\Delta H = 3 \frac{W}{U} \cdot D$ <p>ここで、</p> <p>△H：吹上げ高さ (m)</p> <p>W：吹出し速度 (m/s)</p> <p>D：排気筒出口直径 (m)</p> <p>$\frac{1}{U}$：風向別年間風速逆数の平均 (s/m)</p> <p>c. 気象条件</p> <p>気象条件は、現地における1981年4月から1982年3月までの観測による実測値を使用する。</p> <p>ただし、静穏（通常風速計で観測した風速が0.5m/s未満）の場合は、風速を0.5m/sとし、風速0.5～2.0m/sのときの風向出現頻度（第5.1-2表に示す。）に応じて各風向に比例配分する。</p> <p>年間平均濃度の計算には、第5.1-3表に示す風向別大気安定度別風速逆数の総和を、吹上げ高さの計算には、第5.1-4表に示す風向別風速逆数の平均を使用する。</p>	地上高 (m)	出口直径 (m)	吹出し速度 (m/s)	約140	約4.5	約14	<p>5. 平常運転時における一般公衆の受ける線量評価</p> <p>5.1 東海第二発電所の放射性廃棄物により一般公衆の受ける線量評価</p> <p>5.1.1 線量の計算</p> <p>5.1.1.1 気体廃棄物中の希ガスのγ線に起因する実効線量</p> <p>5.1.1.1.1 連続放出の場合</p> <p>(1) 計算のための前提条件</p> <p>b. 放出源の有効高さ</p> <p>下表に、排気筒の地上高、出口直径及び吹出し速度を示す。</p> <table border="1" data-bbox="1025 443 1520 549"> <thead> <tr> <th>地上高 (m)</th> <th>出口直径 (m)</th> <th>吹出し速度 (m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約140</td> <td>約4.5</td> <td>約16</td> </tr> </tbody> </table> <p>放出源の有効高さは、排気筒の地上高に吹上げ高さを加算したものを風洞実験により補正した値（第5.1-1表に示す。）とする。</p> <p>なお、吹上げ高さは、下記の式により計算する。</p> $\Delta H = 3 \frac{W}{U} \cdot D$ <p>ここで、</p> <p>△H：吹上げ高さ (m)</p> <p>W：吹出し速度 (m/s)</p> <p>D：排気筒出口直径 (m)</p> <p>$\frac{1}{U}$：風向別年間風速逆数の平均 (s/m)</p> <p>c. 気象条件</p> <p>気象条件は、現地における2005年4月から2006年3月までの観測による実測値を使用する。</p> <p>ただし、静穏（通常風速計で観測した風速が0.5m/s未満）の場合は、風速を0.5m/sとし、風速0.5～2.0m/sのときの風向出現頻度（第5.1-2表に示す。）に応じて各風向に比例配分する。</p> <p>年間平均濃度の計算には、第5.1-3表に示す風向別大気安定度別風速逆数の総和を、吹上げ高さの計算には、第5.1-4表に示す風向別風速逆数の平均を使用する。</p>	地上高 (m)	出口直径 (m)	吹出し速度 (m/s)	約140	約4.5	約16	<p>・排気筒吹出し速度の変更（廃棄物処理建屋を増設のため換気量が増加）</p> <p>・①</p>
地上高 (m)	出口直径 (m)	吹出し速度 (m/s)												
約140	約4.5	約14												
地上高 (m)	出口直径 (m)	吹出し速度 (m/s)												
約140	約4.5	約16												

東海第二発電所 新規制基準適合性確認比較表（添付書類九）

【添付資料3】

既許可申請書	変更（案）	備考
<p>5.1.1.1.3 計算結果</p> <p>周辺監視区域の北側及び西側境界の6方位並びに参考として、原子力科学研究所の周辺監視区域と接する南側及び海となっている東側の10方位について希ガスのγ線による実効線量の計算を行った結果は、第5.1-6表に示すとおりである。</p> <p>これによれば、北側及び西側の周辺監視区域境界外で希ガスのγ線による実効線量の最大値は、排気筒の西南西約650mの地点において、約3.5μSv/yである。</p> <p>周辺における将来の集落の形成を考慮し、北側については周辺監視区域境界、西側については国道245号線、南側については原子力科学研究所の南側周辺監視区域境界のそれぞれ外側において、希ガスのγ線による実効線量の計算を行った結果は、第5.1-7表に示すとおりである。</p> <p>これによれば、周辺における将来の集落の形成を考慮した地点で希ガスのγ線による実効線量の最大値は、排気筒の南西約1,300mの地点において、約3.3μSv/yである。</p> <p>5.1.1.3 よう素に起因する実効線量</p> <p>5.1.1.3.1 気体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量</p> <p>5.1.1.3.1.1 年平均地上空気中濃度の計算</p> <p>(1) 計算のための前提条件</p> <p>d. 計算地点</p> <p>気体廃棄物中のよう素による被ばく経路は、吸入摂取、葉菜摂取及び牛乳摂取を対象とする。</p> <p>吸入摂取及び葉菜摂取による実効線量については、将来の集落の形成及び葉菜摂取による被ばく経路の存在を考慮し、北側については周辺監視区域境界、西側については国道245号線、南側については原子力科学研究所の南側周辺監視区域境界のそれぞれ外側において、年平均地上空気中濃度が最大となる地点とする。</p> <p>発電所の周辺5km程度の範囲内における乳牛の飼養地としては、発電所の南南西方向の長砂、西方向の船場、北西方向の堅磐がある。</p> <p>牛乳摂取による実効線量については、これらの実在する乳牛飼養地点のうち年平均地上空気中濃度が最大となる地点とする。</p> <p>(3) 計算結果</p> <p>周辺における将来の集落の形成を考慮した年平均地上空気中濃度が最大となる地点は、排気筒の南西約3,300mであり、この地点におけるよう素-131及びよう素-133の年平均地上空気中濃度の計算結果は、第5.1-11表に示すとおり、それぞれ約$1.2 \times 10^{-10} \text{Bq/cm}^3$及び約$1.8 \times 10^{-10} \text{Bq/cm}^3$である。</p> <p>また、実在する乳牛飼養地点のうち、年平均地上空気中濃度が最大となるのは、排気筒の南南西約4,400mの地点（長砂）であり、この地点におけるよう素-131及びよう素-133の年平均地上空気中濃度の計算結果は、第5.1-11表に示すとおり、それぞれ約$5.4 \times 10^{-11} \text{Bq/cm}^3$及び約$8.5 \times 10^{-11} \text{Bq/cm}^3$である。</p>	<p>5.1.1.1.3 計算結果</p> <p>周辺監視区域の北側及び西側境界の7方位並びに参考として、原子力科学研究所の周辺監視区域と接する南側及び海となっている東側の9方位について希ガスのγ線による実効線量の計算を行った結果は、第5.1-6表に示すとおりである。</p> <p>これによれば、北側及び西側の周辺監視区域境界外で希ガスのγ線による実効線量の最大値は、排気筒の西南西約640mの地点において、約3.2μSv/yである。</p> <p>周辺における将来の集落の形成を考慮し、北側については周辺監視区域境界、西側については国道245号線、南側については原子力科学研究所の南側周辺監視区域境界のそれぞれ外側において、希ガスのγ線による実効線量の計算を行った結果は、第5.1-7表に示すとおりである。</p> <p>これによれば、周辺における将来の集落の形成を考慮した地点で希ガスのγ線による実効線量の最大値は、排気筒の南西約1,280mの地点において、約2.8μSv/yである。</p> <p>5.1.1.3 よう素に起因する実効線量</p> <p>5.1.1.3.1 気体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量</p> <p>5.1.1.3.1.1 年平均地上空気中濃度の計算</p> <p>(1) 計算のための前提条件</p> <p>d. 計算地点</p> <p>気体廃棄物中のよう素による被ばく経路は、吸入摂取、葉菜摂取及び牛乳摂取を対象とする。</p> <p>周辺における将来の集落の形成を考慮し、北側については周辺監視区域境界、西側については国道245号線、南側については原子力科学研究所の南側周辺監視区域境界のそれぞれ外側において、年平均地上空気中濃度が最大となる地点とする。</p> <p>(3) 計算結果</p> <p>周辺における将来の集落の形成を考慮した年平均地上空気中濃度が最大となる地点は、排気筒の南西約4,400mであり、この地点におけるよう素-131及びよう素-133の年平均地上空気中濃度の計算結果は、第5.1-11表に示すとおり、それぞれ約$6.2 \times 10^{-11} \text{Bq/cm}^3$及び約$9.8 \times 10^{-11} \text{Bq/cm}^3$である。</p>	<p>・②、③（周辺監視区域境界変更に伴うNNE方位評価点の追加）</p> <p>・①及び評価距離の見直し（詳細計測を反映）</p> <p>・①、②（道路拡幅工事による周辺監視区域境界の変更に伴う人の居住を考慮しSW方位の評価点の変更）</p> <p>・乳牛の飼養地がなくなったため変更（葉菜摂取及び吸入摂取と同様の最大の濃度地点で代表）</p> <p>・①及び吸入摂取、葉菜摂取、牛乳摂取の評価地点を陸側最大の濃度地点で評価</p>

添付3-12

東海第二発電所 新規制基準適合性確認比較表（添付書類九）

【添付資料 3】

既許可申請書	変更（案）	備考
<p>5.1.1.3.1.3 計算結果</p> <p>吸入摂取，葉菜摂取及び牛乳摂取による実効線量の計算結果を第5.1-12表に示す。</p> <p>これによれば，気体廃棄物中のよう素の吸入摂取，葉菜摂取及び牛乳摂取による年間の実効線量は，<u>成人で約0.09 μSv/y</u>，<u>幼児で約0.4 μSv/y</u>，<u>乳児で約0.3 μSv/y</u>である。</p> <p>5.1.1.3.3 気体廃棄物中及び液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量</p> <p>(2) 計算結果</p> <p>計算結果を第5.1-13表に示す。これによれば，気体廃棄物中及び液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量は，海藻類を摂取する場合，<u>成人で約0.01 μSv/y</u>，<u>幼児で約0.06 μSv/y</u>，<u>乳児で約0.07 μSv/y</u>となる。</p> <p>また，海藻類を摂取しない場合は，<u>成人で約0.09 μSv/y</u>，<u>幼児で約0.02 μSv/y</u>，<u>乳児で約0.01 μSv</u>となる。</p> <p>5.1.2 線量の評価結果</p> <p>周辺における将来の集落の形成を考慮し，気体廃棄物中の希ガスのγ線による実効線量，液体廃棄物中の放射性物質（よう素を除く。）による実効線量並びに気体廃棄物中及び液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量を評価した結果は，それぞれ<u>約3.3 μSv/y</u>，<u>約5.2 μSv/y</u>及び<u>約0.4 μSv/y</u>となり，<u>合計約9.0 μSv/y</u>である。</p> <p>この値は，「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に示される線量目標値50 μSv/yを下回る。</p>	<p>5.1.1.3.1.3 計算結果</p> <p>吸入摂取，葉菜摂取及び牛乳摂取による実効線量の計算結果を第5.1-12表に示す。</p> <p>これによれば，気体廃棄物中のよう素の吸入摂取，葉菜摂取及び牛乳摂取による年間の実効線量は，<u>成人で約0.06 μSv/y</u>，<u>幼児で約0.3 μSv/y</u>，<u>乳児で約0.3 μSv/y</u>である。</p> <p>5.1.1.3.3 気体廃棄物中及び液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量</p> <p>(2) 計算結果</p> <p>計算結果を第5.1-13表に示す。これによれば，気体廃棄物中及び液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量は，海藻類を摂取する場合，<u>成人で約0.01 μSv/y</u>，<u>幼児で約0.05 μSv/y</u>，<u>乳児で約0.07 μSv/y</u>となる。</p> <p>また，海藻類を摂取しない場合は，<u>成人で約0.07 μSv/y</u>，<u>幼児で約0.4 μSv/y</u>，<u>乳児で約0.3 μSv/y</u>となる。</p> <p>5.1.2 線量の評価結果</p> <p>周辺における将来の集落の形成を考慮し，気体廃棄物中の希ガスのγ線による実効線量，液体廃棄物中の放射性物質（よう素を除く。）による実効線量並びに気体廃棄物中及び液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量を評価した結果は，それぞれ<u>約2.8 μSv/y</u>，<u>約5.2 μSv/y</u>及び<u>約0.4 μSv/y</u>となり，<u>合計約8.4 μSv/y</u>である。</p> <p>この値は，「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に示される線量目標値50 μSv/yを下回る。</p>	<p>・①及び吸入摂取，葉菜摂取，牛乳摂取の評価地点を陸側最大の濃度地点で評価</p> <p>・①及び吸入摂取，葉菜摂取，牛乳摂取の評価地点を陸側最大の濃度地点で評価</p> <p>・①，②（道路拡幅工事による周辺監視区域境界の変更に伴う人の居住を考慮しSW方位の評価点の変更）</p>

添付3-13

既許可申請書

変更（案）

備考

第 5.1-1 表 放出源の有効高さ

方位	有効高さ (m)
NNE	145
S	160
SSW	130
SW	120
WSW	140
W	165
WNW	180
NW	155
NNW	155
N	160

表中の方位以外の有効高さについては、上表の有効高さのうち最も低い値を使用する。

第 5.1-1 表 放出源の有効高さ

方位	有効高さ (m)
N	190
NNE	200
NE	195
SE	170
SSE	185
S	210
SSW	180
SW	150
WSW	195
W	205
WNW	205
NW	220
NNW	200

(注 1) 表中の方位以外の有効高さについては、上表の有効高さのうち最も低い値を使用する。

(注 2) 方位 SSE は海を隔てて比較的近距离のところに陸地が存在するため、有効高さを評価した。

- ・①及び吹出し速度の変更による風洞実験結果の変更
- ・③（周辺監視区域境界変更に伴う NNE 方位評価点の追加及び SSE 方位にある海を隔てた陸地（常陸那珂火力発電所）を評価点として追加）

既許可申請書

変更（案）

備考

第 5.1-2 表 風向出現頻度及び風速 0.5~2.0m/s の風向出現頻度

(%)

風向	風下方位	風向出現頻度	風速 0.5~2.0m/s の風向出現頻度
NNE	SSW	9.5	5.8
NE	SW	18.7	6.5
ENE	WSW	6.7	5.8
E	W	4.4	8.4
ESE	WNW	2.8	8.4
SE	NW	3.1	3.5
SSE	NNW	6.2	4.7
S	N	3.0	3.3
SSW	NNE	3.5	3.6
SW	NE	5.2	5.8
WSW	ENE	3.5	6.6
W	E	4.3	9.1
WNW	ESE	9.8	6.6
NW	SE	10.5	7.3
NNW	SSE	5.5	6.5
N	S	3.2	8.0

風向、風速観測点：標高 140m

第 5.1-2 表 風向出現頻度及び風速 0.5~2.0m/s の風向出現頻度

(%)

風向	風下方位	風向出現頻度	風速 0.5~2.0m/s の風向出現頻度
N	S	3.6	6.5
NNE	SSW	6.7	6.9
NE	SW	18.5	8.4
ENE	WSW	9.9	8.8
E	W	5.6	7.8
ESE	WNW	3.7	6.7
SE	NW	3.2	6.3
SSE	NNW	3.3	4.0
S	N	5.1	5.2
SSW	NNE	3.2	4.6
SW	NE	3.7	4.7
WSW	ENE	4.3	5.7
W	E	5.1	5.1
WNW	ESE	7.7	6.0
NW	SE	9.6	7.7
NNW	SSE	6.6	5.6

風向、風速観測点：標高 148m

・①

既許可申請書

変更（案）

備考

第 5.1-3 表 風向別大気安定度別風速逆数の総和

(s/m)

大気安定度 風下方位		A	B	C	D	E	F
NNE	SSW	0.37	13.28	8.33	115.54	29.76	21.72
NE	SW	0.94	16.22	25.11	195.58	31.00	25.71
ENE	WSW	4.23	27.14	20.82	80.21	12.42	11.73
E	W	5.77	25.67	16.54	67.55	11.01	14.08
ESE	WNW	4.81	31.82	8.15	42.70	5.13	11.50
SE	NW	2.91	20.71	9.97	32.26	5.27	10.33
SSE	NNW	6.29	34.98	21.83	40.32	11.90	12.23
S	N	0.70	9.83	6.30	30.44	6.64	16.79
SSW	NNE	2.55	8.79	4.35	38.55	7.77	13.44
SW	NE	3.78	23.42	7.56	54.33	17.47	21.70
WSW	ENE	4.04	20.28	8.38	40.98	12.69	19.32
W	E	1.80	38.13	12.26	53.72	14.67	13.98
WNW	ESE	1.65	28.72	22.38	91.44	29.91	19.15
NW	SE	2.77	17.57	13.30	102.39	33.90	24.93
NNW	SSE	1.27	10.80	6.88	64.54	24.75	23.18
N	S	1.81	6.10	6.70	50.38	22.55	21.57

大気安定度観測点：標高 18m

風向，風速観測点：標高 140m

第 5.1-3 表 風向別大気安定度別風速逆数の総和

(s/m)

大気安定度 風下方位		A	B	C	D	E	F
N	S	0.87	16.25	4.55	37.61	9.89	63.80
NNE	SSW	2.24	13.49	4.38	83.07	16.23	68.03
NE	SW	6.03	18.32	21.78	185.23	22.49	82.60
ENE	WSW	6.89	32.36	19.96	120.26	13.65	69.80
E	W	9.87	54.23	17.38	65.00	9.12	40.76
ESE	WNW	13.27	38.83	7.53	46.44	8.42	39.56
SE	NW	8.02	35.03	9.96	48.24	5.29	29.15
SSE	NNW	4.56	36.70	10.48	28.84	1.30	25.12
S	N	8.98	41.78	11.59	38.41	5.18	30.20
SSW	NNE	5.17	24.93	3.75	29.47	6.74	41.18
SW	NE	1.93	28.05	2.98	31.49	3.90	45.45
WSW	ENE	5.73	21.45	3.37	35.03	6.34	65.97
W	E	2.08	34.83	5.36	31.55	4.29	69.43
WNW	ESE	6.30	44.31	9.85	44.87	11.69	84.81
NW	SE	1.46	37.02	11.28	68.80	10.15	98.42
NNW	SSE	1.30	17.25	5.37	45.79	15.30	84.99

大気安定度観測点：標高 18m

風向，風速観測点：標高 148m

・①

既許可申請書

変更（案）

備考

第 5.1-4 表 風向別大気安定度別風速逆数の平均及び風向別風速逆数の平均

(s/m)

大気安定度 風下方位		A	B	C	D	E	F	全安定度
風向								
NNE	SSW	2.00	0.52	0.25	0.20	0.25	0.30	0.23
NE	SW	0.41	0.30	0.20	0.16	0.26	0.27	0.18
ENE	WSW	0.78	0.42	0.22	0.22	0.39	0.41	0.27
E	W	0.45	0.39	0.32	0.32	0.49	0.57	0.36
ESE	WNW	0.45	0.50	0.32	0.38	0.58	0.59	0.43
SE	NW	0.31	0.28	0.24	0.30	0.62	0.30	0.30
SSE	NNW	0.32	0.22	0.18	0.23	0.47	0.28	0.23
S	N	0.61	0.35	0.18	0.25	0.23	0.35	0.27
SSW	NNE	0.59	0.36	0.18	0.24	0.27	0.21	0.25
SW	NE	0.44	0.37	0.18	0.28	0.29	0.26	0.28
WSW	ENE	0.74	0.38	0.24	0.33	0.35	0.36	0.34
W	E	0.53	0.47	0.29	0.34	0.30	0.36	0.36
WNW	ESE	0.49	0.38	0.20	0.20	0.24	0.21	0.22
NW	SE	0.63	0.37	0.20	0.19	0.23	0.24	0.21
NNW	SSE	1.02	0.48	0.20	0.26	0.24	0.32	0.27
N	S	1.40	0.78	0.42	0.33	0.35	0.50	0.38

大気安定度観測点：標高 18m

風向，風速観測点：標高 140m

第 5.1-4 表 風向別大気安定度別風速逆数の平均及び風向別風速逆数の平均

(s/m)

大気安定度 風下方位		A	B	C	D	E	F	全安定度
風向								
N	S	0.69	0.60	0.38	0.41	0.29	0.43	0.42
NNE	SSW	1.74	0.64	0.31	0.25	0.27	0.43	0.32
NE	SW	0.82	0.45	0.18	0.15	0.28	0.46	0.21
ENE	WSW	0.51	0.40	0.23	0.23	0.29	0.59	0.30
E	W	0.60	0.42	0.24	0.34	0.36	0.68	0.40
ESE	WNW	0.54	0.41	0.25	0.40	0.39	0.93	0.47
SE	NW	0.65	0.46	0.29	0.45	0.47	0.82	0.49
SSE	NNW	0.49	0.33	0.24	0.34	0.42	0.62	0.36
S	N	0.52	0.28	0.18	0.29	0.46	0.45	0.31
SSW	NNE	0.63	0.47	0.27	0.33	0.42	0.42	0.40
SW	NE	0.46	0.44	0.17	0.36	0.23	0.33	0.35
WSW	ENE	0.43	0.37	0.24	0.40	0.30	0.36	0.36
W	E	0.49	0.35	0.19	0.33	0.20	0.35	0.33
WNW	ESE	0.61	0.34	0.18	0.25	0.25	0.33	0.30
NW	SE	0.63	0.36	0.16	0.25	0.19	0.30	0.27
NNW	SSE	0.58	0.49	0.22	0.30	0.22	0.29	0.29

大気安定度観測点：標高 18m

風向，風速観測点：標高 148m

・①

既許可申請書

変更（案）

備考

第 5.1-5 表 風向出現頻度（隣接方位も含む）及び間欠放出時の
3 方位に向かう合計回数

風 向	風向出現頻度 (%) (隣接方位も含む)	3 方位に向かう 合計回数
NNE	31.4	2
NE	34.9	2
ENE	29.8	2
E	13.9	1
ESE	10.3	1
SE	12.1	1
SSE	12.3	1
S	12.7	1
SSW	11.7	1
SW	12.2	1
WSW	13.0	1
W	17.6	1
WNW	24.6	2
NW	25.8	2
NNW	19.2	1
N	18.2	1

風向，風速観測点：標高 140m

第 5.1-5 表 風向出現頻度（隣接方位も含む）及び間欠放出時の
3 方位に向かう合計回数

風 向	風向出現頻度 (%) (隣接方位も含む)	3 方位に向かう 合計回数
N	16.9	1
NNE	28.8	2
NE	35.1	2
ENE	34.0	2
E	19.2	1
ESE	12.5	1
SE	10.2	1
SSE	11.6	1
S	11.6	1
SSW	12.0	1
SW	11.2	1
WSW	13.1	1
W	17.1	1
WNW	22.4	1
NW	23.9	2
NNW	19.8	1

風向，風速観測点：標高 148m

・①

既許可申請書

変更（案）

備考

第 5.1-6 表 周辺監視区域境界における希ガスのγ線に起因する
実効線量（東海第二発電所）

		東海第二発電所排気筒から計 算地点への方位及び距離 (m)		希ガスのγ線に起因する 実効線量 ($\mu\text{Sv}/\text{y}$)
		方位	距離	
周辺監視区域境界		WSW	650	約 3.5×10^0
		W	550	約 2.5×10^0
		WNW	600	約 1.7×10^0
		NW	660	約 1.6×10^0
		NNW	890	約 1.5×10^0
		N	860	約 1.1×10^0
参考 地点	海側	NNE	590	約 1.8×10^0
		NE	350	約 3.8×10^0
		ENE	280	約 4.7×10^0
		E	230	約 5.7×10^0
		ESE	240	約 7.3×10^0
		SE	280	約 6.9×10^0
	日本 原子力 研究所側	SSE	360	約 4.4×10^0
		S	330	約 3.9×10^0
		SSW	360	約 6.0×10^0
		SW	460	約 6.7×10^0

（注）計算地点については、第 5.1-1 図に示す。

第 5.1-6 表 周辺監視区域境界における希ガスのγ線に起因する
実効線量（東海第二発電所）

		東海第二発電所排気筒から 計算地点の方位及び距離 (m)		希ガスのγ線に起因する 実効線量 ($\mu\text{Sv}/\text{y}$)
		方位	距離	
周辺監視区域境界		WSW	640	約 3.2×10^0
		W	530	約 2.4×10^0
		WNW	600	約 1.8×10^0
		NW	660	約 1.4×10^0
		NNW	890	約 1.1×10^0
		N	850	約 1.3×10^0
		NNF	600	約 1.5×10^0
参考 地点	海側	NE	360	約 2.2×10^0
		ENE	270	約 3.4×10^0
		E	230	約 4.5×10^0
		ESE	250	約 4.8×10^0
		SE	290	約 4.6×10^0
		SSE	350	約 3.0×10^0
	原子力科学 研究所側	S	330	約 2.5×10^0
		SSW	350	約 4.3×10^0
		SW	430	約 5.5×10^0

（注）計算地点については、第 5.1-1 図に示す。

- ・①
- ・②（日本原子力研究開発機構との用地調整に伴う周辺監視区域境界の変更による SW 方位の評価距離の変更）
- ・③（海岸沿いのフェンス（周辺監視区域境界）の位置の変更による NNE 方位評価点を追加）
- ・評価距離の詳細計測反映（WSW 方位, W 方位, N 方位, NE 方位, ENE 方位, ESE 方位, SE 方位, SSE 方位, SSW 方位）

既許可申請書

変更（案）

備考

第 5.1-7 表 人の居住に着目した場合の希ガスのγ線に起因する
実効線量（東海第二発電所）

計算地点 [東海第二発電所排気筒からの方位及び距離(m)]			希ガスのγ線に起因する実効線量 ($\mu\text{Sv/y}$)
	方位	距離	
A	N	860	約 1.1×10^0
B	NNW	890	約 1.5×10^0
C	NW	660	約 1.6×10^0
D	WNW	600	約 1.7×10^0
E	W	660	約 2.1×10^0
F	WSW	930	約 2.4×10^0
G	SW	1,300	約 3.3×10^0
H	SSW	1,690	約 1.6×10^0
I	S	1,870	約 6.4×10^{-1}

(注) 計算地点については、第 5.1-2 図に示す。

第 5.1-7 表 人の居住に着目した場合の希ガスのγ線に起因する
実効線量（東海第二発電所）

計算地点 [東海第二発電所排気筒からの方位及び距離(m)]			希ガスのγ線に起因する 実効線量 ($\mu\text{Sv/y}$)
	方位	距離	
A	NNE	600	約 1.5×10^0
B	N	850	約 1.3×10^0
C	NNW	890	約 1.1×10^0
D	NW	660	約 1.4×10^0
E	WNW	600	約 1.8×10^0
F	W	660	約 2.1×10^0
G	WSW	930	約 2.3×10^0
H	SW	1,280	約 2.8×10^0
I	SSW	1,690	約 1.0×10^0
J	S	1,870	約 5.0×10^{-1}
K	SSE	2,900	約 4.8×10^{-1}

(注1) 計算地点については、第 5.1-2 図に示す。

(注2) 方位 SSE は、海を隔てて比較的近距离のところに陸地が存在するため、この陸地の海岸線を評価地点とした。

- ・①
- ・②（道路拡幅工事による周辺監視区域境界の変更に伴う人の居住を考慮し SW 方位の評価点の変更）
- ・③（周辺監視区域境界変更に伴う NNE 方位評価点の追加及び SSE 方位にある海を隔てた陸地（常陸那珂火力発電所）を評価点として追加）
- ・評価距離の詳細計測反映（N 方位）

東海第二発電所 新規制基準適合性確認比較表（添付書類九）

【添付資料 3】

既許可申請書

変更（案）

備考

第 5.1-11 表 よう素の年平均地上空気中濃度（東海第二発電所）

摂取経路	核種	年平均地上空気中濃度 (Bq/cm ³)		
		連続放出分	間欠放出分	合計
吸入	I-131	約 1.1×10 ⁻¹⁰	約 9.9×10 ⁻¹²	約 1.2×10 ⁻¹⁰
	I-133	約 1.7×10 ⁻¹⁰	約 9.9×10 ⁻¹²	約 1.8×10 ⁻¹⁰
葉菜	I-131	約 4.9×10 ⁻¹¹	約 5.0×10 ⁻¹²	約 5.4×10 ⁻¹¹
	I-133	約 8.0×10 ⁻¹¹	約 5.0×10 ⁻¹²	約 8.5×10 ⁻¹¹

第 5.1-11 表 よう素の年平均地上空気中濃度（東海第二発電所）

摂取経路	核種	年平均地上空気中濃度 (Bq/cm ³)		
		連続放出分	間欠放出分	合計
吸入	I-131	約 5.7×10 ⁻¹¹	約 5.3×10 ⁻¹²	約 6.2×10 ⁻¹¹
	I-133	約 9.3×10 ⁻¹¹	約 5.3×10 ⁻¹²	約 9.8×10 ⁻¹¹

第 5.1-12 表 気体廃棄物に含まれるよう素に起因する実効線量（東海第二発電所）

年齢グループ	摂取経路	実効線量 (μSv/y)		
		I-131	I-133	合計
成人	吸入	約 1.4×10 ⁻²	約 4.3×10 ⁻³	約 1.9×10 ⁻²
	葉菜	約 4.4×10 ⁻²	約 2.2×10 ⁻³	約 4.7×10 ⁻²
	牛乳	約 2.0×10 ⁻²	約 4.4×10 ⁻⁴	約 2.0×10 ⁻²
	合計	約 7.8×10 ⁻²	約 7.0×10 ⁻³	約 8.5×10 ⁻²
幼児	吸入	約 2.6×10 ⁻²	約 9.4×10 ⁻³	約 3.5×10 ⁻²
	葉菜	約 1.0×10 ⁻¹	約 6.2×10 ⁻³	約 1.1×10 ⁻¹
	牛乳	約 2.3×10 ⁻¹	約 6.1×10 ⁻³	約 2.4×10 ⁻¹
	合計	約 3.6×10 ⁻¹	約 2.2×10 ⁻²	約 3.8×10 ⁻¹
乳児	吸入	約 1.6×10 ⁻²	約 6.7×10 ⁻³	約 2.3×10 ⁻²
	葉菜	約 7.8×10 ⁻²	約 5.5×10 ⁻³	約 8.3×10 ⁻²
	牛乳	約 2.0×10 ⁻¹	約 7.4×10 ⁻⁴	約 2.0×10 ⁻¹
	合計	約 2.9×10 ⁻¹	約 1.3×10 ⁻²	約 3.0×10 ⁻¹

第 5.1-12 表 気体廃棄物に含まれるよう素に起因する実効線量（東海第二発電所）

年齢グループ	摂取経路	実効線量 (μSv/y)		
		I-131	I-133	合計
成人	吸入	約 7.6×10 ⁻³	約 2.3×10 ⁻³	約 9.9×10 ⁻³
	葉菜	約 2.4×10 ⁻²	約 1.2×10 ⁻³	約 2.5×10 ⁻²
	牛乳	約 2.3×10 ⁻²	約 5.1×10 ⁻⁴	約 2.3×10 ⁻²
	合計	約 5.4×10 ⁻²	約 4.0×10 ⁻³	約 5.8×10 ⁻²
幼児	吸入	約 1.4×10 ⁻²	約 5.0×10 ⁻³	約 1.9×10 ⁻²
	葉菜	約 5.5×10 ⁻²	約 3.3×10 ⁻³	約 5.9×10 ⁻²
	牛乳	約 2.6×10 ⁻¹	約 7.0×10 ⁻³	約 2.7×10 ⁻¹
	合計	約 3.3×10 ⁻¹	約 1.5×10 ⁻²	約 3.5×10 ⁻¹
乳児	吸入	約 8.5×10 ⁻³	約 3.6×10 ⁻³	約 1.2×10 ⁻²
	葉菜	約 4.1×10 ⁻²	約 2.9×10 ⁻³	約 4.4×10 ⁻²
	牛乳	約 2.3×10 ⁻¹	約 8.6×10 ⁻⁴	約 2.3×10 ⁻¹
	合計	約 2.8×10 ⁻¹	約 7.4×10 ⁻³	約 2.9×10 ⁻¹

・①及び吸入摂取、葉菜摂取、牛乳摂取の評価地点を陸側最大の濃度地点で評価

・①及び吸入摂取、葉菜摂取、牛乳摂取の評価地点を陸側最大の濃度地点で評価

既許可申請書

第 5.1-13 表 気体廃棄物中及び液体廃棄物に含まれるよう素に起因する実効線量（東海第二発電所）

年令グループ	液体廃棄物に含まれるよう素に起因する実効線量 ($\mu\text{Sv}/\text{y}$)		気体廃棄物中及び液体廃棄物中 に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量 ($\mu\text{Sv}/\text{y}$)	
	海藻類を摂取する場合	海藻類を摂取しない場合	海藻類を摂取する場合	海藻類を摂取しない場合
成人	約 8.5×10^{-3}	約 8.3×10^{-3}	約 1.4×10^{-2}	約 9.3×10^{-2}
幼児	約 2.5×10^{-2}	約 1.9×10^{-2}	約 5.7×10^{-2}	約 4.0×10^{-1}
乳児	約 3.2×10^{-2}	約 1.5×10^{-2}	約 7.4×10^{-2}	約 3.2×10^{-1}

変更（案）

第 5.1-13 表 気体廃棄物中及び液体廃棄物に含まれるよう素に起因する実効線量（東海第二発電所）

年令グループ	液体廃棄物に含まれるよう素に起因する実効線量 ($\mu\text{Sv}/\text{y}$)		気体廃棄物中及び液体廃棄物中 に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量 ($\mu\text{Sv}/\text{y}$)	
	海藻類を摂取する場合	海藻類を摂取しない場合	海藻類を摂取する場合	海藻類を摂取しない場合
成人	約 8.5×10^{-3}	約 8.3×10^{-3}	約 1.2×10^{-2}	約 6.6×10^{-2}
幼児	約 2.5×10^{-2}	約 1.9×10^{-2}	約 5.4×10^{-2}	約 3.7×10^{-1}
乳児	約 3.2×10^{-2}	約 1.5×10^{-2}	約 7.1×10^{-2}	約 3.0×10^{-1}

備考

- ・①による線量の変更
- ・②（海岸沿いのフェンス（周辺監視区域境界）の位置を波の影響を受けない位置へ変更、南側の周辺監視区域境界は日本原子力研究開発機構との用地調整に伴う変更）
- ・⑤

<具体的な変更点>

- a: 波の影響を受けないように海岸沿いのフェンス（周辺監視区域境界）の位置を後退。線量評価点の追加。
- b: 波の影響を受けないように放水口付近のフェンス（周辺監視区域境界）の位置を変更。（線量評価点に影響なし）
- c: 波の影響を受けないように取水口付近のフェンス（周辺監視区域境界）の位置を変更。（線量評価点に影響なし）
- d: 高台部分（JAEAの土地）を東二敷地に変更することによる敷地境界の変更に伴う周辺監視区域境界の変更。（線量評価点の評価距離の変更（SW方位 460m→430m）
- e: 国道 245 号線拡幅工事に伴う発電所進入道路の変更による周辺監視区域境界の変更

既許可申請書	変更（案）	備考
<div style="border: 1px solid black; height: 700px; width: 100%;"></div>	<div style="border: 1px solid black; height: 700px; width: 100%;"></div>	<ul style="list-style-type: none"> ・②（道路拡幅工事による周辺監視区域境界の変更に伴う人の居住を考慮し SW 方位の評価点の変更） ・③（周辺監視区域境界変更に伴う NNE 方位評価点の追加及び SSE 方位にある海を隔てた陸地（常陸那珂火力発電所）を評価点として追加） ・④, ⑤ ■a: 波の影響を受けないように海岸沿いのフェンス（周辺監視区域境界）の位置を後退。線量評価点の追加。 ■b: 波の影響を受けないように放水口付近のフェンス（周辺監視区域境界）の位置を変更。（線量評価点に影響なし） ■c: 波の影響を受けないように取水口付近のフェンス（周辺監視区域境界）の位置を変更。（線量評価点に影響なし） ■d: 高台部分（JAEA の土地）を東二敷地に変更することによる敷地境界の変更に伴う周辺監視区域境界の変更。（線量評価点の評価距離の変更（SW 方位 460m→430m）） ■e: 国道 245 号線拡幅工事に伴う進入道路の変更による周辺監視区域境界の変更 ■f: 国道 245 号線拡幅工事による日本原子力研究開発機構の周辺監視区域境界の変更（線量評価点の評価距離の変更（SW 方位 1300m→1280m）） ■g: 常陸那珂火力発電所の敷地が海を隔てた陸地となることから評価点を追加

東海第二発電所 新規制基準適合性確認比較表（添付書類九）

【添付資料 3】

既許可申請書	変更（案）	備考
<p>5.2 東海発電所の放射性廃棄物により一般公衆の受ける線量評価</p> <p>5.2.1 気体廃棄物中の希ガスのγ線に起因する実効線量</p> <p>(1) 計算のための前提条件</p> <p>c. 気象条件</p> <p>気象条件は、現地における1981年4月から1982年3月までの観測による実測値を使用する。</p> <p>ただし、静穏（通常の風速計で観測した風速が0.5m/s未満）の場合は、風速を0.5m/sとし、風速0.5～2.0m/sのときの風向出現頻度（第5.2-2表に示す。）に応じて各風向に比例配分する。</p> <p>年間平均濃度の計算には、第5.2-3表に示す風向別大気安定度別風速逆数の総和を、吹上げ高さの計算には、第5.2-4表に示す風向別風速逆数の平均を使用する。</p> <p>(3) 計算結果</p> <p>周辺監視区域の北側及び西側境界の6方位並びに参考として、原子力科学研究所の周辺監視区域と接する南側及び海側10方位について希ガスのγ線による実効線量の計算を行った結果は、第5.2-5表に示すとおりである。</p> <p>これによれば、北側及び西側の周辺監視区域境界で、希ガスのγ線による実効線量の最大値は、東海第二発電所排気筒の西南西約650m（東海発電所排気筒の西約550m）の地点において、約8.4μSv/yである。</p> <p>周辺における将来の集落の形成を考慮し、北側については周辺監視区域境界、西側については国道245号線、南側については原子力科学研究所の南側周辺監視区域境界のそれぞれ外側において、希ガスのγ線による実効線量の計算を行った結果は、第5.2-6表に示すとおりである。</p> <p>これによれば、周辺における将来の集落の形成を考慮した地点で希ガスのγ線による実効線量の最大値は、東海第二発電所排気筒の南西約1,300m（東海発電所排気筒の南西約1,130m）の地点において約13μSv/yである。</p> <p>5.2.3 線量の評価結果</p> <p>周辺における将来の集落の形成を考慮し、気体廃棄物中の希ガスのγ線による実効線量及び液体廃棄物中の放射性物質による実効線量を評価した結果は、それぞれ約13μSv/y及び約6.2μSv/yとなり、合計約19μSv/yである。</p>	<p>5.2 東海発電所の放射性廃棄物により一般公衆の受ける線量評価</p> <p>5.2.1 気体廃棄物中の希ガスのγ線に起因する実効線量</p> <p>(1) 計算のための前提条件</p> <p>c. 気象条件</p> <p>気象条件は、現地における2005年4月から2006年3月までの観測による実測値を使用する。</p> <p>ただし、静穏（通常の風速計で観測した風速が0.5m/s未満）の場合は、風速を0.5m/sとし、風速0.5～2.0m/sのときの風向出現頻度（第5.2-2表に示す。）に応じて各風向に比例配分する。</p> <p>年間平均濃度の計算には、第5.2-3表に示す風向別大気安定度別風速逆数の総和を、吹上げ高さの計算には、第5.2-4表に示す風向別風速逆数の平均を使用する。</p> <p>(3) 計算結果</p> <p>周辺監視区域の北側及び西側境界の7方位並びに参考として、原子力科学研究所の周辺監視区域と接する南側及び海側9方位について希ガスのγ線による実効線量の計算を行った結果は、第5.2-5表に示すとおりである。</p> <p>これによれば、北側及び西側の周辺監視区域境界で、希ガスのγ線による実効線量の最大値は、東海第二発電所排気筒の西南西約640m（東海発電所排気筒の西約540m）の地点において、約11μSv/yである。</p> <p>周辺における将来の集落の形成を考慮し、北側については周辺監視区域境界、西側については国道245号線、南側については原子力科学研究所の南側周辺監視区域境界のそれぞれ外側において、希ガスのγ線による実効線量の計算を行った結果は、第5.2-6表に示すとおりである。</p> <p>これによれば、周辺における将来の集落の形成を考慮した地点で希ガスのγ線による実効線量の最大値は、東海第二発電所排気筒の南西約1,280m（東海発電所排気筒の南西約1,110m）の地点において約15μSv/yである。</p> <p>5.2.3 線量の評価結果</p> <p>周辺における将来の集落の形成を考慮し、気体廃棄物中の希ガスのγ線による実効線量及び液体廃棄物中の放射性物質による実効線量を評価した結果は、それぞれ約15μSv/y及び約6.2μSv/yとなり、合計約21μSv/yである。</p>	<p>・①</p> <p>・②</p> <p>・③（周辺監視区域境界変更に伴うNNE方位評価点の追加）</p> <p>・①及び評価距離の見直し（詳細計測を反映）</p> <p>・①、②（道路拡幅工事による周辺監視区域境界の変更に伴う人の居住を考慮しSW方位の評価点の変更）</p>

既許可申請書

変更（案）

備考

第 5.2-2 表 風向出現頻度及び風速 0.5~2.0m/s の風向出現頻度

(%)

風向	風下方位	風向出現頻度	風速 0.5~2.0m/s の風向出現頻度
NNE	SSW	10.3	7.1
NE	SW	15.2	6.2
ENE	WSW	6.8	8.5
E	W	2.8	5.9
ESE	WNW	2.2	6.8
SE	NW	2.2	3.6
SSE	NNW	4.7	3.2
S	N	5.1	5.3
SSW	NNE	3.6	3.2
SW	NE	2.4	7.0
WSW	ENE	2.4	4.2
W	E	3.5	7.3
WNW	ESE	9.3	9.0
NW	SE	16.4	8.3
NNW	SSE	8.1	7.3
N	S	5.1	7.1

風向、風速観測点：標高 71m

第 5.2-2 表 風向出現頻度及び風速 0.5~2.0m/s の風向出現頻度

(%)

風向	風下方位	風向出現頻度	風速 0.5~2.0m/s の風向出現頻度
N	S	3.8	5.6
NNE	SSW	6.6	5.5
NE	SW	18.0	6.8
ENE	WSW	9.0	7.3
E	W	4.4	6.1
ESE	WNW	2.8	6.9
SE	NW	2.8	5.1
SSE	NNW	4.2	5.6
S	N	4.9	5.3
SSW	NNE	2.5	5.0
SW	NE	2.7	5.1
WSW	ENE	3.1	5.6
W	E	4.6	7.1
WNW	ESE	9.2	8.2
NW	SE	15.4	8.0
NNW	SSE	6.1	6.7

風向、風速観測点：標高 89m

・①

既許可申請書

変更（案）

備考

第 5.2-3 表 風向別大気安定度別風速逆数の総和

(s/m)

大気安定度 風下方位		A	B	C	D	E	F
NNE	SSW	1.44	15.42	11.41	129.97	20.58	29.63
NE	SW	2.42	25.18	28.17	177.43	9.81	19.99
ENE	WSW	7.64	40.74	26.05	86.86	6.22	18.95
E	W	6.61	30.89	7.72	35.54	3.59	10.79
ESE	WNW	6.85	33.03	5.14	30.75	0.92	23.27
SE	NW	5.00	26.84	6.98	17.90	1.53	14.58
SSE	NNW	5.75	34.08	16.49	31.04	2.58	16.61
S	N	1.87	21.79	15.26	49.32	10.19	23.15
SSW	NNE	3.16	12.31	5.75	37.76	6.33	23.67
SW	NE	2.43	18.62	7.04	29.51	7.55	29.60
WSW	ENE	1.03	22.12	7.25	18.87	11.89	19.95
W	E	0.80	32.88	10.58	38.62	15.62	25.47
WNW	ESE	0.98	23.00	23.28	118.46	31.36	40.00
NW	SE	0.96	30.96	29.26	176.43	70.43	44.67
NNW	SSE	0.98	11.93	11.71	94.52	58.42	41.50
N	S	0.72	11.72	4.49	73.91	26.52	35.04

大気安定度観測点：標高 18m
風向，風速観測点：標高 71m

第 5.2-3 表 風向別大気安定度別風速逆数の総和

(s/m)

大気安定度 風下方位		A	B	C	D	E	F
N	S	1.53	11.97	2.54	50.08	12.16	52.48
NNE	SSW	0.11	10.86	4.01	80.37	17.76	42.01
NE	SW	2.95	16.81	20.68	196.13	13.80	48.66
ENE	WSW	4.83	38.99	18.34	103.76	9.52	41.79
E	W	10.94	39.37	12.05	46.39	2.69	32.06
ESE	WNW	8.38	39.13	6.72	34.12	3.88	21.09
SE	NW	15.54	35.25	7.35	34.72	2.01	10.92
SSE	NNW	14.25	52.10	12.74	29.15	1.44	20.83
S	N	3.78	42.74	9.29	42.29	3.46	31.38
SSW	NNE	1.28	15.55	2.39	30.53	1.36	35.81
SW	NE	0.50	23.26	1.74	20.18	5.10	46.26
WSW	ENE	4.45	16.83	2.36	27.47	2.56	58.11
W	E	1.14	33.59	5.35	34.56	5.88	67.43
WNW	ESE	3.73	62.40	10.90	63.30	10.61	94.99
NW	SE	1.85	32.29	18.33	85.02	23.82	176.06
NNW	SSE	0.74	17.35	6.47	55.97	13.52	82.51

大気安定度観測点：標高 18m
風向，風速観測点：標高 89m

・①

既許可申請書

変更（案）

備考

第 5.2-4 表 風向別大気安定度別風速逆数の平均及び風向別風速逆数の平均

(s/m)

大気安定度 風下方位		A	B	C	D	E	F	全安定度
風向								
NNE	SSW	1.30	0.47	0.28	0.19	0.26	0.40	0.23
NE	SW	1.14	0.43	0.20	0.17	0.29	0.41	0.20
ENE	WSW	0.57	0.44	0.23	0.26	0.39	0.65	0.31
E	W	0.53	0.51	0.28	0.30	0.55	0.66	0.39
ESE	WNW	0.73	0.52	0.26	0.40	0.66	0.91	0.51
SE	NW	0.40	0.38	0.23	0.36	0.35	0.60	0.38
SSE	NNW	0.26	0.23	0.18	0.27	0.41	0.66	0.26
S	N	0.36	0.32	0.18	0.25	0.28	0.44	0.27
SSW	NNE	1.01	0.41	0.19	0.24	0.22	0.34	0.28
SW	NE	0.58	0.54	0.24	0.45	0.40	0.52	0.45
WSW	ENE	0.49	0.57	0.37	0.33	0.36	0.36	0.39
W	E	0.72	0.59	0.33	0.33	0.31	0.49	0.41
WNW	ESE	0.87	0.50	0.29	0.25	0.27	0.42	0.29
NW	SE	0.86	0.44	0.26	0.21	0.24	0.40	0.25
NNW	SSE	0.46	0.49	0.24	0.28	0.30	0.41	0.31
N	S	0.65	0.64	0.31	0.30	0.31	0.44	0.34

大気安定度観測点：標高 18m

風向，風速観測点：標高 71m

第 5.2-4 表 風向別大気安定度別風速逆数の平均及び風向別風速逆数の平均

(s/m)

大気安定度 風下方位		A	B	C	D	E	F	全安定度
風向								
N	S	0.50	0.69	0.25	0.38	0.28	0.41	0.39
NNE	SSW	2.00	0.51	0.25	0.22	0.26	0.36	0.27
NE	SW	0.58	0.49	0.16	0.16	0.23	0.42	0.19
ENE	WSW	0.48	0.36	0.20	0.22	0.26	0.55	0.28
E	W	0.43	0.35	0.22	0.35	0.24	0.68	0.37
ESE	WNW	0.52	0.50	0.28	0.40	0.30	0.68	0.46
SE	NW	0.70	0.43	0.24	0.40	0.28	0.70	0.43
SSE	NNW	0.52	0.31	0.21	0.38	0.28	0.68	0.36
S	N	0.42	0.29	0.16	0.30	0.31	0.49	0.31
SSW	NNE	0.42	0.51	0.20	0.40	0.19	0.41	0.40
SW	NE	0.48	0.52	0.16	0.34	0.39	0.44	0.41
WSW	ENE	0.40	0.39	0.29	0.48	0.25	0.41	0.41
W	E	0.37	0.37	0.20	0.40	0.27	0.39	0.37
WNW	ESE	0.46	0.38	0.19	0.28	0.21	0.32	0.31
NW	SE	0.88	0.31	0.19	0.24	0.20	0.26	0.25
NNW	SSE	0.35	0.57	0.25	0.33	0.23	0.34	0.33

大気安定度観測点：標高 18m

風向，風速観測点：標高 89m

・①

既許可申請書

第 5.2-5 表 周辺監視区域境界における希ガスのγ線に起因する実効線量（東海発電所）

	計算地点 【東海第二発電所排気筒からの方位及び距離(m)】		東海発電所排気筒から計算地点への方位及び距離(m)		希ガスのγ線に起因する実効線量 (μSv/y)	
	方位	距離	方位	距離		
	周辺監視区域境界	WSW	650	W		550
	W	550	WNW	540	約 6.6×10 ⁰	
	WNW	600	NW	660	約 5.6×10 ⁰	
	NW	660	NNW	790	約 6.6×10 ⁰	
	NNW	890	NNW	1,060	約 4.7×10 ⁰	
	N	860	N	1,060	約 5.6×10 ⁰	
参考地点	海側	NNE	590	NNE	800	約 5.9×10 ⁰
		NE	350	NNE	540	約 8.7×10 ⁰
		ENE	280	NE	440	約 1.1×10 ¹
		E	230	NE	350	約 1.3×10 ¹
		ESE	240	ENE	290	約 1.5×10 ¹
		SE	280	E	250	約 2.4×10 ¹
日本原子力研究所側	SSE	360	SE	230	約 5.0×10 ¹	
	S	330	SSE	140	約 4.6×10 ¹	
	SSW	360	SW	160	約 4.2×10 ¹	
	SW	460	WSW	300	約 2.4×10 ¹	

(注) 計算地点については、東海第二発電所排気筒を基準にしたものである。これらを第 5.1-1 図に示す。

変更(案)

第 5.2-5 表 周辺監視区域境界における希ガスのγ線に起因する実効線量（東海発電所）

	計算地点 【東海第二発電所排気筒からの方位及び距離(m)】		東海発電所排気筒から計算地点への方位及び距離(m)		希ガスのγ線に起因する実効線量 (μSv/y)	
	方位	距離	方位	距離		
	周辺監視区域境界	WSW	640	W		540
	W	530	WNW	520	約 8.6×10 ⁰	
	WNW	600	NW	660	約 7.5×10 ⁰	
	NW	660	NNW	790	約 7.8×10 ⁰	
	NNW	890	NNW	1,060	約 5.4×10 ⁰	
	N	850	N	1,050	約 5.9×10 ⁰	
	NNE	600	NNE	810	約 5.8×10 ⁰	
参考地点	海側	NE	360	NNE	550	約 8.7×10 ⁰
		ENE	270	NE	430	約 1.2×10 ¹
		E	230	NE	350	約 1.4×10 ¹
		ESE	250	ENE	300	約 1.8×10 ¹
		SE	290	E	260	約 2.7×10 ¹
		原子力科学研究所側	SSE	350	ESE	220
S	330		SSE	140	約 4.0×10 ¹	
SSW	350		SW	150	約 4.5×10 ¹	
SW	430		WSW	270	約 3.0×10 ¹	

(注) 計算地点については、東海第二発電所排気筒を基準にしたものである。これらを第 5.1-1 図に示す。

備考

- ①
- ②（日本原子力研究開発機構との用地調整に伴う周辺監視区域境界の変更による SW 方位の評価距離の変更）
- ③（海岸沿いのフェンス（周辺監視区域境界）の位置の変更による NNE 方位評価点を追加）
- ④ 評価距離の詳細計測反映（WSW 方位, W 方位, N 方位, NE 方位, ENE 方位, ESE 方位, SE 方位, SSE 方位, SSW 方位）

既許可申請書

第 5.2-6 表 人の居住に着目した場合の希ガスのγ線に起因する
実効線量（東海発電所）

計算地点 [東海第二発電所排気筒からの方位及び 距離(m)]		東海発電所排気筒 から計算地点への 方位及び距離 (m)		希ガスのγ線に起因する 実効線量 ($\mu\text{Sv/y}$)	
方位	距離	方位	距離		
A	N	860	N	1,060	約 5.6×10^0
B	NNW	890	NNW	1,060	約 4.7×10^0
C	NW	660	NNW	790	約 6.6×10^0
D	WNW	600	NW	660	約 5.6×10^0
E	W	660	WNW	640	約 5.7×10^0
F	WSW	930	W	820	約 5.4×10^0
G	SW	1,300	SW	1,130	約 1.3×10^1
H	SSW	1,690	SSW	1,490	約 7.7×10^0
I	S	1,870	S	1,670	約 3.9×10^0

(注) 計算地点については、東海第二発電所排気筒を基準にしたものである。
これらを第 5.1-2 図に示す。

変更(案)

第 5.2-6 表 人の居住に着目した場合の希ガスのγ線に起因する
実効線量（東海発電所）

線量計算地点 [東海第二発電所排気筒からの方位及び 距離(m)]		東海発電所排気筒か ら線量計算地点への 方位及び距離(m)		希ガスのγ線に起因する 実効線量 ($\mu\text{Sv/y}$)	
方位	距離	方位	距離		
A	NNE	600	NNE	810	約 5.8×10^0
B	N	850	N	1,050	約 5.9×10^0
C	NNW	890	NNW	1,060	約 5.4×10^0
D	NW	660	NNW	790	約 7.8×10^0
E	WNW	600	NW	660	約 7.5×10^0
F	W	660	WNW	640	約 7.1×10^0
G	WSW	930	W	820	約 7.4×10^0
H	SW	1,280	SW	1,110	約 1.5×10^1
I	SSW	1,690	SSW	1,490	約 5.8×10^0
J	S	1,870	S	1,670	約 3.2×10^0
K	SSE	2,900	SSE	2,740	約 3.5×10^0

(注 1) 線量計算地点については、東海第二発電所排気筒を基準にしたもので
ある。これらを第 5.1-2 図に示す。
(注 2) 方位 SSE は、海を隔てて比較的近距离のところに陸地が存在するた
め、この陸地の海岸線を線量計算地点とした。

備考

- ・①
- ・②（道路拡幅工事による周辺監視区域境界の変更に伴う人の居住を考慮し SW 方位の評価点の変更）
- ・③（周辺監視区域境界変更に伴う NNE 方位評価点の追加及び SSE 方位にある海を隔てた陸地（常陸那珂火力発電所）を評価点として追加）
- ・評価距離の詳細計測反映（N 方位）

既許可申請書	変更（案）	備考																																																																																																																																																						
<p>5.3 東海第二発電所と東海発電所の放射性廃棄物により一般公衆の受ける線量評価</p> <p>周辺における将来の集落の形成を考慮した地点における東海第二発電所と東海発電所の気体廃棄物中の希ガスのγ線による実効線量の評価結果は、第5.3-1表に示すとおりである。これによれば、周辺における将来の集落の形成を考慮した地点で希ガスのγ線の実効線量の最大値は、東海第二発電所排気筒の南西約1,300mの地点（東海発電所排気筒の南西約1,130mの地点）において、約16μSv/yである。</p> <p>また、これに東海発電所の液体廃棄物中の放射性物質による実効線量及び東海第二発電所の気体廃棄物中に含まれるよう素を摂取する場合の実効線量を加算すると、合計で約23μSv/yとなる。</p> <div data-bbox="203 515 902 1256" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第5.3-1表 人の居住に着目した場合の希ガスのγ線に起因する実効線量（東海第二発電所，東海発電所合算）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="2">計算地点 【東海第二発電所排気筒からの方位及び距離(m)】</th> <th colspan="3">希ガスのγ線に起因する実効線量 (μSv/y)</th> </tr> <tr> <th>東海第二 発電所</th> <th>東海 発電所</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>方位</th> <th>距離</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td>A</td> <td>N</td> <td>860</td> <td>約1.1×10⁰</td> <td>約5.6×10⁰</td> <td>約6.6×10⁰</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>NNW</td> <td>890</td> <td>約1.5×10⁰</td> <td>約4.7×10⁰</td> <td>約6.2×10⁰</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>NW</td> <td>660</td> <td>約1.6×10⁰</td> <td>約6.6×10⁰</td> <td>約8.2×10⁰</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>WNW</td> <td>600</td> <td>約1.7×10⁰</td> <td>約5.6×10⁰</td> <td>約7.4×10⁰</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>W</td> <td>660</td> <td>約2.1×10⁰</td> <td>約5.7×10⁰</td> <td>約7.9×10⁰</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>WSW</td> <td>930</td> <td>約2.4×10⁰</td> <td>約5.4×10⁰</td> <td>約7.9×10⁰</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>SW</td> <td>1,300</td> <td>約3.3×10⁰</td> <td>約1.3×10¹</td> <td>約1.6×10¹</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>SSW</td> <td>1,690</td> <td>約1.6×10⁰</td> <td>約7.7×10⁰</td> <td>約9.3×10⁰</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>S</td> <td>1,870</td> <td>約6.4×10⁻¹</td> <td>約3.9×10⁰</td> <td>約4.6×10⁰</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 計算地点については、東海第二発電所排気筒を基準にしたものである。これらを第5.1-2図に示す。</p> </div>	計算地点 【東海第二発電所排気筒からの方位及び距離(m)】			希ガスのγ線に起因する実効線量 (μSv/y)			東海第二 発電所	東海 発電所	合計	方位	距離					A	N	860	約1.1×10 ⁰	約5.6×10 ⁰	約6.6×10 ⁰	B	NNW	890	約1.5×10 ⁰	約4.7×10 ⁰	約6.2×10 ⁰	C	NW	660	約1.6×10 ⁰	約6.6×10 ⁰	約8.2×10 ⁰	D	WNW	600	約1.7×10 ⁰	約5.6×10 ⁰	約7.4×10 ⁰	E	W	660	約2.1×10 ⁰	約5.7×10 ⁰	約7.9×10 ⁰	F	WSW	930	約2.4×10 ⁰	約5.4×10 ⁰	約7.9×10 ⁰	G	SW	1,300	約3.3×10 ⁰	約1.3×10 ¹	約1.6×10 ¹	H	SSW	1,690	約1.6×10 ⁰	約7.7×10 ⁰	約9.3×10 ⁰	I	S	1,870	約6.4×10 ⁻¹	約3.9×10 ⁰	約4.6×10 ⁰	<p>5.3 東海第二発電所と東海発電所の放射性廃棄物により一般公衆の受ける線量評価</p> <p>周辺における将来の集落の形成を考慮した地点における東海第二発電所と東海発電所の気体廃棄物中の希ガスのγ線による実効線量の評価結果は、第5.3-1表に示すとおりである。これによれば、周辺における将来の集落の形成を考慮した地点で希ガスのγ線の実効線量の最大値は、東海第二発電所排気筒の南西約1,280mの地点（東海発電所排気筒の南西約1,110mの地点）において、約18μSv/yである。</p> <p>また、これに東海発電所の液体廃棄物中の放射性物質による実効線量及び東海第二発電所の気体廃棄物中に含まれるよう素を摂取する場合の実効線量を加算すると、合計で約24μSv/yとなる。</p> <div data-bbox="1068 512 1648 1256" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第5.3-1表 人の居住に着目した場合の希ガスのγ線に起因する実効線量（東海第二発電所，東海発電所合算）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="2">計算地点 【東海第二発電所排気筒からの方位及び距離(m)】</th> <th colspan="3">希ガスのγ線に起因する実効線量 (μSv/y)</th> </tr> <tr> <th>東海第二 発電所</th> <th>東海 発電所</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>方位</th> <th>距離</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td>A</td> <td>NNE</td> <td>800</td> <td>約1.5×10⁰</td> <td>約6.8×10⁰</td> <td>約7.3×10⁰</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>N</td> <td>850</td> <td>約1.3×10⁰</td> <td>約6.9×10⁰</td> <td>約7.2×10⁰</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>NNW</td> <td>890</td> <td>約1.1×10⁰</td> <td>約5.4×10⁰</td> <td>約6.5×10⁰</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>NW</td> <td>660</td> <td>約1.4×10⁰</td> <td>約7.8×10⁰</td> <td>約9.2×10⁰</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>WNW</td> <td>600</td> <td>約1.8×10⁰</td> <td>約7.5×10⁰</td> <td>約9.3×10⁰</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>W</td> <td>660</td> <td>約2.1×10⁰</td> <td>約7.1×10⁰</td> <td>約9.2×10⁰</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>WSW</td> <td>930</td> <td>約2.3×10⁰</td> <td>約7.4×10⁰</td> <td>約9.7×10⁰</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>SW</td> <td>1,280</td> <td>約2.8×10⁰</td> <td>約1.5×10¹</td> <td>約1.8×10¹</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>SSW</td> <td>1,690</td> <td>約1.0×10⁰</td> <td>約6.8×10⁰</td> <td>約7.8×10⁰</td> </tr> <tr> <td>J</td> <td>S</td> <td>1,870</td> <td>約5.0×10⁻¹</td> <td>約3.2×10⁰</td> <td>約3.7×10⁰</td> </tr> <tr> <td>K</td> <td>SSE</td> <td>2,900</td> <td>約4.8×10⁻¹</td> <td>約3.5×10⁰</td> <td>約3.9×10⁰</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 計算地点については、東海第二発電所排気筒を基準にしたものである。これらを第5.1-2図に示す。</p> <p>(注2) 方位SSEは海を隔てて比較的近距離のところに陸地が存在するため、この陸地の海岸線を評価地点とする。</p> </div>	計算地点 【東海第二発電所排気筒からの方位及び距離(m)】			希ガスのγ線に起因する実効線量 (μSv/y)			東海第二 発電所	東海 発電所	合計	方位	距離					A	NNE	800	約1.5×10 ⁰	約6.8×10 ⁰	約7.3×10 ⁰	B	N	850	約1.3×10 ⁰	約6.9×10 ⁰	約7.2×10 ⁰	C	NNW	890	約1.1×10 ⁰	約5.4×10 ⁰	約6.5×10 ⁰	D	NW	660	約1.4×10 ⁰	約7.8×10 ⁰	約9.2×10 ⁰	E	WNW	600	約1.8×10 ⁰	約7.5×10 ⁰	約9.3×10 ⁰	F	W	660	約2.1×10 ⁰	約7.1×10 ⁰	約9.2×10 ⁰	G	WSW	930	約2.3×10 ⁰	約7.4×10 ⁰	約9.7×10 ⁰	H	SW	1,280	約2.8×10 ⁰	約1.5×10 ¹	約1.8×10 ¹	I	SSW	1,690	約1.0×10 ⁰	約6.8×10 ⁰	約7.8×10 ⁰	J	S	1,870	約5.0×10 ⁻¹	約3.2×10 ⁰	約3.7×10 ⁰	K	SSE	2,900	約4.8×10 ⁻¹	約3.5×10 ⁰	約3.9×10 ⁰	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①、②（道路拡幅工事による周辺監視区域境界の変更に伴う人の居住を考慮し SW 方位の評価点の変更） ・① ・②（道路拡幅工事による周辺監視区域境界の変更に伴う人の居住を考慮し SW 方位の評価点の変更） ・③（周辺監視区域境界変更に伴う NNE 方位評価点の追加及び SSE 方位にある海を隔てた陸地（常陸那珂火力発電所）を評価点として追加） ・評価距離の詳細計測反映（N 方位）
計算地点 【東海第二発電所排気筒からの方位及び距離(m)】				希ガスのγ線に起因する実効線量 (μSv/y)																																																																																																																																																				
			東海第二 発電所	東海 発電所	合計																																																																																																																																																			
方位	距離																																																																																																																																																							
A	N	860	約1.1×10 ⁰	約5.6×10 ⁰	約6.6×10 ⁰																																																																																																																																																			
B	NNW	890	約1.5×10 ⁰	約4.7×10 ⁰	約6.2×10 ⁰																																																																																																																																																			
C	NW	660	約1.6×10 ⁰	約6.6×10 ⁰	約8.2×10 ⁰																																																																																																																																																			
D	WNW	600	約1.7×10 ⁰	約5.6×10 ⁰	約7.4×10 ⁰																																																																																																																																																			
E	W	660	約2.1×10 ⁰	約5.7×10 ⁰	約7.9×10 ⁰																																																																																																																																																			
F	WSW	930	約2.4×10 ⁰	約5.4×10 ⁰	約7.9×10 ⁰																																																																																																																																																			
G	SW	1,300	約3.3×10 ⁰	約1.3×10 ¹	約1.6×10 ¹																																																																																																																																																			
H	SSW	1,690	約1.6×10 ⁰	約7.7×10 ⁰	約9.3×10 ⁰																																																																																																																																																			
I	S	1,870	約6.4×10 ⁻¹	約3.9×10 ⁰	約4.6×10 ⁰																																																																																																																																																			
計算地点 【東海第二発電所排気筒からの方位及び距離(m)】			希ガスのγ線に起因する実効線量 (μSv/y)																																																																																																																																																					
			東海第二 発電所	東海 発電所	合計																																																																																																																																																			
方位	距離																																																																																																																																																							
A	NNE	800	約1.5×10 ⁰	約6.8×10 ⁰	約7.3×10 ⁰																																																																																																																																																			
B	N	850	約1.3×10 ⁰	約6.9×10 ⁰	約7.2×10 ⁰																																																																																																																																																			
C	NNW	890	約1.1×10 ⁰	約5.4×10 ⁰	約6.5×10 ⁰																																																																																																																																																			
D	NW	660	約1.4×10 ⁰	約7.8×10 ⁰	約9.2×10 ⁰																																																																																																																																																			
E	WNW	600	約1.8×10 ⁰	約7.5×10 ⁰	約9.3×10 ⁰																																																																																																																																																			
F	W	660	約2.1×10 ⁰	約7.1×10 ⁰	約9.2×10 ⁰																																																																																																																																																			
G	WSW	930	約2.3×10 ⁰	約7.4×10 ⁰	約9.7×10 ⁰																																																																																																																																																			
H	SW	1,280	約2.8×10 ⁰	約1.5×10 ¹	約1.8×10 ¹																																																																																																																																																			
I	SSW	1,690	約1.0×10 ⁰	約6.8×10 ⁰	約7.8×10 ⁰																																																																																																																																																			
J	S	1,870	約5.0×10 ⁻¹	約3.2×10 ⁰	約3.7×10 ⁰																																																																																																																																																			
K	SSE	2,900	約4.8×10 ⁻¹	約3.5×10 ⁰	約3.9×10 ⁰																																																																																																																																																			

東海第二発電所 新規制基準適合性確認比較表（添付書類九）

【添付資料 3】

既許可申請書	変更（案）	備考
<p>6. 発電所内外の放射線監視</p> <p>6.2 発電所内の放射線監視</p> <p>6.2.1 外部放射線に係る線量当量率の測定</p> <p>発電所内の外部放射線に係る線量当量率の測定は、放射線の種類、程度に応じた適切な測定器を用いて測定を行う。特に管理区域内については固定モニタと携帯用のサーベイ・メータとの組合せにより監視する。</p> <p>固定モニタであるエリア・モニタは、人の立ち入る場所で、運転状況により外部放射線に係る線量当量率が大きく変動する場所、パトロール等で頻繁に人が立ち入る場所等の管理区域の主要部分の外部放射線に係る線量当量率を監視する。</p> <p>例えば、人の常駐する中央制御室や廃棄物処理系制御室、立入り頻度の多い燃料取替床、タービン建屋主通路、タービン発電機運転床等に設置する。</p> <p>エリア・モニタは、放射線レベルがあらかじめ設定された値を超えた場合、中央制御室及び必要な箇所については現場において警報を発する。</p> <p>なお、警報は異常の発見を主目的とすることから、その警報設定点は、通常のバックグラウンド値を基にして定める。</p> <p>また、放射線業務従事者等が、特に頻繁に立ち入る箇所については、定期的及び必要の都度サーベイ・メータによる外部放射線に係る線量当量率の測定を行う。</p> <p>6.2.3 系統内の放射能測定</p> <p>原子炉施設が正常に運転されていることを確認するため、系統内の気体中及び液体中の放射性物質の濃度を添付書類八の「11.3.2 放出放射性廃棄物及び系統内の放射線監視設備並びに測定機器」に記述するプロセス・モニタにより測定する。</p> <p>プロセス・モニタは、系統内の気体中又は水中の放射性物質の濃度を常に監視し、そのレベルがあらかじめ設定された値を超えた場合は、中央制御室において警報を発し、適切な処置がなされるよう運転員の注意を喚起する。</p> <p>なお、警報は異常の発見を目的とすることから、その警報設定点は通常のバックグラウンド値を基にして定める。</p> <p>上記のモニタのほかに、主な系統は定期的及び必要の都度サンプリングし、放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>6.3 放射性廃棄物の放出管理</p> <p>発電所外に放出される気体及び液体廃棄物は、次に述べるように厳重に管理を行い、周辺監視区域外の空气中及び水中の放射性物質の濃度が「経済産業省告示」線量限度等を定める告示（第9条）に定める値を超えないようにする。</p> <p>さらに、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に基づき、発電所</p>	<p>6. 発電所内外の放射線監視</p> <p>6.2 発電所内の放射線監視</p> <p>6.2.1 外部放射線に係る線量当量率の測定</p> <p>発電所内の外部放射線に係る線量当量率の測定は、放射線の種類、程度に応じた適切な測定器を用いて測定を行う。特に管理区域内については固定モニタと携帯用のサーベイ・メータとの組合せにより監視する。</p> <p>固定モニタであるエリア・モニタは、人の立ち入る場所で、運転状況により外部放射線に係る線量当量率が大きく変動する場所、パトロール等で頻繁に人が立ち入る場所等の管理区域の主要部分の外部放射線に係る線量当量率を監視する。</p> <p>例えば、人の常駐する中央制御室や廃棄物処理系制御室、立入り頻度の多い燃料取替床、タービン建屋主通路、タービン発電機運転床等に設置する。</p> <p>エリア・モニタは、放射線レベルがあらかじめ設定された値を超えた場合、中央制御室及び必要な箇所については現場において警報を発する。</p> <p>なお、警報は異常の発見を主目的とすることから、その警報設定点は、通常のバックグラウンド値を基にして定める。</p> <p>また、放射線業務従事者等が、特に頻繁に立ち入る箇所については、定期的及び必要の都度サーベイ・メータによる外部放射線に係る線量当量率の測定を行う。</p> <p>サーベイ・メータとしては、次のものを使用する。</p> <p>β・γ線用サーベイ・メータ</p> <p>中性子線用サーベイ・メータ</p> <p>6.2.3 系統内の放射能測定</p> <p>原子炉施設が正常に運転されていることを確認するため、系統内の気体中及び液体中の放射性物質の濃度を添付書類八の「8.1.1.4.5 放出放射性廃棄物及び系統内の放射線監視設備並びに測定機器」に記述するプロセス・モニタにより測定する。</p> <p>プロセス・モニタは、系統内の気体中又は水中の放射性物質の濃度を常に監視し、そのレベルがあらかじめ設定された値を超えた場合は、中央制御室において警報を発し、適切な処置がなされるよう運転員の注意を喚起する。</p> <p>なお、警報は異常の発見を目的とすることから、その警報設定点は通常のバックグラウンド値を基にして定める。</p> <p>上記のモニタのほかに、主な系統は定期的及び必要の都度サンプリングし、放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>6.3 放射性廃棄物の放出管理</p> <p>発電所外に放出される気体及び液体廃棄物は、以下に述べるように厳重に管理を行い、周辺監視区域外の空气中及び水中の放射性物質の濃度が「線量限度等を定める告示」（第8条）に定める値を超えないようにする。</p> <p>さらに、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に基づき、発電所</p>	<p>・記載の適正化（先行プラントの記載を反映）</p> <p>・記載の適正化（添付書類八の項目番号との整合）</p> <p>・記載の適正化（先行プラントの記載を反映）</p> <p>・法令の改正に伴う記載の適正化</p>

添付3-31

東海第二発電所 新規制基準適合性確認比較表（添付書類九）

【添付資料 3】

既許可申請書	変更（案）	備考
<p>から放出される放射性物質について放出管理の目標値を定め、これを超えないように努める。</p> <p>6.3.2 液体廃棄物</p> <p>放射性液体廃棄物は、放射性物質濃度のごく低いものを除き、原則として、環境には放出せずできる限り固化するか、処理後再使用する。</p> <p>液体廃棄物処理系から廃液を環境に放出する際には、あらゆる場合、一時サンプルタンクに貯留した後タンク内の廃液をサンプリングし、放射性物質濃度を測定して、排水口における放射性物質濃度が「経済産業省告示「線量限度等を定める告示」（第9条）」に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにするとともに、排水中の放射性物質の放出量について放出管理に関する目標値を超えないように努める。</p> <p>さらに、放出される液体中の放射性物質の濃度は、液体廃棄物処理系排水モニタ又は雑固体減容処理設備排水モニタによって監視する。この液体廃棄物処理系排水モニタ及び雑固体減容処理設備排水モニタの測定結果は、中央制御室又は廃棄物処理建屋操作室に指示・記録するとともに、放射性物質濃度が予め設定された値を超えた場合は警報を出し、適切な処置がなされるよう運転員の注意を喚起する。</p> <p>液体廃棄物処理系排水モニタ及び雑固体減容処理設備排水モニタの警報設定点は、通常のバックグラウンド値を基にして定める。</p> <p>7. 放射線業務従事者の被ばく管理</p> <p>7.3 管理区域への出入管理</p> <p>管理区域への出入管理の基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 管理区域には、あらかじめ指定された者以外の立入りを原則として禁止する。</p> <p>(2) 管理区域に立ち入る者に対しては、電子式個人線量計の着用を確認させる。</p> <p>(3) 管理区域内の汚染管理区域及び特別立入制限区域（高放射線、高汚染）に対しては立入制限を行う。</p> <p>(4) 汚染管理区域への立入りは、必要に応じて適切な防護具を着用させる。</p> <p>(5) 汚染管理区域から退出する場合には、退出モニタ等により、表面汚染検査を行わせる。汚染が認められた場合には手洗い、シャワ等により除染を行わせる。</p>	<p>から放出される放射性物質について放出管理の目標値を定め、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」に基づく測定を行い、これを超えないように努める。</p> <p>6.3.2 液体廃棄物</p> <p>放射性液体廃棄物は、放射性物質濃度のごく低いものを除き、原則として、環境には放出せずできる限り固化するか、処理後再使用する。</p> <p>液体廃棄物処理系から廃液を環境に放出する際には、あらゆる場合、一時サンプルタンクに貯留した後タンク内の廃液をサンプリングし、放射性物質濃度を測定して、排水口における放射性物質濃度が「線量限度等を定める告示」（第8条）」に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにするとともに、排水中の放射性物質の放出量について放出管理に関する目標値を超えないように努める。</p> <p>さらに、放出される液体中の放射性物質の濃度は、液体廃棄物処理系排水モニタ又は雑固体減容処理設備排水モニタによって監視する。この液体廃棄物処理系排水モニタ及び雑固体減容処理設備排水モニタの測定結果は、中央制御室及び廃棄物処理建屋操作室に指示・記録するとともに、放射性物質濃度が予め設定された値を超えた場合は警報を出し、適切な処置がなされるよう運転員の注意を喚起する。</p> <p>液体廃棄物処理系排水モニタ及び雑固体減容処理設備排水モニタの警報設定点は、通常のバックグラウンド値を基にして定める。</p> <p>7. 放射線業務従事者の被ばく管理</p> <p>7.3 管理区域への出入管理</p> <p>管理区域への出入管理の基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 管理区域には、あらかじめ指定された者以外の立入りを原則として禁止する。</p> <p>(2) 管理区域に立ち入る者に対しては、電子式個人線量計の着用を確認させる。</p> <p>(3) 管理区域内の汚染管理区域及び特別立入制限区域（高放射線、高汚染）に対しては立入制限を行う。</p> <p>(4) 汚染管理区域への立入りは、必要に応じて適切な防護具を着用させる。</p> <p>(5) 汚染管理区域から退出する場合には、退出モニタ等により、表面汚染検査を行わせる。汚染が認められた場合には手洗い、シャワ等により除染を行わせる。</p> <p>(6) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止する。</p> <p>(7) 異常事態の発生又はそのおそれのある事象を発見した場合は、直ちに必要箇所へ連絡させ、その指示に従わせる。</p>	<p>・記載の適正化（先行プラントの記載を反映）</p> <p>・法令の改正に伴う記載の適正化</p> <p>・記載の適正化（先行プラントの記載を反映）</p> <p>先行プラントを反映した記載の見直し</p>

東海第二発電所 新規規制基準適合性確認比較表（添付書類十）

【添付資料 4】

既許可申請書	変更（案）	備考
<p>[その5-9×9燃料が装荷されたサイクル以降]</p> <p>3. 事故解析</p> <p>3.4 環境への放射性物質の異常な放出</p> <p>3.4.1 放射性気体廃棄物処理施設の破損</p> <p>3.4.1.3 核分裂生成物の放出量及び線量の評価⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾⁽³³⁾</p> <p>3.4.1.3.2 線量の評価</p> <p>(1) 評価前提</p> <p>大気中に放出される希ガスは換気空調系の作動を考慮するので排気筒から放出されるものとする。放出された希ガスによるγ線空気カーマは、添付書類六の「5.5.4 想定事故時の線量当量評価に使用する気象条件」に記述する相対線量に希ガスの全放出量を乗じて求める。</p> <p>3.4.2 主蒸気管破断</p> <p>3.4.2.4 核分裂生成物の放出量及び線量の評価⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾⁽³³⁾</p> <p>3.4.2.4.2 線量の評価</p> <p>(1) 評価前提</p> <p>大気中へ放出される核分裂生成物は、タービン建屋から地上放散するものとし、これによる実効線量の計算は、次の仮定に基づいて行う。</p> <p>a. 主蒸気隔離弁閉止前に放出された核分裂生成物を含む冷却材は、高温低湿状態の外気中で完全蒸発し、半球状の蒸気雲を形成するものとする。この場合、蒸気雲が小さいほど実効線量が高くなり、外気条件として温度が高く、相対湿度が低いほど蒸気雲は小さくなる。本評価では、蒸気雲の大きさを求めるに当たり、温度として33℃、相対湿度として40%を用いる。</p> <p>b. この半球状の蒸気雲は、短時間放出を考慮して風下方向に1m/sの速度で移動するものとする。</p> <p>c. 主蒸気隔離弁閉止後、主蒸気隔離弁を通して大気中へ放出される核分裂生成物による非居住区域境界外での地表空气中濃度は、添付書類六の「5.5.4 想定事故時の線量当量評価に使用する気象条件」に記述する相対濃度に核分裂生成物の全放出量を乗じて求める。</p> <p>d. また、非居住区域境界外での希ガス及びハロゲン等によるγ線空気カーマは、添付書類六の「5.5.4 想定事故時の線量当量評価に使用する気象条件」に記述する相対線量に希ガス及びハロゲン等の全放出量を乗じて求める。</p> <p>3.4.3 燃料集合体の落下</p> <p>3.4.3.3 核分裂生成物の放出量及び線量の評価⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾⁽³³⁾</p> <p>3.4.3.3.2 線量の評価</p> <p>(1) 評価前提</p> <p>大気中へ放出される核分裂生成物は、排気筒から放出されるものとし、これによる実効線量の計算は、次の仮定に基づいて行う。</p> <p>a. 非居住区域境界外での地表空气中濃度は、添付書類六の「5.5.4 想定事故時の線量当量評価に使用する気象条件」に記述する相対濃度に核分裂生成物の全放出量を乗じて求める。</p> <p>b. 非居住区域境界外での希ガスによるγ線空気カーマは、添付書類六の「5.5.4 想定事故時の線量当</p>	<p>[その5-9×9燃料が装荷されたサイクル以降]</p> <p>3. 事故解析</p> <p>3.4 環境への放射性物質の異常な放出</p> <p>3.4.1 放射性気体廃棄物処理施設の破損</p> <p>3.4.1.3 核分裂生成物の放出量及び線量の評価⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾⁽³³⁾</p> <p>3.4.1.3.2 線量の評価</p> <p>(1) 評価前提</p> <p>大気中に放出される希ガスは換気空調系の作動を考慮するので排気筒から放出されるものとする。放出された希ガスによるγ線空気カーマは、添付書類六の「5.5.3 大気拡散の計算に使用する気象条件」に記述する相対線量に希ガスの全放出量を乗じて求める。</p> <p>3.4.2 主蒸気管破断</p> <p>3.4.2.4 核分裂生成物の放出量及び線量の評価⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾⁽³³⁾</p> <p>3.4.2.4.2 線量の評価</p> <p>(1) 評価前提</p> <p>大気中へ放出される核分裂生成物は、タービン建屋から地上放散するものとし、これによる実効線量の計算は、次の仮定に基づいて行う。</p> <p>a. 主蒸気隔離弁閉止前に放出された核分裂生成物を含む冷却材は、高温低湿状態の外気中で完全蒸発し、半球状の蒸気雲を形成するものとする。この場合、蒸気雲が小さいほど実効線量が高くなり、外気条件として温度が高く、相対湿度が低いほど蒸気雲は小さくなる。本評価では、蒸気雲の大きさを求めるに当たり、温度として33℃、相対湿度として40%を用いる。</p> <p>b. この半球状の蒸気雲は、短時間放出を考慮して風下方向に1m/sの速度で移動するものとする。</p> <p>c. 主蒸気隔離弁閉止後、主蒸気隔離弁を通して大気中へ放出される核分裂生成物による非居住区域境界外での地表空气中濃度は、添付書類六の「5.5.3 大気拡散の計算に使用する気象条件」に記述する相対濃度に核分裂生成物の全放出量を乗じて求める。</p> <p>d. また、非居住区域境界外での希ガス、ハロゲン等によるγ線空気カーマは、添付書類六の「5.5.3 大気拡散の計算に使用する気象条件」に記述する相対線量に希ガス及びハロゲン等の全放出量を乗じて求める。</p> <p>3.4.3 燃料集合体の落下</p> <p>3.4.3.3 核分裂生成物の放出量及び線量の評価⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾⁽³³⁾</p> <p>3.4.3.3.2 線量の評価</p> <p>(1) 評価前提</p> <p>大気中へ放出される核分裂生成物は、排気筒から放出されるものとし、これによる実効線量の計算は、次の仮定に基づいて行う。</p> <p>a. 非居住区域境界外での地表空气中濃度は、添付書類六の「5.5.3 大気拡散の計算に使用する気象条件」に記述する相対濃度に核分裂生成物の全放出量を乗じて求める。</p> <p>b. 非居住区域境界外での希ガスによるγ線空気カーマは、添付書類六の「5.5.3 大気拡散の計算に使用</p>	<p>備考</p> <p>・②（添付書類六の項目の変更）</p> <p>・②（添付書類六の項目の変更）</p> <p>・②（添付書類六の項目の変更）</p>

添付資料 4-1

①：気象期間の変更、②記載の適正化

東海第二発電所 新規規制基準適合性確認比較表（添付書類十）

【添付資料 4】

既許可申請書	変更（案）	備考
<p>量評価に使用する気象条件」に記述する相対線量に希ガスの全放出量を乗じて求める。</p> <p>(3) 評価結果 上記の評価方法に基づき非居住区域境界外での実効線量を評価した結果は、第 3.4.3-2 表のとおり約 $2.1 \times 10^{-2} \text{mSv}$ である。 上記の値から判断して、本事故による周辺の公衆に与える放射線被ばくのリスクは十分に小さいものと考えられる。</p> <p>3.4.4 原子炉冷却材喪失</p> <p>3.4.4.3 核分裂生成物の放出量及び線量の評価⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾⁽³³⁾</p> <p>3.4.4.3.2 線量の評価</p> <p>(1) 評価前提 大気中へ放出される核分裂生成物は、排気筒から放出されるものとし、これによる実効線量並びに原子炉建屋内の核分裂生成物からの直接線及びスカイシャイン線による実効線量の計算は、次の仮定に基づいて行う。 a. 非居住区域境界外での地表空気中濃度は、添付書類六の「5.5.4 想定事故時の線量当量評価に使用する気象条件」に記述する相対濃度に核分裂生成物の全放出量を乗じて求める。 b. 非居住区域境界外での希ガスによるγ線空気カーマは、添付書類六の「5.5.4 想定事故時の線量当量評価に使用する気象条件」に記述する相対線量に希ガスの全放出量を乗じて求める。 c. 直接線及びスカイシャイン線による実効線量は、原子炉建屋内の核分裂生成物によるγ線積算線源強度を用い、原子炉建屋の「遮蔽」効果を考慮して求める。</p> <p>(3) 評価結果 上記の評価方法に基づき非居住区域境界外での実効線量を評価した結果は、第 3.4.4-3 表のとおり約 $2.7 \times 10^{-4} \text{mSv}$ である。 上記の値から判断して、本事故による周辺の公衆に与える放射線被ばくのリスクは十分に小さいものと考えられる。</p> <p>3.4.5 制御棒落下</p> <p>3.4.5.3 核分裂生成物の放出量及び線量の評価⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾⁽³³⁾</p> <p>3.4.5.3.2 線量の評価</p> <p>(1) 評価前提 大気中へ放出される核分裂生成物は、排気筒から放出されるものとし、これによる実効線量の計算は、次の仮定に基づいて行う。 a. 非居住区域境界外での地表空気中濃度は、添付書類六の「5.5.4 想定事故時の線量当量評価に使用する気象条件」に記述する相対濃度に核分裂生成物の全放出量を乗じて求める。 b. 非居住区域境界外での希ガスによるγ線空気カーマは、添付書類六の「5.5.4 想定事故時の線量当量評価に使用する気象条件」に記述する相対線量に希ガスの全放出量を乗じて求める。</p> <p>(3) 評価結果 上記の評価方法に基づき非居住区域境界外での実効線量を評価した結果は、第 3.4.5-2 表のとおり約 $4.0 \times 10^{-3} \text{mSv}$ である。</p>	<p>用する気象条件」に記述する相対線量に希ガスの全放出量を乗じて求める。</p> <p>(3) 評価結果 上記の評価方法に基づき非居住区域境界外での実効線量を評価した結果は、第 3.4.3-2 表のとおり約 $1.8 \times 10^{-2} \text{mSv}$ である。 上記の値から判断して、本事故による周辺の公衆に与える放射線被ばくのリスクは十分に小さいものと考えられる。</p> <p>3.4.4 原子炉冷却材喪失</p> <p>3.4.4.3 核分裂生成物の放出量及び線量の評価⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾⁽³³⁾</p> <p>3.4.4.3.2 線量の評価</p> <p>(1) 評価前提 大気中へ放出される核分裂生成物は、排気筒から放出されるものとし、これによる実効線量並びに原子炉建屋内の核分裂生成物からの直接線及びスカイシャイン線による実効線量の計算は、次の仮定に基づいて行う。 a. 非居住区域境界外での地表空気中濃度は、添付書類六の「5.5.3 大気拡散の計算に使用する気象条件」に記述する相対濃度に核分裂生成物の全放出量を乗じて求める。 b. 非居住区域境界外での希ガスによるγ線空気カーマは、添付書類六の「5.5.3 大気拡散の計算に使用する気象条件」に記述する相対線量に希ガスの全放出量を乗じて求める。 c. 直接線及びスカイシャイン線による実効線量は、原子炉建屋内の核分裂生成物によるγ線積算線源強度を用い、原子炉建屋の「遮蔽」効果を考慮して求める。</p> <p>(3) 評価結果 上記の評価方法に基づき非居住区域境界外での実効線量を評価した結果は、第 3.4.4-3 表のとおり約 $3.2 \times 10^{-4} \text{mSv}$ である。 上記の値から判断して、本事故による周辺の公衆に与える放射線被ばくのリスクは十分に小さいものと考えられる。</p> <p>3.4.5 制御棒落下</p> <p>3.4.5.3 核分裂生成物の放出量及び線量の評価⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾⁽³³⁾</p> <p>3.4.5.3.2 線量の評価</p> <p>(1) 評価前提 大気中へ放出される核分裂生成物は、排気筒から放出されるものとし、これによる実効線量の計算は、次の仮定に基づいて行う。 a. 非居住区域境界外での地表空気中濃度は、添付書類六の「5.5.3 大気拡散の計算に使用する気象条件」に記述する相対濃度に核分裂生成物の全放出量を乗じて求める。 b. 非居住区域境界外での希ガスによるγ線空気カーマは、添付書類六の「5.5.3 大気拡散の計算に使用する気象条件」に記述する相対線量に希ガスの全放出量を乗じて求める。</p> <p>(3) 評価結果 上記の評価方法に基づき非居住区域境界外での実効線量を評価した結果は、第 3.4.5-2 表のとおり約 $3.2 \times 10^{-3} \text{mSv}$ である。</p>	<p>・②（添付書類六の項目の変更）</p> <p>・①</p> <p>・②（添付書類六の項目の変更）</p> <p>・コンクリート密度変更に伴う直接線及びスカイシャイン線の線量評価結果の変更</p> <p>・②（添付書類六の項目の変更）</p> <p>・①</p>

既許可申請書	変更（案）	備 考								
<p>上記の値から判断して、本事故による周辺の公衆に与える放射線被ばくのリスクは十分に小さいものと考えられる。</p> <p>第3.4.1-2表 放射性気体廃棄物処理施設の破損時の実効線量</p> <table border="1" data-bbox="331 339 792 448"> <tr> <td>実効線量 (mSv)</td> </tr> <tr> <td>約6.7×10^{-2}</td> </tr> </table> <p>第3.4.2-2表 主蒸気管破断時の核分裂生成物放出量 (事故)</p> <p>第3.4.2-4表 主蒸気管破断時の実効線量 (事故)</p> <p>第3.4.3-2表 燃料集合体の落下時の実効線量</p> <table border="1" data-bbox="331 684 792 793"> <tr> <td>実効線量 (mSv)</td> </tr> <tr> <td>約2.1×10^{-2}</td> </tr> </table> <p>第3.4.4-1表 原子炉冷却材喪失時の核分裂生成物放出量 (事故)</p>	実効線量 (mSv)	約 6.7×10^{-2}	実効線量 (mSv)	約 2.1×10^{-2}	<p>上記の値から判断して、本事故による周辺の公衆に与える放射線被ばくのリスクは十分に小さいものと考えられる。</p> <p>第3.4.1-2表 放射性気体廃棄物処理施設の破損時の実効線量</p> <table border="1" data-bbox="1151 339 1612 448"> <tr> <td>実効線量 (mSv)</td> </tr> <tr> <td>約5.3×10^{-2}</td> </tr> </table> <p>第3.4.2-2表 主蒸気管破断時の核分裂生成物放出量</p> <p>第3.4.2-4表 主蒸気管破断時の実効線量</p> <p>第3.4.3-2表 燃料集合体の落下時の実効線量</p> <table border="1" data-bbox="1151 684 1612 793"> <tr> <td>実効線量 (mSv)</td> </tr> <tr> <td>約1.8×10^{-2}</td> </tr> </table> <p>第3.4.4-1表 原子炉冷却材喪失時の核分裂生成物放出量</p>	実効線量 (mSv)	約 5.3×10^{-2}	実効線量 (mSv)	約 1.8×10^{-2}	<p>・①</p> <p>・②</p> <p>・②</p> <p>・①</p> <p>・②</p>
実効線量 (mSv)										
約 6.7×10^{-2}										
実効線量 (mSv)										
約 2.1×10^{-2}										
実効線量 (mSv)										
約 5.3×10^{-2}										
実効線量 (mSv)										
約 1.8×10^{-2}										

既許可申請書

第3.4.4-2表 原子炉冷却材喪失時のエネルギー群別
γ線積算線源強度（事故）

代表エネルギー (MeV)	エネルギー範囲 (MeV)	γ線積算線源強度 (Photons)
0.5	E ≤ 0.5	約2.3×10 ¹³
0.6	0.5 < E ≤ 0.6	約8.2×10 ¹³
0.7	0.6 < E ≤ 0.7	約1.3×10 ¹³
0.8	0.7 < E ≤ 0.8	約6.6×10 ¹³
0.9	0.8 < E ≤ 0.9	約1.9×10 ¹³
1.0	0.9 < E ≤ 1.0	約1.6×10 ¹³
1.25	1.0 < E ≤ 1.25	約9.7×10 ¹⁴
1.5	1.25 < E ≤ 1.5	約1.6×10 ¹³
1.75	1.5 < E ≤ 1.75	約8.6×10 ¹⁴
2.0	1.75 < E ≤ 2.0	約2.0×10 ¹⁴
2.2	2.0 < E ≤ 2.2	約1.4×10 ¹⁵
2.5	2.2 < E ≤ 2.5	約2.2×10 ¹⁵
2.75	2.5 < E ≤ 2.75	約1.5×10 ¹⁴
3.0	2.75 < E ≤ 3.0	約1.2×10 ¹³
3.5	3.0 < E ≤ 3.5	約4.1×10 ¹²

第3.4.4-3表 原子炉冷却材喪失時の実効線量（事故）

実効線量 (mSv)
約2.7×10 ⁻⁴

変更（案）

第3.4.4-2表 原子炉冷却材喪失時のエネルギー群別
γ線積算線源強度

代表エネルギー (MeV)	エネルギー範囲 (MeV)	γ線積算線源強度 (Photons)
0.01	E ≤ 0.01	約1.8×10 ¹³
0.02	0.01 < E ≤ 0.02	約3.3×10 ¹¹
0.03	0.02 < E ≤ 0.03	約1.0×10 ¹⁴
0.045	0.03 < E ≤ 0.045	約1.4×10 ¹¹
0.06	0.045 < E ≤ 0.06	0
0.07	0.06 < E ≤ 0.07	0
0.075	0.07 < E ≤ 0.075	0
0.1	0.075 < E ≤ 0.1	約9.0×10 ¹⁷
0.15	0.1 < E ≤ 0.15	約4.1×10 ¹³
0.2	0.15 < E ≤ 0.2	約6.9×10 ¹⁵
0.3	0.2 < E ≤ 0.3	約6.8×10 ¹⁶
0.4	0.3 < E ≤ 0.4	約1.1×10 ¹⁶
0.45	0.4 < E ≤ 0.45	約8.8×10 ¹⁴
0.51	0.45 < E ≤ 0.51	約5.2×10 ¹⁴
0.512	0.51 < E ≤ 0.512	約4.4×10 ¹³
0.6	0.512 < E ≤ 0.6	約7.8×10 ¹⁵
0.7	0.6 < E ≤ 0.7	約1.3×10 ¹⁶
0.8	0.7 < E ≤ 0.8	約6.7×10 ¹⁵
1.0	0.8 < E ≤ 1.0	約3.3×10 ¹⁵
1.33	1.0 < E ≤ 1.33	約1.5×10 ¹⁵
1.34	1.33 < E ≤ 1.34	約6.6×10 ¹²
1.5	1.34 < E ≤ 1.5	約1.0×10 ¹⁵
1.66	1.5 < E ≤ 1.66	約7.5×10 ¹⁴
2.0	1.66 < E ≤ 2.0	約3.3×10 ¹⁴
2.5	2.0 < E ≤ 2.5	約3.5×10 ¹⁵
3.0	2.5 < E ≤ 3.0	約1.5×10 ¹⁴
3.5	3.0 < E ≤ 3.5	約4.1×10 ¹²
4.0	3.5 < E ≤ 4.0	0
4.5	4.0 < E ≤ 4.5	0
5.0	4.5 < E ≤ 5.0	0
5.5	5.0 < E ≤ 5.5	0
6.0	5.5 < E ≤ 6.0	0
6.5	6.0 < E ≤ 6.5	0
7.0	6.5 < E ≤ 7.0	0
7.5	7.0 < E ≤ 7.5	0
8.0	7.5 < E ≤ 8.0	0
10.0	8.0 < E ≤ 10.0	0
12.0	10.0 < E ≤ 12.0	0
14.0	12.0 < E ≤ 14.0	0
20.0	14.0 < E ≤ 20.0	0
30.0	20.0 < E ≤ 30.0	0
50.0	30.0 < E ≤ 50.0	0

第3.4.4-3表 原子炉冷却材喪失時の実効線量

実効線量 (mSv)
約3.2×10 ⁻⁴

備考

・コンクリート密度変更に伴う直接線及びスカイシャイン線のγ線積算線源強度のエネルギー群数の変更

- ・②
- ・①
- ・コンクリート密度変更に伴う直接線及びスカイシャイン線の線量評価結果の変更

東海第二発電所 新規制基準適合性確認比較表（添付書類十）

【添付資料 4】

既許可申請書	変更（案）	備 考				
<p data-bbox="405 212 716 233">第3.4.5-2表 制御棒落下時の実効線量</p> <table border="1" data-bbox="336 272 790 379"> <tr> <td data-bbox="336 272 790 344"> <p data-bbox="499 280 627 301">実効線量</p> <p data-bbox="539 316 586 336">(mSv)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 344 790 379"> <p data-bbox="517 352 609 373">約4.0×10^{-3}</p> </td> </tr> </table>	<p data-bbox="499 280 627 301">実効線量</p> <p data-bbox="539 316 586 336">(mSv)</p>	<p data-bbox="517 352 609 373">約4.0×10^{-3}</p>	<p data-bbox="1229 212 1541 233">第3.4.5-2表 制御棒落下時の実効線量</p> <table border="1" data-bbox="1146 272 1624 379"> <tr> <td data-bbox="1146 272 1624 344"> <p data-bbox="1319 280 1447 301">実効線量</p> <p data-bbox="1359 316 1406 336">(mSv)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 344 1624 379"> <p data-bbox="1337 352 1429 373">約3.2×10^{-3}</p> </td> </tr> </table>	<p data-bbox="1319 280 1447 301">実効線量</p> <p data-bbox="1359 316 1406 336">(mSv)</p>	<p data-bbox="1337 352 1429 373">約3.2×10^{-3}</p>	<p data-bbox="1816 347 1854 368">・①</p>
<p data-bbox="499 280 627 301">実効線量</p> <p data-bbox="539 316 586 336">(mSv)</p>						
<p data-bbox="517 352 609 373">約4.0×10^{-3}</p>						
<p data-bbox="1319 280 1447 301">実効線量</p> <p data-bbox="1359 316 1406 336">(mSv)</p>						
<p data-bbox="1337 352 1429 373">約3.2×10^{-3}</p>						

添付4-5

①：気象期間の変更，②記載の適正化

周辺監視区域変更及びコンクリート密度変更に伴う
設置許可基準規則第二十九条(工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護)
への影響について

1. 周辺監視区域変更の影響

今回、周辺監視区域が変更される国道 245 号線からの進入道路入口付近については、平常時の直接線量及びスカイシャイン線量の評価地点を設定している。今回の周辺監視区域境界の変更後の各建屋からの距離は表 1 のとおりであり、過去の線量評価に用いた評価距離はそれ以下となっており、線量評価結果への影響はない。

表 1 各建屋の評価距離及び周辺監視区域変更後の距離の比較

発電所	建屋名	線量評価値 ^{※1} (μ Gy/年)	評価距離 (m)	周辺監視区域変更後の 距離 (m)
東海第二 発電所	原子炉建屋	< 0.1	500	503
	タービン建屋	13	450	455
	廃棄物処理建屋	< 0.1	580	585
	固体廃棄物貯蔵庫 A	0.1	600	631
	固体廃棄物貯蔵庫 B	0.5	600	617
	使用済燃料乾式貯蔵建屋	1.5	550	552
	給水加熱器保管庫	< 0.1	700	700
	固体廃棄物作業建屋	0.5	630	648
	合計	16	—	—
	評価基準値	50	—	—
(参考) 東海発電所		7 ^{※2}	660	678

※1：固体廃棄物作業建屋の工事計画認可申請書より引用した。評価地点については図 1 を参照

※2：固体廃棄物作業建屋の工事計画認可申請書では 3μ Gy/年であるが、最新の廃止措置計画認可申請書の値を記載した。

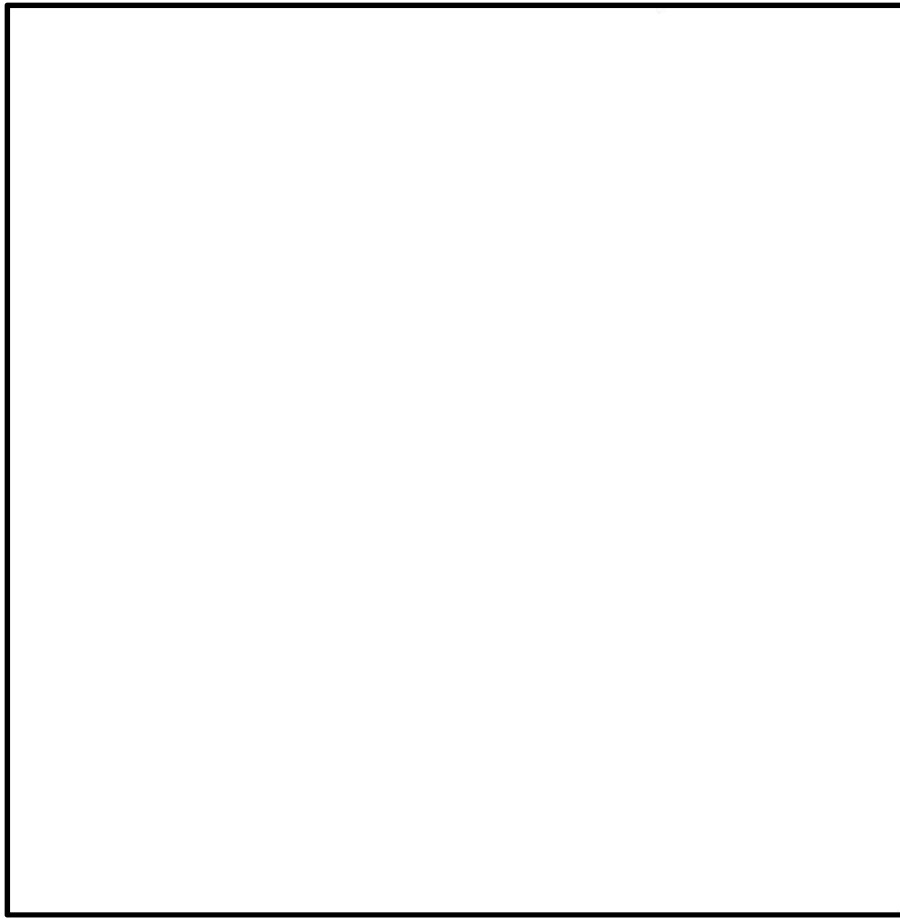


図1 評価地点図

2. コンクリート密度変更の影響

1. に示す評価対象建屋において、今回のコンクリート密度変更の影響を受けるのは、原子炉建屋、タービン建屋である。

原子炉建屋について、コンクリート密度を $2.23\text{g}/\text{cm}^3$ から $2.00\text{g}/\text{cm}^3$ とした場合の直接線量及びスカイシャイン線量を簡易計算すると、 $<0.1\mu\text{Gy}/\text{年}$ で変化はない。

タービン建屋について、コンクリート密度を $2.23\text{g}/\text{cm}^3$ から $2.00\text{g}/\text{cm}^3$ とした場合の直接線量及びスカイシャイン線量を簡易計算すると、約 $21\mu\text{Gy}/\text{年}$ で合計値については $24\mu\text{Gy}/\text{年}$ となるが、東海発電所分を加算しても基準値である $50\mu\text{Gy}/\text{年}$ は満足している。

なお、これまでの運転中の建屋内外の定期的な線量率の測定結果、従事者の被ばく線量の確認により、遮蔽能力を有することを実測値で確認されているため改めて詳細評価は行わない。

以上

被ばく評価に用いた気象資料の代表性

1. はじめに

新規規制基準適合性に係る設置変更許可申請に当たっては、東海第二発電所敷地内で 2005 年度に観測された風向、風速等を用いて線量評価を行っている。本補足資料では、2005 年度の気象データを用いて線量評価することの妥当性について説明する。

2. 設置変更許可申請において 2005 年度の気象データを用いた理由

新規規制基準適合性に係る設置変更許可申請に当り、添付書類十に新たに追加された炉心損傷防止対策の有効性評価で、格納容器圧力逃がし装置を使用する場合の敷地境界における実効線量の評価が必要となった。その際、添付書類六に記載している 1981 年度の気象データの代表性について、申請準備時点の最新気象データを用いて確認したところ、代表性が確認できなかった。このため、平常時線量評価用の風洞実験結果（原子炉熱出力向上の検討の一環で準備）※が整備されている 2005 年度の気象データについて、申請時点での最新気象データにて代表性を確認した上で、安全解析に用いる気象条件として適用することにした。これに伴い、添付書類九（通常運転時の線量評価）、添付書類十（設計基準事故時の線量評価）の安全解析にも適用し、評価を見直すこととした（別紙 1 参照）。

※： 線量評価には「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（以下、気象指針という。）に基づき統計処理された気象データを用いる。また、気象データのほかに放射性物質の放出量、排気筒高さ等のプラントデータ、評価点までの距離、排気筒有効高さ（風洞実験結果）等のデータが必要と

なる。

風洞実験は平常時、事故時の放出源高さで平地実験、模型実験を行い排気筒の有効高さを求めている。平常時の放出源高さの設定に当たっては、吹上げ高さを考慮しており、吹上げ高さの計算に2005年度の気象データ（風向別風速逆数の平均）を用いている。

これは、2011年3月以前、東海第二発電所において、次のように2005年度の気象データを用いて原子炉熱出力の向上について検討していたことによる。

原子炉熱出力向上に伴い添付書類九の通常運転時の線量評価条件が変更になること（主蒸気流量の5%増による冷却材中のよう素濃度減少により、換気系からの気体状よう素放出量の減少等、別紙2参照）、また、南南東方向（常陸那珂火力発電所方向）、北東方向（海岸方向）の線量評価地点の追加も必要であったことから、中立の大気安定度の気流条件での風洞実験を新たに規定した「(社)日本原子力学会標準 発電用原子炉施設の安全解析における放出源の有効高さを求めるための風洞実験実施基準：2003」に基づき、使用済燃料乾式貯蔵建屋、固体廃棄物作業建屋等の当初の風洞実験（1982年）以降に増設された建屋も反映し、2005年度の気象データを用いて風洞実験（別紙3参照）を実施した。

東海第二発電所の添付書類九では、廃止措置中の東海発電所についても通常運転状態を仮定した線量評価を行っている。この評価においては、1981年度と2005年度の気象データから吹上げ高さを加えて評価した放出源高さの差異が、人の居住を考慮した線量評価点のうち線量が最大となる評価点に向かう風向を含む主要風向において僅かであったため、従来の風洞実験（1982年）の結果による有効高さをを用いることにした（別紙4参照）。

3. 2005年度の気象データを用いて線量評価することの妥当性

線量評価に用いる気象データについては、気象指針に従い統計処理された1年間の気象データを使用している。気象指針（参考参照）では、その年の気象がとくに異常であるか否かを最寄の気象官署の気象資料を用いて調査することが望ましいとしている。

以上のことから、2005年度の気象データを用いることの妥当性を最新の気象データと比較し、以下の(1)(2)について確認する。

- (1) 想定事故時の線量計算に用いる相対濃度
- (2) 異常年検定

4. 想定事故時の線量計算に用いる相対濃度と異常年検定の評価結果

(1) 想定事故時の線量計算に用いる相対濃度の最新の気象との比較

想定事故時の線量計算に用いる相対濃度について、線量評価に用いる気象（2005年度）と最新の気象（2015年度）との比較を行った。その結果、2005年度気象での相対濃度※は $2.01 \times 10^{-6} \text{ s/m}^3$ 、2015年度気象では $2.04 \times 10^{-6} \text{ s/m}^3$ である。2005年度に対し2015年度の相対濃度は約1%の増加（気象指針に記載の相対濃度の年変動の範囲30%以内）であり、2005年度の気象データに特異性はない。

※：排気筒放出における各方位の1時間毎の気象データを用いた年間の相対濃度を小さい方から累積し、その累積頻度が97%に当たる相対濃度を算出し、各方位の最大値を比較

(2) 異常年検定

a. 検定に用いた観測記録

検定に用いた観測記録は第1-2-1表のとおりである。

なお、参考として、最寄の気象官署（水戸地方気象台、小名浜特別地域気象観測所）の観測記録についても使用した。

第 1-2-1 表 検定に用いた観測記録

検定年	統計年 ^{※1}	観測地点 ^{※2}
2005 年度： 2005 年 4 月 ～ 2006 年 3 月	① 2001 年 4 月～2013 年 3 月 (申請時最新 10 年の気象データ)	・敷地内観測地点 (地上高 10m, 81m, 140m)
	② 2004 年 4 月～2016 年 3 月 (最新 10 年の気象データ)	・敷地内観測地点 (地上高 10m, 81m, 140m) <参考> ・水戸地方気象台 ・小名浜特別地域気象 観測所

※1：2006 年度は気象データの欠測率が高いため統計年から除外

※2：敷地内観測地点地上 81m は東海発電所の排気筒付近のデータであるが、気象の特異性を確認するため評価

b. 検定方法

不良標本の棄却検定に関する F 分布検定の手順により異常年検定を行った (別紙 5 参照)。

c. 検定結果 (①～⑯ 棄却検定表参照)

検定結果は第 1-2-2 表のとおりであり、最新の気象データ (2004 年 4 月～2016 年 3 月) を用いた場合でも、有意水準 (危険率) 5% での棄却数は少なく、有意な増加はない。また、最寄の気象官署の気象データにおいても、有意水準 (危険率) 5% での棄却数は少なく、2005 年度の気象データは異常年とは判断されない。

第 1-2-2 表 検定結果

検定年	統計年※1	棄却数				
		敷地内観測地点			参 考	
		地上高 10m	地上高 81m※2	地上高 140m	水戸地方 気象台	小名浜特 別地域気 象観測所
2005 年度	①	1 個	0 個	3 個	—	—
	②	3 個	1 個	4 個	1 個	3 個

※1：①：2001 年 4 月～2013 年 3 月（申請時最新 10 年の気象データ）

②：2004 年 4 月～2016 年 3 月（最新 10 年の気象データ）

2006 年度は気象データの欠測率が高いため統計年から除外

※2:敷地内観測地点地上 81m は東海発電所の排気筒付近のデータであるが、
気象の特異性を確認するため評価

5. 異常年検定による棄却項目の線量評価に与える影響

異常年検定については、風向別出現頻度 17 項目，風速階級別出現頻度 10 項目についてそれぞれ検定を行っている。

線量評価に用いる気象(2005 年度)を最新の気象データ(2004 年 4 月～2016 年 3 月)にて検定した結果，最大の棄却数は地上高 140m の観測地点で 27 項目中 4 個であった。棄却された項目について着目すると，棄却された項目は全て風向別出現頻度であり，その方位は E N E，E，E S E，S S W である。

ここで，最新の気象データを用いた場合の線量評価への影響を確認するため，棄却された各風向の相対濃度について，2005 年度と 2015 年度を第 1-2-3

表のとおり比較した。

E N E, E, E S Eについては2005年度に対し2015年度は0.5~0.9倍程度の相対濃度となり、2005年度での評価は保守的な評価となっており、線量評価結果への影響を与えない。なお、S S Wについては2005年度に対し2015年度は約1.1倍の相対濃度とほぼ同等であり、また、S S Wは頻度が比較的 low 相対濃度の最大方位とはならないため線量評価への影響はない。

第1-2-3表 棄却された各風向の相対濃度の比較結果

風向	相対濃度* (s/m ³) (2005年度) : A	相対濃度* (s/m ³) (2015年度) : B	比 (B/A)
E N E	1.456×10^{-6}	1.258×10^{-6}	0.864
E	1.982×10^{-6}	1.010×10^{-6}	0.510
E S E	1.810×10^{-6}	1.062×10^{-6}	0.587
S S W	1.265×10^{-6}	1.421×10^{-6}	1.123

※：燃料集合体落下事故を想定した排気筒放出における、各方位の1時間毎の気象データを用いた年間の相対濃度を小さい方から累積し、その累積頻度が97%に当たる相対濃度を算出

6. 結 論

2005年度の気象データを用いることの妥当性を最新の気象データとの比較により評価した結果は以下のとおり。

- (1) 想定事故時の線量計算に用いる相対濃度について、線量評価に用いる気象(2005年度)と最新の気象(2015年度)での計算結果について比較を行った結果、気象指針に記載されている相対濃度の年変動(30%以内)の範囲に収まり、2005年度の気象データに特異性はない。

- (2) 2005年度の気象データについて申請時の最新気象データ（2001年4月～2013年3月）及び最新気象データ（2004年4月～2016年3月）で異常年検定を行った結果、棄却数は少なく、有意な増加はない。また、気象指針にて調査することが推奨されている最寄の気象官署の気象データにおいても、2005年度の気象データは棄却数は少なく、異常年とは判断されない。
- (3) 異常年検定にて棄却された風向の相対濃度については、最新気象データと比べて保守的、あるいは、ほぼ同等となっており、線量評価結果への影響を与えない。

以上より、2005年度の気象データを線量評価に用いることは妥当である。

① 棄却検定表（風向）（標高148m）

観測場所：敷地内A地点（標高148m，地上高140m）（%）

統計年 風向	2001	2002	2003	2004	2007	2008	2009	2010	2011	2012	平均値	検定年 2005	棄却限界(5%)		判定 ○採択 ×棄却
													上限	下限	
N	3.96	5.85	3.78	3.40	5.01	4.27	4.11	4.62	4.43	4.50	4.39	3.52	6.02	2.77	○
NNE	8.89	8.15	6.91	6.22	11.41	13.51	18.30	14.74	15.31	14.20	11.76	6.67	21.42	2.11	○
NE	19.71	24.49	23.29	18.45	18.06	20.80	16.75	14.99	14.71	13.60	18.49	18.41	27.13	9.84	○
ENE	8.31	8.38	10.04	8.97	7.09	6.97	5.51	5.25	5.40	4.10	7.00	9.80	11.55	2.46	○
E	4.39	3.76	4.56	4.42	4.59	4.14	3.49	3.17	3.13	1.70	3.74	5.55	5.88	1.59	○
ESE	2.79	2.86	2.93	2.99	2.32	2.85	2.26	2.26	2.22	2.20	2.57	3.66	3.37	1.76	×
SE	2.90	2.61	2.95	2.66	2.15	2.85	2.59	2.74	2.82	3.00	2.73	3.09	3.31	2.14	○
SSE	3.35	3.34	3.74	3.54	3.69	3.73	4.18	4.89	4.68	5.50	4.06	3.32	5.80	2.33	○
S	5.00	4.13	5.02	6.63	6.33	5.38	5.19	6.03	5.83	7.00	5.65	4.99	7.72	3.59	○
SSW	3.79	3.56	4.35	5.02	4.54	4.55	4.43	5.35	4.76	5.70	4.61	3.13	6.15	3.06	○
SW	4.32	4.90	4.93	5.16	3.92	3.40	4.53	5.16	5.76	5.40	4.75	3.67	6.44	3.06	○
WSW	4.38	4.09	3.53	4.31	4.66	3.29	4.11	4.67	4.07	4.70	4.18	4.25	5.31	3.05	○
W	5.44	4.16	4.23	4.65	3.89	3.81	4.47	5.55	4.26	4.40	4.49	5.13	5.88	3.09	○
WNW	5.95	5.05	6.19	6.71	5.87	6.13	6.26	6.05	6.37	6.30	6.09	7.65	7.12	5.06	×
NW	7.95	7.42	7.60	9.12	9.02	8.06	7.95	7.99	8.94	10.10	8.42	9.54	10.41	6.42	○
NNW	7.63	6.60	5.19	6.97	7.03	5.86	4.90	5.27	5.98	6.60	6.20	6.53	8.35	4.05	○
CALM	1.24	0.65	0.75	0.76	0.42	0.39	0.98	1.26	1.32	1.2	0.90	1.10	1.73	0.06	○

注1) 1996年9月までは超音波風向風速計，1996年10月からはドップラーソーダの観測値である。

注2) 2006年度は標高148mのデータにノイズの影響があったため除外し，2001年度を追加した。

② 棄却検定表（風速）（標高148m）

観測場所：敷地内A地点（標高148m，地上高140m）（%）

統計年 風速(m/s)	2001	2002	2003	2004	2007	2008	2009	2010	2011	2012	平均値	検定年 2005	棄却限界(5%)		判定 ○採択 ×棄却
													上限	下限	
0.0~0.4	1.24	0.65	0.75	0.76	0.42	0.39	0.98	1.26	1.32	1.20	0.90	1.10	1.73	0.06	○
0.5~1.4	6.70	5.19	5.56	6.43	5.00	4.91	6.14	6.91	6.97	7.40	6.12	6.99	8.26	3.98	○
1.5~2.4	10.58	8.92	9.61	11.42	8.63	9.44	10.82	11.16	10.43	11.00	10.20	11.28	12.53	7.87	○
2.5~3.4	12.17	11.15	12.55	13.72	11.36	12.24	11.61	12.66	12.49	12.40	12.24	14.10	13.99	10.48	×
3.5~4.4	12.57	12.25	12.80	13.58	12.63	13.41	13.26	12.52	12.24	12.10	12.74	13.85	13.97	11.51	○
4.5~5.4	11.54	10.97	11.30	12.07	13.08	12.09	12.67	13.40	12.60	11.00	12.07	12.03	14.11	10.03	○
5.5~6.4	10.66	9.62	10.10	9.68	11.98	10.33	10.78	10.64	10.24	10.00	10.40	9.92	12.02	8.79	○
6.5~7.4	7.67	8.18	8.82	7.95	8.74	8.28	8.19	8.89	8.08	8.60	8.34	7.40	9.30	7.38	○
7.5~8.4	6.17	7.68	7.35	5.34	6.97	7.05	5.91	6.39	6.28	7.30	6.64	5.51	8.40	4.89	○
8.5~9.4	5.14	6.84	6.01	5.03	5.60	4.77	5.03	4.82	5.52	6.00	5.48	4.82	7.03	3.92	○
9.5以上	15.56	18.54	15.15	14.02	15.61	17.08	14.61	11.35	13.84	13.00	14.88	13.00	19.70	10.05	○

注1) 1996年9月までは超音波風向風速計，1996年10月からはドップラーソーダの観測値である。

注2) 2006年度は標高148mのデータにノイズの影響があったため除外し，2001年度を追加した。

③ 棄却検定表（風向）（標高89m）

観測場所：敷地内A地点（標高 89m，地上高 81m）（%）

統計年 風向	2001	2002	2003	2004	2007	2008	2009	2010	2011	2012	平均値	検定年 2005	棄却限界(5%)		判定 ○採択 ×棄却
	上限		下限												
N	4.09	4.59	3.42	3.25	4.84	4.64	4.84	5.88	5.68	5.5	4.67	3.79	6.79	2.56	○
NNE	8.41	7.81	7.03	6.03	10.15	12.15	17.45	14.51	16.54	14.50	11.46	6.60	21.28	1.64	○
NE	17.97	21.91	21.50	17.51	16.08	19.04	16.64	13.25	12.20	11.40	16.75	17.88	25.36	8.14	○
ENE	7.76	8.22	9.86	7.84	6.78	7.22	5.33	4.72	3.74	3.30	6.48	8.95	11.52	1.44	○
E	3.34	3.80	4.30	4.02	4.35	4.18	3.00	2.48	2.26	1.80	3.35	4.32	5.55	1.16	○
ESE	2.40	2.79	2.47	2.75	2.29	2.79	2.30	2.05	1.83	1.70	2.34	2.77	3.26	1.42	○
SE	2.74	2.86	2.96	2.80	2.21	2.96	2.89	2.53	2.99	3.20	2.81	2.75	3.47	2.16	○
SSE	3.78	3.48	3.96	3.77	3.74	3.90	4.83	5.80	4.88	6.10	4.42	4.16	6.63	2.22	○
S	4.77	3.66	4.43	6.82	5.76	4.74	4.64	5.94	5.42	5.70	5.19	4.88	7.35	3.03	○
SSW	2.86	2.56	3.20	3.86	3.40	3.06	3.59	4.46	4.16	4.30	3.55	2.43	5.07	2.02	○
SW	3.26	3.62	3.42	3.63	3.07	2.30	2.96	3.33	4.04	4.10	3.37	2.64	4.63	2.11	○
WSW	3.32	3.33	3.11	3.09	3.28	2.75	3.08	3.37	3.10	3.80	3.22	3.08	3.87	2.58	○
W	4.53	4.08	4.57	4.17	4.04	3.59	4.13	5.19	4.29	4.40	4.30	4.58	5.30	3.30	○
WNW	8.29	7.52	8.02	9.03	7.66	7.81	8.17	8.29	8.59	8.70	8.21	9.14	9.34	7.08	○
NW	15.13	13.32	12.41	15.17	15.33	12.82	10.66	11.34	13.08	14.10	13.34	15.31	17.17	9.50	○
NNW	6.67	5.88	4.76	5.67	6.32	5.42	4.60	5.65	6.05	6.30	5.73	6.03	7.32	4.15	○
CALM	0.65	0.58	0.59	0.61	0.68	0.65	0.90	1.21	1.14	1.10	0.81	0.69	1.41	0.21	○

注1) 1996年9月までは超音波風向風速計，1996年10月からはドップラーソーダの観測値である。

注2) 2006年度は標高148mのデータにノイズの影響があったため除外し，2001年度を追加した。

④ 棄却検定表（風速）（標高89m）

観測場所：敷地内A地点（標高 89m，地上高 81m）（%）

統計年 風速(m/s)	2001	2002	2003	2004	2007	2008	2009	2010	2011	2012	平均値	検定年 2005	棄却限界(5%)		判定 ○採択 ×棄却
	上限		下限												
0.0~0.4	0.65	0.58	0.59	0.61	0.68	0.65	0.90	1.21	1.14	1.10	0.81	0.69	1.41	0.21	○
0.5~1.4	4.92	4.95	5.23	5.62	4.89	5.08	6.94	7.56	7.82	7.80	6.08	5.79	9.13	3.03	○
1.5~2.4	10.06	10.15	10.09	11.31	9.38	10.83	12.09	12.36	12.35	12.90	11.15	10.58	14.05	8.25	○
2.5~3.4	13.91	14.28	14.41	14.52	13.35	14.11	14.46	16.20	14.86	14.10	14.42	15.24	16.19	12.65	○
3.5~4.4	15.55	14.93	14.78	16.34	14.98	15.93	15.47	15.05	15.26	14.60	15.29	16.48	16.57	14.01	○
4.5~5.4	13.97	12.98	12.75	13.85	14.76	13.52	13.42	13.75	12.61	12.80	13.44	13.66	15.04	11.84	○
5.5~6.4	11.36	10.40	11.85	10.73	11.54	10.67	10.40	10.51	9.52	10.40	10.74	11.14	12.35	9.13	○
6.5~7.4	8.16	8.38	8.75	7.90	8.66	7.72	7.14	7.22	7.49	8.10	7.95	8.04	9.29	6.62	○
7.5~8.4	6.41	6.50	6.98	5.44	6.25	5.74	5.23	5.40	6.17	6.10	6.02	5.64	7.35	4.70	○
8.5~9.4	4.97	5.31	4.65	4.10	4.85	4.30	4.12	3.20	4.43	4.40	4.43	4.02	5.81	3.06	○
9.5以上	10.04	11.52	9.92	9.58	10.65	11.45	9.84	7.54	8.37	7.80	9.67	8.74	12.98	6.36	○

注1) 1996年9月までは超音波風向風速計，1996年10月からはドップラーソーダの観測値である。

注2) 2006年度は標高148mのデータにノイズの影響があったため除外し，2001年度を追加した。

⑤ 棄却検定表（風向）（標高18m）

観測場所：敷地内A地点（標高 18m，地上高 10m）（%）

統計年 風向	2001	2002	2003	2004	2007	2008	2009	2010	2011	2012	平均値	検定年 2005	棄却限界(5%)		判定 ○採択 ×棄却
													上限	下限	
N	3.29	3.24	2.85	2.50	2.57	2.17	2.52	2.81	2.62	2.40	2.70	2.15	3.54	1.85	○
NNE	12.39	12.29	12.11	10.30	7.29	9.57	11.21	9.18	11.62	8.50	10.45	9.93	14.64	6.26	○
NE	12.70	15.12	17.57	13.28	15.17	17.51	16.15	12.25	12.18	11.60	14.35	15.15	19.68	9.02	○
ENE	3.27	3.57	3.90	3.74	5.42	6.41	5.52	5.07	4.14	6.40	4.74	4.49	7.52	1.97	○
E	2.51	2.86	2.84	2.62	3.05	2.44	2.85	2.19	1.78	1.80	2.49	2.60	3.55	1.43	○
ESE	3.04	3.68	3.30	3.81	3.44	3.44	3.98	3.36	3.25	2.30	3.36	3.49	4.46	2.26	○
SE	5.14	5.79	5.80	5.63	4.29	4.37	4.59	5.21	4.53	4.60	5.00	5.73	6.40	3.59	○
SSE	4.00	3.66	3.99	5.62	5.03	4.47	4.63	6.32	5.73	6.00	4.95	4.59	7.16	2.73	○
S	2.41	2.22	2.63	3.85	3.68	3.79	3.25	4.55	3.54	4.20	3.41	2.31	5.25	1.57	○
SSW	3.52	3.26	3.07	3.20	3.19	2.35	3.28	3.64	3.38	3.40	3.23	2.36	4.06	2.40	×
SW	1.37	0.79	1.35	1.08	1.53	1.09	1.06	1.00	1.12	1.30	1.17	1.22	1.68	0.66	○
WSW	2.94	2.70	2.48	2.15	1.44	1.25	2.47	2.66	2.34	1.90	2.23	2.40	3.54	0.92	○
W	12.93	11.05	10.01	11.71	4.73	4.55	6.91	6.99	7.88	6.30	8.31	10.13	15.30	1.31	○
WNW	19.82	18.95	18.46	19.53	24.91	22.81	21.72	22.62	22.60	22.90	21.43	21.68	26.45	16.42	○
NW	6.86	6.86	6.03	6.52	9.65	8.87	6.09	7.67	8.35	10.90	7.78	7.42	11.65	3.91	○
NNW	2.97	2.92	2.33	2.61	3.51	3.10	2.43	2.87	3.04	3.50	2.93	2.65	3.87	1.99	○
CALM	0.82	1.03	1.29	1.85	1.11	1.82	1.35	1.6	1.9	2.00	1.48	1.69	2.46	0.49	○

注1) 2006年度は標高148mのデータにノイズの影響があったため除外し、2001年度を追加した。

⑥ 棄却検定表（風速）（標高18m）

観測場所：敷地内A地点（標高 18m，地上高 10m）（%）

統計年 風速(m/s)	2001	2002	2003	2004	2007	2008	2009	2010	2011	2012	平均値	検定年 2005	棄却限界(5%)		判定 ○採択 ×棄却
													上限	下限	
0.0~0.4	0.82	1.03	1.29	1.85	1.11	1.82	1.35	1.60	1.90	2.00	1.48	1.69	2.46	0.49	○
0.5~1.4	12.24	12.79	13.24	14.96	14.40	15.93	13.88	15.83	15.92	16.70	14.59	15.14	18.20	10.98	○
1.5~2.4	30.43	30.39	28.56	31.22	32.03	33.39	32.69	32.91	33.15	31.40	31.62	32.77	35.24	28.00	○
2.5~3.4	22.23	21.48	21.80	22.97	21.70	21.95	23.48	23.08	23.60	21.90	22.42	20.88	24.29	20.55	○
3.5~4.4	10.85	10.91	11.31	9.77	10.95	10.88	10.69	11.19	10.19	10.70	10.74	10.16	11.83	9.66	○
4.5~5.4	7.69	8.16	9.27	6.25	6.89	6.66	7.22	6.75	6.01	7.10	7.20	7.09	9.49	4.91	○
5.5~6.4	5.21	6.40	6.23	4.34	4.69	4.15	3.91	3.58	4.17	4.50	4.72	4.79	6.97	2.46	○
6.5~7.4	4.20	4.07	3.92	3.30	3.31	2.25	2.60	2.02	2.44	2.60	3.07	3.01	4.96	1.18	○
7.5~8.4	2.84	2.51	2.18	2.34	2.24	1.20	1.70	1.39	1.25	1.60	1.93	2.29	3.28	0.57	○
8.5~9.4	1.77	1.12	1.07	1.33	1.24	0.86	1.20	0.72	0.60	0.70	1.06	1.09	1.90	0.22	○
9.5以上	1.70	1.13	1.13	1.67	1.45	0.90	1.30	0.94	0.75	0.80	1.18	1.10	1.99	0.36	○

注1) 2006年度は標高148mのデータにノイズの影響があったため除外し、2001年度を追加した。

⑦ 棄却検定表（風向）（標高148m）

観測場所：敷地内A地点（標高148m，地上高140m）（%）

統計年 風向	2004	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	平均値	検定年 2005	棄却限界(5%)		判定 ○採択 ×棄却
	上限		下限												
N	3.40	5.01	4.27	4.11	4.62	4.43	4.50	4.48	4.38	5.20	4.44	3.52	5.60	3.28	○
NNE	6.22	11.41	13.51	18.30	14.74	15.31	14.10	11.42	14.59	20.56	14.02	6.67	23.32	4.72	○
NE	18.45	18.06	20.80	16.75	14.99	14.71	13.66	15.68	13.11	13.60	15.98	18.41	21.91	10.05	○
ENE	8.97	7.09	6.97	5.51	5.25	5.40	4.16	5.74	5.59	4.95	5.96	9.80	9.21	2.72	×
E	4.42	4.59	4.14	3.49	3.17	3.13	1.65	3.02	3.06	3.04	3.37	5.55	5.40	1.34	×
ESE	2.99	2.32	2.85	2.26	2.26	2.22	2.17	2.00	2.36	2.20	2.36	3.66	3.10	1.62	×
SE	2.66	2.15	2.85	2.59	2.74	2.82	2.98	2.99	2.79	2.26	2.69	3.09	3.36	2.01	○
SSE	3.54	3.69	3.73	4.18	4.89	4.68	5.52	4.76	5.29	5.12	4.54	3.32	6.23	2.85	○
S	6.63	6.33	5.38	5.19	6.03	5.83	6.96	6.48	5.87	5.76	6.04	4.99	7.36	4.73	○
SSW	5.02	4.54	4.55	4.43	5.35	4.76	5.68	6.07	4.89	5.45	5.08	3.13	6.37	3.78	×
SW	5.16	3.92	3.40	4.53	5.16	5.76	5.38	4.94	4.64	5.05	4.79	3.67	6.46	3.13	○
WSW	4.31	4.66	3.29	4.11	4.67	4.07	4.63	4.81	5.16	4.10	4.38	4.25	5.62	3.14	○
W	4.65	3.89	3.81	4.47	5.55	4.26	4.40	4.64	5.07	4.24	4.50	5.13	5.74	3.26	○
WNW	6.71	5.87	6.13	6.26	6.05	6.37	6.29	6.75	7.56	5.62	6.36	7.65	7.65	5.07	○
NW	9.12	9.02	8.06	7.95	7.99	8.94	10.14	8.95	9.69	6.99	8.68	9.54	10.90	6.47	○
NNW	6.97	7.03	5.86	4.90	5.27	5.98	6.57	6.52	5.08	4.81	5.90	6.53	7.92	3.88	○
CALM	0.76	0.42	0.39	0.98	1.26	1.32	1.21	0.75	0.88	1.04	0.90	1.10	1.68	0.12	○

注1) 2006年度は標高148mのデータにノイズの影響があったため除外し，2004年度を追加した。

⑧ 棄却検定表（風速）（標高148m）

観測場所：敷地内A地点（標高148m，地上高140m）（%）

統計年 風速(m/s)	2004	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	平均値	検定年 2005	棄却限界(5%)		判定 ○採択 ×棄却
	上限		下限												
0.0~0.4	0.76	0.42	0.39	0.98	1.26	1.32	1.21	0.75	0.88	1.04	0.90	1.10	1.68	0.12	○
0.5~1.4	6.43	5.00	4.91	6.14	6.91	6.97	7.32	5.92	6.20	6.78	6.26	6.99	8.18	4.33	○
1.5~2.4	11.42	8.63	9.44	10.82	11.16	10.43	10.94	10.58	9.76	10.98	10.42	11.28	12.50	8.33	○
2.5~3.4	13.72	11.36	12.24	11.61	12.66	12.49	12.38	12.89	12.13	13.45	12.49	14.10	14.24	10.75	○
3.5~4.4	13.58	12.63	13.41	13.26	12.52	12.24	12.12	14.22	13.05	13.51	13.05	13.85	14.64	11.47	○
4.5~5.4	12.07	13.08	12.09	12.67	13.40	12.60	11.01	12.52	12.25	11.78	12.35	12.03	13.95	10.75	○
5.5~6.4	9.68	11.98	10.33	10.78	10.64	10.24	10.01	10.35	11.29	9.51	10.48	9.92	12.23	8.73	○
6.5~7.4	7.95	8.74	8.28	8.19	8.89	8.08	8.62	8.57	9.22	7.47	8.40	7.40	9.61	7.19	○
7.5~8.4	5.34	6.97	7.05	5.91	6.39	6.28	7.32	7.01	6.63	5.89	6.48	5.51	7.98	4.98	○
8.5~9.4	5.03	5.60	4.77	5.03	4.82	5.52	6.08	5.01	5.14	4.97	5.20	4.82	6.17	4.22	○
9.5以上	14.02	15.61	17.08	14.61	11.35	13.84	12.98	12.18	13.45	14.63	13.97	13.00	17.90	10.05	○

注1) 2006年度は標高148mのデータにノイズの影響があったため除外し，2004年度を追加した。

⑨ 棄却検定表（風向）（標高89m）

観測場所：敷地内A地点（標高 89m，地上高 81m）（%）

統計年 風向	2004	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	平均値	検定年 2005	棄却限界(5%)		判定 ○採択 ×棄却
													上限	下限	
N	3.25	4.84	4.64	4.84	5.88	5.68	5.50	5.04	5.05	6.22	5.09	3.79	7.05	3.14	○
NNE	6.03	10.15	12.15	17.45	14.51	16.54	14.50	11.55	14.10	19.46	13.64	6.60	22.84	4.45	○
NE	17.51	16.08	19.04	16.64	13.25	12.20	11.40	14.95	13.31	12.28	14.67	17.88	20.77	8.56	○
ENE	7.84	6.78	7.22	5.33	4.72	3.74	3.30	5.73	4.21	4.52	5.34	8.95	8.97	1.71	○
E	4.02	4.35	4.18	3.00	2.48	2.26	1.80	2.89	2.33	2.47	2.98	4.32	5.11	0.85	○
ESE	2.75	2.29	2.79	2.30	2.05	1.83	1.70	2.17	2.07	1.91	2.19	2.77	3.04	1.33	○
SE	2.80	2.21	2.96	2.89	2.53	2.99	3.20	2.56	3.40	2.60	2.81	2.75	3.64	1.98	○
SSE	3.77	3.74	3.90	4.83	5.80	4.88	6.10	4.79	5.78	5.58	4.92	4.16	7.03	2.81	○
S	6.82	5.76	4.74	4.64	5.94	5.42	5.70	5.01	4.67	4.87	5.36	4.88	7.03	3.68	○
SSW	3.86	3.40	3.06	3.59	4.46	4.16	4.30	4.07	3.53	4.25	3.87	2.43	4.95	2.79	×
SW	3.63	3.07	2.30	2.96	3.33	4.04	4.10	3.45	3.38	3.56	3.38	2.64	4.63	2.13	○
WSW	3.09	3.28	2.75	3.08	3.37	3.10	3.80	3.50	4.06	3.23	3.33	3.08	4.23	2.42	○
W	4.17	4.04	3.59	4.13	5.19	4.29	4.40	4.66	4.76	4.26	4.35	4.58	5.39	3.31	○
WNW	9.03	7.66	7.81	8.17	8.29	8.59	8.70	9.54	10.05	7.43	8.53	9.14	10.51	6.54	○
NW	15.17	15.33	12.82	10.66	11.34	13.08	14.10	13.28	12.90	10.98	12.97	15.31	16.82	9.11	○
NNW	5.67	6.32	5.42	4.60	5.65	6.05	6.30	5.80	5.54	5.08	5.64	6.03	6.90	4.38	○
CALM	0.61	0.68	0.65	0.90	1.21	1.14	1.10	1.01	0.86	1.29	0.95	0.69	1.53	0.37	○

注1) 2006年度は標高148mのデータにノイズの影響があったため除外し、2004年度を追加した。

⑩ 棄却検定表（風速）（標高89m）

観測場所：敷地内A地点（標高 89m，地上高 81m）（%）

統計年 風速(m/s)	2004	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	平均値	検定年 2005	棄却限界(5%)		判定 ○採択 ×棄却
													上限	下限	
0.0~0.4	0.61	0.68	0.65	0.90	1.21	1.14	1.10	1.01	0.86	1.29	0.95	0.69	1.53	0.37	○
0.5~1.4	5.62	4.89	5.08	6.94	7.56	7.82	7.80	7.41	6.47	7.60	6.72	5.79	9.42	4.01	○
1.5~2.4	11.31	9.38	10.83	12.09	12.36	12.35	12.90	12.41	11.84	13.06	11.85	10.58	14.46	9.24	○
2.5~3.4	14.52	13.35	14.11	14.46	16.20	14.86	14.10	15.47	15.34	15.31	14.77	15.24	16.74	12.80	○
3.5~4.4	16.34	14.98	15.93	15.47	15.05	15.26	14.60	15.94	15.26	14.65	15.35	16.48	16.71	13.98	○
4.5~5.4	13.85	14.76	13.52	13.42	13.75	12.61	12.80	12.85	13.64	12.56	13.38	13.66	15.00	11.75	○
5.5~6.4	10.73	11.54	10.67	10.40	10.51	9.52	10.40	10.94	10.49	9.78	10.50	11.14	11.84	9.16	○
6.5~7.4	7.90	8.66	7.72	7.14	7.22	7.49	8.10	7.38	8.49	7.34	7.74	8.04	9.01	6.48	○
7.5~8.4	5.44	6.25	5.74	5.23	5.40	6.17	6.10	4.94	5.67	5.51	5.64	5.64	6.66	4.63	○
8.5~9.4	4.10	4.85	4.30	4.12	3.20	4.43	4.40	4.20	3.89	4.42	4.19	4.02	5.22	3.16	○
9.5以上	9.58	10.65	11.45	9.84	7.54	8.37	7.80	7.44	8.05	8.47	8.92	8.74	12.21	5.63	○

注1) 2006年度は標高148mのデータにノイズの影響があったため除外し、2004年度を追加した。

⑪ 棄却検定表（風向）（標高18m）

観測場所：敷地内A地点（標高 18m，地上高 10m）（%）

統計年 風向	2004	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	平均値	検定年 2005	棄却限界(5%)		判定 ○採択 ×棄却
													上限	下限	
N	2.50	2.57	2.17	2.52	2.81	2.62	2.39	2.26	2.16	2.70	2.47	2.15	2.99	1.95	○
NNE	10.30	7.29	9.57	11.21	9.18	11.62	8.49	8.24	8.84	11.06	9.58	9.93	12.98	6.18	○
NE	13.28	15.17	17.51	16.15	12.25	12.18	11.58	12.60	12.33	13.45	13.65	15.15	18.32	8.98	○
ENE	3.74	5.42	6.41	5.52	5.07	4.14	6.39	7.34	6.61	7.12	5.78	4.49	8.65	2.90	○
E	2.62	3.05	2.44	2.85	2.19	1.78	1.78	2.84	2.14	3.40	2.51	2.60	3.79	1.23	○
ESE	3.81	3.44	3.44	3.98	3.36	3.25	2.38	3.01	3.47	2.82	3.30	3.49	4.40	2.19	○
SE	5.63	4.29	4.37	4.59	5.21	4.53	4.58	4.04	4.56	4.03	4.58	5.73	5.76	3.40	○
SSE	5.62	5.03	4.47	4.63	6.32	5.73	6.01	4.96	4.74	5.63	5.31	4.59	6.81	3.82	○
S	3.85	3.68	3.79	3.25	4.55	3.54	4.20	3.69	3.42	3.50	3.75	2.31	4.66	2.84	×
SSW	3.20	3.19	2.35	3.28	3.64	3.38	3.39	3.47	3.14	3.32	3.23	2.36	4.05	2.42	×
SW	1.08	1.53	1.09	1.06	1.00	1.12	1.27	1.47	1.34	1.78	1.27	1.22	1.88	0.67	○
WSW	2.15	1.44	1.25	2.47	2.66	2.34	1.91	1.97	2.52	1.97	2.07	2.40	3.16	0.97	○
W	11.71	4.73	4.55	6.91	6.99	7.88	6.34	5.87	6.41	5.74	6.71	10.13	11.52	1.91	○
WNW	19.53	24.91	22.81	21.72	22.62	22.60	22.88	22.63	24.11	20.77	22.46	21.68	26.09	18.83	○
NW	6.52	9.65	8.87	6.09	7.67	8.35	10.93	9.78	9.37	7.93	8.51	7.42	12.10	4.93	○
NNW	2.61	3.51	3.10	2.43	2.87	3.04	3.49	4.17	3.20	3.09	3.15	2.65	4.32	1.98	○
CALM	1.85	1.11	1.82	1.35	1.60	1.90	2.00	1.68	1.64	1.70	1.66	1.69	2.30	1.03	○

注1) 2006年度は標高148mのデータにノイズの影響があったため除外し、2004年度を追加した。

⑫ 棄却検定表（風速）（標高18m）

観測場所：敷地内A地点（標高 18m，地上高 10m）（%）

統計年 風速(m/s)	2004	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	平均値	検定年 2005	棄却限界(5%)		判定 ○採択 ×棄却
													上限	下限	
0.0~0.4	1.85	1.11	1.82	1.35	1.60	1.90	2.00	1.68	1.64	1.70	1.66	1.69	2.30	1.03	○
0.5~1.4	14.96	14.40	15.93	13.88	15.83	15.92	16.73	15.60	15.63	16.08	15.50	15.14	17.51	13.48	○
1.5~2.4	31.22	32.03	33.39	32.69	32.91	33.15	31.38	32.64	33.04	31.24	32.37	32.77	34.35	30.39	○
2.5~3.4	22.97	21.70	21.95	23.48	23.08	23.60	21.94	22.79	24.23	23.94	22.97	20.88	25.05	20.88	×
3.5~4.4	9.77	10.95	10.88	10.69	11.19	10.19	10.67	11.34	11.65	11.54	10.89	10.16	12.28	9.49	○
4.5~5.4	6.25	6.89	6.66	7.22	6.75	6.01	7.06	7.04	6.89	7.48	6.83	7.09	7.87	5.79	○
5.5~6.4	4.34	4.69	4.15	3.91	3.58	4.17	4.48	3.78	3.36	4.17	4.06	4.79	5.04	3.09	○
6.5~7.4	3.30	3.31	2.25	2.60	2.02	2.44	2.63	2.19	1.59	1.93	2.43	3.01	3.75	1.10	○
7.5~8.4	2.34	2.24	1.20	1.70	1.39	1.25	1.55	1.37	0.94	1.05	1.50	2.29	2.62	0.39	○
8.5~9.4	1.33	1.24	0.86	1.20	0.72	0.60	0.72	0.71	0.47	0.49	0.83	1.09	1.58	0.09	○
9.5以上	1.67	1.45	0.90	1.30	0.94	0.75	0.84	0.86	0.56	0.37	0.96	1.10	1.91	0.01	○

注1) 2006年度は標高148mのデータにノイズの影響があったため除外し、2004年度を追加した。

⑬ 棄却検定表（風向）（水戸地方気象台）

観測場所：水戸地方気象台(%)

統計年 風向	2004	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	平均値	検定年 2005	棄却限界(5%)		判定 ○採択 ×棄却
													上限	下限	
N	15.34	17.09	18.48	14.84	16.36	17.58	14.82	13.31	12.53	11.75	15.21	13.38	20.47	9.95	○
NNE	6.78	6.87	8.19	7.57	7.63	7.52	7.05	7.07	6.68	7.83	7.32	6.68	8.51	6.13	○
NE	6.22	6.14	8.14	9.37	6.51	7.25	6.82	6.01	6.65	8.23	7.13	7.36	9.76	4.51	○
ENE	8.70	8.79	9.94	10.20	7.40	7.33	7.71	9.20	8.31	8.81	8.64	9.50	10.97	6.30	○
E	9.92	9.38	10.94	9.26	8.55	7.28	6.49	9.98	8.95	8.87	8.96	10.92	12.05	5.87	○
ESE	4.37	3.22	5.08	3.38	4.19	3.72	4.02	3.43	3.79	3.81	3.90	4.41	5.21	2.60	○
SE	3.11	3.02	3.38	3.05	2.99	3.05	3.74	2.82	2.95	3.07	3.12	2.91	3.74	2.50	○
SSE	1.30	1.50	1.12	1.15	1.29	1.47	1.36	1.10	1.28	1.17	1.27	1.43	1.61	0.94	○
S	2.99	2.43	1.56	2.49	2.82	2.74	2.98	2.96	2.17	2.47	2.56	1.96	3.62	1.50	○
SSW	5.32	5.83	4.64	5.28	6.78	6.32	6.22	5.78	5.79	6.40	5.84	4.24	7.34	4.33	×
SW	5.47	4.84	3.40	3.77	4.86	5.08	4.00	4.01	3.92	3.97	4.33	4.20	5.93	2.73	○
WSW	2.97	3.28	2.61	2.74	3.62	2.91	3.41	3.21	3.66	3.56	3.20	3.26	4.09	2.31	○
W	3.18	2.86	2.83	2.84	3.49	3.07	3.70	3.27	4.34	2.82	3.24	3.81	4.40	2.08	○
WNW	2.75	2.57	2.17	1.72	1.84	2.24	2.89	2.56	2.54	1.59	2.29	3.17	3.35	1.22	○
NW	6.63	5.69	3.15	4.59	4.86	4.11	6.10	6.47	7.06	5.48	5.41	7.67	8.34	2.49	○
NNW	13.20	14.77	12.63	16.29	15.44	16.86	17.84	17.99	18.01	19.29	16.23	13.36	21.45	11.01	○
CALM	1.75	1.73	1.74	1.45	1.36	1.47	0.83	0.85	1.38	0.87	1.34	1.74	2.22	0.46	○

注1) 2006年度は標高148mのデータにノイズの影響があったため除外し、2004年度を追加した。

⑭ 棄却検定表（風速）（水戸地方気象台）

観測場所：水戸地方気象台(%)

統計年 風速(m/s)	2004	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	平均値	検定年 2005	棄却限界(5%)		判定 ○採択 ×棄却
													上限	下限	
0.0~0.4	1.75	1.73	1.74	1.45	1.36	1.47	0.83	0.85	1.38	0.87	1.34	1.74	2.22	0.46	○
0.5~1.4	33.41	35.08	36.96	37.22	32.05	33.83	31.50	32.61	32.82	26.35	33.18	35.02	40.51	25.85	○
1.5~2.4	29.63	29.88	30.31	28.20	30.41	29.79	31.92	31.80	30.66	35.10	30.77	29.14	35.18	26.36	○
2.5~3.4	16.75	17.72	16.28	15.96	17.80	16.66	16.03	16.83	16.86	17.36	16.83	16.52	18.36	15.29	○
3.5~4.4	9.81	9.42	8.08	8.85	9.43	9.50	9.63	9.81	10.24	11.26	9.60	10.01	11.57	7.63	○
4.5~5.4	4.93	3.73	3.76	4.08	4.11	4.18	5.29	4.44	4.23	4.93	4.37	4.93	5.61	3.13	○
5.5~6.4	2.05	1.30	1.53	2.14	2.59	2.17	2.47	1.80	1.97	2.78	2.08	1.84	3.18	0.98	○
6.5~7.4	0.96	0.63	0.51	1.14	1.19	1.13	1.25	0.82	1.14	0.98	0.98	0.46	1.57	0.38	○
7.5~8.4	0.41	0.26	0.31	0.46	0.53	0.56	0.67	0.39	0.43	0.20	0.42	0.19	0.76	0.08	○
8.5~9.4	0.18	0.15	0.18	0.21	0.29	0.37	0.24	0.21	0.18	0.08	0.21	0.09	0.40	0.02	○
9.5以上	0.11	0.11	0.34	0.30	0.25	0.34	0.16	0.43	0.08	0.09	0.22	0.06	0.52	0.00	○

注1) 2006年度は標高148mのデータにノイズの影響があったため除外し、2004年度を追加した。

⑮ 棄却検定表（風向）（小名浜気象観測所）

観測場所：小名浜気象観測所(%)

統計年 風向	2004	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	平均値	検定年 2005	棄却限界(5%)		判定 ○採択 ×棄却
													上限	下限	
N	15.61	18.08	19.49	16.90	17.05	16.58	16.86	16.92	16.52	18.76	17.28	14.97	20.03	14.53	○
NNE	9.51	9.46	11.94	13.36	9.44	11.36	9.70	10.37	9.91	12.46	10.75	9.71	14.14	7.36	○
NE	5.07	5.21	5.40	6.15	5.19	4.83	5.89	5.79	5.13	5.70	5.41	4.45	6.44	4.43	○
ENE	1.70	2.19	2.22	2.20	2.22	1.88	2.00	2.43	2.69	2.79	2.23	1.89	3.03	1.43	○
E	2.15	2.92	2.36	2.48	2.38	2.37	1.90	2.42	2.68	2.52	2.42	2.17	3.07	1.76	○
ESE	1.32	1.95	2.02	1.75	1.78	1.60	1.68	2.15	2.14	1.88	1.83	1.77	2.44	1.22	○
SE	2.96	2.68	2.94	2.19	2.64	2.86	2.81	2.98	2.96	2.60	2.76	3.36	3.35	2.18	×
SSE	5.80	4.93	4.51	4.91	5.09	5.79	5.05	4.80	4.77	4.66	5.03	6.02	6.07	3.99	○
S	11.32	9.73	8.58	9.45	11.91	10.63	10.26	8.92	9.93	12.47	10.32	10.33	13.33	7.31	○
SSW	7.56	5.71	5.88	6.43	7.42	6.79	7.04	7.74	6.28	7.56	6.84	4.77	8.59	5.09	×
SW	2.13	1.79	1.58	2.68	2.70	2.29	2.70	2.79	3.04	1.79	2.35	1.69	3.55	1.15	○
WSW	0.95	0.82	1.05	1.13	0.97	0.97	1.18	1.11	1.07	1.15	1.04	0.95	1.30	0.78	○
W	1.80	1.70	1.58	1.70	1.44	1.71	1.50	1.42	1.75	1.46	1.61	1.89	1.94	1.27	○
WNW	4.70	4.69	3.84	3.98	3.98	4.36	4.28	4.43	4.94	2.88	4.21	6.05	5.60	2.82	×
NW	9.27	8.70	7.85	7.77	7.62	8.06	10.22	9.14	9.83	6.42	8.49	10.63	11.23	5.75	○
NNW	15.51	17.31	16.04	14.80	15.83	15.60	16.16	16.05	15.40	13.91	15.66	16.88	17.78	13.54	○
CALM	2.64	2.15	2.73	2.11	2.33	2.34	0.80	0.56	0.94	1.00	1.76	2.47	3.74	0.00	○

注1) 2006年度は標高148mのデータにノイズの影響があったため除外し、2004年度を追加した。

⑯ 棄却検定表（風速）（小名浜気象観測所）

観測場所：小名浜気象観測所(%)

統計年 風速(m/s)	2004	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	平均値	検定年 2005	棄却限界(5%)		判定 ○採択 ×棄却
													上限	下限	
0.0~0.4	2.64	2.15	2.73	2.11	2.33	2.34	0.80	0.56	0.94	1.00	1.76	2.47	3.74	0.00	○
0.5~1.4	21.92	21.13	22.45	22.79	22.30	22.11	16.85	18.40	18.83	18.49	20.53	20.97	25.64	15.41	○
1.5~2.4	28.61	30.72	31.17	29.65	30.58	28.79	30.61	29.38	32.17	31.56	30.32	30.33	33.13	27.52	○
2.5~3.4	17.92	18.99	17.19	18.04	20.06	19.71	21.00	20.11	20.21	20.27	19.35	18.36	22.32	16.38	○
3.5~4.4	11.69	11.62	10.66	12.27	11.79	12.18	12.28	13.73	12.06	12.35	12.06	10.84	13.89	10.23	○
4.5~5.4	7.47	7.33	6.90	7.80	7.11	6.84	7.96	7.82	7.11	7.86	7.42	7.32	8.42	6.42	○
5.5~6.4	5.06	3.87	4.62	3.81	3.73	3.96	5.41	5.02	3.85	4.28	4.36	4.91	5.83	2.89	○
6.5~7.4	2.45	2.43	2.27	1.93	1.32	2.23	2.79	2.55	2.47	2.17	2.26	2.56	3.22	1.30	○
7.5~8.4	1.11	1.08	0.99	0.96	0.48	1.03	1.21	1.45	1.37	1.05	1.07	1.14	1.70	0.45	○
8.5~9.4	0.75	0.34	0.70	0.43	0.15	0.50	0.59	0.45	0.63	0.60	0.51	0.72	0.94	0.09	○
9.5以上	0.39	0.34	0.32	0.21	0.15	0.31	0.50	0.54	0.37	0.36	0.35	0.39	0.63	0.07	○

注1) 2006年度は標高148mのデータにノイズの影響があったため除外し、2004年度を追加した。

(参考)

「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」の解説 X. での記載

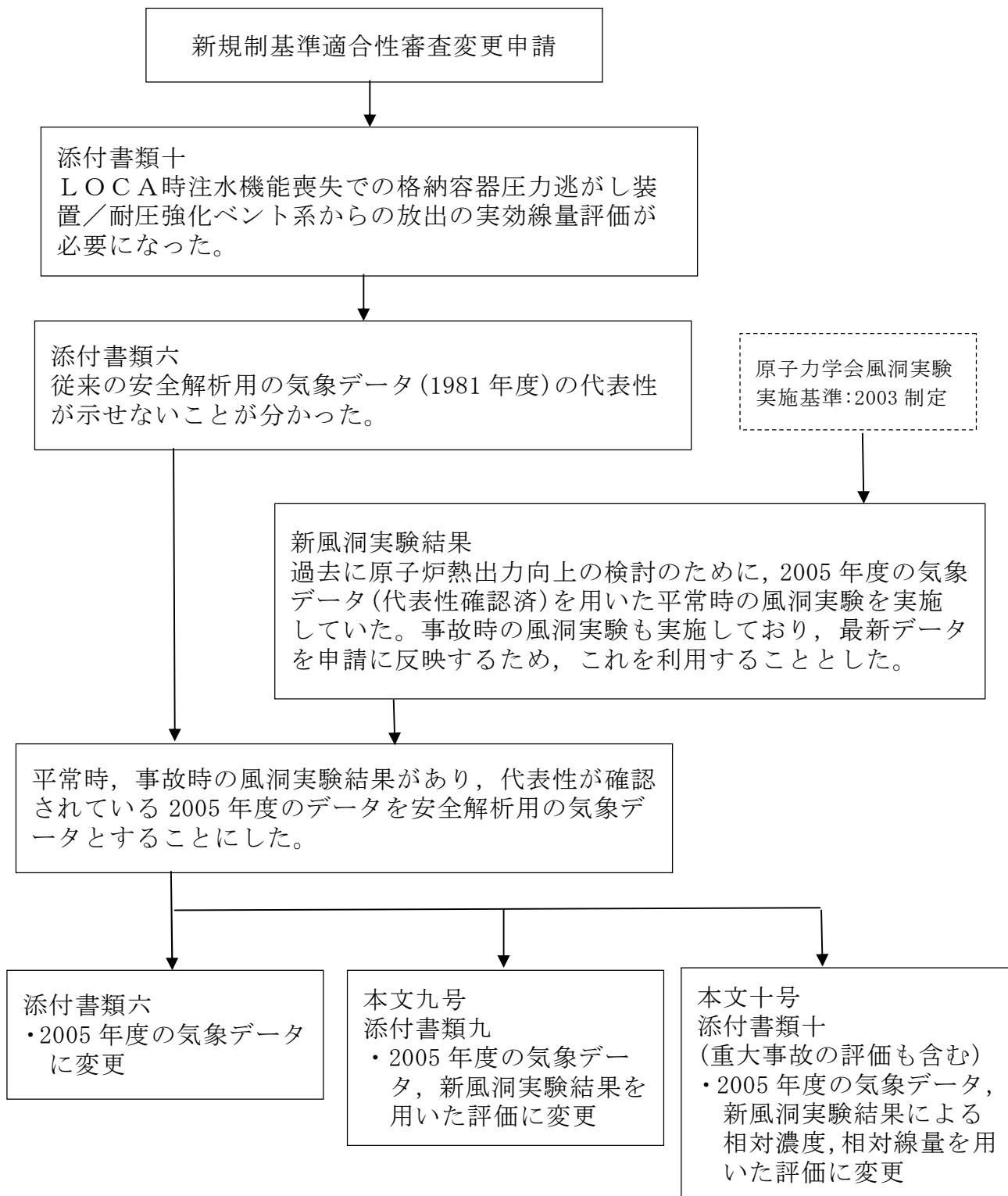
1. 気象現象の年変動

気象現象は、ほぼ1年周期でくり返されているが、年による変動も存在する。このため、想定事故時の線量計算に用いる相対濃度についてその年変動を比較的長期にわたって調査してみると、相対濃度の平均値に対する各年の相対濃度の偏差の比は、30%以内であった。

このことから、1年間の気象資料にもとづく解析結果は、気象現象の年変動に伴って変動するものの、その程度はさほど大きくないので、まず、1年間の気象資料を用いて解析することとした。

その場合には、その年がとくに異常な年であるか否かを最寄の気象官署の気象資料を用いて調査することが望ましい。また、2年以上の気象資料が存在する場合には、これを有効に利用することが望ましい。

安全解析用気象データ及び風洞実験結果変更経緯について



平常時の気体状よう素放出量について

平常時の気体状よう素放出量の主要な放出経路である換気系からの放射性よう素放出量は、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量月標値に対する評価指針」に基づき、換気系の漏えい係数に冷却材中の放射性よう素濃度を乗じて求めている。

一方、冷却材中の放射性よう素濃度は、次式により求めている。例えば、ここで主蒸気流量 $F S$ が増加した場合 γ が増加するため、放射性よう素濃度は減少する。

$$I_i = 2.47 \cdot f \cdot Y_i \cdot \lambda_i^{0.5}$$

$$A_i = \frac{I_i}{M(\lambda_i + \beta + \gamma)}$$

I_i : 核種 i の炉心燃料からの漏えい率 (Bq/s)

f : 全希ガス漏えい率 (1.11×10^{10})

Y_i : 核種 i の核分裂収率 (%)

λ_i : 核種 i の崩壊定数 (s^{-1})

A_i : 核種 i の冷却材中濃度 (Bq/g)

M : 冷却材保有量 (g)

β : 原子炉冷却材浄化系のよう素除去率 (s^{-1})

$$\beta = \left(1 - \frac{1}{DF}\right) \cdot \frac{FC}{M}$$

DF : 原子炉冷却材浄化系の除染係数

FC : 原子炉冷却材浄化系流量 (g/s)

γ : よう素の主蒸気への移行率 (s^{-1})

$$\gamma = CF \cdot \frac{FS}{M}$$

CF : よう素の主蒸気中への移行割合

FS : 主蒸気流量 (g/s)

前述の換気系の漏えい係数は変わらないため、放射性よう素濃度の減少に伴い気体状よう素放出量は減少する。

東海第二発電所風洞実験結果の概要について

風洞実験結果は、参考文献「東海第二発電所大気拡散風洞実験報告書」（平成 25 年 12 月，三菱重工業株式会社）で公開している。風洞実験結果の概要を以下に示す。

なお，風洞実験は「（社）日本原子力学会標準 発電用原子炉施設の安全解析における放出源の有効高さを求めるための風洞実験実施基準」（2003 年 6 月，社団法人 日本原子力学会）に基づき実施している。

その後，風洞実験実施基準：2003 は改訂され風洞実験実施基準：2009 が発刊されているが，実験の要求事項は変更されておらず，複雑地形の発電所で風洞実験で求めた有効高さを用いて大気拡散評価を行う際の留意点，野外拡散実験結果と野外拡散条件を模擬した風洞実験結果を用いて平地用の基本拡散式（ガウスプルーム拡散式）で評価した結果の比較等の参考事項が追加されたもので，2005 年に実施した風洞実験結果は風洞実験実施基準：2009 も満足している。

1. 実験手順

- (1) 大気安定度で中立（C～D）^{（注）}に相当する条件になるように風洞実験装置（図 1 参照）内の気流（風速分布，乱流強度分布）を調整する（図 2 参照）。
- (2) 排気筒有効高さを決定するスケールを作成するため，風洞実験装置内に縮尺模型を入れなくて高度を変えて模型排気筒からトレーサガス（ CH_4 ）を放出し，地表濃度を測定する平地実験を実施する（図 3 参照）。
- (3) 風洞実験装置内に縮尺模型（1/2,000，風下 10Km）を入れ，所定の高度の模型排気筒からトレーサガスを放出し，地表濃度を測定する模型実験

を行い平地実験結果と照合し、排気筒源有効高さを求める（図4参照）。
これにより、建屋、地形の大気拡散に及ぼす影響を把握する。

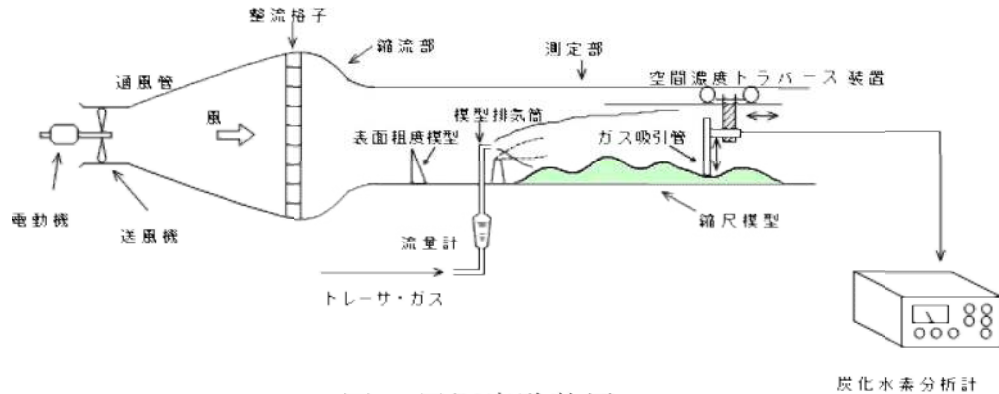


図1 風洞実験装置

(注) 風洞実験の気流条件を大気安定度で中立相当にする効果について

風洞実験装置内の気流は、風洞測定部入口付近に設置した表面粗度模型で調整している。初期の風洞実験では、アングル鋼等を用いて気流の乱れを与えており、中立よりも安定側の気流状態になっていたが、風洞実験の知見が蓄積されるに従い専用の表面粗度模型（スパイア）が製作、採用されるようになり、風洞実験実施基準を制定した時期には中立相当の気流状態に調整できるようになった。

このため、放出源高さが同じ事故時の排気筒有効高さを比較すると、1987年の風洞実験の80～110mに対し、今回は95～115mと高く評価されている。今回の風洞実験では中立の大気安定度（C～D）を再現したため、建屋模型がない平地の気流の乱れが大きくなり、建屋模型の追加により生じる気流の乱れの影響が相対的に小さく、見掛け上の放出源高さの減少が小さくなったためと推定される。前回は、D～Eの大気安定度に相当する気流の乱れであり、建屋模型の追加で生じる気流の乱れが大きく作用して、見掛け上の放出源高さの減少が大きくなったと考えられる。

一方、平常時の排気筒有効高さを比較すると、1987年の風洞実験の120～180mに対し、今回は150～220mと高く評価されている。これは、上記の気流の調整方法の違いによる影響に加え、気象データの変更及び吹出し速度の増加(14m/sから16m/sに増加)により模型実験時の放出源高さが大きくなった影響によると推定される。

図5及び図6に1987年の平地実験の結果、模型実験結果の一例を示す。

2. 放出源高さ

放出源高さは、事故時は通常の換気系は運転されないと想定し、排気筒実高 $H_{01}=H_s$ 、平常時は換気系の運転による吹上げ効果を考慮し、次式のように排気筒実高に吹上げ高さを加えた放出高さ H_{02} とする。ここで、 $1/U$ には、2005年度の気象データを用いた。表1に風洞実験の放出源高さを示す。

$$H_{02} = H_s + \Delta H$$

$$\Delta H = 3 \frac{W}{U} D$$

- H_s : 排気筒実高 (m)
 D : 排気筒出口の内径 (m)
 W : 吹出し速度 (m/s)
 $1/U$: 風速逆数の平均 (s/m)

表1 放出源高さ

風向	着目方位	風速逆数の平均 (s/m)	吹上げ高さ(m)	放出源高さ (GL m)	
				事故時	平常時
N	S	0.42	90.7	140	231
NNE	SSW	0.32	69.1	140	209
NE	SW	0.21	45.4	140	185
ENE	WSW	0.30	64.8	140	205
E	W	0.40	86.4	140	226
ESE	WNW	0.47	101.5	140	242
SE	NW	0.49	105.8	140	246
SSE	NNW	0.36	77.8	140	218
S	N	0.31	67.0	140	207
SSW	NNE	0.40	86.4	140	226
SW	NE	0.35	75.6	—	216
WSW	ENE	—	—	—	—
W	E	—	—	—	—
WNW	ESE	—	—	—	—
NW	SE	0.27	58.3	—	198
NNW	SSE	0.29	62.6	140	203
排気筒出口の内径 (m)				4.5	
吹出し速度 (m/s)				16.0	
排気筒高さ (GL) (m)				140.0	

*1 風速逆数の平均 (2005年4月~2006年3月)

*2 排気筒設置位置標高: EL 8m

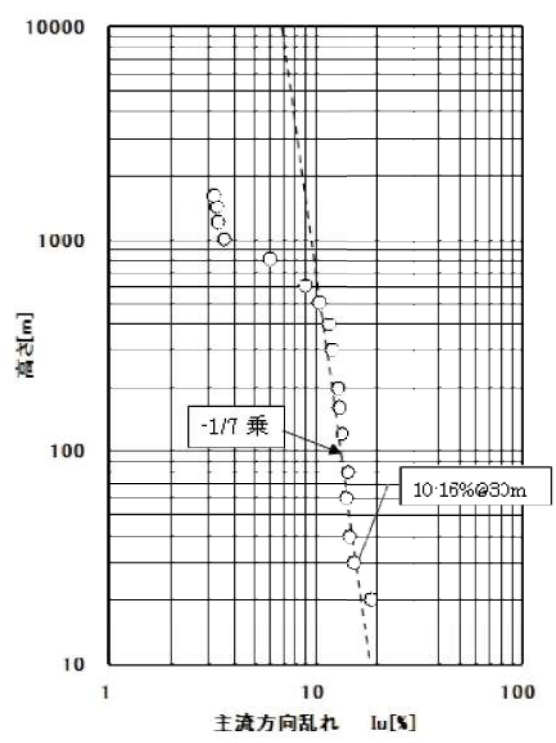
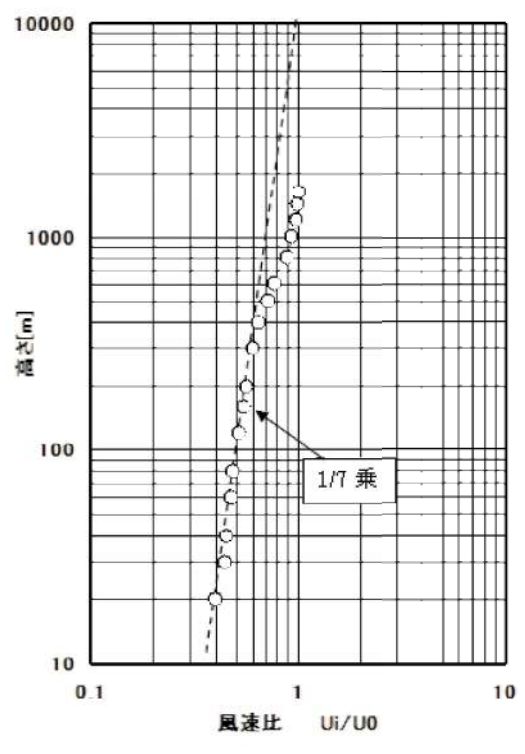
3. 排気筒有効高さ

縮尺模型を入れない平地実験と縮尺模型を入れた模型実験（平常時及び事故時）の結果から、図4のように求めた排気筒有効高さを表2に示す。

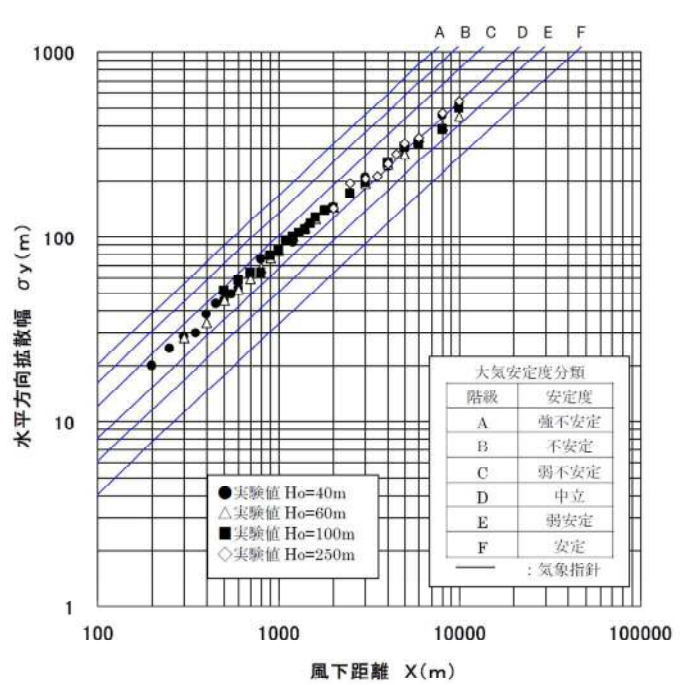
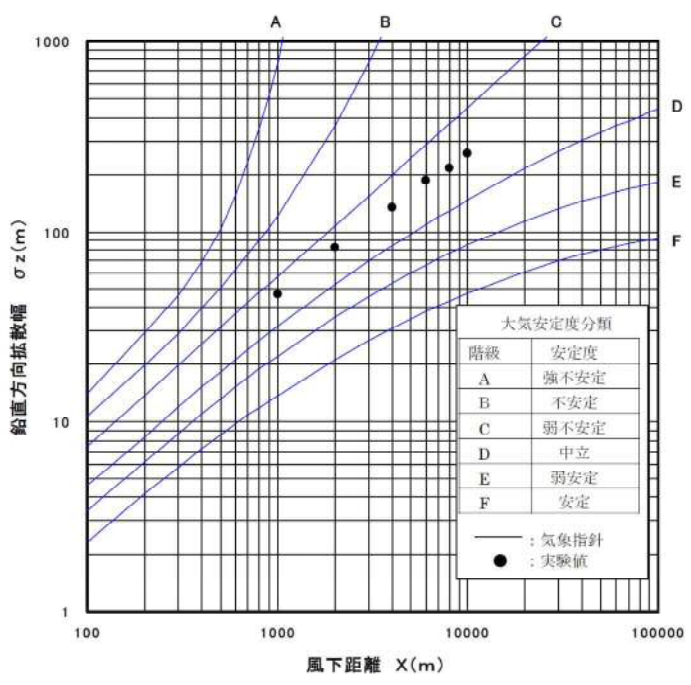
表2 排気筒有効高さ

風向	着目方位	平常時			事故時		
		評価地点 (m)	放出源高さ (m)	有効高さ (m)	評価地点 (m)	放出源高さ (m)	有効高さ (m)
N	S	330	231	210	1870	140	105
NNE	SSW	350	209	180	1690	140	100
NE	SW	460	185	150	1300	140	110
ENE	WSW	640	205	195	930	140	110
E	W	530	226	205	530	140	115
ESE	WNW	600	242	205	600	140	105
SE	NW	660	246	220	660	140	105
SSE	NNW	890	218	200	890	140	105
S	N	850	207	190	850	140	105
SSW	NNE	600	226	200	600	140	95
SW	NE	360	216	195	—	—	—
WSW	ENE	—	—	—	—	—	—
W	E	—	—	—	—	—	—
WNW	ESE	—	—	—	—	—	—
NW	SE	290	198	170	—	—	—
NNW	SSE	350	203	185	2900	140	115

U_i : 各高度の風速
 U_0 : 一樣流中の風速



*1 野外の相当高さで 400m までは風速分布, 乱れ分布を再現する。



*2 鉛直方向拡散幅は大気安定度が中立に相当する値(C~D)になっている。水平方向拡散幅もほぼ大気安定度が中立に相当する値(C~D)になっている。

図2 気流条件調整結果

記号	Ho(m)	記号	Ho(m)
◆	0	+	100
■	20	◇	150
▲	40	□	200
○	60	△	250
×	80		

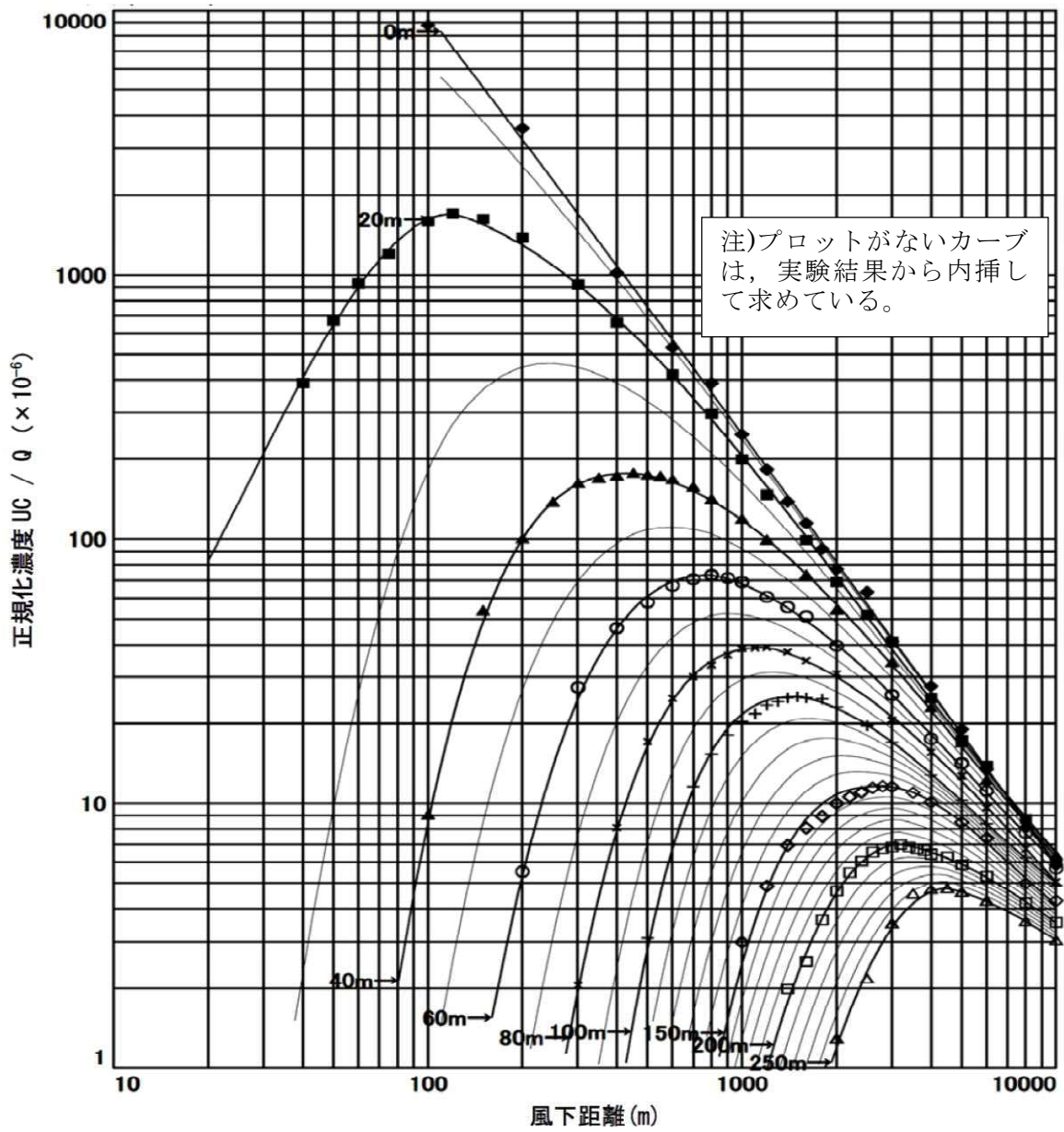


図 3 平地実験結果

風向	S
△	平常時 Ho=207m
—	平地
評価距離	850m

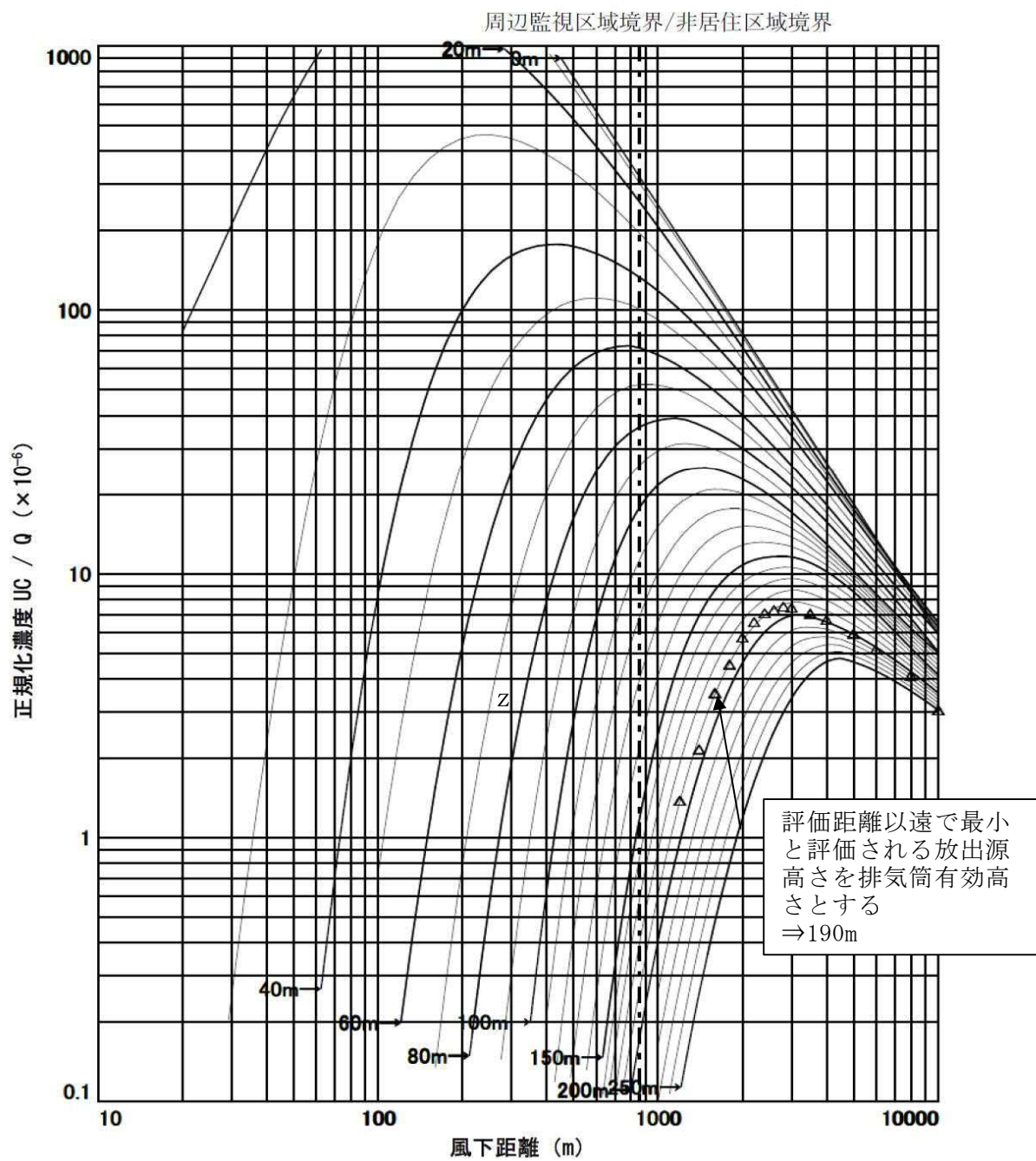
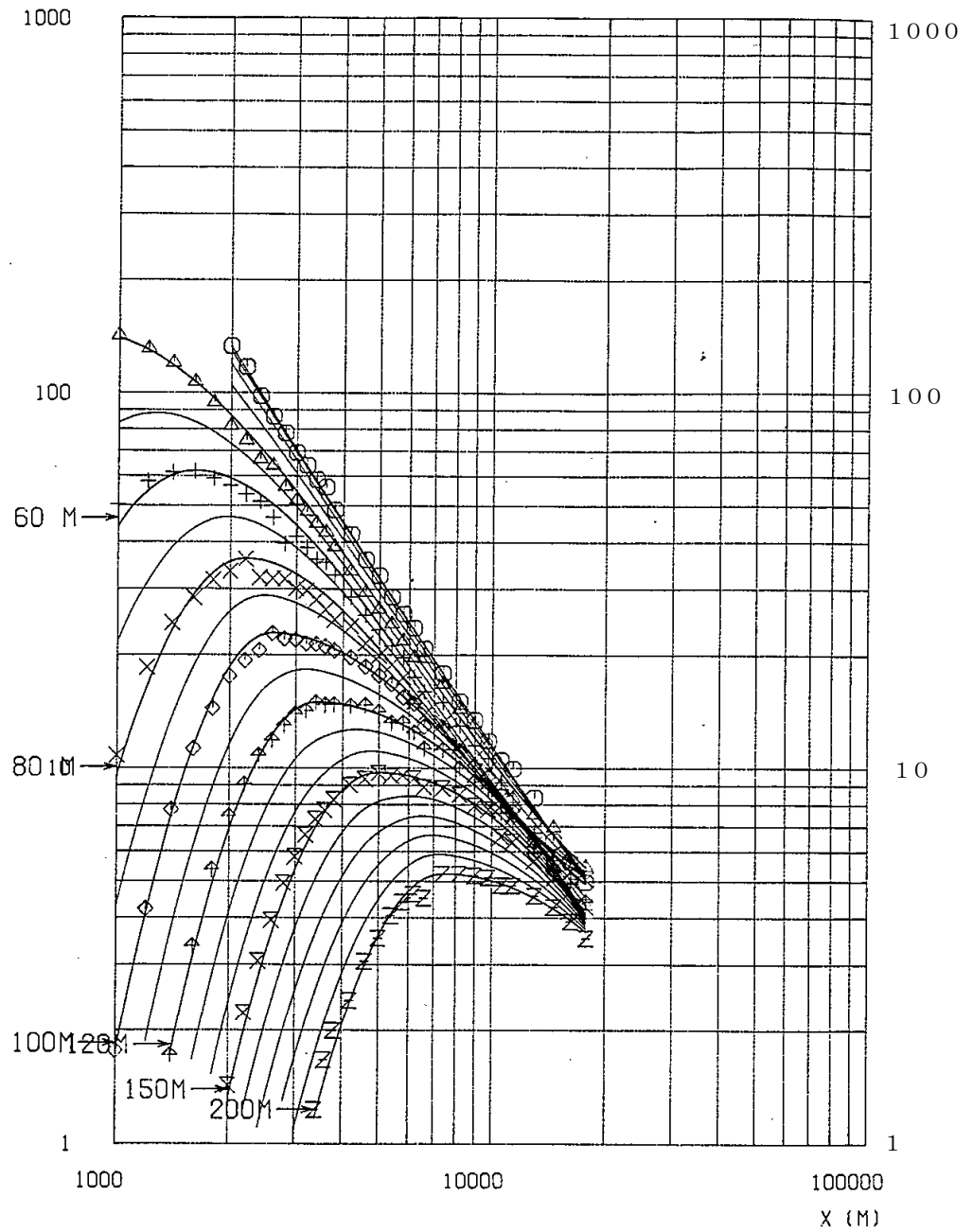


図4 排気筒有効高さの求め方 (風向: S, 平常時の例)

$U \times C/Q * 0.000001$

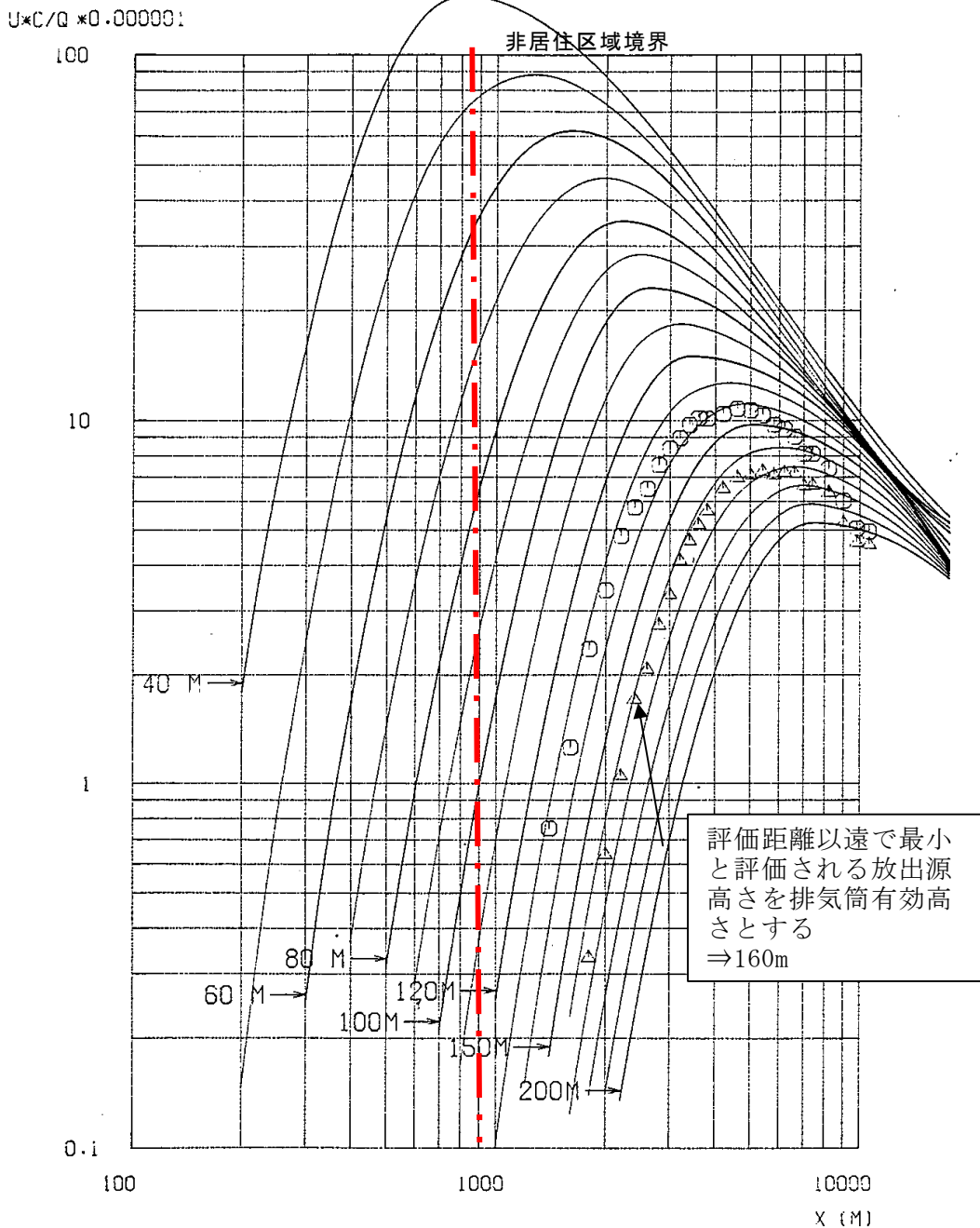
— は近似曲線



- GENDEN-6Δ30-HEI-0(1)
 - GENDEN-HEI-40(3)
 - GENDEN-HEI-60(1)
 - GENDEN-D-HEI-80(1)
 - GENDEN-D-HEI-100(1)
 - GENDEN-D-HEI-120(1)
 - GENDEN-D-HEI-150(1)
 - GENDEN-D-HEI-200(1)
- △ + × ◇ ♣ × Z

図5 1982年風洞実験の平地実験結果

風下 方位	風 向	放出高度 H _o m	有効高さ H _e m	評価地点 X _p Km	符 号
N	S	166	135~135	0.86	○
		191	160		△



注) ○は参考評価

図 6 1982 年風洞実験の模型実験結果の一例 (風向: S, 平常時の例)

東海発電所の排気筒有効高さについて

東海第二発電所の添付書類九では、廃止措置中の東海発電所についても通常運転状態を仮定した線量評価を行っている。ここでは、排気筒有効高さは1982年に実施した風洞実験結果を使用している。

風洞実験実施基準:2003の解説「2. 原子炉増設の際の実験の必要性について」^{※1}では、建屋配置から増設建屋の影響が大きいと考えられる、既設・増設建屋の並びに直角な風向と、既設排気筒と増設建屋を結ぶ風向で風洞実験を行い、有効高さの変動が10%以内であれば従来の風洞実験結果を継続使用できるとしている。これを参考に、平常時の線量評価にあたり人の居住を考慮した希ガスによる線量評価点のうち線量が最大となる評価点(SW方向)に向かう風の風向を含む主要風向において、風洞実験で用いる放出源高さを1981年度と2005年度気象データから求め比較した結果+5~-3%と変動が10%以内であった。放出源高さとは有効高さはほぼ比例である^{※2}ため有効高さの変動も10%以内に収まると推定されることから、1987年に実施した風洞実験結果を用いることにした。これに対し、東海第二発電所は+6~+14%と10%を超えていた。

風向	着目方位	1981年度データ (1982年風洞実験)		2005年度データ		放出高さ 変動割合 (%)	風向頻度(%) (2005年度)
		吹上げ高さ (m)	放出高さ (m)	吹上げ高さ (m)	放出高さ (m)		
N	S	45	126	51	132	5	3.79
NNE	SSW	30	111	35	116	5	6.60
NE	SW	26	107	25	106	-1	17.88
ENE	WSW	40	121	36	117	-3	8.95
E	W	51	132	48	129	-2	4.32
ESE	WNW	66	147	60	141	-4	2.77
SE	NW	49	130	56	137	5	2.75
SSE	NNW	34	115	47	128	11	4.16
S	N	35	116	40	121	4	4.88
SSW	NNE	36	117	52	133	13	2.43
排気筒直径(m)		2.7		←			
		16		←			
(参考)		81		←			

東海第二発電所

風向	着目方位	1981年度データ (1982年風洞実験)		2005年度データ (2007年風洞実験)		放出高さ 変動割合 (%)	風向頻度(%) (2005年度)
		吹上げ高さ (m)	放出高さ (m)	吹上げ高さ (m)	放出高さ (m)		
N	S	73	213	91	231	8	3.52
NNE	SSW	43	183	69	209	14	6.67
NE	SW	34	174	45	185	6	18.41
ENE	WSW	51	191	65	205	7	9.80
E	W	69	209	86	226	8	5.55
ESE	WNW	81	221	102	242	10	3.66
SE	NW	56	196	106	246	26	3.09
SSE	NNW	44	184	78	218	18	3.32
S	N	51	191	67	207	8	4.99
SSW	NNE	47	187	86	226	21	3.13
排気筒直径(m)		4.5		←			
吹出し速度(m/s)		14		16			
排気筒高さ(m)		140		←			

※ 1 風洞実験実施基準:2003 解説抜粋

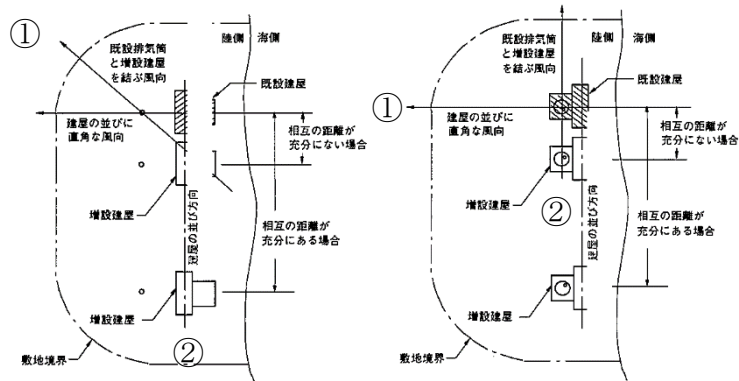
2. 原子炉増設の際の実験の必要性について

- a) 本体の「既設排気筒に対する増設建屋の影響が著しくないと予想される場合」とは、放出源近傍の地形が増設により極端に変化しない場合であって、かつ、既設排気筒高さが増設建屋の高さの2.5倍以上ある場合、または相互の距離が十分ある場合をいう。

ただし、このうち増設建屋の影響については、上記の条件が満たされない場合でも、次のように取り扱うことができる。

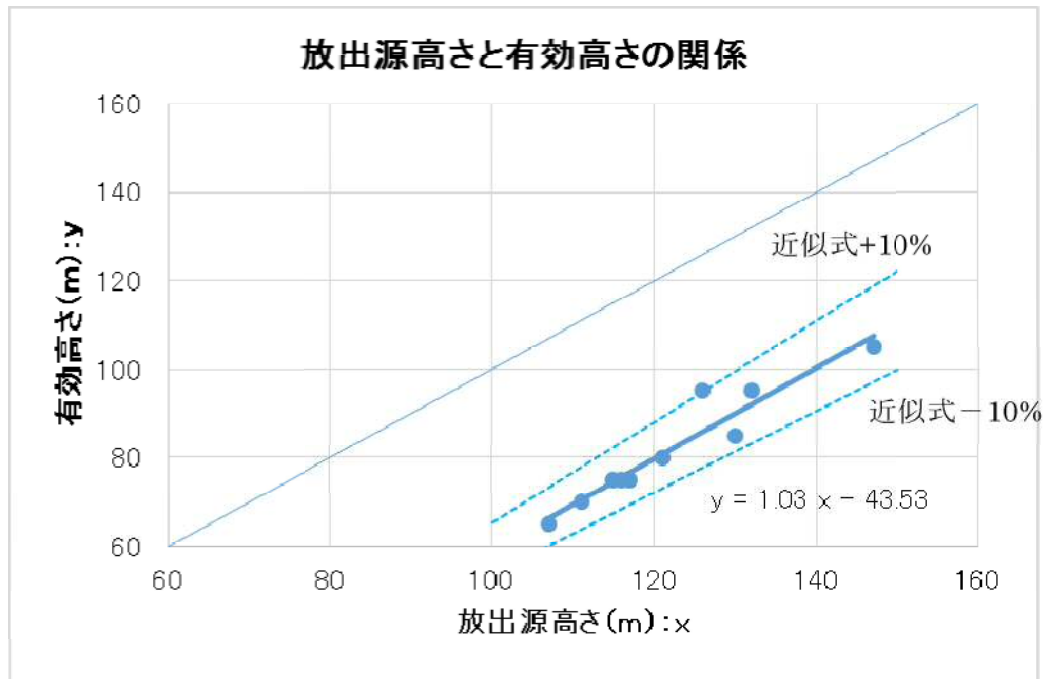
- 1) 既設、増設建屋配置により、①建屋の並びに直角な風向、②既設排気筒と増設建屋を結ぶ風向を求め、既設建屋のみで実施した既存の実験風向のうち、最も①、②に近い2風向を選定して増設建屋を加えた実験を行い、その結果が既存の実験結果と比較してあまり変わらない場合*は、既存の実験結果をそのまま使用できる(解説図2-1参照)。

* ここで、あまり変わらない場合とは、有効高さの変化が10%以内であり、かつ、線量目標値、めやす線量等を下回ることが明らかな場合である。



※2 1982年東海発電所風洞実験時の放射源高さとう効高さの関係

平常時風洞実験時の放射源高さとう効高さは、下図のようにほぼ比例関係にあると認められる。これから、放射源高さが10%変動したとしても、有効高さの変動は10%以内に収まると推定される。



異常年検定法の概要について

F分布検定の手順により異常年検定を行った。

この検定方法は、正規分布をなす母集団から取り出した標本のうち、不良標本と見られるものを X_0 (検定年)、その他のものを $X_1, X_2, X_3, \dots, X_i, \dots, X_n$ (比較年) とした場合、 X_0 を除く他の n 個の標本の平均を $\bar{X} = \sum_{i=1}^n X_i/n$ として、標本の分散から見て X_0 と \bar{X} との差が有意ならば X_0 を棄却とする方法である。検定手順を以下に示す。

- (1) 仮説: 不良標本 X_0 と他の標本 (その平均値) \bar{X} との間に有意な差はないとする。

$$H_0: X_0 = \bar{X} (\bar{X} = \sum_{i=1}^n X_i/n)$$

- (2) 分散比 F_0 を計算する。

$$F_0 = \frac{(n-1)(X_0 - \bar{X})^2}{(n+1)S^2}$$

$$S^2 = \sum_{i=1}^n (X_i - \bar{X})^2/n$$

- (3) 検定年は 1 年、比較年は 10 年、有意水準 (危険率) は 5% として、F 分布表の F 境界値 ($F_9^1(0.05) = 5.12$) を求める。
- (4) F_0 と F 境界値を比較して、 $F_0 < F$ 境界値であれば仮説は採択する。具体的には、次のように棄却限界の上限値と下限値を求め、その範囲に検定年 X_0 が収まっているかを確認して検定している。

$$\bar{X} - S \sqrt{\frac{(n+1)}{(n-1)} F_{\text{境界値}}} < X_0 < \bar{X} + S \sqrt{\frac{(n+1)}{(n-1)} F_{\text{境界値}}}$$

設計基準事故時等の周辺監視区域の変更に伴う線量評価への影響について

設計基準事故時及び重大事故に至るおそれがある事故について別紙 1 に示す周辺監視区域の変更に伴う線量評価への影響を確認した。

その結果、本文十号及び添付書類十に記載のある線量評価結果に影響がないことを以下のとおり確認した。

1. 設計基準事故の線量評価への影響の確認

設計基準事故の線量評価点を別紙 2 及び別紙 3 に示す。設計基準事故において周辺監視区域の変更による非居住区域境界の線量評価点までの距離に影響があるのは、日本原子力研究開発機構の国道 245 号線沿い（S W 方位）の線量評価点であるが、線量が最大となる方位に変更はないため本文十号及び添付書類十に記載している線量評価結果は変わらない。

なお、東海第二発電所進入道路境界付近（W N W 方位）について、周辺監視区域縮小による放出源中心からの非居住区域境界までの距離の変化を確認したところ、第 1 表のとおり変更前後で距離の変化はわずかで現状の線量評価点の代表性への影響はない。また、その他の周辺監視区域変更範囲については海側方位又は非居住区域境界ではない方位のため影響はない。

第1表 放出源中心から東海第二発電所進入道路境界付近までの距離

事故事象	放出源	周辺監視区域設定	距離	近接する線量評価点の評価距離※
主蒸気管破断	タービン建屋	変更前	506m	500m (W N W 方位)
		変更後	504m	
主蒸気管破断以外の事故	排気筒	変更前	603m	600m (W N W 方位)
		変更後	601m	

※線量評価に当たっては1桁目を切捨てした距離を設定

2. 重大事故に至るおそれがある事故

重大事故に至るおそれがある事故の線量評価点を別紙4及び別紙5に示す。重大事故に至るおそれがある事故において周辺監視区域の変更に伴い非居住区域境界の線量評価点に影響があるのは、格納容器圧力逃がし装置によるベントの評価では、東海第二発電所進入道路境界付近（W N W 方位）及び日本原子力研究開発機構の国道245号線沿い（S W 方位）の線量評価点であるが、第2表のとおり評価距離の変更に伴う影響は小さく、最大線量（N W 方位）を下回ることを確認している。

また、耐圧強化ベント系によるベントの評価では、日本原子力研究開発機構の国道245号線沿い（S W 方位）の線量評価点であるが、第3表のとおり評価距離の変更に伴う影響は小さく、最大線量（W 方位）を下回ることを確認している。なお、東海第二発電所進入道路境界付近（W N W 方位）については、周辺監視区域縮小による放出源中心から非居住区域境界までの距離の変化を確認したところ、第4表のとおり変更前後で距離に変更はなく、現状の線量評価点の代表性に影響はない。また、その他の周辺監視区域変更範囲については海側方位又は非居住区域境界ではない方位のため影響はない。

第2表 格納容器圧力逃がし装置によるベントの公衆の線量評価結果

評価方位		評価距離※	線量	備考
NW	—	600m	1.6×10^{-1} mSv	線量が最大となる方位（本文十号及び添付書類十記載値）
WNW	変更前	550m	1.2×10^{-1} mSv	東二進入道路境界付近の線量評価点
	変更後	540m	1.3×10^{-1} mSv	
SW	変更前	1200m	1.3×10^{-1} mSv	日本原子力研究開発機構の国道245号線沿いの線量評価点
	変更後	1190m	1.3×10^{-1} mSv	

※評価距離は、実測値の1桁目を切捨てした距離を設定している。

第3表 耐圧強化ベント系によるベントの公衆の線量評価結果


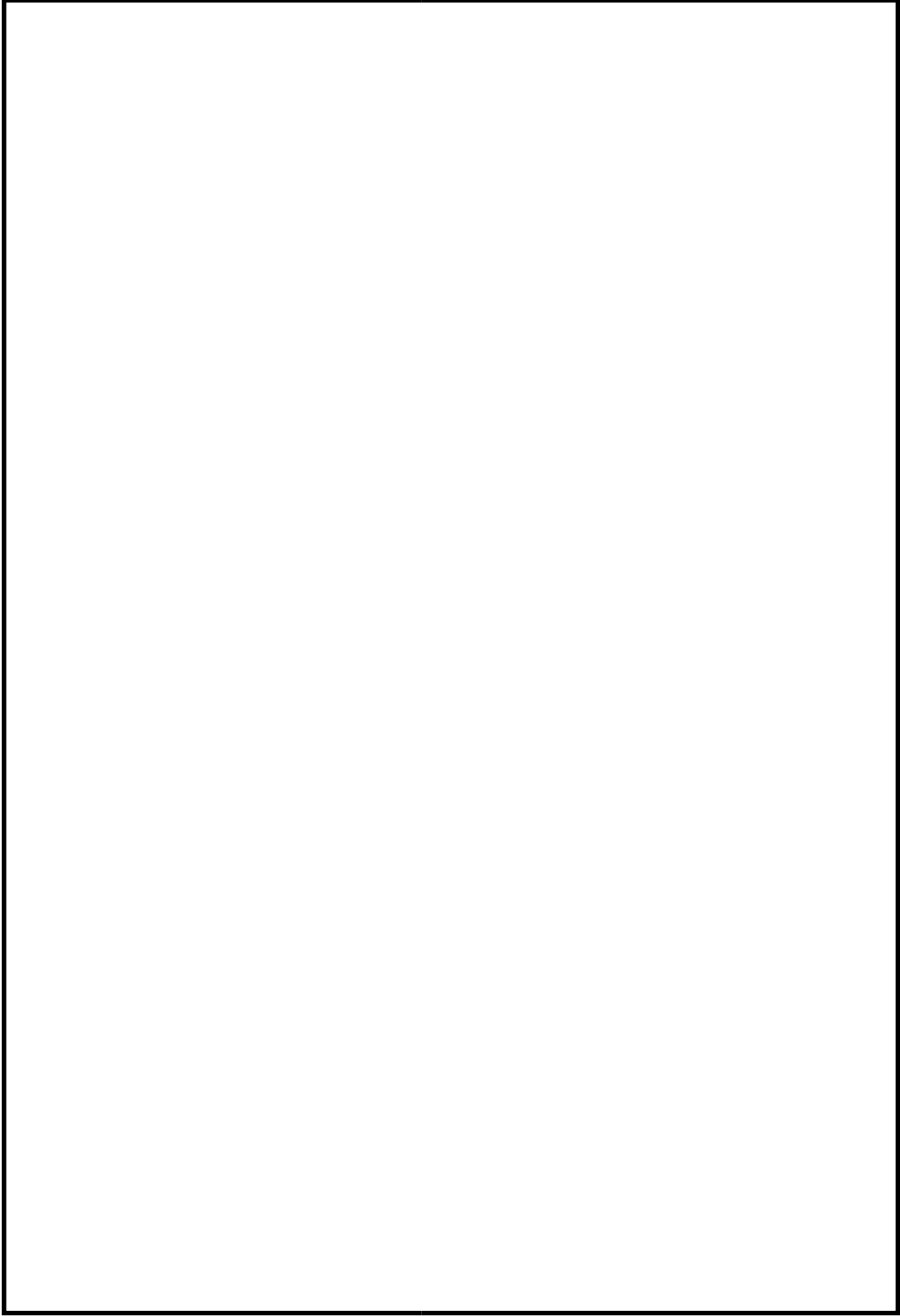
評価方位		評価距離※	線量	備考
W	—	600m	6.2×10^{-1} mSv	線量が最大となる方位（本文十号及び添付書類十記載値）
SW	変更前	1300m	5.3×10^{-1} mSv	日本原子力研究開発機構の国道245号線沿いの線量評価点
	変更後	1280m	5.3×10^{-1} mSv	

※評価距離は、実測値の1桁目を切捨てした距離を設定している。

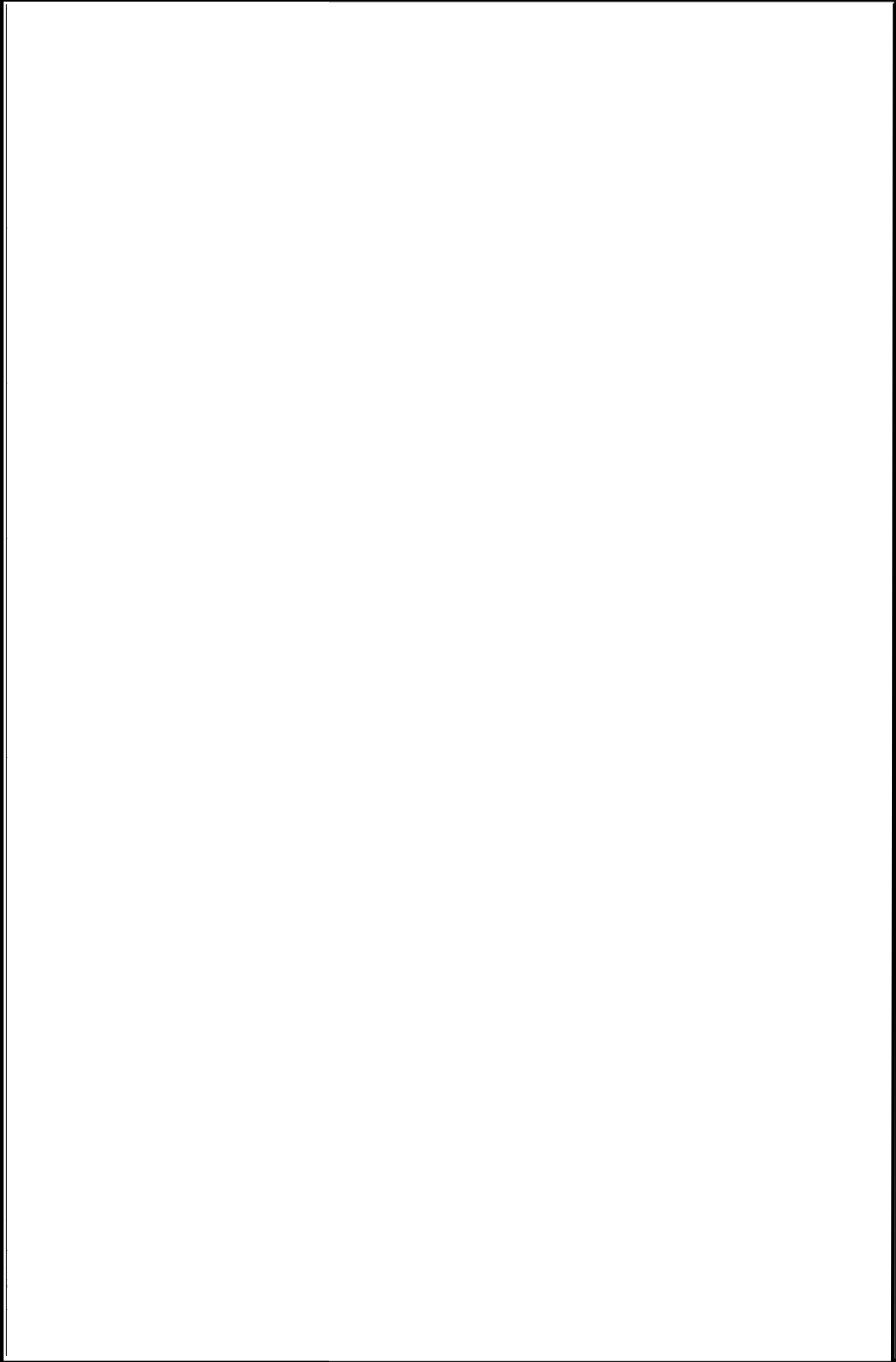
第4表 放出源から東海第二発電所進入道路境界付近までの距離

放出源		距離	近接する線量評価点の評価距離※
耐圧強化ベント系によるベント（排気筒放出）	変更前	603m	600m (WNW方位)
	変更後	601m	

※評価距離は、実測値の1桁目を切捨てした距離を設定している。

変更前	変更後	備考
		<p>a: 波の影響を受けないように海岸沿いのフェンス（周辺監視区域境界）の位置を後退。線量評価点の追加。</p> <p>b: 波の影響を受けないように放水口付近のフェンス（周辺監視区域境界）の位置を変更。（線量評価点に影響なし）</p> <p>c: 波の影響を受けないように取水口付近のフェンス（周辺監視区域境界）の位置を変更。（線量評価点に影響なし）</p> <p>d: 高台部分（JAEA の土地）を東二敷地に変更することによる敷地境界の変更に伴う周辺監視区域境界の変更。（線量評価点の評価距離の変更（SW 方位 460m→430m））</p> <p>e: 国道 245 号線拡幅工事に伴う発電所入口の変更に伴う横断歩道設置による周辺監視区域境界の変更（数 m の位置変更のため図面上の変更はなし。線量評価点に影響なし）</p> <p>f: 国道 245 号線拡幅工事による日本原子力研究開発機構の周辺監視区域境界の変更（線量評価点の評価距離の変更（SW 方位 1300m→1280m））</p>





東海第二発電所

休止状態設備の撤去による廃棄物処理
及び貯蔵への影響について

休止状態設備の撤去による廃棄物処理及び貯蔵への影響について

1. 概 要

原子炉建屋廃棄物処理棟内に新規 SA 設備（格納容器圧力逃がし装置及び電気盤等）を設置するスペースを確保するため、現在休止状態となっている設備（固化装置（セメント固化式）及び助材型ろ過装置。以下「休止設備」という。）を撤去することから、休止設備の撤去により、廃棄物処理及び貯蔵への影響がないことを確認した。

2. 固体廃棄物処理系における処理の変更

液体廃棄物処理系濃縮装置から発生する濃縮廃液，原子炉冷却材浄化系及び燃料プール冷却浄化系フィルタ脱塩器から発生する使用済樹脂，液体廃棄物処理系助材型ろ過装置*及び非助材型ろ過装置から発生する廃スラッジは，図 1 に示すように処理する。

以下に，廃棄物種類毎の処理の変更について示す。

※：プリコート型のフィルタを用いてろ過する装置を助材型ろ過装置という（フィルタのプリコート材を助材という）。反対に，プリコート型のフィルタ以外を用いてろ過する装置を非助材型ろ過装置という。

（1）液体廃棄物処理系から発生する濃縮廃液

濃縮廃液に関しては，次の 2 種類の取り扱い(a)及び(b)につい

て許可されている。今回、固化装置（セメント固化式）（図 2，6-1，6-2 及び 6-3 参照）を撤去するため、(b)に示す処理・貯蔵保管を削除するが、(a)に示す処理・貯蔵保管が可能である。

(a) 濃縮廃液貯蔵タンク（二十七条設備）で放射能を減衰させた後、減容固化設備（二十七条設備）で、乾燥・造粒後、容器に詰めて減容固化体貯蔵室（二十七条設備）に貯蔵するか、貯蔵した後、セメント混練固化装置（二十七条設備）でドラム缶内に固化材（セメント）と混練して固化し保管廃棄施設（以下「固体廃棄物貯蔵庫」という。）（二十八条設備）に貯蔵保管する。…【変更なし】

(b) 濃縮廃液貯蔵タンク（二十七条設備）で放射能を減衰させた後、固化装置（セメント固化式）（二十七条設備）で固化材（セメント）と混合してドラム缶内に固化し固体廃棄物貯蔵庫（二十八条設備）に貯蔵保管する。…【削除】

（２）使用済樹脂（粉末，粒状）

① 原子炉冷却材浄化系及び燃料プール冷却浄化系フィルタ脱塩器から発生する使用済粉末樹脂に関しては、次の２種類の取扱い(a)及び(b)について許可されている。今回、固化装置（セメント固化式）を撤去するため、(b)に示す処理・貯蔵保管を削除するが、(a)に示す貯蔵が可能である。

(a) 使用済粉末樹脂貯蔵タンク（二十八条設備※）に貯蔵する。…【変更なし】

(b) 使用済粉末樹脂貯蔵タンク（二十七条設備※）に貯蔵し放射能を減衰させた後、固化装置（セメント固化式）（二十

七条設備) で固化材(セメント) と混合してドラム缶内に
固化し固体廃棄物貯蔵庫(二十八条設備)に貯蔵保管する。

…【削除】

※：処理過程の途中で貯蔵する場合は二十七条設備，最終段階
で貯蔵する場合は二十八条設備。

※：使用済粉末樹脂は(a)に示す貯蔵をするが，処分先(埋設
施設)の設計に応じて，処分方法を確立し，処理設備を設
置する。

② 復水脱塩装置及び液体廃棄物処理系脱塩装置から発生する使
用済粒状樹脂に関しては，次の3種類の取扱い(a)，(b)及び(c)
について許可されている。今回，固化装置(セメント固化式)を
撤去するため，(c)に示す処理・貯蔵保管を削除するが，(a)に示
す貯蔵及び(b)に示す処理が可能である。

(a) 使用済樹脂貯蔵タンク(二十八条設備)に貯蔵する。

…【変更なし】

(b) 使用済樹脂貯蔵タンク(二十七条設備)に貯蔵し放射能
を減衰させた後，雑固体廃棄物焼却設備(二十七条設備)
で焼却する。…【変更なし】

(c) 固化装置(セメント固化式)で固化材(セメント)と混合
してドラム缶内に固化し固体廃棄物貯蔵庫(二十八条設備)
に貯蔵保管する。…【削除】

(3) 廃スラッジ

① 非助材型ろ過装置から発生する廃スラッジに関しては，次の

2種類の取扱い(a)及び(b)について許可されている。今回、固化装置（セメント固化式）を撤去するため、(b)に示す処理・貯蔵保管を削除するが、(a)に示す貯蔵が可能である。

(a) クラッドスラリタンク（二十八条設備※）に貯蔵する。

…【変更なし】

(b) クラッドスラリタンク（二十七条設備※）に貯蔵し放射能を減衰させた後、固化装置（セメント固化式）（二十七条設備）で固化材（セメント）と混合してドラム缶内に固化し固体廃棄物貯蔵庫（二十八条設備）に貯蔵保管する。

…【削除】

※：処理過程の途中で貯蔵する場合は二十七条設備，最終段階で貯蔵する場合は二十八条設備。

※：非助材型ろ過装置から発生する廃スラッジは(a)に示す貯蔵をするが，処分先（埋設施設）の設計に応じて，処分方法を確立し，処理設備を設置する。

② 助材型ろ過装置（機器ドレン処理系）（図3，5及び6-3参照）から発生する廃スラッジに関しては，次の3種類の取扱い(a)，(b)及び(c)について許可されている。今回，固化装置（セメント固化式）を撤去するため，(c)に示す処理・貯蔵保管を削除するが，(a)に示す貯蔵及び(b)に示す処理が可能である。

(a) 廃液スラッジ貯蔵タンク（二十八条設備※）に貯蔵する。

…【変更なし】

(b) 廃液スラッジ貯蔵タンク（二十七条設備※）に貯蔵し放射能を減衰させた後，雑固体廃棄物焼却設備（二十七条設

備) で焼却する。…【変更なし】

- (c) 固化装置(セメント固化式)(二十七条設備)で固化材(セメント)と混合してドラム缶内に固化し、固体廃棄物貯蔵庫(二十八条設備)に貯蔵保管する。

…【削除】

※：処理過程の途中で貯蔵する場合は二十七条設備，最終段階で貯蔵する場合は二十八条設備。

- ③ 助材型ろ過装置(床ドレン処理系)(図4, 5及び6-3参照)から発生する廃スラッジに関しては，次の3種類の取扱い(a), (b)及び(c)について許可されている。今回，固化装置(セメント固化式)を撤去するため，(c)に示す処理・貯蔵保管を削除するが，(a)に示す貯蔵及び(b)に示す処理が可能である。

- (a) 床ドレンスラッジ貯蔵タンク(二十八条設備※)に貯蔵する。…【変更なし】

- (b) 床ドレンスラッジ貯蔵タンク(二十七条設備※)に貯蔵し放射能を減衰させた後，雑固体廃棄物焼却設備(二十七条設備)で焼却する。…【変更なし】

- (c) 固化装置(セメント固化式)(二十七条設備)で固化材(セメント)と混合してドラム缶内に固化し，固体廃棄物貯蔵庫(二十八条設備)に貯蔵保管する。

…【削除】

※：処理過程の途中で貯蔵する場合は二十七条設備，最終段階で貯蔵する場合は二十八条設備。

3. 液体廃棄物処理系における処理の変更

液体廃棄物のうち、機器ドレン廃液の処理を図 3 に、床ドレン廃液の処理を図 4 に示す。以下に、それぞれの処理の変更について示す。

(1) 機器ドレン廃液の処理

機器ドレン廃液に関しては、次の 2 種類の処理(a)及び(b)について許可されている。今回、助材型ろ過装置(図 3 参照)を撤去するため、(b)に示す処理を削除するが、(a)に示す処理が可能である。

(a) 電磁ろ過器及び超ろ過器(透過膜式)からなる非助材型ろ過装置(二十七条設備)で処理する。…【変更なし】

(b) 助材型ろ過装置(二十七条設備)で処理する。…【削除】

(2) 床ドレン廃液の処理

床ドレン廃液に関しては、次の 2 種類の処理(a)及び(b)について許可されている。今回、助材型ろ過装置(図 4 参照)を撤去するため、(b)に示す処理を削除するが、(a)に示す処理が可能である。

(a) 再生廃液処理系(二十七条設備)に移送して、濃縮処理する(図 4, 9 及び 10 参照)。…【変更なし】

(b) 助材型ろ過装置(二十七条設備)で処理する。…【削除】

4. 休止設備の撤去による安全性への影響について

(1) 固化装置(セメント固化式)

固化装置(セメント固化式)の撤去による廃棄物の貯蔵に関して、安全性に支障がないことを以下のとおり確認した。

① 濃縮廃液

濃縮廃液を減容固化設備及びセメント混練固化装置により処理し、製作したセメント固化体を埋設処分していること、並びに減容固化体貯蔵室（貯蔵容量約 1,400 m³ に対し、平成 28 年度末時点で 283 m³ 貯蔵）及び固体廃棄物貯蔵庫（貯蔵保管容量約 73,000 本に対し、平成 28 年度末時点で 62,579 本貯蔵）の空き容量は十分である。

また、濃縮廃液の年間発生量約 200 m³ に対する処理能力は次のとおりであり、一年分の発生量を十分に処理可能である。

- ・撤去する固化装置（セメント固化式）：

セメント固化体約 2000 本/年を製作することができる。

- ・減容固化設備以降：

約 200 m³/年の濃縮廃液を約 30 m³/年の減容固化体に処理し、セメント混練固化装置によってセメント固化体約 180 本/年とすることが可能。セメント混練固化装置は一日当たり 10 本のセメント固化体を製作することができる。

以上より、固化装置（セメント固化式）の撤去による廃棄物の処理・貯蔵に関して安全性に支障がない。

② 使用済粉末樹脂

使用済粉末樹脂は、性能劣化に応じて交換する際に発生し、使用済粉末樹脂貯蔵タンクに貯蔵保管する。プラント起動後は震災までの実績から約 3.6 m³/年で発生、現状は至近 5 年の平均発生量より約 0.8 m³/年で発生するものとした場合、このタンク

への長期貯蔵が可能（図 11 及び 12 参照）であり，固化装置（セメント固化式）の撤去による廃棄物の貯蔵に関して安全性に支障がない。

また，使用済粉末樹脂の処分先（埋設施設）の設計に応じて，処分方法を確立し，処理設備を設置する。

なお，タンクが満杯であっても，タンク周辺通路での線量率は遮蔽設計区分における線量率よりも十分低くなるように設計されているため，従事者の被ばくへの影響はない。

③ 使用済粒状樹脂

使用済粒状樹脂には，復水脱塩器樹脂，機器ドレン処理系脱塩器樹脂，凝縮水脱塩器樹脂があり，樹脂の劣化を考慮し，それぞれ， $70 \text{ m}^3 / 5 \text{ 年}$ ， $7 \text{ m}^3 / 5 \text{ 年}$ ， $0.5 \text{ m}^3 / \text{年}$ 程度の量が発生し，使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵中の樹脂は満杯になる前に， $24 \text{ m}^3 / \text{年}$ の処理能力を有する雑固体焼却設備で焼却することから，このタンクへの長期貯蔵が可能であり（図 13 及び 14 参照），固化装置（セメント固化式）の撤去による廃棄物の貯蔵に関して安全性に支障がない。

なお，タンクが満杯であっても，タンク周辺通路での線量率は遮蔽設計区分における線量率よりも十分低くなるように設計されているため，従事者の被ばくへの影響はない。

④ 廃スラッジ

- ・ 助材型ろ過装置（機器ドレン処理系及び床ドレン処理系）から発生する廃スラッジ

助材型ろ過装置（機器ドレン処理系及び床ドレン処理系）から発生する廃スラッジは、廃液スラッジ貯蔵タンク及び床ドレンスラッジ貯蔵タンクに貯蔵しているが、各貯蔵タンクは十分な空き容量があるため（図 15, 16, 17 及び 18 参照）、固化装置（セメント固化式）の撤去による廃棄物の貯蔵に関して安全性に支障がない。

また、今回、助材型ろ過装置（機器ドレン処理系及び床ドレン処理系）を撤去する計画であり、撤去後、廃スラッジは発生しない。

なお、タンクが満杯であっても、タンク周辺通路での線量率は遮蔽設計区分における線量率よりも十分低くなるように設計されているため、従事者の被ばくへの影響はない。

- ・ 非助材型ろ過装置から発生する廃スラッジ

非助材型ろ過装置から発生する廃スラッジについては、プラント起動後は震災までの実績から約 0.09 m^3 / 年で発生、起動までは至近 5 年の平均発生量より約 0.001 m^3 / 年で発生するものとした場合、このタンクへの長期貯蔵は十分可能であり（図 19 及び 20 参照）、固化装置（セメント固化式）の撤去による廃棄物の貯蔵に関して安全性に支障がない。

また、非助材型ろ過装置から発生する廃スラッジの処分先（埋設施設）の設計に応じて、処分方法を確立し、処理設備を設置する。

なお、タンクが満杯であっても、タンク周辺通路での線量率は遮蔽設計区分における線量率よりも十分低くなるように設

計されているため、従事者の被ばくへの影響はない。

(2) 機器ドレン廃液

機器ドレン廃液を助材型ろ過装置の代替となる非助材型ろ過装置により処理する。機器ドレン廃液の発生量約 $180 \text{ m}^3/\text{d}$ に対する処理能力は次のとおりであり、一日分の発生量を十分に処理可能である。

- ・撤去する助材型ろ過装置の処理能力：約 $50 \text{ m}^3/\text{h}$
- ・非助材型ろ過装置の処理能力：約 $40 \text{ m}^3/\text{h}$

以上より、助材型ろ過装置（機器ドレン処理系）を撤去しても廃棄物処理に支障はなく、安全性に影響はない。

(3) 床ドレン廃液

床ドレン廃液を助材型ろ過装置の代替となる再生廃液処理系により処理する。床ドレン廃液の発生量：約 $40 \text{ m}^3/\text{d}$ に対する処理能力は次のとおりであり、一日分の発生量を十分に処理可能である。

- ・撤去する助材型ろ過装置の処理能力：約 $50 \text{ m}^3/\text{h}$
- ・再生廃液処理系の処理能力：約 $6.8 \text{ m}^3/\text{h}$

以上より、助材型ろ過装置（床ドレン処理系）を撤去しても廃棄物処理に支障はなく、安全性に影響はない。

5. 休止設備の撤去による固体廃棄物の発生量について

休止設備の撤去により発生する廃棄物については、容器（ドラム缶等）に収納し、固体廃棄物貯蔵庫（貯蔵容量約 73,000 本（200 L ドラ

ム缶相当)) に貯蔵保管する。発生する廃棄物量は、ドラム缶 100 本程度である。また、震災前 5 年間の固体廃棄物貯蔵庫の貯蔵保管量の増加（東海第二発電所分）は平均 2,042 本/年（平成 18 年度から 1,333 本, 957 本, 2,263 本, 3,361 本, 2,299 本発生）となっており、休止設備の撤去により発生する廃棄物量は年間発生量の 5 %程度となる。休止設備の撤去により発生する廃棄物量を今後の固体廃棄物貯蔵庫の貯蔵保管量の推定（図 21）に加えても固体廃棄物貯蔵庫における貯蔵保管への影響及び休止設備の撤去による廃棄物処理の安全性への影響はない。

以 上

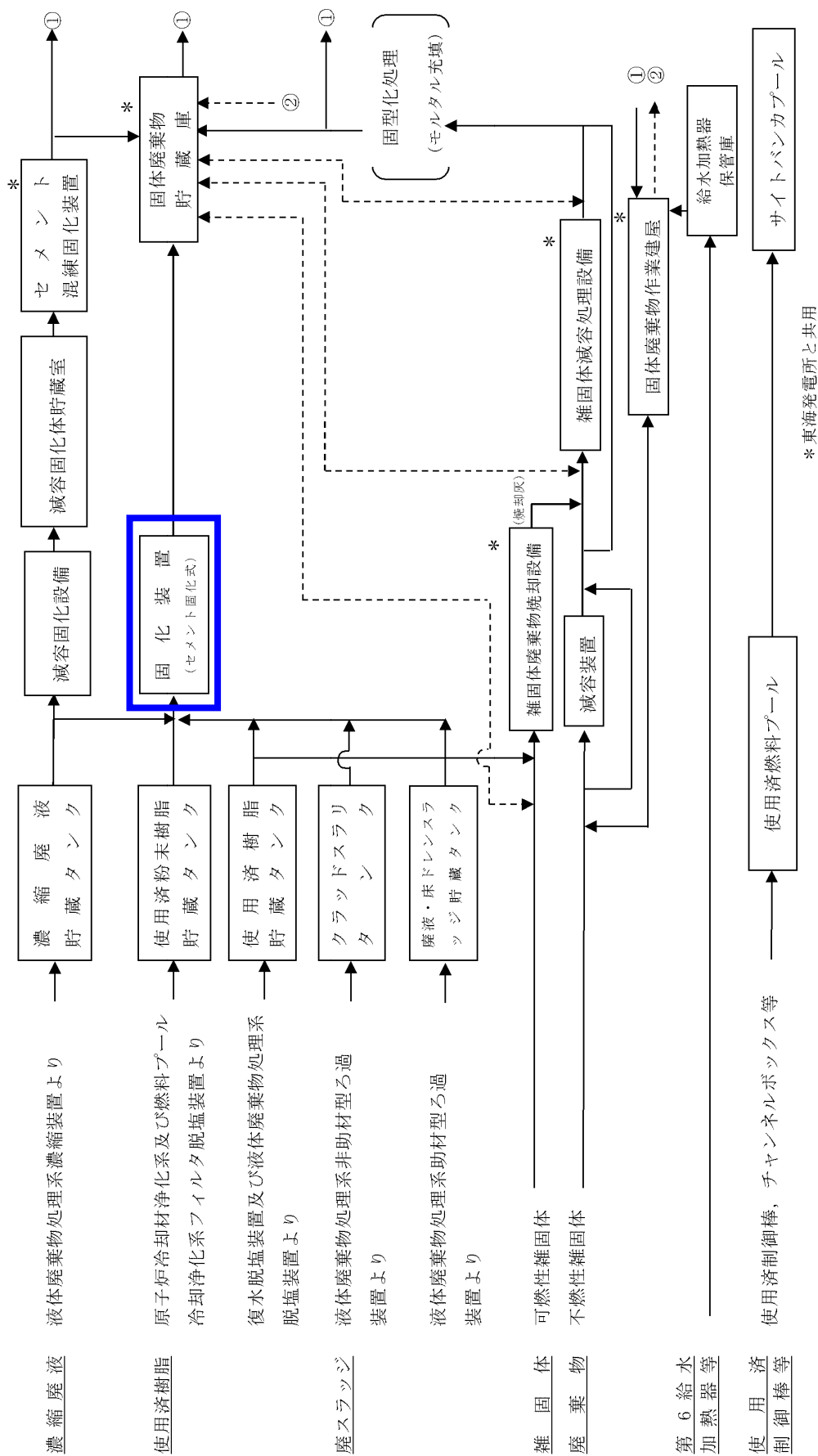


図 1 固体廃棄物処理系統概要図（設置許可申請書 第 10.3-1 図）

固化装置（セメント固化式）

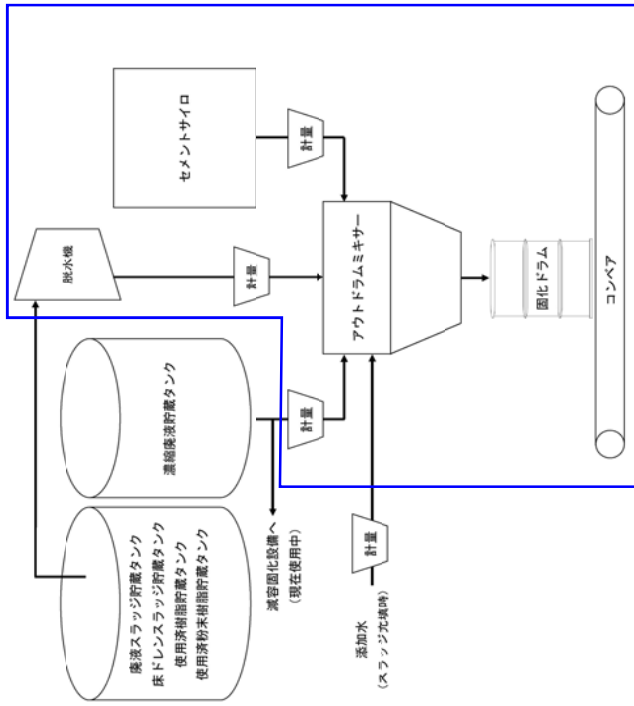


図2 固化装置（セメント固化式）概略図

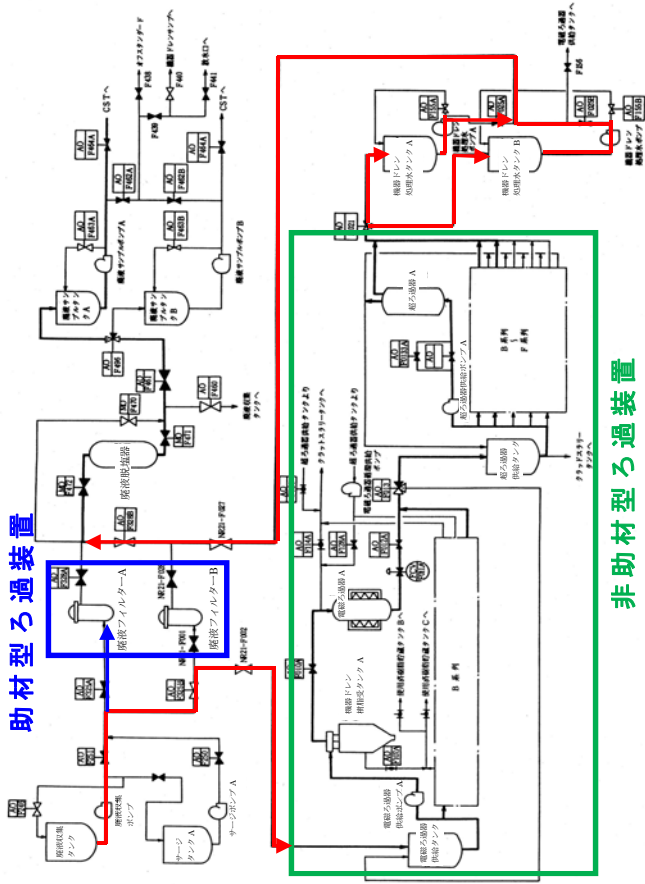


図3 機器下ドレン処理系統図

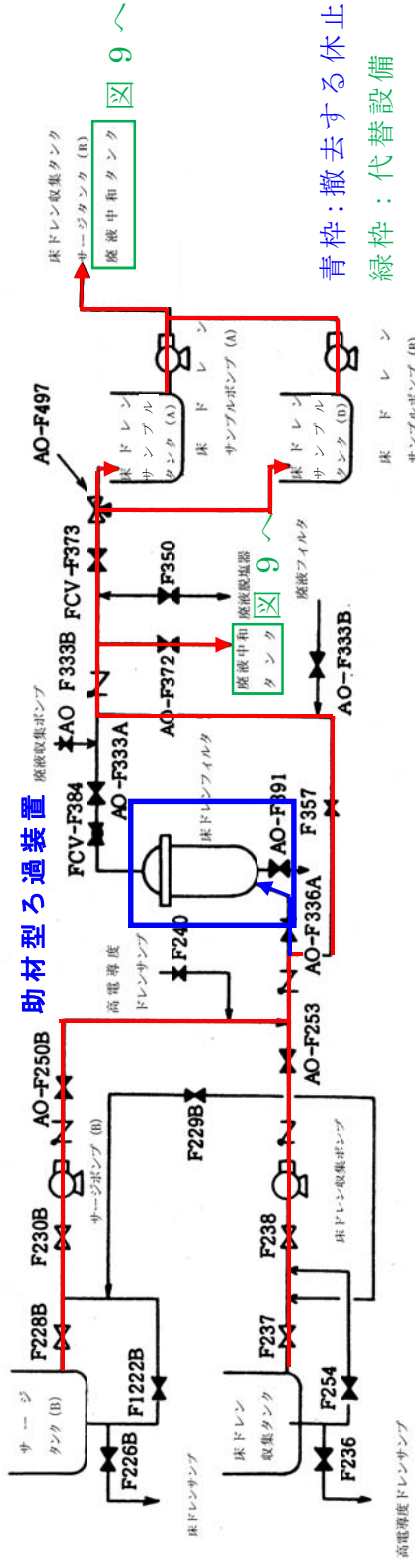
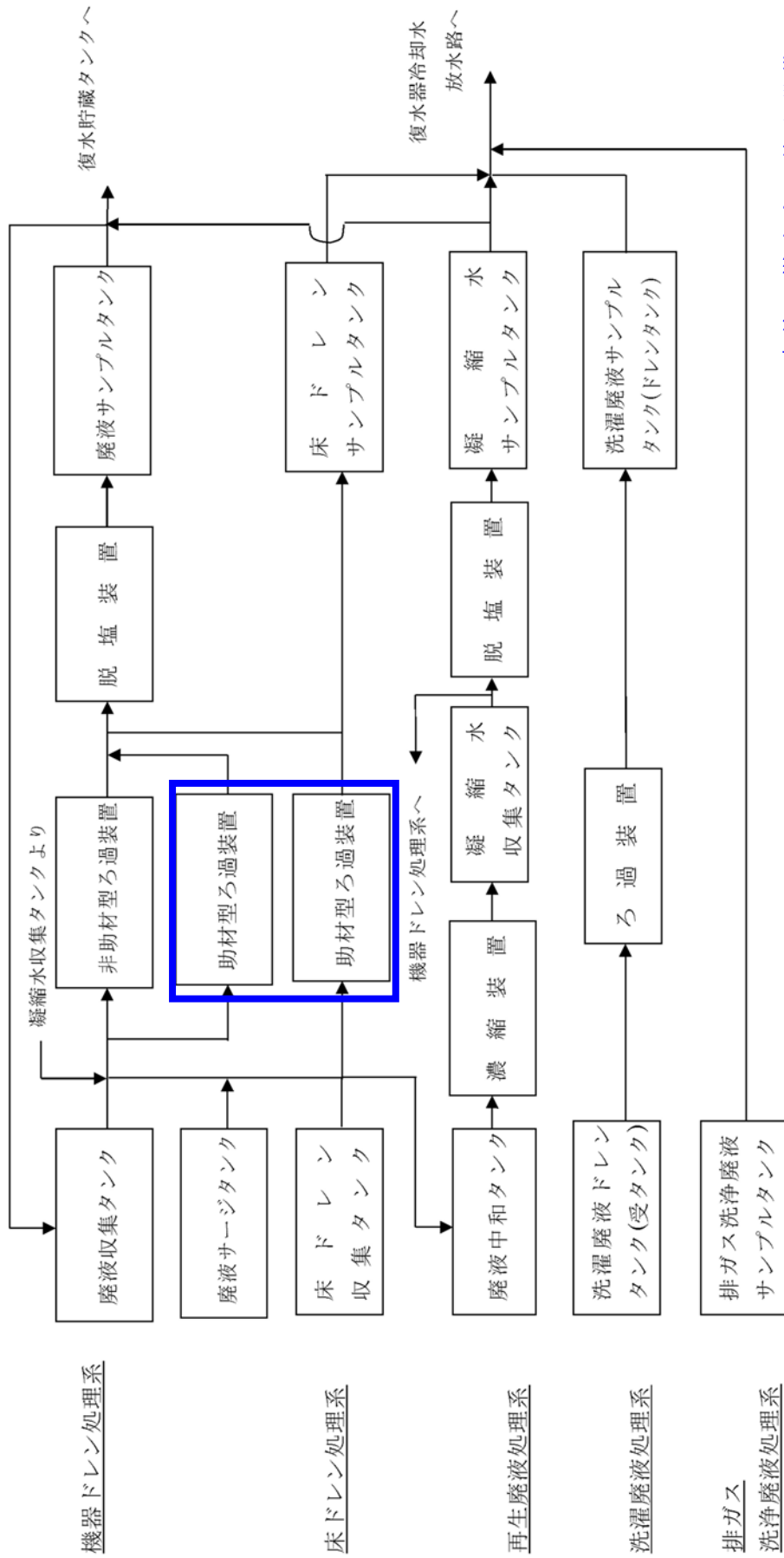


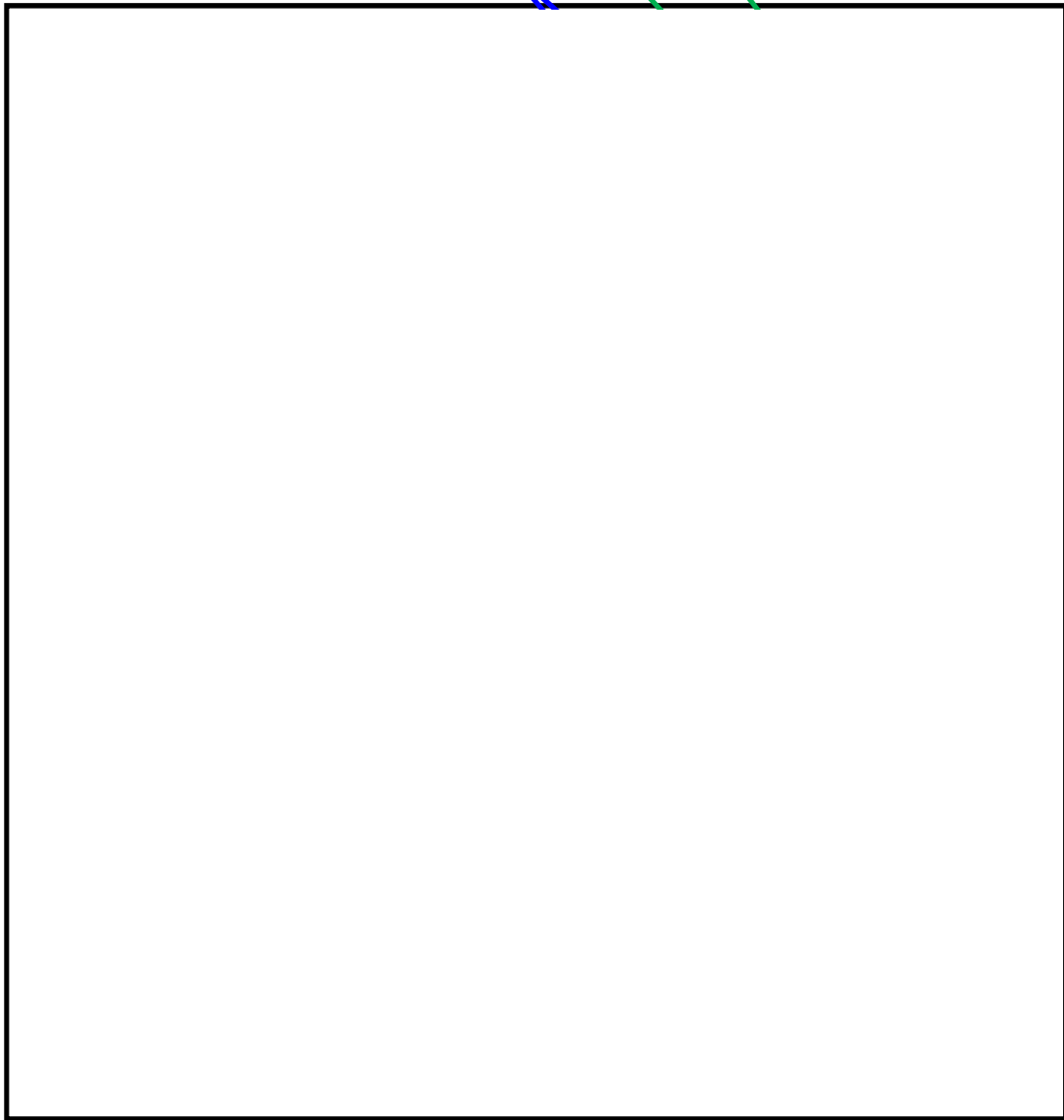
図4 床ドレン処理系統図

青枠：撤去する休止設備
 緑枠：代替設備
 赤線：廃棄物の流れ



青枠：撤去する休止設備

図 5 液体廃棄物処理系統概要図（設置許可申請書 第 10.2-1 図）



セメントサイロ（屋外）

格納容器圧力逃がし装置

第二弁操作室

格納容器圧力逃がし装置

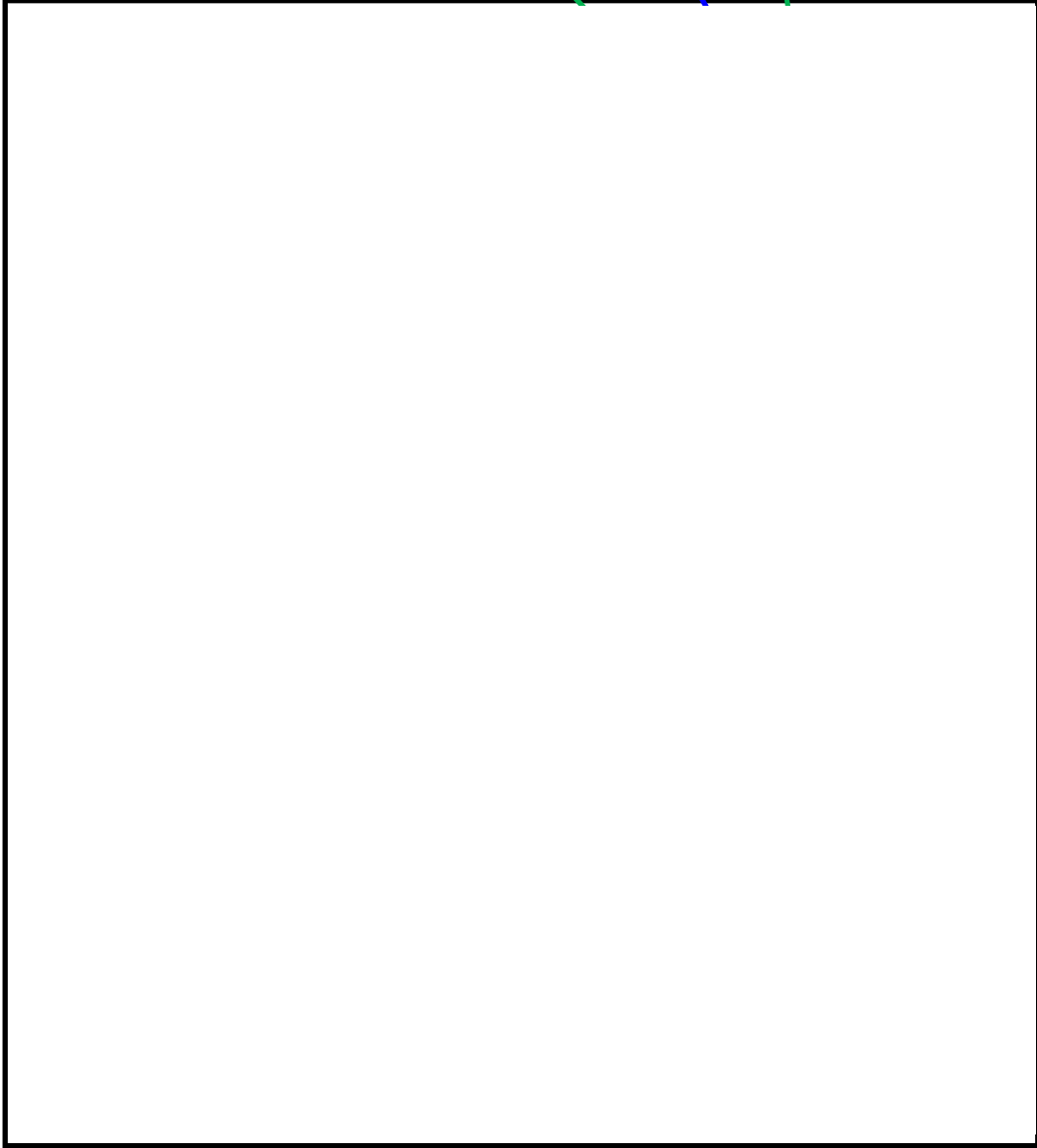
フィルタ装置入口水素濃度

青：撤去する

固化装置（セメント固化式）

緑：撤去後に新設する重大事故等
対処施設

図 6-1 撤去対象設備の設置場所



格納容器圧力逃がし装置
第二弁操作室空ポンベユニット

アウトドラムミキサー
スラッジコンベア

緊急用直流 125V MCC

青：撤去する

固化装置（セメント固化式）

緑：撤去後に新設する重大事故等
対処施設

図 6-2 撤去対象設備の設置場所

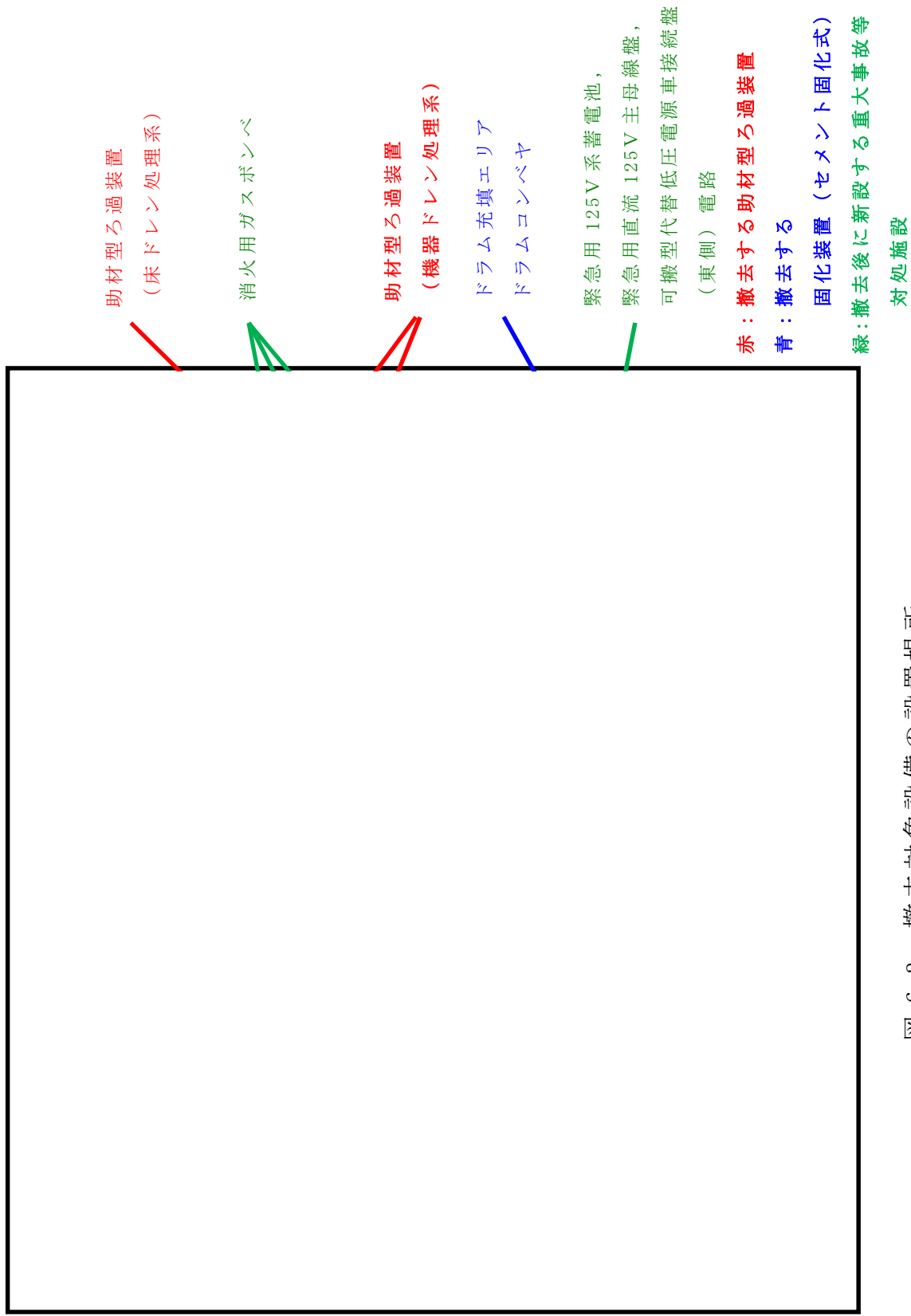


図 6-3 撤去対象設備の設置場所

表 1 休止設備によるこれまでの処理実績と現在の状況

休止設備	処理対象廃棄物	処理実績	現在の状況
固化装置 (セメント固化式)	機器ドレン廃液及び床ドレン廃液を処理した際に発生する濃縮廃液	処理実績あり (セメント固化体を製作)	処理方法：減容固化設備にて処理 セメント混練固化装置にて処理 処理状況：処理中
	原子炉冷却材浄化系及び燃料プールの冷却浄化系フィルタ脱塩器から発生する使用済粉末樹脂	処理実績なし	処理方法：使用済粉末樹脂貯蔵タンクに移送し貯蔵 貯蔵状況：貯蔵中
	非助材型ろ過装置から発生する廃スラッジ（クラッドスラリー）	処理実績なし	処理方法：クラッドスラリータンクに移送し貯蔵 貯蔵状況：貯蔵中
	復水脱塩装置及び液体廃棄物処理系脱塩装置から発生する使用済粒状樹脂	処理実績なし	処理方法：使用済樹脂貯蔵タンクに移送し貯蔵 満杯になる前に雑固体廃棄物焼却設備にて焼却 貯蔵状況：貯蔵中
	助材型ろ過装置から発生する廃スラッジ	処理実績なし	処理方法：廃液・床ドレンスラッジ貯蔵タンクに移送し貯蔵 満杯になる前に雑固体廃棄物焼却設備にて焼却 貯蔵状況：貯蔵中

休止設備	処理対象廃棄物	処理実績	現在の状況
助材型ろ過装置 (機器ドレン処理系)	機器ドレン廃液	処理実績あり (廃スラッジを廃液スラッジ貯蔵タンクに貯蔵)	処理方法：非助材型ろ過装置にて処理 処理状況：処理中
助材型ろ過装置 (床ドレン処理系)	床ドレン廃液	処理実績あり (廃スラッジを床ドレンスラッジ貯蔵タンクに貯蔵)	処理方法：再生廃液処理系にて処理 処理状況：処理中

休止設備を撤去することに関する規制要求事項への適合性に関する説明

休止設備撤去後の状態において、次の各号に掲げる規則に定められた要求事項を満足することを表 2～4 により確認した。

- ・ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（表 2）
- ・ 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（表 3）
- ・ 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（表 4）

表 2 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」における休止設備に関する確認結果

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (工場又は事業所において行われる廃棄)	休止設備の撤去に関する適合性確認結果
<p>第九十条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p style="text-align: center;">[第一号～第五号 省略]</p> <p>六 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。</p> <p>イ 排水施設によって排出すること。</p> <p>ロ 障害防止の効果を持った廃液槽に保管廃棄すること。</p>	<p>・ 第六号はいずれかの方法による廃棄を要求しているが、「休止設備」を撤去しても、代替の処理がなされるため、要求を満足している。</p> <p>・ 休止設備の撤去に伴い、東海第二設置許可申請書の次の記載における下線部を削除する変更としても、第六号ロの要求を満足している。</p> <p>「濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクに貯蔵した後、<u>固化装置（セメント固化式）で固化材（セメント）と混合してドラム缶内に固化し固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</u>あるいは、<u>減容固化設備で乾燥・造粒して容器に詰め減容固化体貯蔵室に貯蔵するか、貯蔵した後、セメント混練固化装置でドラム缶内に固化材（セメント）と混練して固化し固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。」</u></p>

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	休止設備の撤去に関する適合性確認結果
<p>ハ 容器に封入し、又は容器と一体的に固型化して障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。</p> <p>ニ 障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。</p> <p>ホ 障害防止の効果を持った固型化設備で固型化すること。</p>	<p>「原子炉冷却材浄化系及び燃料プール冷却浄化系フィルタ脱塩器から発生する使用済粉末樹脂は使用済粉末樹脂貯蔵タンクに、また、非助材型ろ過装置から発生する廃スラッジはクラッドスラリタンクに貯蔵するか、又は貯蔵し放射能を減衰させた後、<u>固化装置（セメント固化式）で固化材（セメント）と混合してドラム缶内に固化し固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。復水脱塩装置及び液体廃棄物処理系脱塩装置から発生する使用済粒状樹脂並びに助材型ろ過装置から発生する廃スラッジは、使用済樹脂貯蔵タンク、廃液スラッジ貯蔵タンク若しくは床ドレンスラッジ貯蔵タンクに貯蔵するか、又は貯蔵し放射能を減衰させた後、雑固体廃棄物焼却設備で焼却するか、<u>固化装置（セメント固化式）で固化材（セメント）と混合してドラム缶内に固化し固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</u>」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休止設備「<u>固化装置（セメント固化式）</u>」の撤去に伴い、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管せず、第六号ロの要求を満足する各タンクに貯蔵する。このため、第六号の要求「液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。」を満足している。なお、濃縮廃液については、「<u>濃縮廃液貯蔵タンクに貯蔵した後、<u>固化装置（セメント固化式）</u>で固化材（セメント）と混合してドラム缶内に固化し固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。あるいは、<u>減容固化設備で乾燥・造粒して容器に詰め減容固化体貯蔵室に貯蔵するか、貯蔵した後、セメント混練固化装置でドラム缶内に固化材（セメント）と混練して固化し固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</u>」ことから、下線部の休止設備「<u>固化装置（セメント固化式）</u>」を撤去しても、第六号ハの要求を満足している。</u> ・ 濃縮廃液については、「<u>濃縮廃液貯蔵タンクに貯蔵した後、<u>固化装置（セメント固化式）</u>で固化材（セメント）と混合してドラム缶内に固化し固体廃棄物貯蔵</u>

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	休止設備の撤去に関する適合性確認結果
<p>七 前号イの方法により廃棄する場合は、排水施設において、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂法等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈等の方法によって排水中の放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排水口又は排水監視設備において排水中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>八 第六号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。</p> <p>九 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入して行うときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 水が浸透しにくく、腐食に耐え、かつ、放射性廃棄物が漏れにくい構造であること。</p> <p>ロ き裂又は破損が生じるおそれがないものであること。</p> <p>ハ 容器のふたが容易に外れないものであること。</p> <p>十 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器と一体的に固型化して行うときは、固型化した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れを防止できるものであること。</p>	<p>庫に貯蔵保管する。あるいは、減容固化設備で乾燥・造粒して容器に詰め減容固化体貯蔵室に貯蔵するか、貯蔵した後、セメント混練固化装置でドラム缶内に固化材（セメント）と混練して固化し固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。」ため、代替設備があることから、第六号ホの要求を満足している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第六号の要求「液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。」を満足している。 第七号は、排水中の放射性物質の濃度を低下させるための処理を要求している。休止設備の「助材型ろ過装置」（機器ドレン処理系及び床ドレン処理系）の撤去に伴い、この設備に係る記載を削除する変更に伴い、「非助材型ろ過装置」（機器ドレン処理系）及び「再生廃液処理系」（床ドレン処理系）の設計を変更せず、代替することから、要求を満足している。 液体状の放射性廃棄物及び固体状の放射性廃棄物において、著しい過熱が生じるおそれがないことから、第八号の要求は該当しない。 第九号は濃縮廃液貯蔵タンクに貯蔵した濃縮廃液の処理（セメント混練固化装置による固化）時の容器に対する要求となっており、従前からのドラム缶に収納し、廃棄する設計を変更しないため、要求を満足している。 第十号の要求の対象とする廃棄は、ドラム缶内に固型化処理することであり、従前からの固型化処理を変更しないため、要求を満足している。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	休止設備の撤去に関する適合性確認結果
<p>十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。</p> <p>イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄する場合は、封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包むこと、封入された放射性廃棄物の全部を収容できる受皿を設けること等当該容器にき裂又は破損が生じた場合の汚染の広がりの防止について必要な措置を講ずること。</p> <p>ロ 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した放射性廃棄物と一体化した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、当該放射性廃棄物に関して第六十七条の規定に基づき記録された内容と照合でききような整理番号を表示すること。</p> <p>ニ 当該保管廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。</p> <p>十二 固体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいづれかの方法により廃棄すること。</p> <p>イ 障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。</p> <p>ロ 容器に封入し、又は容器と一体的に固型化して障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。</p> <p>ハ ロの方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。</p> <p>十三 前号ロに規定する方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入して行うときは、第九号及び第十一号（イを除く。）に規定する例によること。</p> <p>十四 第十二号ロに規定する方法により廃棄する場合において放射性廃棄物を容</p>	<p>・第十一号の要求の対象とする保管廃棄は、固体廃棄物貯蔵庫への貯蔵保管のことであり、従前からの貯蔵保管を変更しないため、要求を満足している。</p> <p>・第十二号の要求の対象となる固体状の放射性廃棄物は、使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵した使用済粒状樹脂、廃液スラッジ貯蔵タンクに貯蔵した廃スラッジ及び床ドレンスラッジ貯蔵タンクに貯蔵した廃スラッジであり、従前からの変更をしていないため、要求を満足している。</p> <p>・第十二号ハの要求に該当する保管廃棄はないことから、適合性の確認を要しない。</p> <p>・第十三号が要求する廃棄とは、固体状の放射性廃棄物の廃棄に係る要求内容であり、第九号及び第十一号（イを除く。）の要求に対応する運用と同じであるため、要求を満足している。</p> <p>・第十四号が要求する廃棄とは、固体状の放射性廃棄物の固型化に係る要求内容</p>

<p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則</p> <p>器と一体的に固型化して行うときは、第十号及び第十一号（イを除く。）に規定する例によること。</p> <p>十五 第十二号ハに規定する方法により廃棄する場合には、第十一号ロ及びニに規定する例によること。</p>	<p>休止設備の撤去に関する適合性確認結果</p> <p>であり、第九号及び第十一号（イを除く。）の要求に対応する運用と同じであるため、要求を満足している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休止設備撤去に関する適合性の確認において、第十二号ハの要求に該当する保管廃棄はないことから、第十五号への適合性確認を要しない。
--	---

表3 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」における休止設備に関する確認結果

<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</p> <p>(放射性廃棄物の処理施設)</p> <p>第二十七条 工場等には、次に掲げるところにより、通常運転時において放射性廃棄物（実用炉規則第二項第二号に規定する放射性廃棄物をいう。以下同じ。）を処理する施設（安全施設に係るものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> <p>一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものとする。</p> <p>二 液体状の放射性廃棄物の処理に係るものにあつては、放射性物質を処理する施設から液体状の放射性廃棄物が漏えいすることを防止し、及び工場等外へ液体状の放射性廃棄物が漏えいすることを防止できるものとする。</p>	<p>休止設備の撤去に関する適合性確認結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器ドレン廃液の処理 <ul style="list-style-type: none"> 機器ドレン廃液に関しては、次の2種類の処理(a)及び(b)について許可されている。今回、助材型ろ過装置(図3参照)を撤去するため、(b)に示す処理を削除するが、(a)に示す処理が可能であるため、第一号の基準への適合性に影響を及ぼさない。また、(b)に示す助材型ろ過装置を設置した区画内において、液体状の放射性廃棄物を処理しないため、漏えい防止に係る設備(漏えい検出器及び設備周辺の堰)を撤去するとともに、助材型ろ過装置と接続した液体状の放射性廃棄物の移送配管は、切断撤去(必要に応じて部分的に切断撤去)及び開口部を閉止する。なお、(a)に示す処理における漏えい防止
--	---

<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</p>	<p>休止設備の撤去に関する適合性確認結果</p> <p>に係る設備（漏えい検出器，独立した区画内での設置，設備周辺の堰等）の設計を変更するものではない。このため，第二号の基準への適合性に影響を及ぼさない。</p> <p>(a) 電磁ろ過器及び超ろ過器（透過膜式）からなる非助材型ろ過装置（二十七条設備）で処理する。</p> <p>(b) 助材型ろ過装置（二十七条設備）で処理する。</p> <p>・床ドレン廃液の処理</p> <p>床ドレン廃液に関しては，次の2種類の処理(a)及び(b)について許可されている。今回，助材型ろ過装置（図4参照）を撤去するため，(b)に示す処理を削除するが，(a)に示す処理が可能であるため，第一号の基準への適合性に影響を及ぼさない。また，(b)に示す助材型ろ過装置を設置した区画内において，液体状の放射性廃棄物を処理しないため，漏えい防止に係る設備（漏えい検出器及び設備周辺の堰）を撤去するとともに，助材型ろ過装置と接続された液体状の放射性廃棄物の移送配管は，切断撤去（必要に応じて部分的に切断撤去）及び開口部を閉止する。なお，(a)に示す処理における漏えい防止に係る設備（漏えい検出器，独立した区画内での設置，設備周辺の堰等）の設計を変更するものではない。このため，第二号の基準への適合性に影響を及ぼさない。</p> <p>(a) 再生廃液処理系（二十七条設備）に移送して，濃縮処理する（図4，9及び10参照）。</p> <p>(b) 助材型ろ過装置（二十七条設備）で処理する。</p>
--	--

<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</p>	<p>休止設備の撤去に関する適合性確認結果</p>
<p>三 固体状の放射性廃棄物の処理に係るものにおいては、放射性廃棄物を処理する過程において放射性物質が散逸し難いものとすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・液体廃棄物処理系から発生する濃縮廃液 <ul style="list-style-type: none"> 濃縮廃液に関しては、次の2種類の取扱い(a)及び(b)について許可されている。今回、固化装置(セメント固化式)(図2、6-1、6-2及び6-3参照)を撤去するため、(b)に示す処理・貯蔵保管を削除するが、(a)に示す処理・貯蔵保管が可能であるため、第一号及び第三号の基準への適合性に影響を及ぼさない。また、(b)に示す固化装置(セメント固化式)を設置した区画内において、液体状の放射性廃棄物を処理しないため、漏えい防止に係る設備(漏えい検出器及び設備周辺の堰)を撤去するとともに、固化装置(セメント固化式)と接続された液体状の放射性廃棄物の移送配管は、切断撤去(必要に応じた部分的に切断撤去)及び開口部を閉止する。なお、(a)に示す処理における漏えい防止に係る設備(漏えい検出器、独立した区画内での設置、設備周辺の堰等)の設計を変更するものではない。このため、第二号の基準への適合性に影響を及ぼさない。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 濃縮廃液貯蔵タンクで放射能を減衰させた後、減容固化設備で、乾燥・造粒後、容器に詰めて減容固化体貯蔵室に貯蔵するか、貯蔵した後、セメント混練固化装置でドラム缶内に固化材(セメント)と混練して固化し固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。(二十七条、二十八条設備) (b) 濃縮廃液貯蔵タンクで放射能を減衰させた後、固化装置(セメント固化式)で固化材(セメント)と混合してドラム缶内に固化し固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。(二十七条、二十八条設備) ・使用済樹脂(粉末、粒状)

<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</p>	<p>休止設備の撤去に関する適合性確認結果</p>
	<p>① 原子炉冷却材浄化系及び燃料プール冷却浄化系フィルタ脱塩器から発生する使用済粉末樹脂に関しては、次の2種類の取扱い(a)及び(b)について許可されている。今回、固化装置(セメント固化式)を撤去するため、(b)に示す処理・貯蔵保管を削除することから、二十七条にて対象とする設備はなくなる。また、二十八条対象施設である使用済粉末樹脂貯蔵タンクに貯蔵するため使用済粉末樹脂の取扱いに問題はない。また、(b)に示す固化装置(セメント固化式)を設置した区画内において、液体状の放射性廃棄物を処理しないため、漏えい防止に係る設備(漏えい検出器及び設備周辺の堰)を撤去するとともに、固化装置(セメント固化式)と接続された液体状の放射性廃棄物の移送配管は、切断撤去(必要に応じて部分的に切断撤去)及び開口部を閉止する。</p> <p>(a) 使用済粉末樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。(二十八条設備)</p> <p>(b) 使用済粉末樹脂貯蔵タンクに貯蔵し放射能を減衰させた後、固化装置(セメント固化式)で固化材(セメント)と混合してドラム缶内に固化し固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。(二十七条、二十八条設備)</p> <p>② 復水脱塩装置及び液体廃棄物処理系脱塩装置から発生する使用済粒状樹脂に関しては、次の3種類の取扱い(a)、(b)及び(c)について許可されている。今回、固化装置(セメント固化式)を撤去するため、(c)に示す処理・貯蔵保管を削除するが、(b)に示す処理が可能であり、第一号及び第三号の基準への適合性に影響を及ぼさない。また、(c)に示す固化装置(セメント固化式)を設置した区画内において、液体状の放射性廃棄物を処理しないため、漏えい防止に係る設備(漏えい検出器及び設備周辺の堰)を撤去す</p>

<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</p>	<p>休止設備の撤去に関する適合性確認結果</p> <p>るとともに、固化装置（セメント固化式）と接続された液体状の放射性廃棄物の移送配管は、切断撤去（必要に応じて部分的に切断撤去）及び開口部を閉止する。なお、(b)に示す処理における漏えい防止に係る設備（漏えい検出器、独立した区画内での設置、設備周辺の堰等）の設計を変更するものではない。このため、第二号の基準への適合性に影響を及ぼさない。</p> <p>(a) 使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。（二十八条設備）</p> <p>(b) 使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵し放射能を減衰させた後、雑固体廃棄物焼却設備で焼却する。（二十七条、二十八条設備）</p> <p>(c) 固化装置（セメント固化式）で固化材（セメント）と混合してドラム缶内に固化し固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。（二十七条、二十八条設備）</p> <p>・廃スラッジ</p> <p>① 非助材型ろ過装置から発生する廃スラッジに関しては、次の2種類の取扱い(a)及び(b)について許可されている。今回、固化装置（セメント固化式）を撤去するため、(b)に示す処理・貯蔵保管を削除することから、二十七条にて対象とする設備はなくなる。なお、非助材型ろ過装置から発生する廃スラッジの取扱いに問題はない。また、(b)に示す固化装置（セメント固化式）を設置した区画内において、液体状の放射性廃棄物を処理しないため、漏えい防止に係る設備（漏えい検出器及び設備周辺の堰）を撤去するとともに、固化装置（セメント固化式）と接続された液体状の放射性廃棄物の移送配管は、切断撤去（必要に応じて部分的に切断撤去）及び開口部を閉止する。</p> <p>(a) クラッドスラリタンクに貯蔵する。（二十八条設備）</p>
--	--

<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</p>	<p>休止設備の撤去に関する適合性確認結果</p>
	<p>(b) クラッドスラリタンクに貯蔵し放射能を減衰させた後、固化装置（セメント固化式）で固化材（セメント）と混合してドラム缶内に固化し固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。（二十七条、二十八条設備）</p> <p>② 助材型ろ過装置（機器ドレン処理系）（図3、5及び6-3参照）から発生する廃スラッジに関しては、次の3種類の取扱い(a)、(b)及び(c)について許可されている。今回、固化装置（セメント固化式）を撤去するため、(c)に示す処理・貯蔵保管を削除するが、(b)に示す処理が可能であり、第一号及び第三号の基準への適合性に影響を及ぼさない。また、(c)に示す固化装置（セメント固化式）を設置した区画内において、液体状の放射性廃棄物を処理しないため、漏えい防止に係る設備（漏えい検出器及び設備周辺の堰）を撤去するとともに、固化装置（セメント固化式）と接続された液体状の放射性廃棄物の移送配管は、切断撤去（必要に応じて部分的に切断撤去）及び開口部を閉止する。なお、(b)に示す処理における漏えい防止に係る設備（漏えい検出器、独立した区画内での設置、設備周辺の堰等）の設計を変更するものではない。このため、第二号の基準への適合性に影響を及ぼさない。</p> <p>(a) 廃液スラッジ貯蔵タンクに貯蔵する。（二十八条設備）</p> <p>(b) 廃液スラッジ貯蔵タンクに貯蔵し放射能を減衰させた後、雑固体廃棄物焼却設備で焼却する。（二十七条、二十八条設備）</p> <p>(c) 固化装置（セメント固化式）で固化材（セメント）と混合してドラム缶内に固化し、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。（二十七条、二十八条設備）</p>

<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</p>	<p>休止設備の撤去に関する適合性確認結果</p>
<p>(放射性廃棄物の貯蔵施設)</p> <p>第二十八条 工場等には、次に掲げるところにより、発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を貯蔵する施設（安全施設に係るものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物が漏えいし難いものとすること。</p> <p>二 固体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備を設けるものにあつては、放射性廃棄物による汚染が広がらないものとすること。</p>	<p>③ 助材型ろ過装置（床ドレン処理系）（図4、5及び6-3参照）から発生する廃スラッジに関しては、次の3種類の取扱い(a)、(b)及び(c)について許可されている。今回、固化装置（セメント固化式）を撤去するため、(c)に示す処理・貯蔵保管を削除するが、(b)に示す処理が可能であり、第一号及び第三号の基準への適合性に影響を及ぼさない。また、固化装置（セメント固化式）を撤去するが、漏えい防止に係る設備（漏えい検出器、独立した区画内での設置、設備周辺の堰等）の設計を変更するものではなく、固化装置（セメント固化式）と接続された廃スラッジの移送配管は、切断撤去（必要に応じて部分的に切断撤去）及び開口部を閉止するため、第二号の基準への適合性に影響を及ぼさない。</p> <p>(a) 床ドレンスラッジ貯蔵タンクに貯蔵する。（二十八条設備）</p> <p>(b) 床ドレンスラッジ貯蔵タンクに貯蔵し放射能を減衰させた後、雑固体廃棄物焼却設備で焼却する。（二十七条、二十八条設備）</p> <p>(c) 固化装置（セメント固化式）で固化材（セメント）と混合してドラム缶内に固化し、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。（二十七条、二十八条設備）</p> <p>八条設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済粉末樹脂及び非助材型ろ過装置からの廃スラッジは、今後も以下に示す各タンクに貯蔵し、設計を変更しないため、第一号及び第二号の基準への適合性に影響を及ぼさない。 使用済粉末樹脂：使用済粉末樹脂貯蔵タンク（二十八条設備） 非助材型ろ過装置からの廃スラッジ：クラッドスラリタンク（二十八条設備）

<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</p>	<p>休止設備の撤去に関する適合性確認結果</p>
<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</p>	<p>・基準の解釈により、本条における貯蔵は、「将来的に発電用原子炉施設から発生する放射性固体廃棄物の発生量及び搬出量を考慮して放射性固体廃棄物を貯蔵及び管理できること」としている。撤去した設備は、ドラム缶等の容器に収納することから放射性物質が漏えいし難く、且つ放射性物質による汚染が広がらない。また、これらの廃棄物を固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管しても、貯蔵容量以下に管理できることから、第一号及び第二号の基準への適合性に影響を及ぼさない。</p> <p>固体廃棄物貯蔵庫 A（東海発電所と共用） 固体廃棄物貯蔵庫 B（東海発電所と共用）</p>

表 4 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」における休止設備に関する確認結果

<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 (廃棄物処理設備等)</p>	<p>休止設備の撤去に関する適合性確認結果</p>
<p>第三十九条 工場等には、次に定めるところにより放射性廃棄物を処理する設備（排気筒を含み、次条及び第四十三条に規定するものを除く。）を施設しなければならぬ。</p> <p>一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>二 放射性廃棄物以外の廃棄物を処理する設備と区別して施設すること。ただし、</p>	<p>・第一号は、排水中の放射性物質の濃度を低下させるための処理を要求している。休止設備の「助材型ろ過装置」（機器ドレン処理系及び床ドレン処理系）の撤去後も、「非助材型ろ過装置」（機器ドレン処理系）及び「再生廃液処理系」（床ドレン処理系）で処理することから、第1項第一号の基準への適合性に影響を及ぼさない。</p> <p>・「非助材型ろ過装置」（機器ドレン処理系）及び「再生廃液処理系」（床ドレン処</p>

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	休止設備の撤去に関する適合性確認結果
<p>放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を処理する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>三 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であり、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の負荷により著しく腐食しないものであること。</p> <p>四 気体状の放射性廃棄物を処理する設備は、第四十三条第三号の規定に準ずるほか、排気筒の出口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出しないこと。</p> <p>五 流体状の放射性廃棄物及び原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから発生する高放射性の固体状の放射性廃棄物を工場等内において運搬するための容器は、取扱中における衝撃その他の負荷に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。</p> <p>六 前号の容器は、内部に放射性廃棄物を入れた場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当量率及びその表面から一メートルの距離における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないよう、遮蔽できるものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。</p> <p>2 流体状の放射性廃棄物を処理する設備が設置される放射性廃棄物処理施設（流体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。以下この項において同じ。）は、次に定めるところにより施設しなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物処理施設内部の床面及び壁面は、流体状の放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。</p> <p>二 放射性廃棄物処理施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の</p>	<p>理系) の設計を変更しないことから、第1項第二号、第三号、第五号及び第六号の基準への適用性に影響を及ぼさない。</p> <p>・機器ドレン廃液及びび床ドレン廃液を処理する「助材型ろ過装置」(機器ドレン処理系及びび床ドレン処理系) を撤去するが、漏えい防止に係る設備 (漏えい検出器、独立した区画内での設置、設備周辺の堰等) の設計を変更するものではなく、助材型ろ過装置に接続された機器ドレン廃液及びび床ドレン廃液の移送配管の切断撤去 (必要に応じて部分的に切断撤去) 及び開口部を閉止するため、第2項第一号、第二号、第三号及び第四号の基準への適合性に影響しない。</p>

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	休止設備の撤去に関する適合性確認結果
<p>傾斜により流体状の放射性廃棄物が排液受け口に導かれる構造であり、かつ、流体状の放射性廃棄物（気体状のものを除く。以下同じ。）を処理する設備の周辺部には、流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための堰が施設されていること。</p> <p>三 放射性廃棄物処理施設外に通じる出入口又はその周辺部には、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物処理施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。ただし、放射性廃棄物処理施設内部の床面が隣接する発電用原子炉施設の床面又は地表面より低い場合であって、放射性廃棄物処理施設外へ漏えいするおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>四 工場等外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないもの並びに排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備を施設するものを除く。）上に放射性廃棄物処理施設内部の床面がないよう、施設すること。</p> <p>3 第一項第五号の流体状の放射性廃棄物を運搬するための容器は、第二項第三号に準じて流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するように施設しなければならぬ。ただし、管理区域内においてのみ使用されるもの及び漏えいするおそれがない構造のものは、この限りでない。</p> <p>(廃棄物貯蔵設備等)</p> <p>第四十条 放射性廃棄物を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。</p> <p>一 通常運転時に発生する放射性廃棄物を貯蔵する容量があること。</p>	<p>・移送水と混合され流体状の放射性廃棄物となっている廃スラッジを処理する休止設備の固化装置（セメント固化式）を撤去するが、漏えい防止に係る設備（漏えい検出器、独立した区画内での設置、設備周辺の堰等）の設計を変更するものではなく、固化装置（セメント固化式）に接続された移送配管の切断撤去（必要に応じて部分的に切断撤去）及び開口部を閉止するため、第2項第一号、第二号、第三号及び第四号の基準への適合性に影響しない。</p> <p>・休止設備の撤去に伴い、液体状の放射性廃棄物を運搬する運用を採用しないことから、第3項の基準への適合性に影響しない。</p> <p>・濃縮廃液は、「濃縮廃液貯蔵タンクに貯蔵した後、固化装置（セメント固化式）で固化材（セメント）と混合してドラム缶内に固化し固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。あるいは、減容固化設備で乾燥・造粒して容器に詰め減容固化体貯</p>

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	休止設備の撤去に関する適合性確認結果
<p>二 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。</p> <p>三 崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の負荷により著しく腐食しないこと。</p> <p>2 固体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備が設置される発電用原子炉施設は、放射性廃棄物による汚染が広がらないように施設しなければならない。</p>	<p>蔵室に貯蔵するか、貯蔵した後、セメント混練固化装置でドラム缶内に固化材（セメント）と混練して固化し固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。」ため、下線部の設備によって処理し固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管していることから、通常運転時に発生する濃縮廃液を貯蔵する容量を増加させる必要はなく、第一号の基準への適合性に影響を及ぼさない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用済粒状樹脂は、使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵し、放射能を減衰させた後、雑固体廃棄物焼却設備で焼却するため、休止設備「固化装置（セメント固化式）」の撤去に伴って、通常運転時に発生する使用済粒状樹脂を貯蔵する容量を増加させる必要がないことから、第一号の基準への適合性に影響を及ぼさない。 使用済粉末樹脂貯蔵タンク、クラッドストラスラタンクについては、これまでの発生実績を踏まえた貯蔵量予測により、貯蔵する十分な空き容量があることを確認したため、第一号の基準への適合性に影響を及ぼさない。 廃液スラッジ貯蔵タンク及び床ドレンスラッジ貯蔵タンクについては、貯蔵量が少なく、また、休止設備「助材型ろ過装置」（機器ドレン処理系及び床ドレン処理系）の撤去により廃棄物を新たに受け入れないことから、貯蔵する十分な空き容量があることを確認したため、第一号の基準への適合性に影響を及ぼさない。 濃縮廃液貯蔵タンク、使用済粉末樹脂貯蔵タンク、使用済樹脂貯蔵タンク、クラッドストラスラタンク、廃液スラッジ貯蔵タンク及び床ドレンスラッジ貯蔵タンク的设计を変更しないことから、第二号及び第三号の基準への適合性に影響を及ぼさない。 固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵する固体状の放射性廃棄物はドラム缶等に詰めていること、使用済粉末樹脂を貯蔵する使用済粉末樹脂貯蔵タンク及び非助材型ろ過装置から発生する廃スラッジを貯蔵するクラッドストラスラタンクを設置する施設

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	休止設備の撤去に関する適合性確認結果
<p>3 前条第二項の規定は、流体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備が設置される放射性廃棄物処理施設について準用する。この場合において、「流体状の放射性廃棄物を処理する設備」とあるのは「流体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備」と読み替えるものとする。</p>	<p>は、漏えい拡大防止のための設備（漏えい検出器，独立した区画内での設置，設備周辺の堰等）設置しているため，第2項の基準への適合性に影響を及ぼさない。</p>

休止設備の撤去後，残存する主な設備の概要

1. 減容固化設備及びセメント混練固化装置の概要

(1) 減容固化設備（図 7 参照）

濃縮廃液を，乾燥装置により水分を除去し乾燥させた後，造粒装置によって粒状に圧縮成形し，減容固化体（ペレット）に処理するための設備。

(2) セメント混練固化装置（図 8 参照）

減容固化設備で製作した減容固化体（ペレット）を粒径約 1mm～2mm 程度に粉碎し，セメント及び添加水とともにドラム缶に供給し，ドラム缶内で混練して均質固化体を製作するインドラムミキシング方式の固化装置。

2. 非助材型ろ過装置（機器ドレン処理系）の概要（図 3 参照）

非助材型ろ過装置は，電磁ろ過器及び超ろ過器（透過方式）で構成されている。

廃液収集タンクから，電磁ろ過器供給タンクへ機器ドレン廃液を受け入れた後，電磁ろ過器で磁性懸濁物を除去する。その後超ろ過器供給タンクに送り，廃液中に含まれる微細懸濁物を除去し，超ろ過膜により清澄な処理水だけが透過する。

3. 再生廃液処理系への移送（床ドレン処理系）の概要（図 4， 9， 10 参照）

再生廃液処理系へ移送し，廃液中和タンクにて中和した廃液を濃縮，蒸留処理する。

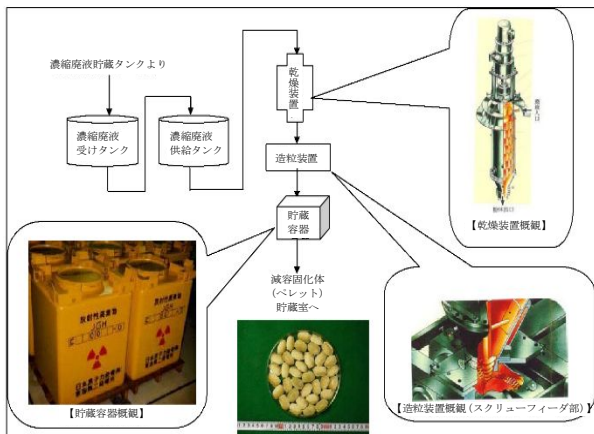


図7 減容固化設備の概要図

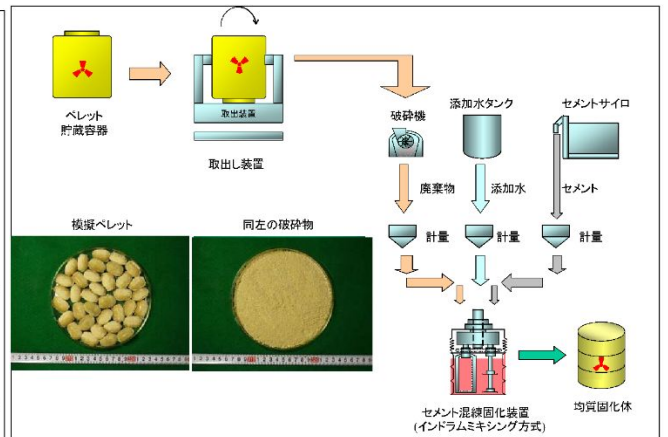


図8 セメント混練固化装置の概要図

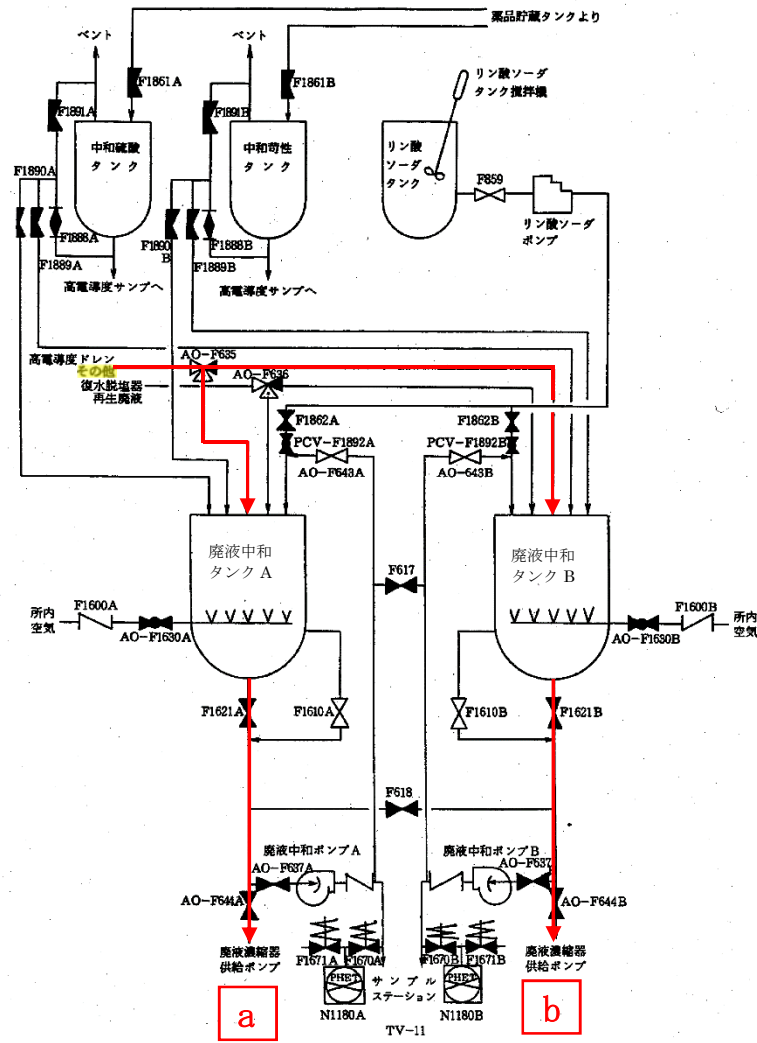
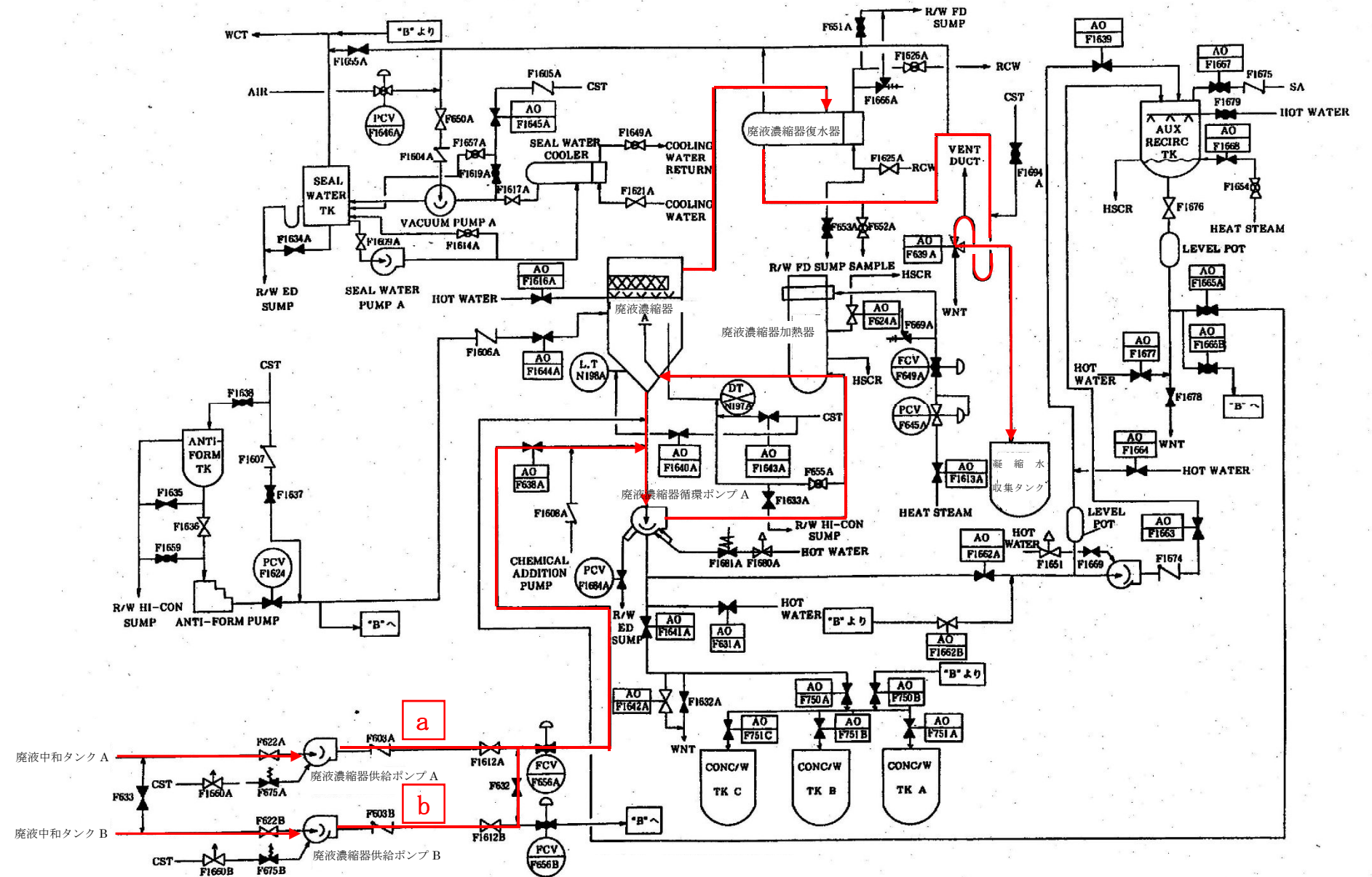


図9 床ドレン処理系（高電導度ドレン系）系統図



赤線：床ドレン廃液の流れ

図10 床ドレン処理系（再生廃液処理系）系統図

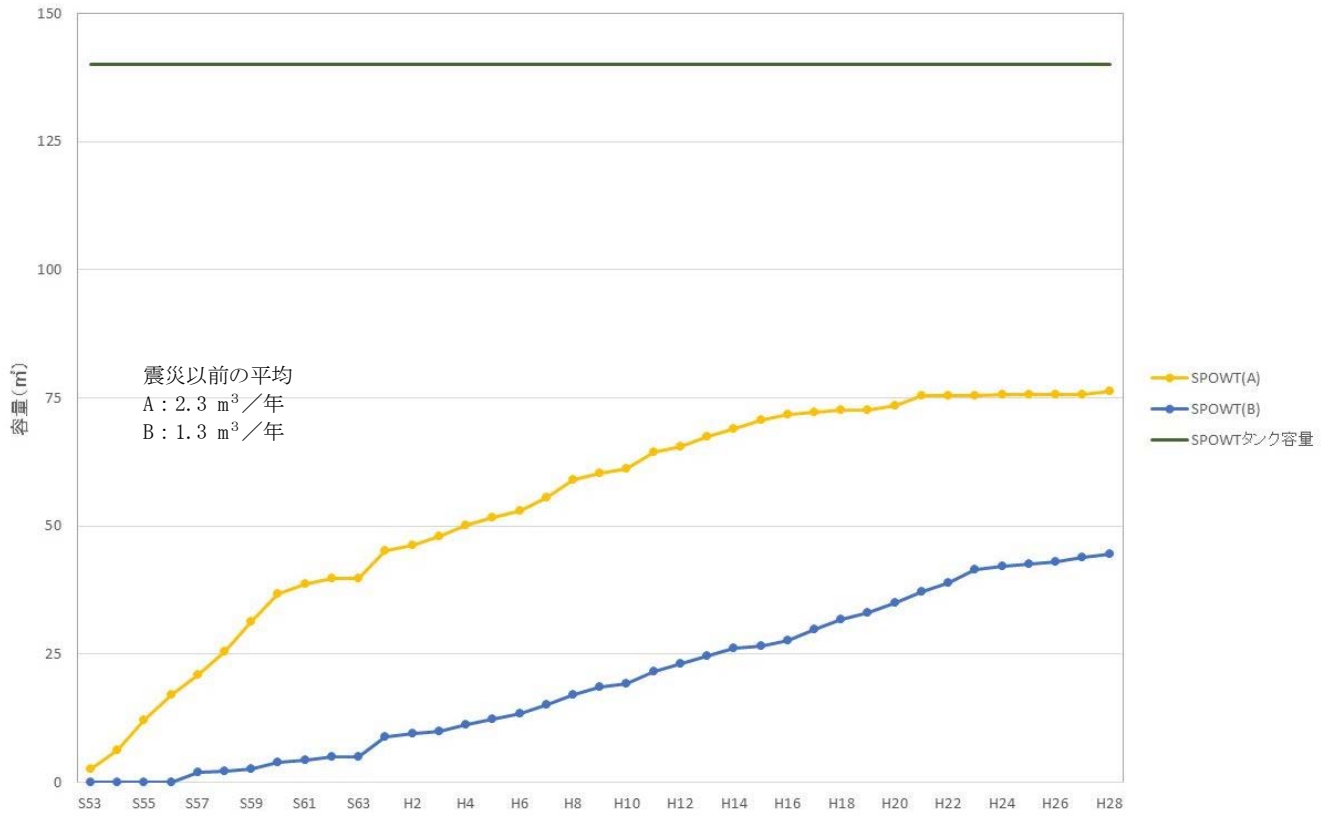


図 11 使用済粉末樹脂貯蔵タンク受入れ実績

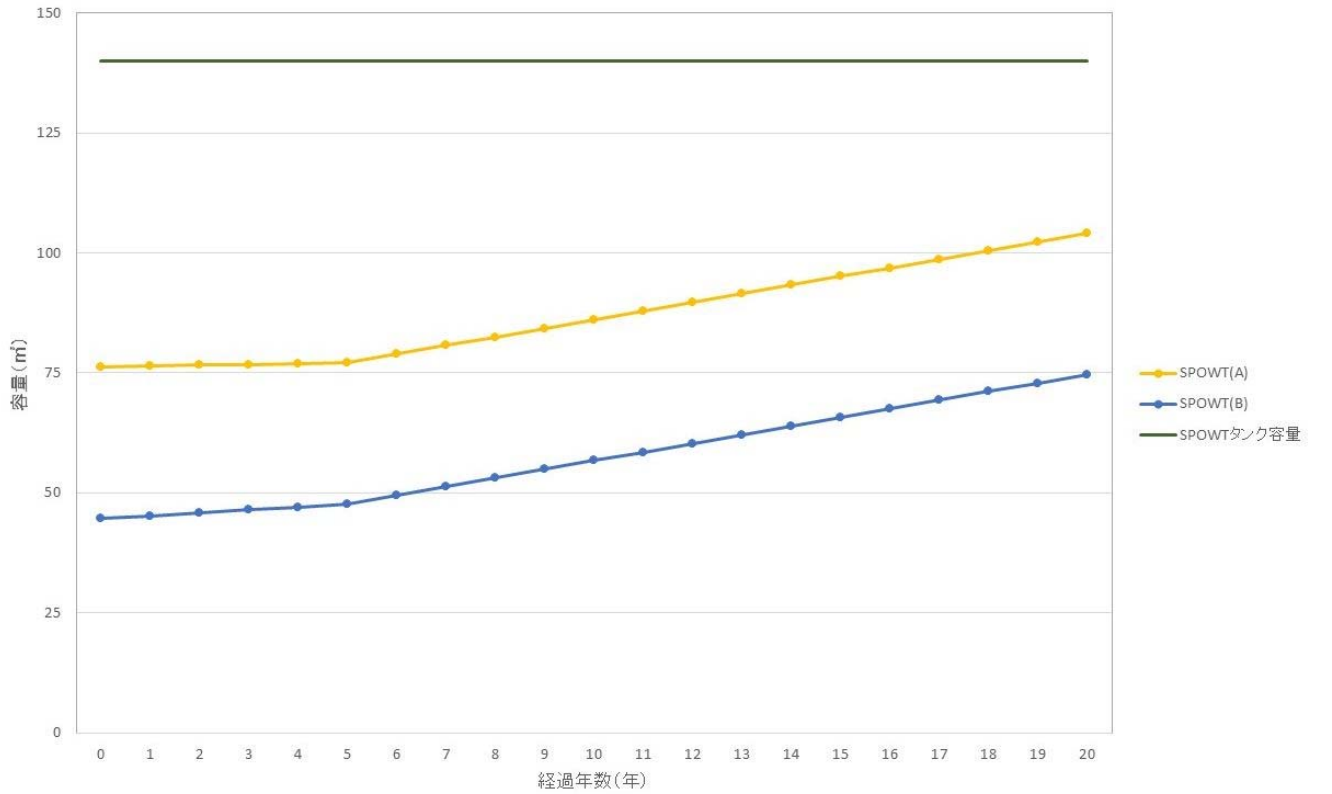


図 12 使用済粉末樹脂貯蔵タンク貯蔵量予想

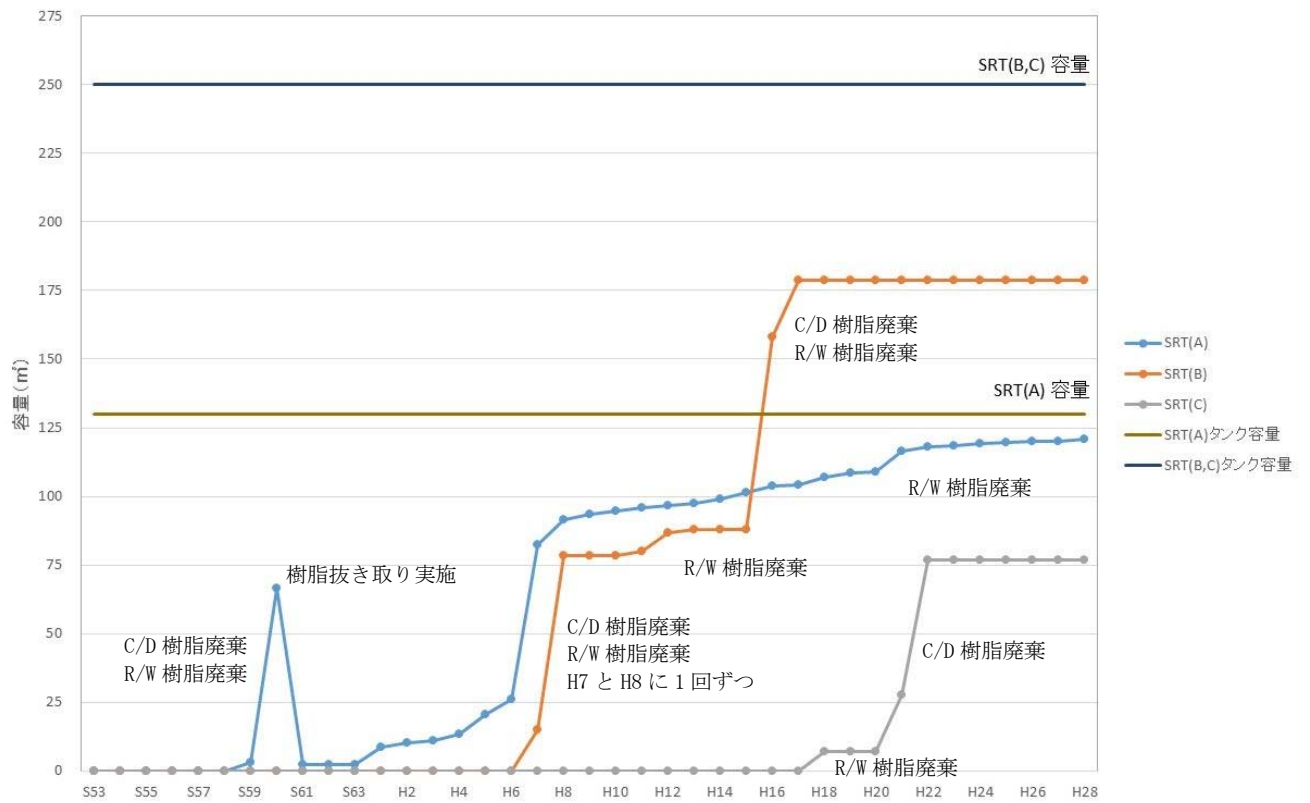


図 13 使用済樹脂貯蔵タンク受入れ実績

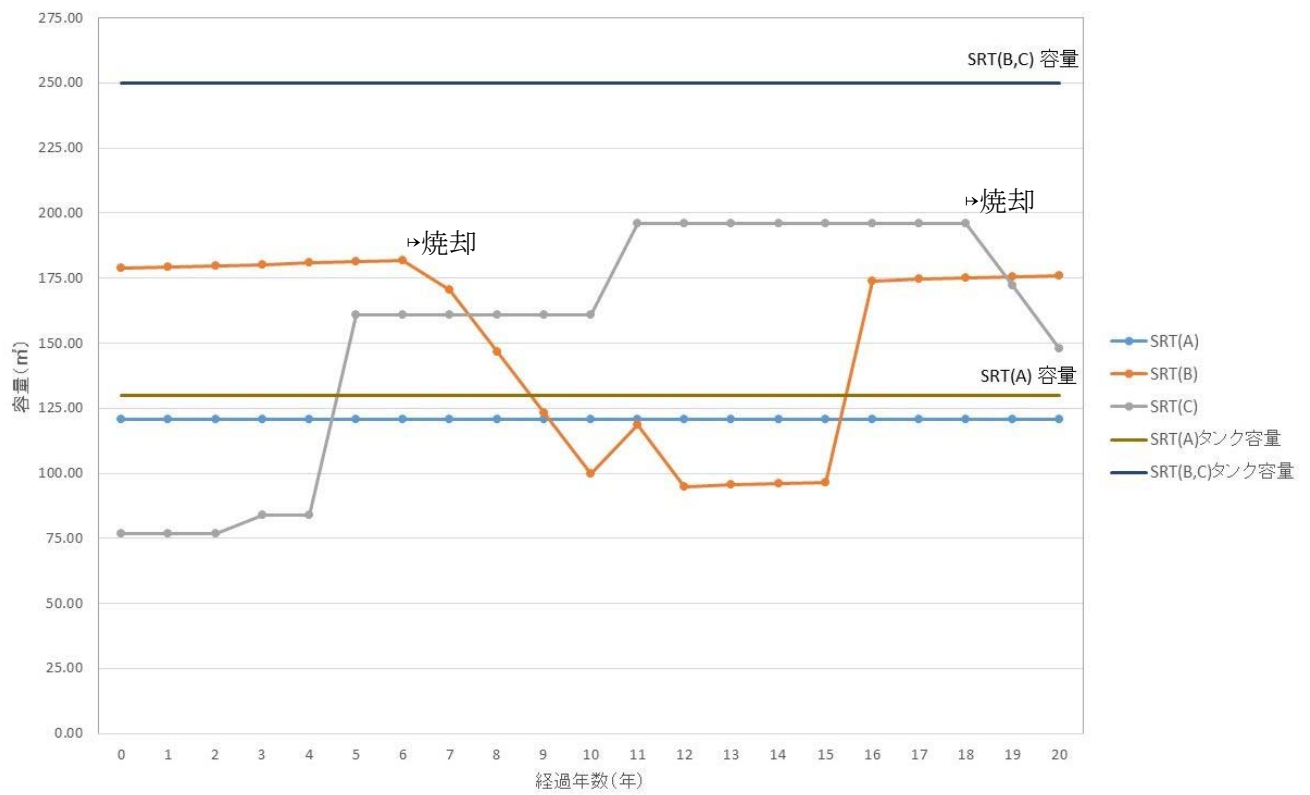


図 14 使用済樹脂貯蔵タンク貯蔵量予測

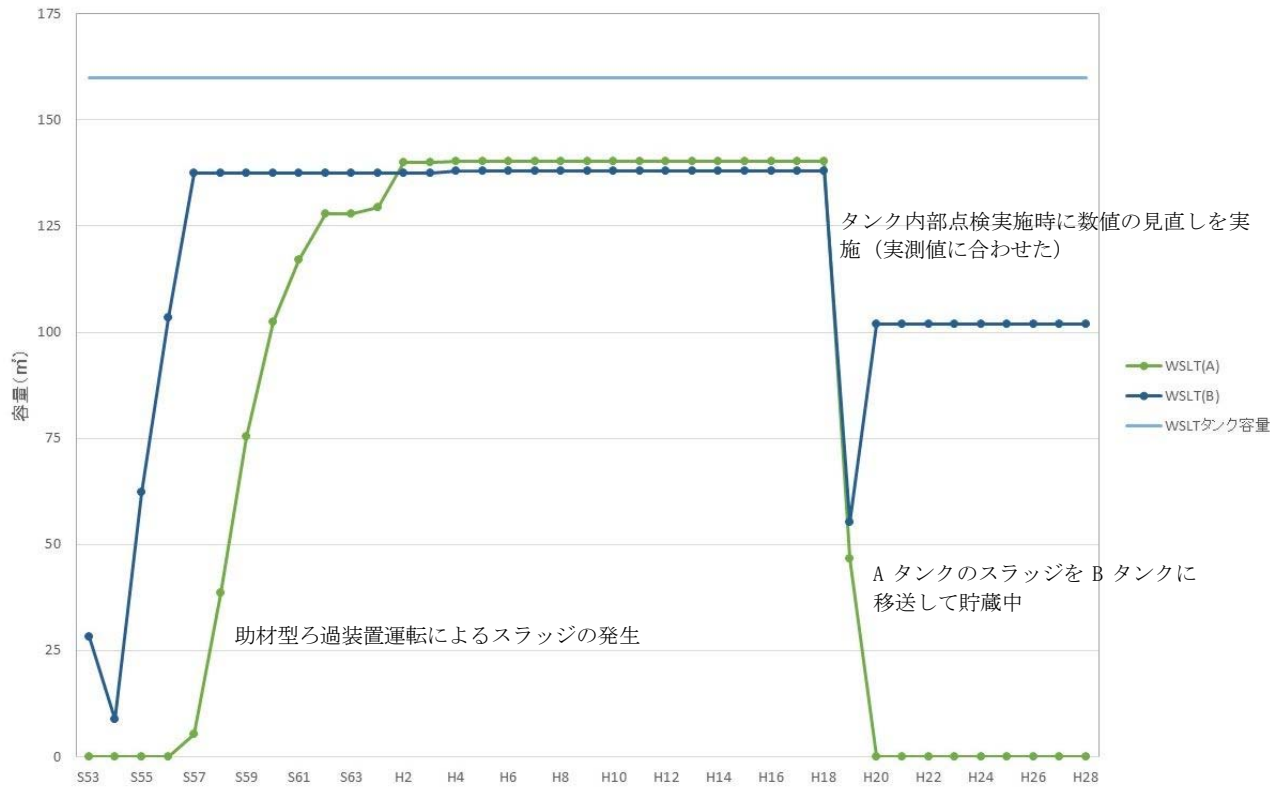


図 15 廃液スラッジ貯蔵タンク受入れ実績

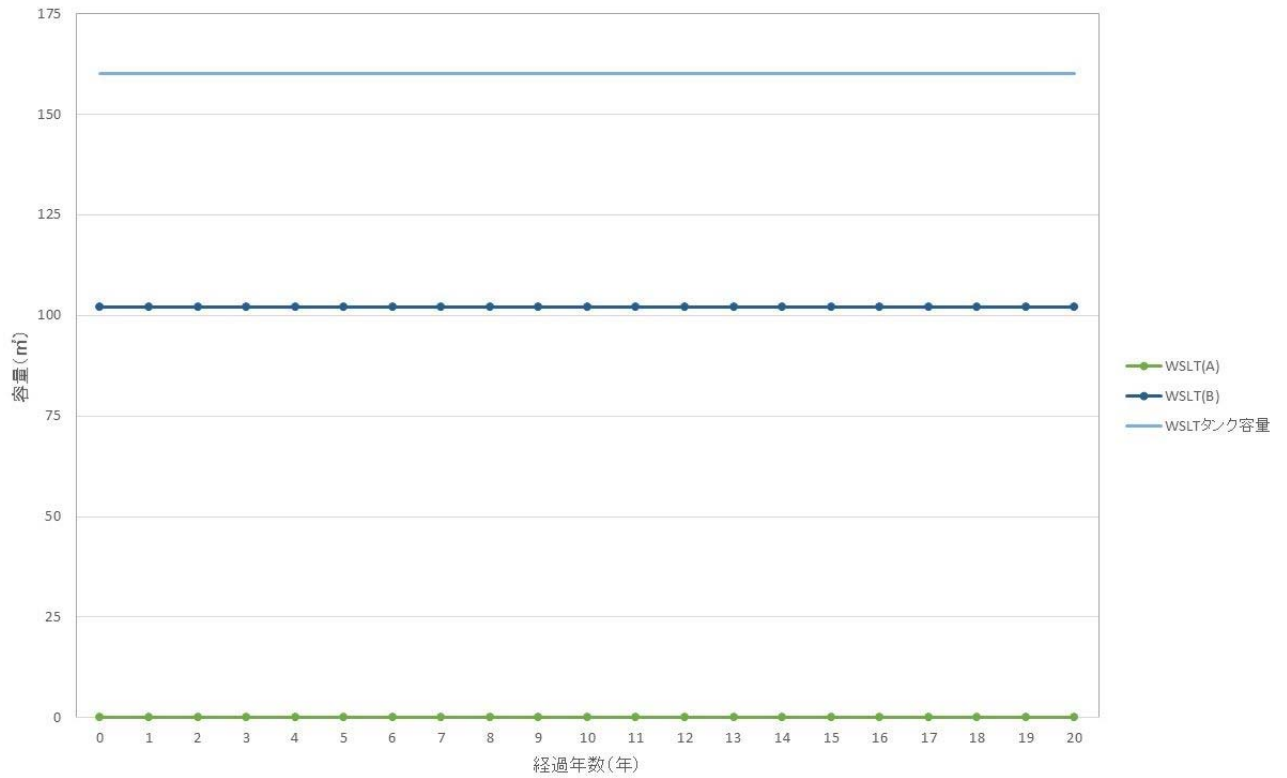


図 16 廃液スラッジ貯蔵タンク貯蔵量予測

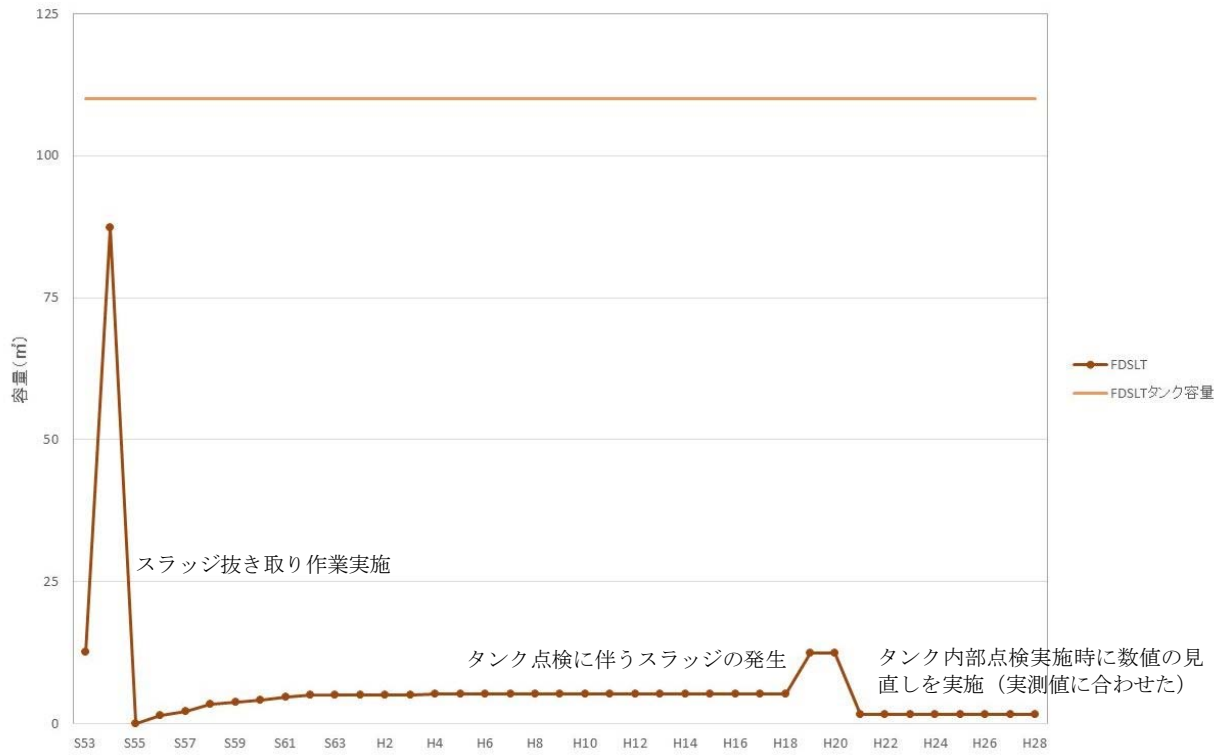


図 17 床ドレンスラッジ貯蔵タンク受入れ実績

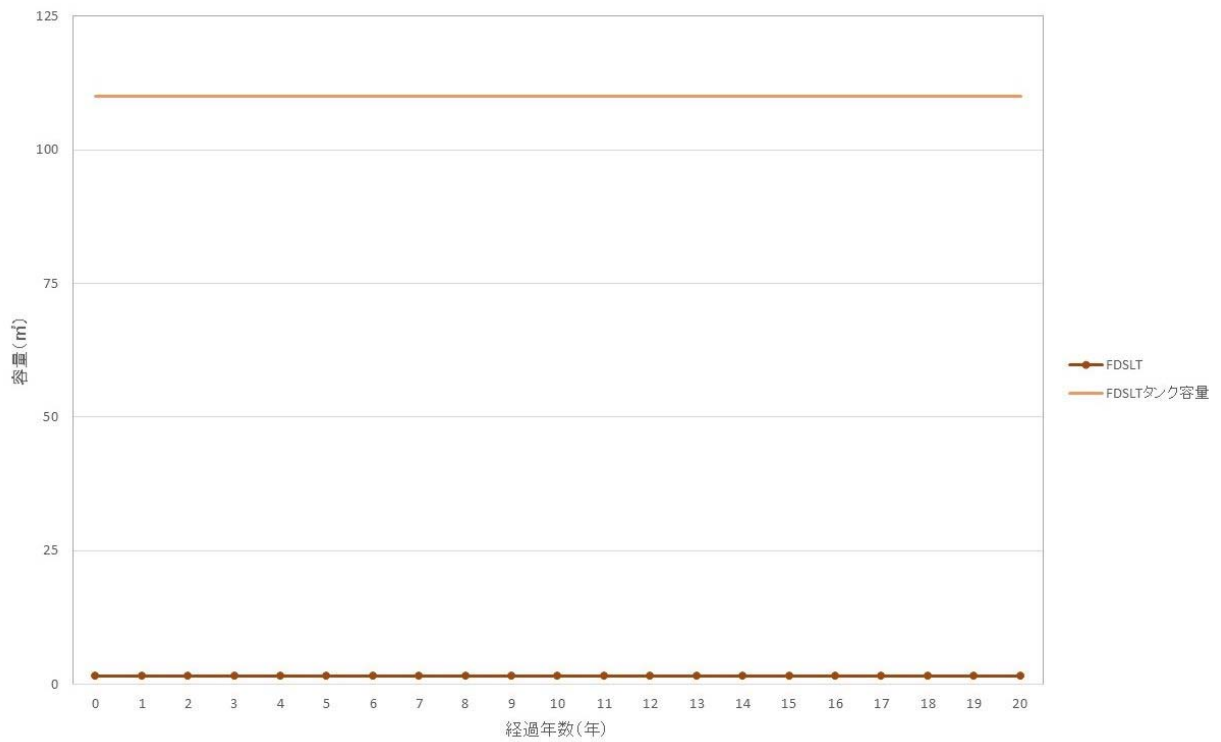


図 18 床ドレンスラッジ貯蔵タンク貯蔵量予測

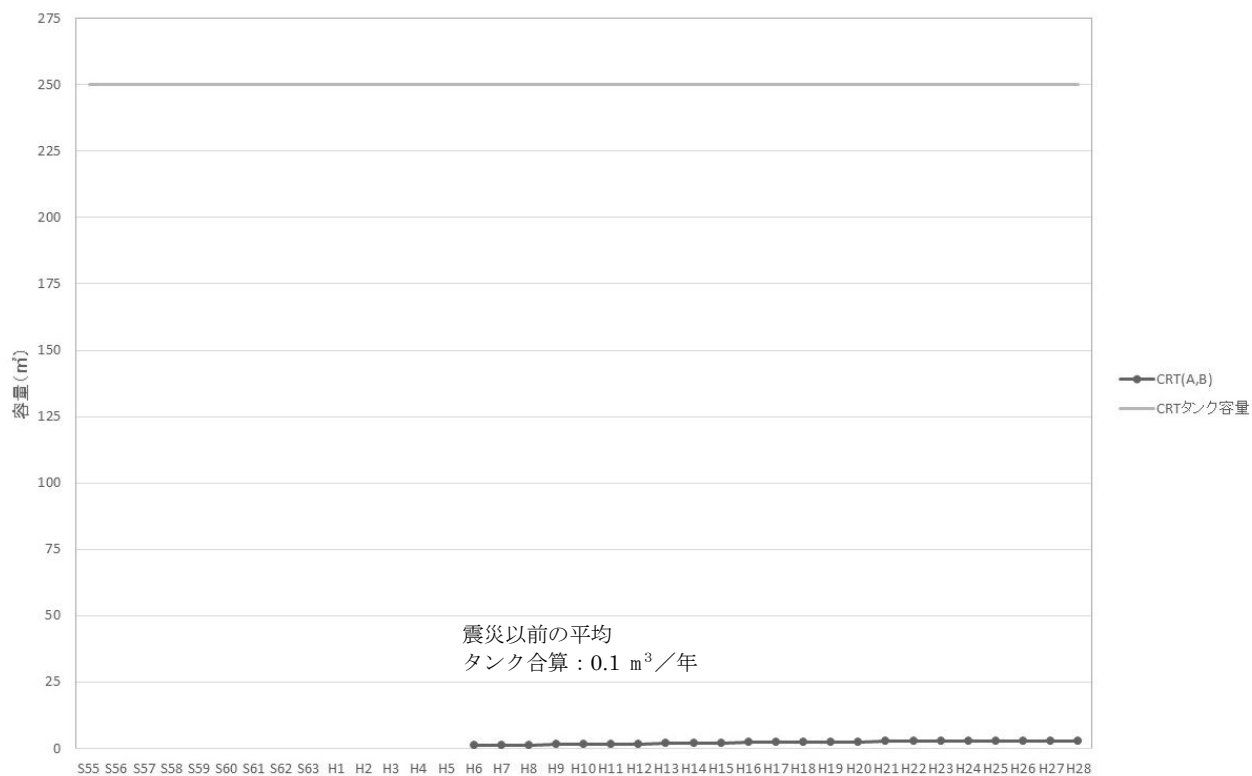


図 19 クラッドスラリタンク受入れ実績

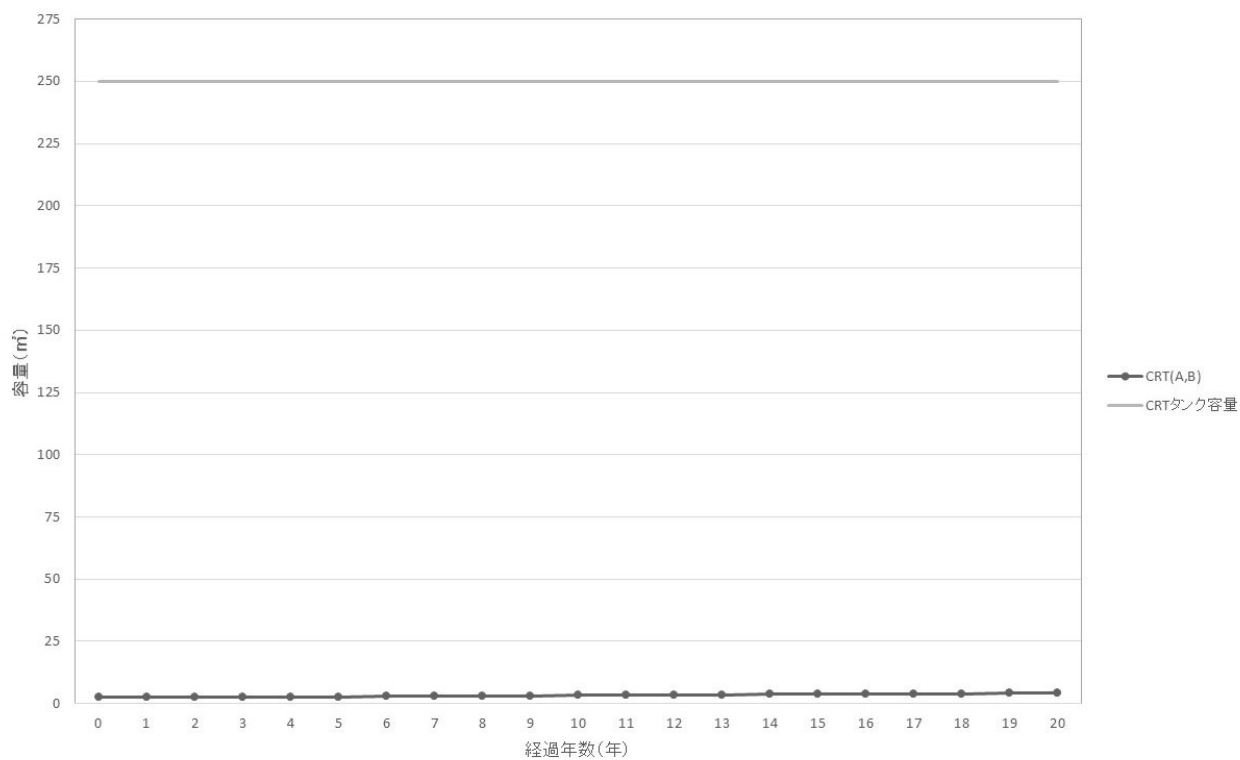


図 20 クラッドスラリタンク貯蔵量予測

表5 各タンクの容量と廃棄物発生量

タンク	略称	タンク容量(m ³)	保管廃棄物	今後の発生予想量
使用済樹脂貯蔵タンク (A)	SRT (A)	約 130	<ul style="list-style-type: none"> ・復水脱塩器から発生する使用済粒状樹脂 	<p>約 70 m³ / 5 年 (復水脱塩器 10 塔分)</p> <p>樹脂の性能劣化を考慮し約 5 サイクルで交換する計画。</p>
使用済樹脂貯蔵タンク (B)	SRT (B)	約 250	<ul style="list-style-type: none"> ・機器ドレン処理系脱塩器から発生する使用済粒状樹脂 	<p>約 7 m³ / 5 年</p> <p>樹脂の性能劣化を考慮し約 5 サイクルで交換する計画。</p>
使用済樹脂貯蔵タンク (C)	SRT (C)	約 250	<ul style="list-style-type: none"> ・凝縮水脱塩器から発生する使用済粒状樹脂 	<p>約 0.5 m³ / 年</p> <p>樹脂の性能劣化に伴い交換。過去実績より算出。</p>
使用済粉末樹脂貯蔵タンク (A)	SPOWT (A)	約 140	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉冷却材浄化系及び燃料プール冷却浄化系フィルタ脱塩器から発生する使用済粉末樹脂 	<p>約 3.6 m³ / 年</p> <p>樹脂の性能劣化に伴い交換。過去実績より算出。</p>
使用済粉末樹脂貯蔵タンク (B)	SPOWT (B)	約 140	<ul style="list-style-type: none"> ・助材型ろ過装置から発生する廃スラッジ 	<p>助材型ろ過装置 (機器ドレン系) の撤去により発生しない</p>
廃液スラッジ貯蔵タンク (A)	WSLT (A)	約 160	<ul style="list-style-type: none"> ・助材型ろ過装置から発生する廃スラッジ 	<p>助材型ろ過装置 (床ドレン系) の撤去により発生しない</p>
廃液スラッジ貯蔵タンク (B)	WSLT (B)	約 160	<ul style="list-style-type: none"> ・助材型ろ過装置から発生する廃スラッジ 	<p>助材型ろ過装置 (床ドレン系) の撤去により発生しない</p>
床ドレンスラッジ貯蔵タンク	FDSLT	約 110	<ul style="list-style-type: none"> ・非助材型ろ過装置から発生する廃スラッジ 	<p>約 0.09 m³ / 年</p> <p>非助材型ろ過装置性能低下に伴い洗浄。過去実績より算出。</p>
クランプドスラリタンク (A)	CRT (A)	約 250	<ul style="list-style-type: none"> ・非助材型ろ過装置から発生する廃スラッジ 	<p>約 0.09 m³ / 年</p> <p>非助材型ろ過装置性能低下に伴い洗浄。過去実績より算出。</p>
クランプドスラリタンク (B)	CRT (B)	約 250	<ul style="list-style-type: none"> ・非助材型ろ過装置から発生する廃スラッジ 	<p>約 0.09 m³ / 年</p> <p>非助材型ろ過装置性能低下に伴い洗浄。過去実績より算出。</p>

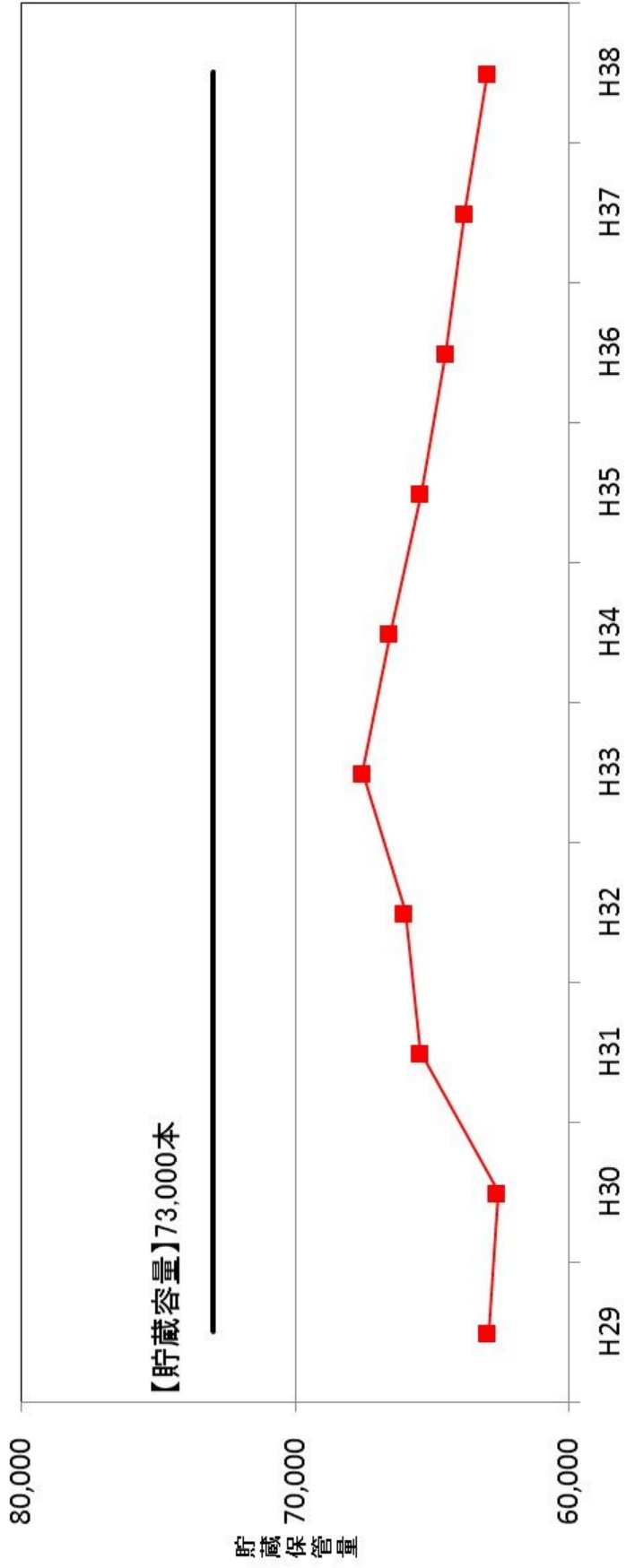


図 21 固体廃棄物貯蔵庫（東海発電所と共用）の貯蔵保管量予測